

福岡市 P F I ガイドライン

(第 1 版)

平成 1 3 年 7 月

福 岡 市

目 次

はじめに

第 1 部 基本的考え方

1. P F I の手法の特徴	
1.1 P F I とは.....	1
1.2 P F I 手法の意義.....	1
1.3 P F I 手法の基本特性.....	2
1.4 従来方式と P F I 事業方式の主な違い.....	3
1.5 P F I 手法の事業形態.....	4
1.6 P F I 事業の位置付け.....	8
1.7 導入効果.....	9
2. 取組方針	
2.1 基本姿勢.....	11
2.2 今後の検討課題.....	13
3. 実施手続きと実施体制	
3.1 実施手続き及び手続きの標準的な期間.....	14
3.2 実施体制.....	17
4. P F I 検討対象事業の抽出	
4.1 抽出の過程.....	19
4.2 ロングリストの客観的絞り込み基準.....	22
4.3 民間発案への取組み.....	23
5. 公共性の確保	
5.1 説明責任.....	24
5.2 継続性.....	27
5.3 最低限の公共関与.....	28
6. 民間活用効果の最大化	
6.1 競争性の確保.....	29
6.2 性能発注.....	29
6.3 契約の考え方.....	30
6.4 民間資金の活用.....	37

第2部 手続マニュアル

1. 導入手続き

1.1	対象事業の抽出・公表.....	39
1.2	P F I 化の検討.....	48
1.3	実施方針の作成・公表.....	50
1.4	特定事業の選定.....	54
1.5	募集準備.....	56
1.6	公募（公告）.....	69
1.7	事業者の選定・公表.....	72
1.8	契約.....	78
1.9	事業の実施・モニタリング.....	86
1.10	事業の終了・事後評価.....	91

2. P F I 導入の標準的なフロー..... 94

3. P F I 事業計画書（O B C）の作成マニュアル

3.1	O B C 作成の目的.....	102
3.2	O B C の作成内容及び手順.....	102
3.3	O B C 作成上の留意点.....	103
3.4	O B C の検討内容.....	103
3.5	事業管理計画書の作成.....	141

あとがき

< 参考 >

・関連資料

関連資料 1	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）（平成 11 年 7 月 30 日成立 9 月 24 日施行 法律第十七号）.....	資料 - 1
関連資料 2	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（P F I 基本方針）（平成 12 年 3 月 13 日 総理府告示第 11 号）.....	資料 - 12
関連資料 3	自治省通知（自治画第 67 号 平成 12 年 3 月 29 日）.....	資料 - 21
関連資料 4	P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日 P F I 推進委員会）.....	資料 - 32
関連資料 5	P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成 13 年	

	1月22日 PFI推進委員会)	資料 - 44
関連資料 6	行政関与の基準(平成8年12月16日 行政改革委員会)	資料 - 55
関連資料 7	公物管理法.....	資料 - 67
関連資料 8	第2次福岡市行財政改革大綱(平成11年11月 福岡市)	資料 - 79

・索引

はじめに

我が国の社会経済状況は今なお停滞しており、本市においても、市税収入の鈍化や行政需要の量的拡大などに伴い、今後も厳しい財政状況が予測されるため、質の高い豊かな市民生活を実現するためには、これまでの様な行財政改革にとどまらず、民間の力を引き出し、官民それぞれの能力を活かした役割分担による補完・協調的なパートナーシップのもとに、効率的な資源配分に努める方策が必要となってきた。

P F I手法は、公共政策の効率性、有効性、経済性を追求する新たな手法として、英国をはじめ諸外国で活用されてきており、現下の社会経済状況を踏まえた最小費用による最大効果を発揮する手法として有効な手法である。

国においては、P F I手法に関して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日成立 9 月 24 日施行法律第 117 号）」や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）」が策定されている。

本市においては、これまで P F I手法導入に向けての調査研究を行うとともに、「福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業」を P F I事業として実施しており、これまでの調査や経験を踏まえ、P F I事業を推進する上で必要となる P F I導入に関する「本市としての基本的な考え方」や「標準的な手続事項や留意点」などについて体系的なとりまとめを行い、本ガイドラインを作成したものである。

本ガイドラインは、P F I市場の活性化を図るとともに、P F I事業を迅速・適切に実施するため、本市職員及び本市の P F I事業に関わる民間事業者向けに作成したものである。また、本ガイドラインに沿った P F I事業としてメリットの可能性がある事業の有効性に関する検討を通して、「最適な事業手法の決定」や「官民協力による最良の事業実施」を行っていくものである。

なお、P F I手法導入の初期段階である現時点においては、制度的な不整合など様々な検討課題が残っているため、本ガイドラインは現時点において整理でき得る内容として取りまとめを行ったという意味で第 1 版として公表を行うものであり、P F I事業の実施状況、P F I事業推進上の環境整備の状況、課題に関する必要な内容の見直し状況などに伴い、必要に応じてガイドライン内容の改善・充実を図っていくものである。

第 1 部 基本的考え方

1. P F I 手法の特徴

1.1 P F I とは

P F I (Private Finance Initiative) とは、民間セクターの資金調達能力、技術的能力、経営能力など多様なノウハウを活用し、公共政策を実施する手法である。また、公共施設等の建設、維持管理、運営等をより包括的に民間に委ね、一般的に十年以上となる長期契約において発生するリスクを官民で適切に分担し、良質で低廉な公共サービスの提供を実現する官民の新たなパートナーシップの構築を前提とした手法である。

このため、良質低廉な公共サービスの安定した提供と、民間の力を引き出すための採算性の確保の 2 つの相反する目的が両立する時に、成立する手法である。

1.2 P F I 手法の意義

P F I 手法は、市場機能の有効活用や、評価制度の導入などにより行政運営の効率化・活性化を図る N P M¹の一翼を担う有力な手段と考えられる。

特に、効率的かつ有効な公的資源配分に寄与する事業手法と考えられる。

そのため、従来の行政システムの効率性向上への対応や厳しい財政状況下における行政需要の増大への対応など、行政が抱える諸問題の改善に期待できる事業手法であり、公共サービスにおける経済性 (Economy)、有効性 (Effectiveness)、効率性 (Efficiency) の 3 E を達成する行政改革手段のひとつとして、活用意義がある手法である。

また P F I 手法は、単に民間などから資金調達を行い、事業費の低減化や平準化を行うためだけの手法ではなく、公共サービス提供に関わる事業費の削減に加え、採算性向上のための民間主体の付加機能の追加などによって、市民にとっては、より良質で利便性の高いサービス提供を実現する手法である。

¹ ニュー・パブリック・マネジメント (N P M ; New Public Management) は、1980 年代半ば以降、英国・ニュージーランドなどのアングロサクソン系諸国を中心に行政実務の現場を通じて形成された革新的な行政運営理論であり、その後世界各国に波及した概念である。基本的には、民間経営の理念、手法をできる限り多く行政運営に取り入れるものである。

1.3 P F I手法の基本特性

(1) 市場メカニズムに基づく事業手法

性能発注や競争性を前提とした市場メカニズムを活用して、民間の創意工夫が最も図られた提案に基づき、公共サービスを調達することが可能となる事業手法である。

(2) 官民の明確・適切なリスク分担を前提とした事業手法

行政が殆どのリスクを負担していた従来手法に対し、P F I手法では、リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方を前提に、官民のリスク分担²を明確かつ適切に行い、官民それぞれの役割を契約で規定する事業手法である。

(3) ライフサイクル全体の効率性を評価指標とする事業手法

設計、建設、資金調達、運営、維持管理の一部又は全部を包括的に民間セクターに委ね、事業の開始から終了に至るまでのライフサイクル全体において、バリュー・フォー・マネー（V F M）³の追求により効率的な公共サービスの提供が実現され、財政負担の軽減が可能となる事業手法である。

図 1 V F Mの構成要素

$$\begin{array}{c}
 \text{市民満足度} \\
 \parallel \\
 \text{アウトカム(成果)} \\
 \parallel \\
 \text{インプット(投入資源)} \\
 \parallel \\
 \text{税金}
 \end{array}
 = \frac{\text{アウトカム(成果)}}{\text{インプット(投入資源)}}
 = \frac{\text{アウトカム(成果)}}{\text{アウトプット(機能)}} \times \frac{\text{アウトプット(機能)}}{\text{インプット(投入資源)}}$$

|| 有効性
相乗効果
|| 効率性

福岡市・J P F⁴作成

² リスクとは、事業の実施にあたり、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等様々な予測できない事態により、損失等が発生する可能性のことである。リスク分担とは、建設、維持管理、運営などライフサイクル全体において、リスクに対する処理責任の所在を官民全ての関係者間で適切に分担することである。

³ V F Mとは、同一コストを前提とした場合、最も価値の高い公共サービスを提供することであり、または同一水準のサービス確保を前提とした場合、最も安価に公共サービスを提供することである。すなわち、公共サービスの調達における、税金等を原資とする財源の最も効率的な資源配分を意味し、図 1に示す様に、特定の公共サービスの調達手段における「有効性」と「効率性」の相乗効果として表される。「第 2 部 3.4(5) V F Mの検討」(p.133)を参照。

⁴ J P F：株式会社日本プロジェクトファイナンス

1.4 従来方式⁵とPFI事業方式の主な違い

(1) 事業手法の検討

従来方式においては、「請負発注」、「段階別・工種別発注」⁶が原則であるが、PFI事業方式においては、「包括的発注」⁷を基本とした長期契約が原則であるため、「VFMに基づくライフサイクルコスト⁸の検討」など、新たな検討経費や検討期間が必要となる。

(2) 管理運営主体

従来方式においては、事業の継続責任及び事業の包括的執行責任を公共セクターが担ったまま民間事業者に業務を委託する「業務委託」が原則であるが、PFI事業方式においては、民間事業者に事業の包括的執行責任を委ねる「管理委託」が原則となるため、民間の創意工夫のインセンティブが働き効率性を誘導することができる。

(3) 支援措置

従来方式においては、発注する契約内容の中に支援措置という概念は一般的にないが、PFI事業方式においては、VFMの範囲内であれば、民間事業者の受注が可能となるような支援措置の設定により民間事業者の事業参画を誘導し、良質なサービスの確保を担保することがあり得る。

(4) 契約方式

従来方式においては、「仕様発注」による契約や、価格のみで入札等を行うことが原則であるが、PFI事業方式においては、民間ノウハウの活用を図るため、「性能発注」を原則として、価格以外の要素を加味した総合評価方式を採用することが一般的である。

(5) リスク分担

従来方式においては、リスクは基本的に行政が負担することとし、不確実性が高いリスクについては、その発生時に契約当事者間で協議する契約が一般的であるが、PFI事業方式においては、契約期間において発生するリスクを契約時に詳細に明確化し、リスクの一部を民間に移転させるとともに、官民の役割分担により不確実性の排除を行い、トラブルの発生を未然に防ぐことを基本としている。

⁵ 従来方式とは、現在採用されている事業方式のうち公共セクターが直接事業を行う方式のこと。

⁶ 段階別・工種別発注とは工事期間を分割したり、工区を分割したり、土木・建築・設備等といった工種を分割して事業を発注すること。

⁷ 包括的発注とは、特定の受注者に工事期間、工区、工種を区別しないで一括発注するとともに運営・維持管理などを含めて発注する方式である。

⁸ ライフサイクルコスト(LCC: Life Cycle Cost)とは、建設、運営、管理など事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値のことである。

(6) 情報公開

従来方式においては、入札に関する必須情報の公表や情報公開制度に基づく情報の提供などが主流であったが、PFI事業方式においては、各手続段階における「基準」、「方法」、「結果」などの公表を行い、公共サービスの提供における「客観性」、「公正性」、「透明性」を確保することになる。

1.5 PFI手法の事業形態

(1) 公共施設等の管理者等

PFI事業は、民間事業者に管理委託として、より包括的に事業を委ねることが基本であるが、あくまで公共政策であり、PFI事業を民間事業者に実施させようとする公共施設等の管理者等である公的主体は、下記に掲げる者が担う（「関連資料 1.【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）】第3条」を参照）。

- 国（各省庁の大臣）
- 地方公共団体の長
- 特殊法人等の公共法人

(2) PFI法の対象施設

PFI法⁹第2条に挙げられている下記公共施設等がPFI法の対象施設である。

1) 公共施設

道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等

2) 公用施設

庁舎、宿舍等

3) 公益的施設

公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等

4) その他の施設

情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設等

⁹ 平成11年7月30日成立、9月24日施行法律第百十七号「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

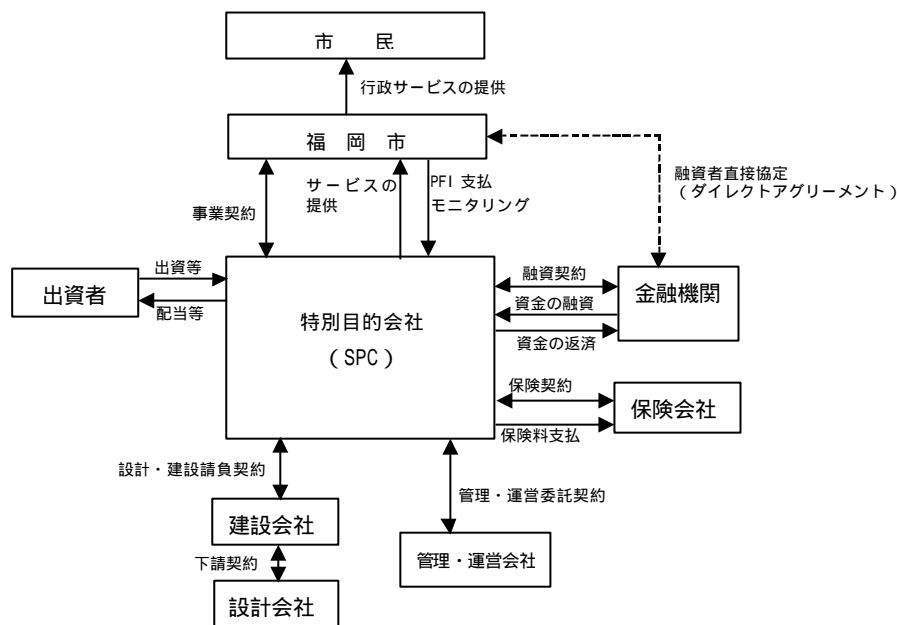
(3) P F Iの仕組み

1) 事業スキーム

P F Iには、様々な事業スキームが考えられ、個々の事業の性格により、それぞれに適した事業スキームの適用を図る必要がある。

なお、図 2は特別目的会社（S P C）¹⁰の設立によってP F I事業を実施していく場合の事業スキームの一例としての概念図である。

図 2 P F Iの事業スキーム例



福岡市・P C K K¹¹作成

2) 事業類型

下記に示した事業類型は、事業スキームの把握を目的として「公共関与の形態」や「事業資産の所有形態」の側面から分類でき得る特徴である。

個々のP F I事業のスキームを適切に構築する上で、当該事業類型を参考とすることが有益である。

公共関与の形態からの分類

サービス購入型

民間事業者が独自に資金を調達して、施設や資産の設計、施工、維持管理及び運営（サービスの提供）を行い、公共セクターが公共サービス購入の対価として支払

¹⁰ 特別目的会社（S P C ; Special Purpose Company）とは、契約相手方として選定された民間事業者のグループによって設立される、事業目的などを限定した商法上の株式会社のことである。

¹¹ P C K K : パシフィックコンサルタンツ株式会社

う料金をPFI事業の事業費を賄う類型である。民間事業者側は、公共セクターからの支払収入によって、利益を含めた投資を回収することが可能と判断するとともに、公共セクター側は自らが資金調達して、施設建設を含むサービス提供を行うよりも、良質で低廉なサービスが安定的に実現可能と判断した場合に成立する。英国の代表例としては、「病院」、「庁舎」、「公的住宅」、「情報システム」などがある。

独立採算型

民間事業者が独自に資金を調達して、施設や資産の設計、施工、維持管理及び運営（サービスの提供）を行い、サービスの利用者からの直接的な対価の支払によって、利益を含めた投資を回収し、公共セクターの支出が生じない類型である。公共セクターは、行政的な許認可の付与やサービス水準の規定など、公共性の確保に関する処理のみを行い、財政的な関与は行わない。公共セクターが、サービスの利用者にとって、良質かつ低廉なサービスが提供可能と判断し、民間事業者が、独立採算的にサービスの提供が可能と判断した場合に成立する。英国の代表例としては、「有料橋」などがある。

ジョイントベンチャー型

民間事業者による施設や資産に対する投下資本の回収を、受益者からの対価支払だけでは賄うことができずと見込まれる場合に、当該事業の公共性を考慮して、民間事業者の経営基盤強化の目的ではなく、公共セクターが一定の財政負担をすることによって、民間事業者のサービスの提供を可能にする類型である。公共セクターが、サービスの利用者に良質かつ低廉なサービス提供が可能であり、かつそれに要するコストが、発生する便益を上回らないと判断し、民間事業者が当該サービスの提供によって、利益も含めた投資回収が可能と判断した場合に成立する。英国の代表例としては、「都市の再開発」や「鉄道事業」などがある。

事業資産の所有形態からの主な分類

BOT (Built Operate Transfer) 型

民間事業者が、独自に資金を調達して、施設や資産の設計・施工を行い、当該施設・資産を一体的に所有し、維持管理及び運営（サービスの提供）を行い、サービスの対価としての公共セクターからの支払や利用者からの料金収入により、利益を含めた投資を回収して、一定の事業期間終了後、サービス提供に必要となる全ての施設・資産を、公共セクターに対して譲渡する類型である。民間事業者による事業資産の一体的な所有が制度上可能な場合に成立する。

BTO (Built Transfer Operate) 型

民間事業者が独自に資金を調達し、施設や資産の設計・施工を行い、サービス提

供に必要な施設・資産を完成させ、ただちに公共セクターに所有権を移転する。公共セクターは当該施設・資産を一体的に所有し、民間事業者は、それを利用してサービスの提供を行い、公共セクターあるいはサービス利用者からの直接的あるいは間接的な支払によって、一定の期間内に利益を含む投資回収を行う類型である。わが国におけるBTO方式の投資回収としては、民間事業者が施設整備後、即公共セクターに施設の所有権を移転し、施設整備に関わる対価を長期にわたり分割して受け取るいわゆる割賦販売方式や、民間が施設整備後その施設を公共セクターに「負担付き寄付」¹²というかたちで所有権を移転し、見かえりに施設を使用した営業権（事業の収益権と事業権の償却権）を取得する事業権方式がある。ただし、割賦販売方式には、割賦販売部分（施設整備費）に関する所有権が公共セクターに移転しているため、仮に事業期間中に民間事業者による維持管理の不履行が発生したとしても全体の契約を解除することが難しい問題や金融機関としては、施設整備費部分の支払が公共セクターから確実に行われることを想定するため事業監視のメカニズムが働きにくいなどの問題があり、その採用にあたっては十分な検討が必要である。

B O O (Built Operate Own) 型

民間事業者が独自に資金を調達して、施設や資産の設計・施工を行い、サービス提供に必要な施設・資産を完成させ、それを一体的に所有し、サービスの提供を行う。サービスの対価としての公共セクターからの支払や利用者からの料金収入により、利益を含めた投資を回収する。民間事業者は、定められた事業期間が終了しても、施設・資産を継続して所有し、公共セクターへの施設・資産の譲渡・売却は行わない。サービス提供は契約の継続あるいは、別途定める契約によって継続する類型である。

B L T (Built Lease Transfer) 型

民間事業者が独自に資金調達して、施設や資産の設計・施工を行い、サービス提供に必要な施設・資産を完成させ、それを一体的に所有し、サービス提供（施設の運営を含む）を自ら行う公共セクターに対して、その施設・資産をリース¹³する。民間事業者は、サービスの対価としての公共セクターからの支払（リース料）や利用者からの料金収入によって、利益を含めた投資を回収して、一定の事業期間終了後、サービス提供に必要となる全ての施設・資産を公共セクターに対して譲渡する類型である。ただし、わが国における土地、建物、建物付属設備又は構築物を対象とするリース取引は、税法上¹⁴売買となる。

¹² 例えばレクリエーション施設を特定の日に市民へ無料開放させるなど、公共セクターが民間事業者に何らかの負担（条件）を課した上で、営業権を民間事業者へ与えることを前提として、民間事業者から施設の寄付を受けることをいう。

そのため、建設後、即売買が行われ、B T Oとして取り扱われ、特に運営の部分が公共セクターで行われる場合はB Tとなる。

R O T (Rehabilitate Operate Transfer)型

すでに、公共セクターが既存資産を所有している場合において、民間事業者が独自に資金調達して、その施設の改善なども含めた施設更新にかかわる設計・施工、既存部分も含めた当該施設・資産の一体的所有、維持管理及び運営(サービスの提供)を行い、サービスの対価としての公共セクターからの支払と利用者からの料金収入によって、利益を含めた投資を回収して、一定の事業期間終了後、サービス提供に必要となる全ての施設・資産を、公共セクターに対して譲渡する類型である。民間事業者による事業資産の一体的な所有が、制度上可能な場合に成立する。また、制度上、一体的な所有ができない場合は、新規投資部分の所有権をただちに公共セクターに移転するR T O (Rehabilitate Transfer Operate)となる。

1.6 P F I 事業の位置付け

市が提供すべき公共サービス全体の中で、P F I 事業が、どのような事業分野に適合し効率性を発揮する事業であるのかを定性的・概念的に示したものが図 3である。

民間セクターの持つ技術的能力、経営能力、資金調達能力などのノウハウの活用により、良質低廉な公共サービスの提供を行うための民間の創意工夫に対する期待度が高ければ、民間を活用すべき事業として第 3 セクター又はP F Iで行う分野に位置付けられる。

また、長期契約が特徴であるP F I 事業においては、第 3 セクターを利用して実施する事業よりも、契約期間に発生するリスクをより明確に想定し、それらのリスクに対する官民の役割分担を契約上明確に規定する必要がある。

そのためP F I 事業は、公共サービスを提供する手段の中で、従来型の手法に比べ相対的に民間の創意工夫に対する期待度が高いだけでなく、官民のリスク分担の明確性・実現

¹³ リースとは、リース会社が、企業などが選択した機械設備等を購入し、その企業に対してその物件を比較的長期にわたり賃貸する取引をいう。リースには、リース会社が投資した資金(リース物件の取得価格、資金調達コスト、固定資産税、保険料、管理費等)のほぼ全額をリース期間中に支払うファイナンスリースとリース物件の残存価値を控除してリース料が算定されているオペレーティングリースがあり、中古市場のある自動車や工作機械などは、オペレーティングリースが多く利用され、それ以外の殆どの場合、ファイナンスリースが用いられる。ファイナンスリースは契約内容に以下の要件を含むリースをいう。

リース期間の途中で契約を解除することができない(中途解約禁止)

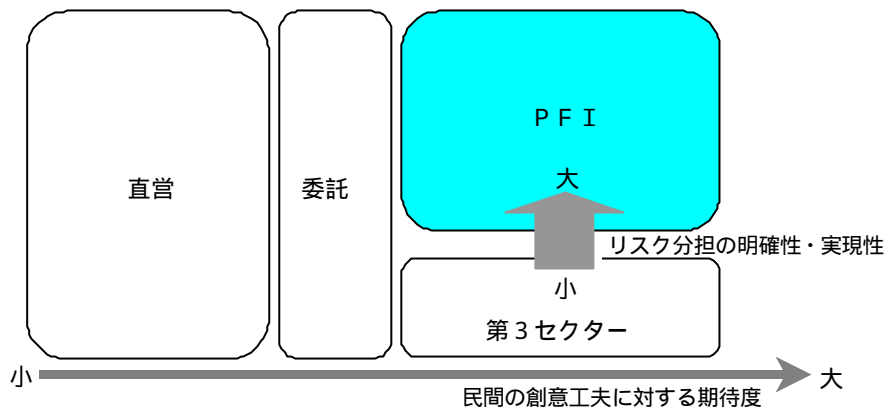
ユーザー(使用者=賃借人)は、リース会社(賃貸人)がその取引に投資した資金(機械設備等の取得価額、資金調達コスト、固定資産税、保険料、管理費など)のほぼ全額をリース期間中に支払う(フルペイアウト)

リース期間が耐用年数の70%から120%(耐用年数が10年以上の場合は60%から120%)
オペレーティングリースは、上記の要件のいずれかを含まないリースをいう。オペレーティングリースには、制限はない。

¹⁴ 昭和53年7月20日「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」(直法2-19(例規)・直所3-25 国税局長、沖縄国税事務所長あて 国税庁長官)

性が高い公共サービスの調達手法として位置付けられる。

図 3 PFI事業の位置付け



福岡市・PCKK・JPF作成

1.7 導入効果

(1) 公共セクターにおける効果

1) 良質・低廉な公共サービスの提供

PFI事業は市場メカニズムに基づき、民間事業者が持つ「資金調達能力」「経営能力」「技術的能力」などのノウハウを活用し、民間の創意工夫や効率性を最大限に発揮することを前提としているため、「競争性の拡大」と「ライフサイクル全体にわたる効率性の徹底追求」の促進により、良質・低廉な公共サービスの提供が行われ、豊かな市民生活の向上に寄与する。

2) 行政運営の効率化と行財政改革の推進

従来方式¹⁵など現在最もよく用いられている方式とPFI事業方式のどちらが効率的で有効性があるかを比較検討することで、当該事業の最も効率的な手法を見出すことが可能となり、効率的な事業実施によって最適な資源配分を実現し、行財政改革の推進に寄与する。

また、事業評価システムの足掛かりとして有効である。

3) 柔軟性のある財政運営の確立

民間事業者の資金調達能力の活用により、公共セクターの支出が平準化されるとともに、将来発生するリスクを一部民間に移転することで、従来、あいまいで不確実性

¹⁵ 脚注 5 を参照。

が高かった将来支出を明確化かつ低減化することが可能となり、柔軟性のある財政運営の確立に寄与する。

4) 客観性、透明性、公平性の確保

P F I事業を実施する上で、「経済性」「有効性」「効率性」を確保するためには、P F I法及びP F I基本方針¹⁶に示されているように、各手続過程の中で「客観性」「透明性」「公平性」を確保することで、情報公開及び説明責任への積極的な対応に貢献でき、官民の信頼関係の向上に寄与する。

(2) 民間セクターにおける効果

1) 新しい事業機会の創出

従来方式に比べP F I事業方式では建設をはじめ、管理、運営を包括的に請け負う契約であり、民間の創意工夫の発揮余地が拡大するため、新しい事業機会が増大する。

また、公共サービスの分業化、専門化、統合化が促進され、「金融面」「経営面」「技術面」における技術革新等による専門性を有する新しい企業形態の発生によって、経済の活性化や都市活力の更なる向上に寄与する。

2) 資金調達方式の多様化による市場の活性化

これまでの資金調達は、民間事業者の担保価値や返済能力に基づく信用力を背景として資金調達を行うコーポレート・ファイナンス¹⁷方式であったが、P F I事業の資金調達は、当該P F I事業に関わる資産や収益のみを融資返済の原資とするプロジェクト・ファイナンス¹⁸方式が原則となる。プロジェクト・ファイナンス方式では、事業のキャッシュフローの確実性など事業の優良性を背景とした資金調達を行うため、民間事業者の担保能力などによる資金調達上の制限がなくなり、民間金融機関からの融資が拡大するとともに、債券市場等からの資金調達の可能性が高まる。そのため年金や生命保険会社などの機関投資家資金等による投資、安定した事業キャッシュフローの証券化、コミュニティボンド¹⁹の開発等の誘発が行われ、資金調達方法が多様化することにより、金融市場の活性化に寄与する。

¹⁶ 平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」

¹⁷ コーポレート・ファイナンスとは、融資条件として、借入主体の当該事業も含めた全ての収益を返済原資とし、貸付金の保全措置も当該事業の資産の担保設定に限定されず、借入主体が有する事業以外の資産の担保設定も行う融資方式である。

¹⁸ プロジェクト・ファイナンスとは、融資条件として、返済原資を当該事業の収益に限定し、担保も当該事業の資産価値のみに置く融資方式であり、参加企業が保有する当該事業以外の収益や資産は条件に入れない。

¹⁹ コミュニティボンドとは、特定の地域のための事業に要する資金を調達するために、地域住民など個人向けを主な対象として発行される債券のことである。

2. 取組方針

2.1 基本姿勢

少子高齢化の進行や生活の質の向上に対するニーズの高まりなどにより、今後ますます行政需要の増大が見込まれるとともに、景気の低迷など社会経済情勢の影響や経常経費の増大に伴い、本市においても、厳しい財政状況の継続が見込まれ、財政健全化に向けた取組が急務となっている。

このような状況の中では、行政運営において、以下のような、経済性（Economy）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）の3Eの徹底が求められている。

- 新しい行政ニーズに対する有効な公共サービスの提供
- 長期的な財政計画の立案
- 顧客志向に基づく公共サービスの提供
- 成果志向に基づく公共サービス水準の向上
- 情報公開と説明責任の徹底
- 競争原理を前提とした市場メカニズムと経営手法の活用
- 民間ノウハウや民間資金の活用
- 民間参加を促すための規制緩和と柔軟な法解釈
- 公共サービス提供におけるITの活用

本市においてはこれまでも、第2次行財政改革大綱（平成11年11月策定）や経営管理の視点に基づき、市役所の仕事のやり方の改善策を検討すべく設置した経営管理委員会の提言（平成12年4月提言）を踏まえながら、行財政改革に取り組んできたところである。

PFI手法は、「民間ノウハウによる創意工夫」「競争性の確保」「リスクの明確化と適正なリスク移転」「VFMの追求」などの要件を備えることで、良質で低廉な公共サービスの実現が達成できる手法であり、図4に示す行政運営に求められていることに対応して、そのニーズを実現するための具体的な手続事項が含まれているため、現行の行政システムにおけるさまざまな課題解決に向けた改善が可能な手法である。

PFI手法を含めた検討を行うことによって、事業費削減や事業費の平準化による財政負担の軽減が図られるとともに、客観性、透明性、公平性の徹底によって、官民の有益なパートナーシップを築くことが期待されるものであり、結果として効率的な資源配分に寄与するものである。

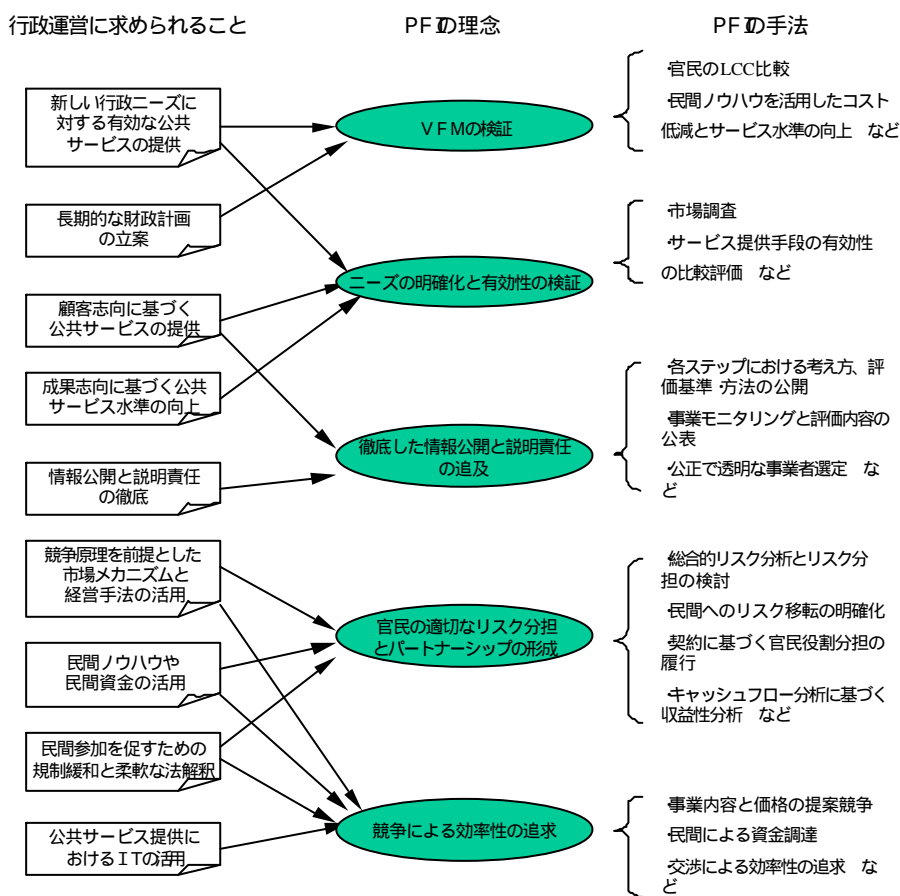
しかし、PFIの先進国である英国においては、事例も多くなっているなかで、仕様内容の設定のあいまいさや、契約内容の規定のあいまいさ等により、福祉分野など一部の事業でサービスの質の担保に問題が生じており、効率性とサービスの質担保という両面から十分に検討するとともに、時間的・コスト的な面で、既存手法との比較優位を十分に検討することが必要である。英国においても、PFI事業の割合は公的資本支出合計の20

パーセント程度であり、全ての公共サービスに対する特効薬的な手法ではないことにも留意が必要である。

以上のように、「効率的な事業実施への寄与」、「事業費削減、平準化による効率的な資源配分への寄与」、「客観性、透明性、公平性の確保による情報公開、説明責任への寄与」などのPFI手法の導入効果を踏まえ、今後、本ガイドラインに基づき、本市の財政状況を勘案しながら、対象とすべき事業の検討や本市及び他の自治体の事業事例における効率性の検証を行いつつ、本市としてはPFI手法が有効である事業については、既存制度や既存政策だけにとらわれず、メリット・デメリットを含めPFI手法の有効性について総合的な検討を行い、積極的に取り組んでいくものとする。

また、PFI事業としては成立しにくい事業であっても、従来方式にとらわれない観点から、より有効的手法を検討することにより、競争性、責任分担、効率性、有効性、客観性、透明性等のPFI的な考え方を生かした手法の導入が可能な事業については、併せて推進していくものである。

図 4 行政運営に求められることとPFI手法との対応



福岡市・J P F 作成

2.2 今後の検討課題

P F I 事業を取り巻く環境は、平成 13 年度においては、未だ取り組んで間もない初期段階にあるため様々な課題が現存しており、これらの課題について検討を行い、必要な措置を関係機関と協力しつつ解決していく必要がある。また、これら下記事項の課題に対する対応方針を踏まえ、必要に応じガイドラインの改善を行っていくものである。

- 1) 制度的に決まっていないことや整合性がとれていない事項
 - 個別法や「公の施設」の規程による事業主体の制限
 - 地方税等に関する税制支援等自治体共通措置の未設定
 - 政府調達協定における公募型プロポーザル方式随意契約²⁰の採用の制限
 - 資金調達における政府系金融機関等の無利子分野の制限 など
- 2) 今後個別事業ごとに検討すべき事項
 - 公的支援措置のあり方
 - 経済対策（地場企業対策）など、他の政策目的との整合性に関する取扱いのあり方 など
- 3) 事業を実施する中で明確にすべき事項
 - 分野別の審査方法、評価方法のあり方
 - 債務不履行や不可抗力などのリスクに対する措置
 - 手続内容及び手続方法の簡素化・適正化 など

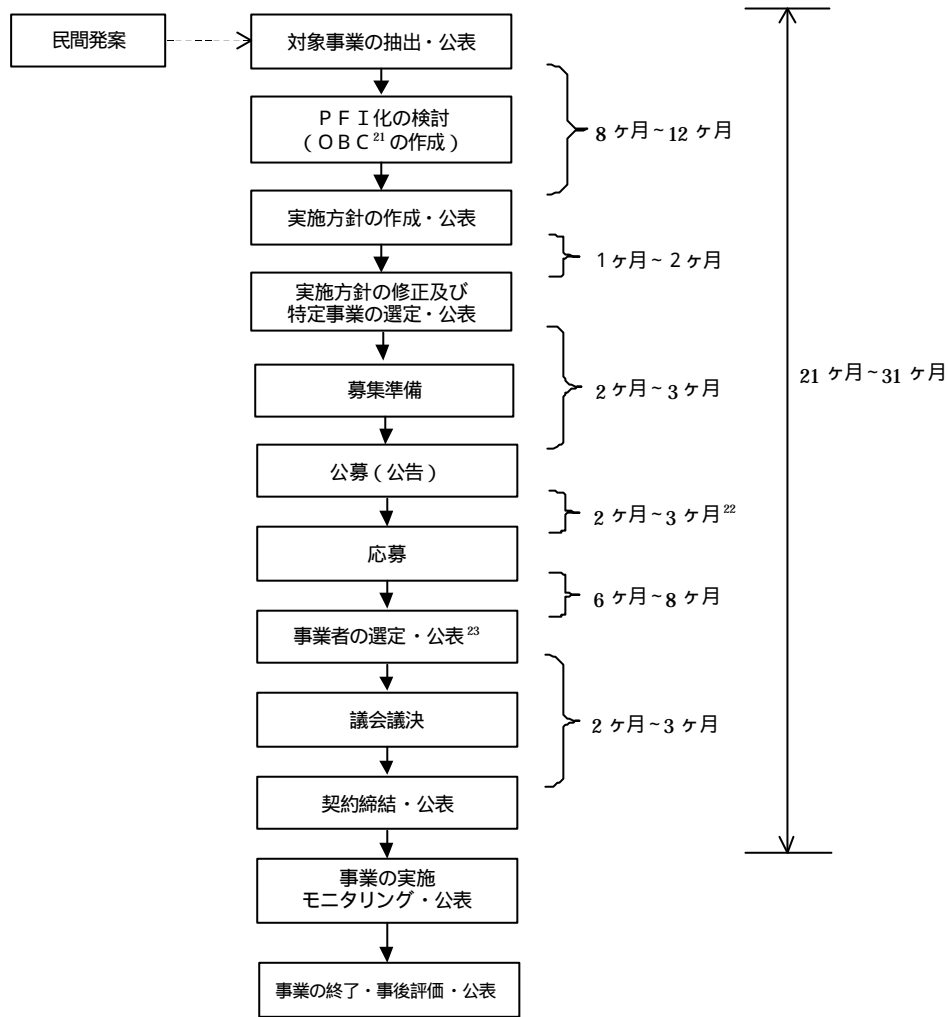
²⁰ 公募型プロポーザル方式随意契約とは、公募で広く提案を募り、最も優れた提案者を選定して、交渉過程を経て契約相手を決定する方式である。

3. 実施手続きと実施体制

3.1 実施手続き及び手続きの標準的な期間

P F I 導入手続きにおける標準的期間を図 5 に示す。但し、事業によっては当該期間に長短があることに留意する。

図 5 P F I 導入手続きの標準期間



福岡市・P C K K ・ J P F 作成

²¹ O B C (Outline Business Case) とは、リスク分担や効率性、有効性、市場性等を確保するための条件設定など実施方針策定に向けた検討内容をまとめた「P F I 事業計画書」のことである。O B C も含め、事業者の選定過程、最終的な V F M 計算、民間提案書、事業契約等の関連書類など、当該事業にかかわる情報をすべてファイル化したものを F B C (Full Business Case) と呼び、ライブラリー化して保存する。

²² W T O 政府調達協定に対応する場合(一般競争入札となる場合)、公告から入札提案書の受領の日までの期間を 40 日間以上設定しなければならないことと規定されている。ただし、入札提案書の受領の日に期間的な幅がある場合、同協定記載の規定の趣旨から、受領の初日までの期間を規定の対象とすることが望ましい。

²³ W T O 政府調達協定に対応する場合(一般競争入札となる場合)、落札後の翌日から 72 日以内に市の公報を通じて、落札者名等必要な事項を公表しなければならないことと規定されている。

本市における標準的なPFI事業実施の手続きを、表1に示す(詳細は、「第2部2.PFI導入の標準的なフロー」(p.94)を参照)。この導入手続きは、事業者の選定にあたって、二段階選抜方式を想定しているが、PFI事業を行う事業担当課は、PFI事業の内容や特性に応じて、適切な方式を選択し、実施するものとする(公募(公告)・契約方式の詳細は、「第2部1.導入手続き」(p.39)を参照)。

表 1 本市における P F I 事業実施の手続き（標準フロー）

実施のステップ	事務局	事業担当課	民間事業者
対象事業の抽出・公表 （ P F I 化検討の対象とする事業の選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・（民間発案の受付・審査） ・ロングリストの作成・公表 ・ショートリストの作成・公表 ・ P F I 事業推進委員会の開催（ロングリストの評価）（ショートリストの評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 検討調査の作成 ・ロングリスト案の確認 ・ P F I 判断調査の作成 ・検討予算・組織要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ P F I 事業の発案）
P F I 化の検討 （ P F I 化の可能性の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口・情報収集 ・検討の進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討体制の構築 ・ P F I 事業計画（ O B C ）の作成 ・サービス・ニーズの特定 ・比較対象方式の設定 ・ P F I 事業方式の検討（法制面の制約条件、事業期間、契約方式、事業スキーム、リスク分析・官民役割分担、市場調査（市場サウンディング）、資金調達、ライフサイクルコスト（ L C C ）算定等） ・アウトプット仕様の作成 ・ V F M の検討 ・支払システム・モニタリング方法の設定 ・ P F I 契約の基本条件の整理 ・事業管理計画書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査への協力
実施方針の作成・公表 （ P F I 事業としての実施方針の作成・公表）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容確認 ・ P F I 事業推進委員会の開催（実施方針の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の作成・公表 ・意見の受付・反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の確認、意見の提出
実施方針の修正及び特定事業の選定・公表 （ P F I 事業としての選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価資料の確認・調整 ・評価・選定報告書の作成 ・ P F I 事業推進委員会の開催（事業選定の評価） ・特定事業選定案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の修正 ・評価資料の作成 ・選定結果の公表、実施方針修正内容の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業の公表内容及び実施方針の修正内容確認
募集準備 （募集実施のための計画、体制づくり、書類作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集計画の作成 ・契約方式の検討 ・審査方法案の作成 ・事業者選定審査委員会の設置案の作成 	
公募（公告） （ P F I 事業としての公募（公告））	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答協力（含む関連部署） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定審査委員会の設置 ・公募（公告） ・募集要項の配布と説明会の開催 ・質問受付と回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の判断 ・社内調整、応募準備開始 ・要項の読込と質問作成
事業者の選定・公表 （ P F I 事業を行う民間事業者の評価・選定）	<ul style="list-style-type: none"> ・審査協力・結果の確認 ・条件規定書内容の検討協力（含む関連部署） ・質問回答協力（含む関連部署） ・審査協力、結果の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次提案書受付 ・第一次評価案の作成 ・事業者選定審査委員会による一次審査 ・二次審査対象者のリストアップ・公表 ・法律専門家の調達及び条件規定書の作成 ・第二次募集要項等の配布と説明会の開催 ・質問受付と回答 ・第二次提案書の受付（入札） ・第二次評価案の作成 ・事業者選定審査委員会による二次審査 ・優先交渉権者と次点者の決定・公表（落札者の決定・公表） ・苦情申立の受付・対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次提案書作成・提出 ・企業グループ内の調整 ・要項の読込、質問作成、提出 ・二次提案書作成・提出 ・（苦情申立）
契約・公表 （優先交渉権者として選定された民間事業者との交渉や契約の締結）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の検討協力（含む関連部署） ・ P F I 事業推進委員会の開催（契約内容の評価） ・契約内容の確認（含む関連部署） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 契約書案の作成 ・契約条件の交渉 ・ P F I 仮契約の締結 ・議会の議決 ・ P F I 契約の締結 ・契約締結内容等の公表 ・最終 P F I 事業計画書の（ F B C ）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書案の精査 ・契約条件の確認、交渉 ・ P F I 仮契約の締結 ・特定目的会社（ S P C ）設立 ・ P F I 契約の締結 ・その他関連契約の締結
事業の実施・モニタリング・公表 （ P F I 事業の実施と市としての事業内容のモニタリング・定期評価）	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング実施計画書の確認 ・完工確認状況の確認 ・評価結果の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング実施計画書の作成 ・モニタリング体制の構築 ・関連許認可等取得、必要調査実施 ・実施設計に関するモニタリング ・建設工事・システム開発等に関するモニタリング ・完工確認 ・事業の定期評価（運営フェーズのモニタリング） ・評価報告書の作成・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書作成 ・実施体制構築 ・関連調査・（基本設計） ・実施設計 ・建設工事・システム開発等 ・完工検査（第三者機関による） ・事業の運営
事業の終了・事後評価・公表 （ P F I 事業の終了と市としての事後評価）	<ul style="list-style-type: none"> ・検査内容の精査 ・手続き履行の精査 ・事後評価結果のフィードバック及び公表 ・ P F I 事業推進委員会の開催（事後評価、今後改善すべき内容の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の移管・終了フェーズのモニタリング ・検査報告書の作成 ・事業終了手続き履行 ・ P F I 契約の終了 ・事後評価報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了前の品質検査 ・事業終了確認検査 ・事業終了手続き履行 ・ P F I 契約の終了 ・ S P C の清算

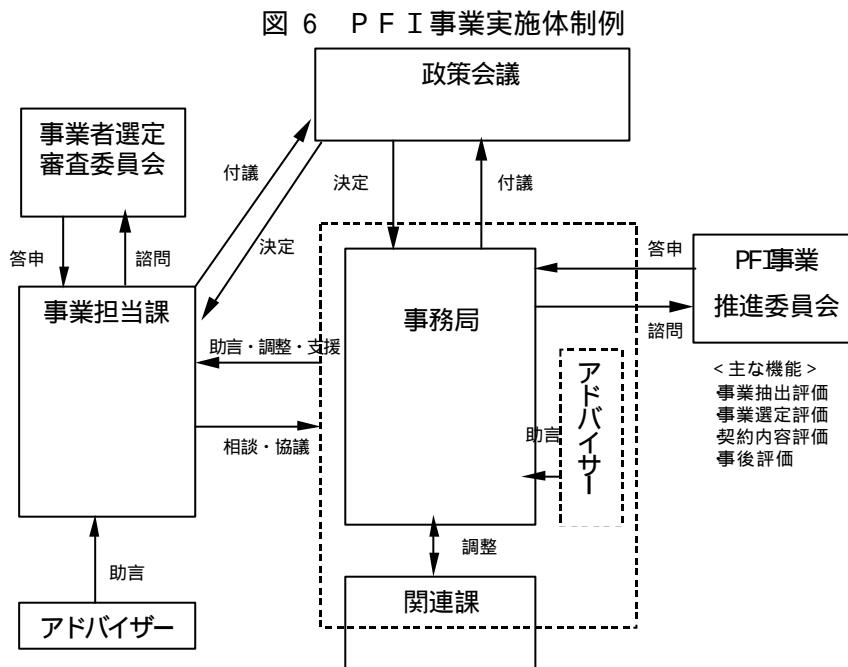
は公募型プロポーザル方式の場合

福岡市・ J P F 作成

3.2 実施体制

本市におけるPFI事業の実施体制は、基本的には、図6に例示している様な形態とする必要がある。

特に、外部委員も入れた客観的な評価を行う機関としては、事業選定等主要な手続段階における評価等の審議を行うPFI事業推進委員会と民間事業者を選定するための事業者選定審査委員会を設ける。PFI事業推進委員会は事務局が所管し、事業者選定審査委員会は、事業担当課が個別に設置し所管する。



福岡市・JPF作成

本市の実施体制の主な業務を以下に示す（詳細は「第2部」(p.39)参照）。

(1) 事務局

PFI事業に関する総合調整及び事業推進支援の窓口として、以下の機能を担う。

- 情報提供・研修・PFI事業可能性が高い事業のケーススタディ
- 民間発案の受付
- PFI候補事業の抽出及びPFI候補事業リスト（以下「ロングリスト」という。）の作成・公表
- PFI化検討事業リスト（以下「ショートリスト」という。）の作成・公表
- 特定事業の選定調整
- 入札方式、契約内容の確認
- PFI事業推進委員会の運営事務局
- 情報・ノウハウの蓄積・分析

- ガイドラインとの整合性の調整
- 各局及び民間事業者への情報提供、相談窓口（助言・支援）
- P F I 事業の支援、評価の公表、他の事業にフィードバックするための支援
- ガイドライン及びP F I 事業に関する参考資料の更新 等

(2) 事業担当課

P F I 事業を具体的に実施する部署であり、以下の機能を担う。

- P F I 事業化に向けた検討（P F I 事業計画書（O B C）²⁴の作成）
- 実施方針の作成、公表
- 特定事業の選定に関わる評価資料の作成、選定結果公表
- 公募（公告）
- 事業者選定審査委員会の設置・運営
- 事業者選定にかかわる審査(事業者選定審査委員会)、結果の公表
- 交渉・契約
- モニタリングに関わる業務

(3) 評価・支援機関（P F I 事業推進委員会）

P F I 法の中で、客観性、公平性、透明性を担保することが要請されているため、事業の抽出・選定、実施方針の作成、契約、事業終了等の各手続段階の妥当性・信頼性を担保するとともに、事業推進の支援を図るため、外部委員を含めた評価・支援機関として、下記によるP F I 事業推進委員会を設置する。

ただし、事業者選定に関しては、事業毎の特殊性があるため、個別に事業者選定審査委員会を設置して評価を行う。

P F I 事業推進委員会の位置付け

P F I 事業推進委員会とは、P F I 事業の手続上、客観的評価を求められる各段階において、専門的見地から情報提供を行うとともに、市場性や事業損失防止などの見地からの内容精査や、P F I 事業の手続における整合性、統一性の確認を行うなど、P F I 事業の評価及び支援を行う諮問機関である。

P F I 事業推進委員会の構成

外部委員

P F I 事業の各手続き過程の妥当性を判断するために必要となる金融、経済、会計、統計、法律、経営、エンジニアリングなど各種専門能力を有する委員の選任を行う。

²⁴ 脚注 21 を参照。

内部委員

市政の状況を熟知した立場からの判断も必要となるため、市内部からも委員を選任する。

P F I 事業推進委員会の機能

P F I 事業の主要ステップにおける以下の評価等を担う。

- 事業抽出評価（ロングリスト、ショートリスト）
- 実施方針の評価
- 特定事業の選定に関わる評価
- P F I 契約内容に関する評価
- 事後評価及び今後改善すべき内容の検討

(4) 財政・行政管理・法制等関連課

P F I 事業執行に関わる資源配分上の権限等を有する部署については、以下の機能を担う。

- ショートリスト作成への協力
- P F I 調査費等の資源配分に関わる検討
- 特定事業の評価に関わる協力
- 交渉内容の調整
- 契約内容等制度面の評価・調整

4. P F I 検討対象事業の抽出

4.1 抽出の過程

P F I 法の中では、道路、鉄道、港湾をはじめほとんど全ての公共施設等がP F I 事業の対象となっているが、以下の理由により、P F I 事業としてのV F Mが発生するかどうかなど、経済性、有効性、効率性の観点からP F I の詳細検討を優先的に行う事業の決定が必要となる。

- P F I 事業による「効率性」及び市民に対する「有効性」が期待できる事業を対象とするため
- 本市が取り組む対象範囲を明確にするため
- P F I 基本方針に明記されている「民間発案」への対応を迅速・適切に行うため
- 1事業あたりの調査経費が高額であるため

具体的には、福岡市の実施計画（新・中期プラン平成 13 年度～平成 17 年度）に盛り込まれている全ての事業及び当該実施計画以外で政策方針が明確になり P F I 事業となり得る新規事業について、以下の三段階の手続に従って P F I 事業として詳細に検討すべき事業を抽出する。ロングリストについては、第二段階が終わり政策会議の決定を経て公表する。また、ショートリストについては、第三段階が終わり、P F I 検討経費の予算が確定した後に公表を行う。

なお、ロングリスト及びショートリストについての位置付け等の概要については、以下のとおりである。

表 2 ロングリストとショートリストの概要

民間発案の法的要請
PF法第4条及びPF基本方針一の4の中で、民間事業者の発案に係る受付体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。」とされている。

	位置付け	内部的取扱	民間の力を引き出すための環境整備
ロングリスト	実施計画掲載事業等を対象として、客観的判断基準に基づき、民間に委ねるべきかどうかの観点から、経費を掛けずに判断可能な範囲で、P F 事業によるメリットの可能性がある事業を抽出したリスト	P F 及び P I の可能性のある事業を把握し、事業評価システムの足掛かりとして、P F を含めた手法の検討を義務付ける。	民間事業者の創意工夫による効率的な発案の誘導を図る。 また、福岡市が取り組む P F 対象事業を明確にすることで、官民双方における時間的・コスト的な無駄の解消を図る。
ショートリスト	ロングリストの中から、優先的に P F 検討経費(調査費)を計上して、P F の有効性について詳細な検討を行うこととした事業のリスト	詳細検討に基づき、実施方針を作成する課程の中で、P F としての有効性の有無について方針決定を行うことを徹底する。	公募段階で、民間事業者が「特別目的会社」設立のための共同事業者の模索や事業計画・資金計画など応募する際の事前検討を十分に行う期間を確保し、民間事業者参入の誘導を図る。

福岡市・P C K K ・ J P F 作成

第一段階：「基本適性」、「制度的障害の有無・程度」、「効果の大きさ」の観点からの客観的な基準（「第 1 部 4.2 ロングリストの客観的絞り込み基準」(p.22)を参照）での評価とともに、「安全性」²⁵、「公共性」²⁶、「政策目的の整合性」

²⁵ 事故の場合など、致命的な影響を与える危険性がある事業の適否

²⁶ 既存施設の整備状況を踏まえ、業務停止によって継続性が担保できない場合、市民生活に与える影響が大きい事業の適否

27、「不確定性」²⁸など、民間に委ねるべきかどうかの観点からの評価を加え、VFM（効率性・有効性）が期待できる事業の抽出を行い、ロングリスト²⁹案を作成する。

第二段階：PFI事業推進委員会に「第一段階における事業抽出の妥当性」の検証を諮り、ロングリスト案に関する答申を受け、政策会議を経てロングリストを決定する。

第三段階：財政状況や社会経済状況を踏まえ、VFMが期待できる事業の中から、事業実施の「重要性（必要性・緊急性）」³⁰、「困難性」³⁰からの観点により、ショートリスト案を作成し、PFI事業推進委員会に諮り、その答申を踏まえて、毎年度の予算編成過程などの意思決定過程を経て本市として優先的に取り組む事業を選定し、ショートリストを確定する。

なお、実施計画の改定等に合わせて、ロングリストの追補抽出等を適宜行うものとする。また、ロングリストに掲載された事業については、各所管課でPFI手法を含めた手法の検討を開始し、PFI事業が有効かどうかの内容について事務局に提出し、事務局は各課の判断調書をもとに、財政担当部局の協力を得て、ショートリスト案を作成し、PFI事業推進委員会に諮問し答申を受け、財政・人事担当部局にその答申結果について内容を送付する。PFI事業は、ライフサイクル全体を通してのコスト低減などVFMが見込まれる事業であっても、当初段階での民間事業者との契約締結までの期間にかかる事務量が一時的に増大することから、事業担当課では、必要に応じて人的体制の強化を図る必要がある。

そのため、財政・人事担当部局は、PFI事業が有効と判断される事業については、必要な予算及び組織的な措置を検討する。

27 ごみ減量施策や中小企業対策、雇用問題など、当該事業の「経済性」「効率性」「有効性」以外の政策目的との整合性がある事業の適否

28 不確定性リスクの伴う最終責任を民間では処理できない可能性の高い事業の適否

29 ロングリストでは、PFI事業としての可能性の大きさから、「現時点において可能性がある事業」、「政策判断が必要な事業」、「将来的に可能性がある事業」、「可能性が低いと判断される事業」の4種類に分類される。また、将来的には事業の継続を行う必要があるのかや新たに資産形成を行って公共サービスの提供を実施すべきか、また、「現状の調達方法をそのまま継続するケース（Do Minimum）」や「何もしないケース（Do Nothing）」の検討及び従来方式、PFI事業方式を含めた、全ての可能性のある方式の検討など事業評価に関する検討が必要である。

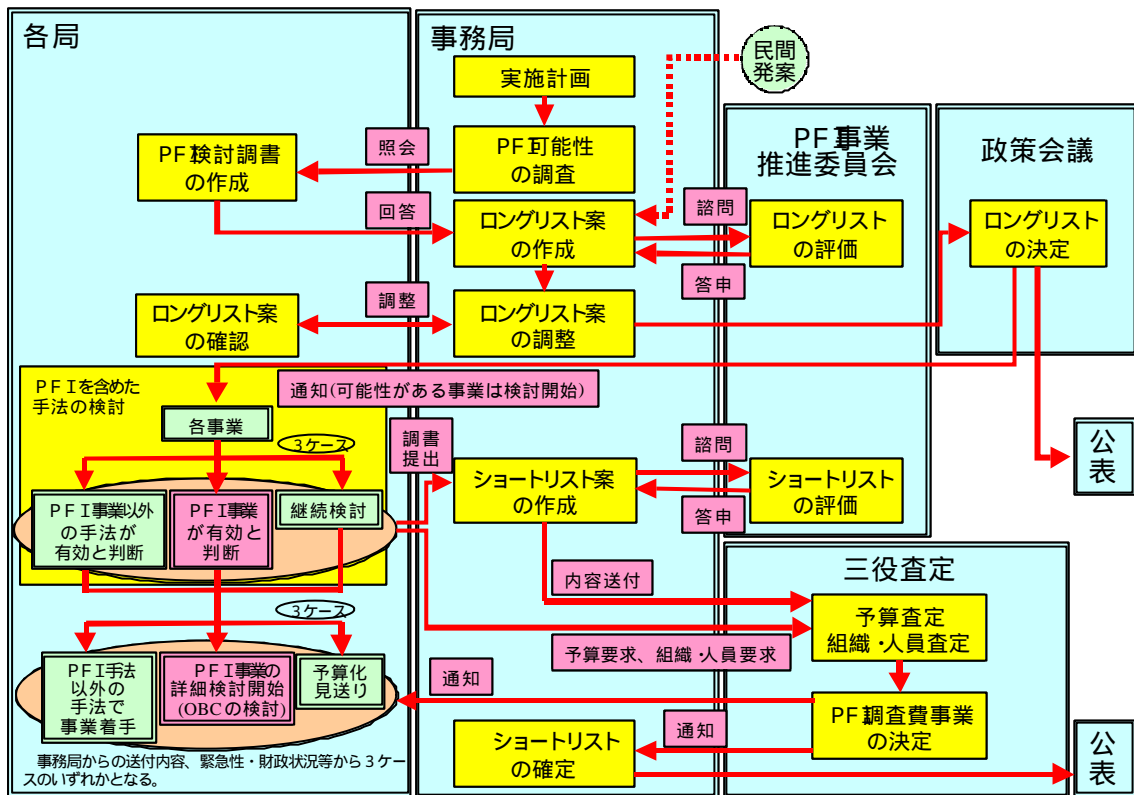
30 「重要性」、「困難性」の基準としては、下記等の基準が想定される。

（1）都市機能の強化の有無 道路、水道など構造的課題への寄与、 中枢都市としての機能向上への寄与、 産業構造強化への寄与、 都市活力の更なる発展への寄与

（2）社会的な問題の有無 雇用問題の処理方針の明確性、 関係セクターとの調整課題の有無

（3）資産活用の有無（既存施設の更新）

図 7 PFI 検討システムのフロー（抜粋）



福岡市・PCKK・JPF作成

詳細なフローについては「第2部2.PFI事業導入の標準的なフロー」(p.94)を参照。

4.2 ロングリストの客観的絞り込み基準

第一段階で用いる客観的な基準は以下のとおりとする（詳細は表3(p.43)を参照）。

(1) 基本適性

事業計画が具体化しているか。

資産形成において、民間の創意工夫の発揮余地があるか。

サービスの需要が安定的、継続的に確保可能か。

民間に任せられる部分があるか。それが現実的に契約可能か。

民間に任せられる部分のサービス水準を明確に設定することが可能で、そのための性能発注が可能か。

民間にノウハウがあるか。

競争性を確保できるか。

事業実施のための資金調達が可能か。

(2) 制度的障害の有無・程度

民間事業者が事業主体になれるか。³¹

P F I と従来方式を比較して、P F I の場合に資金調達上の著しいデメリットが存在しないか。

(3) 効果の大きさ

財政的メリットがあるか。

民間ノウハウの活用が、サービスの質の向上に結びつくか。

4.3 民間発案への取組み

本市における民間発案受付の目的は、P F I 基本方針に示されているように、民間の持つ資金調達能力、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に事業を実施することが可能な事業の中で、民間事業者に行わせることが適切な事業については、できる限りその実施を民間事業者に委ねるという原則を踏まえて、民間事業者からの有益な発案を促進することにある。

特に、P F I 事業の可能性は有るものの、「課題の存在や政策判断が必要な事業」や現状では制約があり「将来的に可能性がある事業」等について、民間の創意工夫によって、P F I 事業としての実現可能性のある発案を誘導することにある。

そのため事務局は、公表したロングリストを対象として、P F I 事業として効率性等のメリットが確保できるような、創意工夫や新技術などの活用による民間からの発案を受け付けるとともに、ロングリストに掲載されていない事業であっても、P F I 事業についての効率的で有意義な民間発案についても受け付けを行い、総合的にP F I 事業の可能性があると判断した場合は、ロングリストの追加・修正を行う。

その場合、当該民間発案事業が特定事業として選定された場合、事業者選定を行う際に、評価に加点を行う。加点の程度（「第2部 1.1(2)3)ロングリストの修正・追加」(p.45)を参照)については、競争性を阻害しないように配慮する。

³¹ 道路法等の公物・公共施設に関する法律（公物管理法）により、法的に「設置」、「管理」が地方公共団体等に制限されている場合、民間主導による創意工夫のインセンティブがはたらくにくく、V F Mの確保が担保できない可能性があると考えられる。公物管理法による具体的な制限内容は、「関連資料7」を参照。

なお、「公物管理法」とは行政法などの学問分野で用いられる呼称であり、明確な定義は確立されていないが、一般には以下の法律が該当する。河川法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、海岸法、港湾法、公有水面埋立法、水資源開発促進法、特定多目的ダム法、水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、工業用水法、工業用水道事業法、下水道法、温泉法、道路法、幹線道路の沿道の整備に関する法律、日本道路公団法、道路整備特別措置法、道路整備緊急措置法、高速自動車国道法、駐車場法、共同溝の整備等に関する特別措置法、都市公園法。

5. 公共性の確保

5.1 説明責任

民間セクターのノウハウを活用し、十分に競争性を確保して、より低廉で良質な公共サービスの調達を行うには、公平性や透明性を担保することが求められるため、評価基準や評価方法を明確にし、各ステップごとに公表することにより、説明責任を果たす必要がある。

(1) 評価体制

外部委員と内部委員からなる「PFI事業推進委員会」を設置し、各ステップにおける客観的な評価はPFI事業推進委員会で行い、事業者選定においては、事業ごとに「事業者選定審査委員会」で、客観性、透明性、公平性を確保し、事業者選定を行う。

(2) 手続上の客観性・透明性の確保

1) 事業の絞り込み手続き

事業の絞り込みにあたっては、PFIの基本適性や制度的な障害の有無・程度及び事業実施による効果の大きさ等を判断基準として、PFI事業によるメリットがある事業を予め抽出する。

また一方では、限られた財源による資源配分という制約があるため、事業抽出の基準や過程を明確にして、本市が優先的にPFI事業に取り組む事業を選定することが必要である。

2) 実施方針策定時における事業内容決定

事業実施における関係機関や関係者との関連事項については、手続過程の不透明さを回避するため、関係者間のリスクとリターンの関係や制約条件など、十分整理を行い、必要に応じてその内容を実施方針の中で明確にしておくことが必要である。

3) 特定事業の選定

PFI事業実施の妥当性、VFMの可能性、リスク分担の明確性などにより、特定事業の選定を行うが、その過程と基準を明確にする必要がある。

VFMの可能性の評価方法

従来方式など最もよく用いられる方式によって事業期間全体にわたって発生する費用を現在価値化した額に、リスク分析結果から得られるリスク調整値(PFI契約によって民間に移転できるリスクを公共が管理した場合に発生すると考えら

れる費用)を合計してパブリック・セクター・コンパレーター(PSC)³²を設定する。そのPSCを、PFI事業における本市負担の現在価値と比較し、本市の負担額が低いことを確認する。また、PSCとPFI事業方式の支払の差が、PSCの2%以下である場合、再度PSC及びPFI事業方式の支払の算定内容を確認し、その結果が同様であれば、把握できないリスクが存在する可能性もあるため、PFI事業方式におけるVFMは発生しないとみなすことが望ましい。

4) 事業者選定

「適性資格基準」「基本能力基準」「事業経営・管理能力評価基準」「事業提案書評価基準」などの基準を設定し、総合評価により決定するが、透明性を担保するため、基準や選定過程を明確にしておく必要がある。

5) ウェイト付け

「事業者選定における評価基準の総合評価」や「ボーナス・アンド・ペナルティ制度³³における支払いレベルの総合評価」など評価項目が複数になる場合、項目の優先度を決めておかななくてはならない。そのため、意思決定手法である階層分析法(AHP)³⁴など、合理的な方法を予め明確に決定しておく必要がある。

(3) 公表のあり方

1) 公表の姿勢

PFI基本方針の中で、事業実施にあたっては、公平性、透明性、客観性が強く求められており(「関連資料2.【民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(PFI基本方針)】序文」を参照)、評価基準や評価方法については、評価以前の段階で公表を行うとともに、評価結果は、可能な限り詳細に公表を行うこととする。

2) 公表手続

公表の方法は、公報、ホームページ掲載などにより広く周知を図る。

また、必要に応じて、海外の事業者に対して情報提供のための措置を行う。

³² パブリック・セクター・コンパレーター(PSC; Public Sector Comparator)とは、事業実施にあたって従来方式などの事業方式のうち、現在最もよく用いられる方式の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。

³³ ボーナス・アンド・ペナルティ制度とは、民間事業者のPFI事業への取り組み意識を向上させ、サービスの質を契約で規定された以上に誘導するための仕組みで、契約に定めるものである。

³⁴ 階層分析法(AHP; Analytic Hierarchy Process)とは、複数の選択肢の中から、1つに決定する場合において、評価項目を体系化し、その優先度を数値化し、決定を行う手法である。

3) 実施ステップにおける公表

抽出した対象事業の公表

P F I 事業として V F M が期待される事業については P F I 候補事業として P F I 事業推進委員会の諮問・答申を経、政策会議で決定し、それらを掲載した「ロングリスト」として公表する。なおロングリストの選定過程で判断を行った、P F I 事業としての「可能性が低いと想定される事業」についても、適宜参考として併せて公表する。

また、ロングリストの中から優先的に P F I の検討を行うべき事業については、P F I 事業推進委員会の諮問・答申を踏まえ、予算編成過程などの意思決定過程を経て決定し、それらを掲載した「ショートリスト」として公表する。

実施方針の公表

特定事業選定前のなるべく早い段階で、仕様内容、公的支援の内容、交渉過程の有無等について事業に関する情報が広く周知されるよう実施方針として公表を行う。また、民間事業者から提出された意見に基づき、実施方針の内容を修正した場合、その内容の公表を特定事業の選定結果の公表時に併せて行う。

特定事業の選定結果の公表

P F I 事業として実施することが適切であると判断するに至った情報の公表を行う。また、P S C 方式³⁵と P F I 事業方式による負担額の比較結果は、事業者選定に関して不都合が予想される場合は、理由を付して評価結果を割合等で表現し公表する。

また、当該民間発案事業（あるいは事業内容の一部）が特定事業として選定された場合は、事業者選定を行う際に「事業の取組みの姿勢・意欲」等の評価について、他の参加者の意欲をそがない程度の加点を当該事業者に対して考慮する旨を併せて公表する。

公募（公告）

P F I 基本方針に記載されている様に、民間業者の参画準備に影響を来たさないよう留意し、提案書の準備や企業グループの組織化に関わる準備期間を十分に設け、募集を行うこととする。また、資格審査基準や応募内容、応募期限及び公的支援の種類、内容、限度など、公募（公告）内容について積極的に公表を行う。

³⁵ P S C 方式；従来方式などのうち現在最もよく用いられている事業方式であり P S C として算定される事業方式のことである。（P S C については脚注 32 を参照。）

事業者選定結果の公表

事業者選定審査委員会による一次審査結果を受けて、事業担当課は、その内容をまとめ、二次審査対象者をリストアップし、公表する。また、落選者に対してもその理由を通知し、必要に応じて説明を行う。

二次審査において選定した優先交渉権者及び次点者もしくは落札者に選定結果を通知し、選から漏れた者に対しても同様な通知を行う。また、選定過程や提案価格、審査体制、審査スケジュール、審査基準、評価結果概要などの評価結果については、公表に支障がないかぎりなるべく分かり易くかつ詳細に、公表を行う。

契約内容の公表

契約相手、選定理由、交渉結果、契約締結内容などを公共セクターの事業執行上の支障がない範囲で可能な限り公表を行う。但し、契約相手の不利益になる部分は公表しないこととする。

運営時のモニタリングの評価内容の公表

定期的に行う事業評価の内容及び対処措置について公表を行う。

事後評価内容の公表

定期的な実施評価、終了手続きの記録等について公表を行う。

5.2 継続性

事業の継続性を担保するため、契約時においては、下記事項に留意する。

- 公共サービスの継続が困難となることがあっても、一定期間許容可能な場合、補償基準を明確にすること。
- 公共サービスの停止によって、市民生活に与える影響が大きい場合、継続性を担保する具体的な方針を明記すること。

(1) 事業モニタリングと紛争処理

事業破綻を回避するための予防的な措置として、モニタリングの方法、時期、回数等を契約に明記するとともに、紛争処理時の実務的な手続きを契約で明確に規定する。

(2) 事業破綻時の対応

提供する公共サービスの安定的供給を確保するため、契約において想定される事業の継続が困難となる事由を具体的に列挙し、事業の中断が発生しないような措置及び事業破綻時の責任の所在による対処方法について明確に規定する。対処方法として、「サービスの中断」が無いよう履行保証を付保するか、適正な保障や措置の義務付けをはじめ、

「公的介入」「契約解除」「事務引継」「施設の移管」等の適切な措置を契約において具体的かつ明確に規定する。

また、必要であれば、民間事業者に対して直接融資を行う金融機関の事業介入権に関する契約（ダイレクト・アグリーメント）を市と金融機関との間で締結する。

5.3 最低限の公共関与

(1) 公共関与の考え方

P F I 事業は、民間主導で民間ノウハウの活用を行い、創意工夫の発揮によって、良質低廉な公共サービスの提供を実現するものであるため、公共関与は原則的にないことが望ましい。

しかし、継続性、安全性が不可欠である事業、及び、社会通念上またはこれまでの経緯的要素などを踏まえて公共関与が必要な事項については、その問題回避のため、条件設定や定期的な自己監査の義務など、必要な公共関与を義務付けることとする。

また、市場性を確保するための公共関与についても最低限必要な支援措置などを考慮することとする。

(2) 公共関与の種類

P F I 事業を行う場合の公共関与の限度は、公共セクターのV F Mの範囲内で行うこととする。

また、以下の公共関与については、市場調査を経て、公募（公告）段階までに、その必要性及び限度について決定する。

- ジョイント・ベンチャー型事業方式（官民双方の出資により事業を行うP F Iの一類型）の場合の出資率、または出資限度について
- 土地及び既存施設の貸与について
- 補助金について
- 租税優遇措置の詳細について
- 許認可等の取得に関わる支援について
- 低利・無利子融資に関する保証等の支援について
- モニタリングによる改善・指導について
- モニタリングによる支払い対価のボーナス制度について
- 移管時の施設等の買い取り条件について

6. 民間活用効果の最大化

6.1 競争性の確保

競争性を確保し、公共サービスの質や価格面でメリットが発生するためには、ノウハウを有する民間事業者が複数存在することを確認することや特定の企業に有利な競争条件がないか、市場調査などによる確認を行うなど、問題なく手続きを行うための措置を講じる必要がある。

6.2 性能発注

(1) アウトプット仕様の作成

アウトプット仕様³⁶においては、公共サービスで提供すべき内容と水準を明確に設定するとともに、その水準については可能な限り数量化を行い、民間事業者に提示することが望ましい。

また、サービスの性能や機能の特定については、公募（公告）に参加する民間事業者にとって、市が意図する事業内容を十分に理解できるような記述を行う。

(2) サービス水準のモニタリング

サービス水準が達成されたかどうかのモニタリングについては、アウトプット指標の測定方法を明確にして、民間事業者に提示しておく。

（例えば庁舎事業であれば、利用可能日数、室温、照度等のサービス水準を定め、モニタリング時にはそれが達成されたかどうかの評価基準として利用する。）

(3) ライフサイクルコスト（LCC）³⁷面での配慮

従来方式で行った場合よりライフサイクルコストの低減が図られるように、民間による創意工夫がライフサイクル全体に実現可能となるように配慮する。

(4) アウトプット仕様内容の検討時期

民間の創意工夫の制限を無くし提案の自由度を引き出すためには、できるだけ早い段階で公表する必要があるため、実施方針の作成段階を目途にアウトプット仕様の内容を検討する。

³⁶ アウトプット仕様とは、詳細な条件設定（材質、工法、管理体制など）は示さずに、必要な公共サービスの内容（アウトプット：性能、機能、サービス水準、サービス量）を規定する性能発注仕様のことである。

³⁷ 脚注 8 を参照。

6.3 契約の考え方

P F I 事業の契約においては、官民間の役割分担を詳細に決定しておくことが必要となる。しかし、公共セクターにおいては、制度的な制約があるため、その制約の範囲内で不確定性事項を排除し、契約内容を明確にすることになる。

(1) 契約方式

P F I 法第 7 条第 1 項に規定されている民間事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており、公募の方法とは一般競争入札が原則であるが、必ずしもそれによらない場合もあることが想定されている。

現実的には、P F I 事業においては、時間的制約や同種事業の経験不足等により、一般に全てのリスクを公募段階までに詳細に規定することは困難である。

そのため、P F I 事業においては通常、交渉の過程が必要となるものであり、政府調達協定によらない場合は、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定されている「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適合根拠として、公募型プロポーザル方式随意契約³⁸を原則として採用するものである。

また交渉においては、次の事項に留意する。

- 交渉権者の選定は、優先交渉権者及び次点者の決定を行う（原則）
- 交渉にあたっては、提案内容の実行性の確認とその能力判断を重視する。
- 市が意図する要望を交渉権者に十分に伝達する。
- 交渉中に交渉権者の選定条件の変更が必要な場合は、公正性を確保する。

欧米における P F I 事業については、政府調達協定対象事業であっても、交渉過程を伴う契約方式が採用されており、政府調達協定上問題とはなっていない。しかし、日本においては、政府調達協定対象となる場合、P F I 事業であっても一般競争入札を行うこととされており、交渉過程を伴う公募型プロポーザル方式随意契約を採用することができない。

そのため、世界貿易機関（W T O）が規定する政府調達協定の基準により、都道府県及び政令市の場合、建設工事を含む特定の調達契約が、25 億円以上の事業については、一般競争入札を行うことが必要となり、その場合、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定のとおり、総合評価一般競争入札³⁹により、価格その他の条件を勘案して落札者を決定することとする。

³⁸ 脚注 20 を参照。

³⁹ 総合評価一般競争入札とは、価格以外の要素を含めた落札者の評価方式であり、評価項目を公告時に明確にすることができれば、あらゆる入札に適用することが可能である。当該方式に関する基本的事項は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 号および第 2 号、167 条の 13 に定められている。

また、総合評価一般競争入札においては、地方自治法施行令第167条の10の2第3項～第5項において、「あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め公表する」という主旨内容が規定されているため、事業者選定審査委員会で、審査基準（落札者決定基準）の決定を行い、公告時に併せて公表するものとする。

また、本来「交渉時」に詳細に明確化する契約内容は、入札以前に質問・回答という形で明確化する機会だけしか得られないため、事業実施においてトラブルが発生しない様、質問・回答の機会を複数回設定し、十分に情報交換を行うことが必要である。その場合入札に至るまでの検討期間が、公募型プロポーザル方式随意契約に比べ相当日数掛かることに留意する。

なお、総事業費の額や公共セクターからの出資の有無に関わらず、サービスの対価としての公共セクターからの支払いが25億円未満の事業形態（利用料等による独立採算型の運営等）であれば、政府調達協定の対象外となる。

また、今後の事例実施に伴う情報蓄積等により、契約内容を画一的に規定することが可能で交渉が必要でない事業については、事業者選定審査委員会で審議の上、問題がないと認められる場合、総合評価一般競争入札を採用するものとする。

(2) 審査方法

契約に至る過程における事業者選定にあたっての評価の方式は、基本的に以下の2段階によるものとし、これによりがたい事業については、その特性に配慮し審査方法を決定するものとする。

また、入札の場合、事前資格審査は、契約に至る過程の前段の手続きと位置付ける。

1) 事前資格審査（一次審査）における評価の考え方（第1段階）

事前資格審査については、適性資格基準、基本能力基準及び事業内容の理解度に関する評価基準の項目に下限値を設定し、各項目が下限値以上であるかどうかで審査を行う。

適性資格基準としては、違法行為や社会倫理違反の有無などの欠格事項、財務状況、技術力について、また、基本能力基準としては、技術適性、品質保証能力、類似事業実績等の評価項目について審査を行う。

なお、事業提案に関する評価は、基本的には第2段階で行うものであるが、応募者数が非常に多い場合や、第2段階への参加事業者を厳選したい場合に事業内容の理解度による評価は有効であるため、第1段階における実施の有無についても検討する。

2) 事業提案書等の評価基準と評価の考え方（第2段階）

二次審査においては、事業経営・管理能力評価基準、事業提案書評価基準に基づい

て評価する（表 10（p.66）、表 12（p.68）を参照）。

評価の方法には、価格と価格以外の項目を総合評価する方法と価格以外の項目に関する下限値を設定し足切りを行った後に、価格で評価を行う方法がある。いずれの場合も、評価側における先入観をもった評点づけを回避するため、応募者からの提案書は 提案内容（価格以外）と 提案価格を別々に提出し、提案内容の評価が終了するまでは提案価格の封筒を開けない、ツーエンベロップ方式の採用が望ましい。

また、価格と価格以外の項目を総合評価する方法としては、まず提案内容（価格以外）のみで評点づけをした後、価格も含めた総合評価を行う。その総合評価の方法には「単価価格当たりの点数化方式」⁴⁰と「総合点数化方式」⁴¹の 2 通りがある。

単価価格当たりの点数化方式は、提案に価格差が殆ど無い状況では問題は発生しないが、価格以外の評価項目を重視したいと発注者が意図したにもかかわらず、提案価格にばらつきが発生する場合、総合評価の優劣が提案価格の優劣に支配されてしまう可能性が高くなる。

また、総合点数化方式では、価格及び他の評価項目間において、提案の優劣の違いを明確にすべき項目について、重く配分するなどの重み（ウェイト）付けを行って、意図したとおりの総合評価を行うことが可能であり、価格以外の評価項目を重視する場合、発注者が意図した評価項目間のウェイトと提案内容の優劣が、確実に審査結果に反映される。

一方、発電施設などのようなプラント事業に良く見られるが、発注者による性能発注がやり易い事業については、価格以外の項目に関する下限値を設定し足切りを行った後に、価格評価を行い事業者を選定する方法の採用も可能である。

これら審査方式の特性を踏まえ、事業特性や、発注者及び民間事業者の費用、時間及びリスクの負担軽減の必要性などを考慮し、審査方法を決定することとする。

(3) リスク分担

官民双方の履行義務の内容を明確化し、そのひとつひとつの事項に関連するリスク分担をそれぞれの事項に詳細に規定する。

リスク分担に当たっては、V F Mの達成上、無駄な経費が発生しない様、リスク管理の処理を効率的に行えるように分担することが基本である。

また、契約の履行に関わる諸事項について、官民間の義務と責任及び、問題発生時の

⁴⁰ 「単価価格当たりの点数化方式」とは、「価格」以外の評価項目（「技術提案とその実現性」、「事業計画とその実現性」、「社会性」、「先見性」など）の評点に評価項目間の優先度であるウェイトを乗じて、提案価格で除した各点数の合計点数で、比較する選択肢の優劣を判断する方式のことである。

⁴¹ 「総合点数化方式」とは、「価格」も含めた全ての評価項目の評点に、評価項目間の優先度であるウェイトを乗じて得られた各点数の合計点数で、比較する選択肢の優劣を判断する方式のことである。

処理方法について、明確に規定する。

特に、リスク分担においては、以下の点に留意することが必要である。

- リスク発生の要因把握
- リスクの P F I 事業への影響の大きさの評価
- リスクへの対応能力
- リスク処理の負担能力
- リスクの分担方法

また、事業の段階別リスクとして以下の点に留意することが必要である。

調査、設計に係るリスク

- 調査・設計の遅延や、調査・設計の瑕疵等についての取り決め

用地確保に係るリスク

- 用地確保の遅延、用地確保の経費等についての取り決め

建設に係るリスク

- 建設の遅延、建設した施設の瑕疵についての取り決め

維持管理・運営に係るリスク

- 運営開始が遅延する場合の措置
- 公共サービスの利用度の変動する場合を想定した公共側が支払うサービス料の取り決め
- 維持管理・運営の中断、施設の損傷、利用者等に被害を与える事故の発生の場合の取り決め
- 技術革新による施設の陳腐化等を想定した措置

事業修了段階でのリスク

- 施設の修繕費用、撤去・原状回復費用の確保手続等の取り決め

各段階に共通に関連するリスク

- 天災等の不可効力が発生した場合の取り決め
- 物価、金利の変動等があった場合の取り決め
- 施設の設置基準等の変更の場合の措置、許認可の取得についての措置

(4) 長期契約と債務負担行為について

1) 議会議決の根拠・必要性

P F I 法第 9 条において、「地方公共団体は、特定事業に係わる契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合は、予め議会の議決を経なければならない。」と、P F I 事業の地方公共団体における議会議決の要件が示さ

れている。

なお、政令で定める基準については、平成 12 年 3 月 29 日付自治画第 67 号の「地方公共団体における P F I 事業について」の自治事務次官通知第 1 の 3 において、政令指定都市の場合、P F I 契約予定価格の金額のうち、維持管理、運営等に要する金額を除いた金額が 3 億円以上である契約については、予め議会の議決を経なければならないとされている。

また、債務負担行為に対する議会議決の必要性は、地方自治法第 215 条で「予算の内容に債務負担行為が含まれていること。」同第 211 条で「予算は議会の議決を経なければならないこと。」同 218 条に「補正予算を議会に提出することができること。」に基づき、予算案として議会に上程することになる。

これらの規定により、債務負担行為及び、維持管理、運営等に要する金額を除く 3 億円以上の P F I 契約の締結について議会に上程しなければならない。

2) 債務負担行為及び契約締結（長期契約）議案上程の時期

債務負担行為及び契約締結

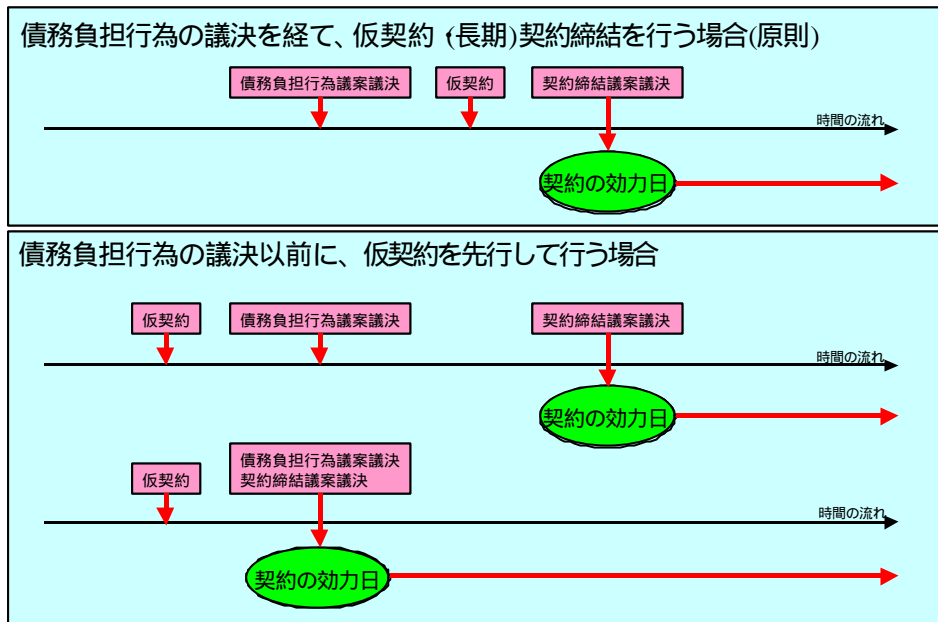
地方自治法第 232 条の三に示されている「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」に基づき、契約の締結前に予算措置（債務負担行為の設定）を行うことが原則であり、債務負担行為の議案は契約締結議案と同じ議会かそれ以前に上程するものとする。（債務負担行為と契約締結の議案の議決については、同じ議会に上程することも可能と解釈されている。）

また仮契約は契約の予約の性質を持つことから、仮契約の締結は支出負担行為の一連の事務に該当するため、同法が適用されるが、昭和 53 年 10 月 27 日の大阪高裁判決により、予算の根拠がない時点での仮契約の法的妥当性については、仮契約後、予算案の議会議決により追認された場合、仮契約の契約手続自体が有効になると解釈されている。

福岡市の取扱

本市における手続きは図 8 に示すとおりとし、いずれの場合においても、仮契約後、契約締結議案の議決を経た時点で、契約の効力が発生する旨の記述を契約に明記することとする。

図 8 長期契約と債務負担行為



福岡市・PCKK・JPF作成

今後の課題

債務負担行為は、後年度負担に対する承認であって、PFI事業の毎年度の支払に要する費用は予算案の議会議決をもってはじめて担保されるため、契約に公共セクターの支払義務や債務履行の保証を記載しても、毎年度の履行保証が完全に担保されているとは言い難く、資金調達が困難になる場合もあると想定される。

特に、今後ペイオフ解禁を契機として、個別自治体の資金運用能力を含む総合的信用力が問われる時代となり、ますますPFI契約における自治体による債務支払履行の确实性を担保する仕組みが重要になってくる。

确实な民間資金の調達を実現するために、こうした仕組みのあり方について、中長期的課題として検討を行うことが必要である。

3) 土地の無償貸付について議会で付議する根拠

普通財産の貸付については、PFI法第12条の規定により、「無償または時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。」とされており、一般法に対し特別法が優先するとの解釈から、議会議決は必要ないとする法律関係者の見解も見受けられるところであるが、未だ見解が一致していない状況であるため、普通財産の貸付については、地方自治法第96条第1項第6号で、条例で定める場合を除いて適正な対価なくして貸し付ける場合、議会の議決が必要であるとされていることにより、議会に付議することとする。

(5) 契約上の重要事項

P F I 契約の内容を検討する際に重要な視点のひとつは、事業のキャッシュフローに影響を与えるような重要な項目に関して、明確な対応を決めておくという点であり、その主な内容は以下のとおりである。

1) リスクに対する費用負担や賠償条件に関わる明確な取り決め

事業のキャッシュフローに大きな影響を与えるリスクである施設の完工も含む履行の遅延、費用の増加、契約の解除などの発生事由（民間事業者の責に帰する事由、公共セクターの責に帰する事由、不可抗力や法令変更による事由）にしたがって、費用負担や賠償条件などを明確に取り決める必要がある（個別リスクの取り扱いについては、「第1部6.3(3)リスク分担」(p.32)を参照）。

2) 事業の介入や事業破綻時の処理方法の明確化

公共セクターの事業への関与の中で、特に重要な事項は、事業に問題があった場合の公共性、安全性を確保するための市の事業への介入基準や、問題を解決するための金融機関による事業への介入条件を明確化することと、「第1部5.2 継続性」(p.27)で述べたように、破綻した場合の対応方法について、破綻事由別に契約で明確に規定する必要がある。

3) 紛争処理方法

紛争が発生した場合の処理については契約で明確に規定するとともに、事業停止によって費用と時間の余分なコストの発生を回避するためのモニタリング内容については明確に規定する。

また、契約当事者だけで解決ができない場合は、中立的第三者の調停人（あるいは機関）等で対処することを予め契約で規定することが必要である。

4) 支払いシステム

契約上のサービス水準に対するモニタリング結果が支払いレベルに連動するシステムを明記するとともに、サービス水準が維持できる様なインセンティブが働くように、支払いシステムにボーナス・アンド・ペナルティ制度⁴²の内容を組み込む検討を行う。また、支払いに関するインフレーションリスクの取り扱いを明確に規定する。

5) 保険契約付保の義務付け

事業を円滑に推進する上で、保険によってカバーされるリスクについては必ず、保険契約することを義務付ける。

⁴² 脚注 33 参照。

6.4 民間資金の活用

(1) 民間資金活用の考え方

- 民間資金の調達は、当該PFI事業の収益性や実行可能性に関する十分な分析や公平・公正なリスク分担に基づく事業計画や契約条件の設定によって可能となり、また、PFI事業方式の成功実績の積み上げにしたがって民間資金の調達は容易になると考えられる。
- 資金調達の方法は、民間の裁量に委ねることがPFIの理念である。そのため、事業規模や特性によって、必ずしもプロジェクト・ファイナンス方式を必須要件とする必要性はないが、民間事業者がコーポレート・ファイナンスを採用する可能性がある場合には、市としても、資金調達の確実性や企業倒産リスクについての検討を行い、事業参画の審査要件とする必要がある。
- リファイナンス⁴³

PFI事業の着手数や建設が終了し運営段階を迎える事業の増加など、PFI市場が拡大し、債券の発行や証券化などが成熟する段階においては、当初のファイナンスをより安いコストの資金に置きかえるリファイナンスの可能性も視野に入れた資金調達の検討が必要である。

(2) 民間資金活用の選択肢と方法論

1) 資金調達における融資方式

プロジェクト・ファイナンス方式

プロジェクト・ファイナンス方式は、返済原資を当該事業の収益に限定し、担保価格を当該事業の資産価値に置く融資方式である。この方式は、リスク分析とキャッシュフロー分析⁴⁴に基づき、詳細な事業条件とリスク分担を契約によって規定するファイナンス方式であるため、複数の事業参加者がそれぞれのノウハウを発揮して事業を実施する場合に有効であり、PFI事業においては、当該方式の採用が一般的である。

コーポレート・ファイナンス方式

コーポレート・ファイナンス方式は、借入主体の全ての収益を返済原資とし、貸付金の保全措置も事業資産の担保設定に限定されず、借入主体が有する事業以外の資産からの担保差入も行われ得る融資方式である。単一あるいは極めて少数の事業参加者が事業を行い、事業規模が小さく、事業参加者がファイナンスリスクを負担

⁴³ リファイナンスとは、建設時に行った条件と異なった条件で借り替えや融資とはちがう資金調達を行うこと。

⁴⁴ キャッシュフロー分析とは、事業を通して現金の収支状況がどのようになっているのかを分析する手法で、損益計算書(P/L)とは異なり、現金収支ベースで事業の収益性を分析できるため、厳密な投資収益性の分析や返済余裕度の分析などが可能な分析手法である。

できる場合に有効である。

2) 資金調達先

公的金融機関融資

P F I法に定める無利子融資、政策投資銀行融資、ふるさと財団融資など（「関連資料 1.【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I法）】第 13 条」を参照）。

市中金融機関融資

都市銀行、地方銀行などの普通銀行、信託銀行、在日外国銀行などの融資。

リース会社、生損保

リース会社、生命保険会社、損害保険会社などの融資

その他

民間ファイナンス型の公共サービス調達が定着している諸外国では、資本市場からの資金調達（債券発行、株式上場など）も行われており、今後、P F I市場が成熟するにつれて、新たな資金調達方法が日本においても利用可能になってくることが予測される。

第 2 部 手続マニュアル

1. 導入手続き

以下に、図 17の標準的なフロー（p.95～p.101）に沿って、＜民間事業者＞、＜事務局＞、＜事業担当課＞、＜PFI事業推進委員会＞、＜関連課＞などの関係者にとっての手続きの内容や留意点等について説明する。

1.1 対象事業の抽出・公表

対象事業の抽出から公表に至る手順は、以下によるものとする。

事務局は、実施計画（新・中期プラン）掲載事業について「基本適性」、「障害の有無・程度」、「効果の大きさ」等の客観性（図 10を参照）および「安全性」⁴⁵、「公共性」⁴⁶、「政策目的の整合性」⁴⁷、「不確定性」⁴⁸などの観点から、事業担当課への照会等（PFI検討調書作成・提出）を経てPFI可能性に関する調査を行う。

事業担当課が作成・提出したPFI検討調書をもとに、事務局は、PFI候補事業リスト案（ロングリスト案）を作成する。当該案についてはPFI事業推進委員会に諮問し、その答申を得て、事業担当課とロングリスト案についての最終調整を行う。

事務局は、事業担当課との調整後、ロングリスト案を政策会議に付議し、PFI候補事業リスト（ロングリスト）として決定し、公表する。

民間事業者は、公表されたロングリストの内容を確認し、当該リストに掲載された事業等に対し提案を発意する場合は、提案内容を一定の様式にしたがって事務局に提出する。事務局は、事業担当課に検討を依頼し、民間発案の内容を追加することが必要な場合は、上記のロングリスト決定と同じ手続きを踏み、ロングリストを修正・決定し、その結果等を事業担当課や提案した民間事業者等に通知するとともに公表する。

ロングリストに掲載された事業については、事業担当課はPFIを含めた最も効率的で市民サービスとして有効な手法の比較検討を行い、その検討内容に基づき予算及び組織、人員についての要求を行う。また検討内容については、事務局にPFI判断調書として提出する。事務局はその調書に基づき、「重要性（必要性・緊急性）」⁴⁹、「困難性」⁴⁹の観点からPFI化検討事業リスト案（ショートリスト案）を作成し、PFI事業推進委員会に諮問し答申を受け、答申結果の内容を送付する。

財政課及び人事部は、予算編成過程などの意思決定過程の中で、各課から提出された資料及び事務局から通知された答申結果に基づき、多様な行政需要を踏まえた効率的

⁴⁵ 脚注 25 を参照。

⁴⁶ 脚注 26 を参照。

⁴⁷ 脚注 27 を参照。

⁴⁸ 脚注 28 を参照。

⁴⁹ 脚注 30 を参照。

な資源配分を目的として、本市がPFI事業として優先的に取り組むべきと判断される事業に対し、調査費等の予算を計上すべき事業を決定し、事務局に通知する。これを受けて、事務局はPFI化検討事業リスト（ショートリスト）を作成し、公表する。

これらの手続きのうち、「ロングリストの作成」、「民間発案処理手続き」、「ショートリストの作成」については以下のとおり留意する。

(1) ロングリストの作成

1) ロングリスト案の作成 <事務局>

「安全性」「公共性」「政策目的の整合性」「不確定性」など民間に委ねるべきかどうかの観点から評価を行ったロングリスト案は、「基本適性」等の抽出基準に基づく評価内容を勘案し、以下のとおり総合判定を行う。

総合判定

PFI事業としての可能性の大きさから、以下の4種類に分類する。

- 現時点において可能性がある事業
- 課題の存在や政策判断が必要な事業
- 将来的に可能性がある事業
- 可能性が低いと想定される事業

ロングリスト案掲載事業

総合判定の結果、「可能性が低いと想定される事業」を除いた事業について、ロングリスト案として掲載し公表を行う。

なお、「可能性が低いと想定される事業」については、参考として、ロングリスト案と併せて公表を行う。

•ロングリストの内容

ア) ロングリストの性格

イ) 事業概要

ウ) 民間発案の場合の受付方法、処理方法等（「第2部 1.1(2)2) 民間発案の受付」(p.45)を参照)

エ) 事業の判断基準と結果、及び理由（可能性が低いと判断した事業（参考添付））

図 9 ロングリスト作成過程のイメージ

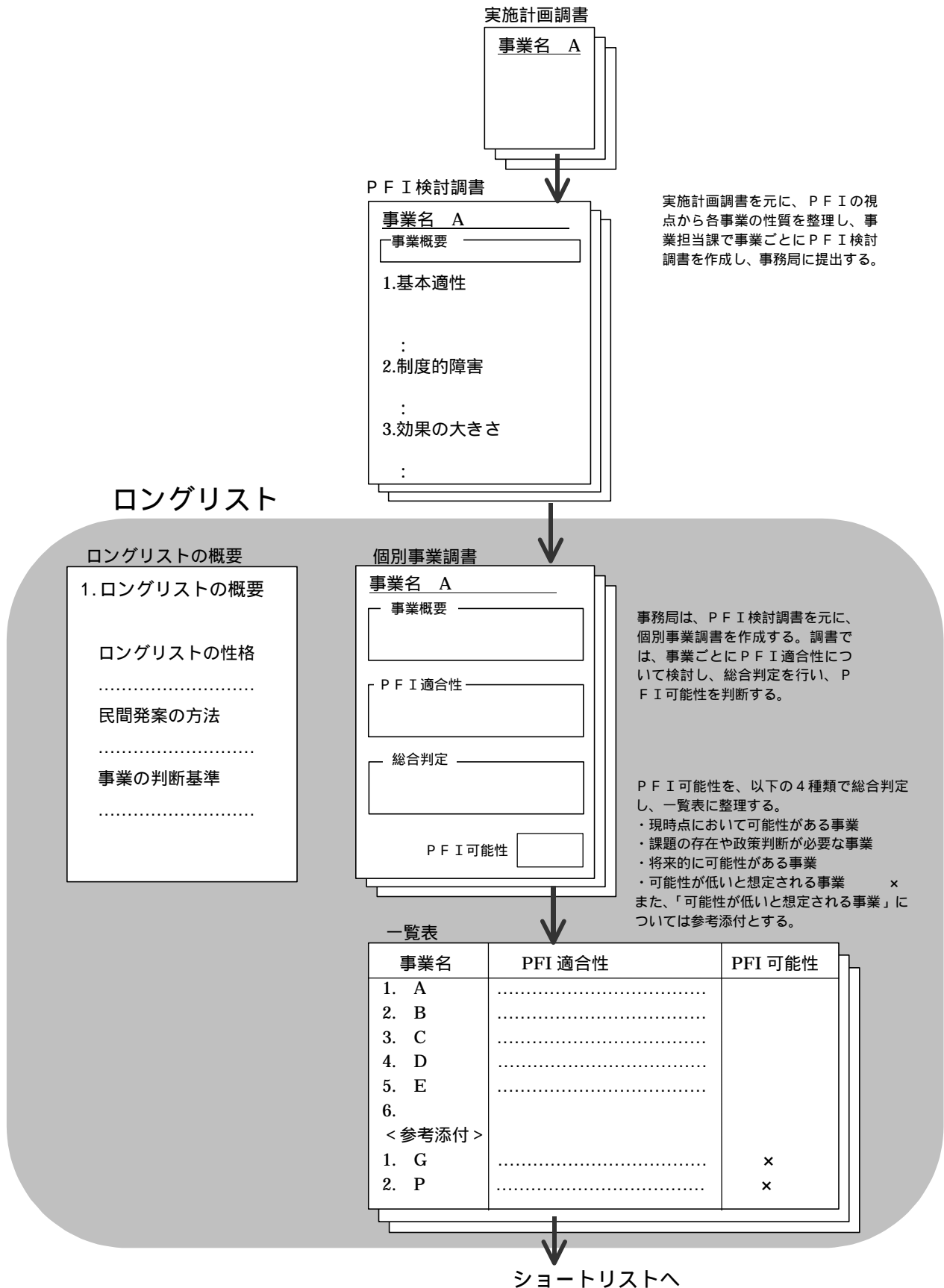
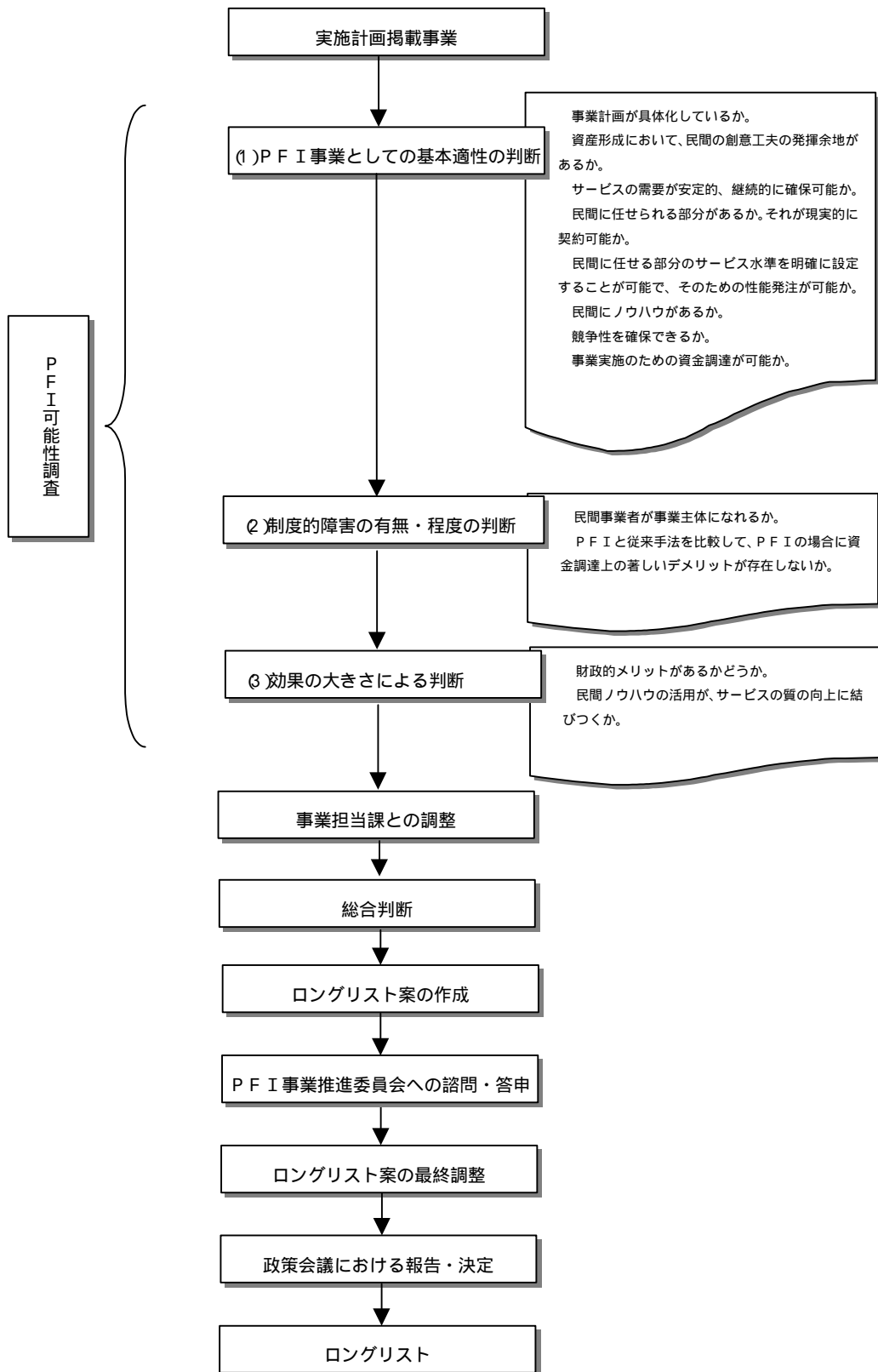


図 10 P F I 候補事業の抽出過程（民間発案以外）



福岡市・P C K K ・ J P F 作成

2) ロングリストの公表<事務局>

事務局は、ロングリスト(「第2部 1.1(1)ロングリスト案の作成」(p.40)を参照)を公表する。

公表手続

- 公表に当たっては、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段の活用を図る。
- WTOへの対応にも配慮する。

表3 ロングリストの客観的絞り込み基準

事業の絞り込みに際しては、実施計画に掲げられた事業等を対象とし、PFIへの基本適性、制度的障害の有無・程度、PFIによる効果の大きさの視点から以下の基準を設定する。(「 」は客観的絞り込み基準のキーワード)

1. 基本適性

「事業計画」が具体化しているか。

- ・事業内容、事業規模、事業費(整備費、運営費)、スケジュールなどの事業計画が実施レベルに達しているもの。

「資産形成」において、民間の「創意工夫」の発揮余地があるか。

- ・公共サービスの提供手段の一部として、有形資産やIT・ソフトウェア等の無形資産の形成及び活用の責任を民間に委ねることによって事業の創意工夫が図られるもの。

サービスの「需要」が安定的、継続的に確保可能か。

- ・サービス内容を構成する需要が安定的に継続する可能性が高いこと。

民間に任せられる部分があるか。それが現実的に契約可能か。

- ・民間に任せる部分に付随する「リスク」が民間で処理できること。
- ・民間に任せる部分に関連する行政の事業や「政策」が明確であること。

民間に任せる部分のサービス水準を明確に設定することが可能で、そのための「性能発注」が可能か。

- ・サービス内容を明確に記述可能で、達成すべき数量的な水準や必要とする機能が明確に規定できること。
- ・目標として設定されたサービス水準の「モニタリング」が現実的に可能であること。

民間にノウハウがあるか。

- ・「類似市場」が存在していること。
- ・「類似のノウハウ」を民間が保有していることが確認できること。

競争性を確保できるか。

- ・対象事業分野への民間企業の参入が複数社期待できること。(「類似参入」)

- ・特定の企業、グループに「優位な背景」が存在しないこと。
- 事業実施のための資金調達が可能か。
- ・事業の「収益性」の仕組みが資金調達を可能にする内容になっていること。
 - ・「受益者負担」の可能性やその程度を確認できること。

2. 制度的障害の有無・程度

民間事業者が事業主体になれるか。（「法的制度」）

- ・各事業分野個別の法律、省庁通知、市の条例・要綱などで、民間事業者が事業主体になることが制限されていないこと。
- ・道路法、都市公園法、下水道法などの公物管理法⁵⁰により、法的に設置、管理が地方公共団体等に制限されていないこと。
- ・地方自治法上の公の施設に関する管理委託の制限がないこと。
- ・サービスの提供に「公権力」の行使が必要でないこと。
- ・サービスの執行に「個人情報」保護に関する制限がないこと。
- ・サービス提供に公務員の身分が必要でないこと。

P F I と従来手法を比較して、P F I の場合に資金調達上の著しいデメリットが存在しないか。

- ・補助金や起債に関する制限がないこと。（「補助起債」）
- ・既存資産を利用する場合、法的制限に抵触しないこと。（「行政財産」）

3. 効果の大きさ

財政的メリットがあるか。

- ・事業費削減効果が期待でき、「V F M」があること。
- ・既存の「資産の活用」が図れること。

民間ノウハウの活用が、サービスの質の向上に結びつくか。

- ・民間「ノウハウの活用」要素が大きいこと。
- ・複数の事業をひとつのP F I 事業として構成し、「相乗効果」やスケールメリットを活かせること。

福岡市・P C K K ・J P F 作成

(2) 民間発案処理手続き

民間発案受付の目的は、P F I 基本方針に明記されているように、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業の中で、民間事業者に行わせることが適切な事業については、できる限りその実施を民間事業者に委ねるという原則を踏まえて、P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すことにある。

⁵⁰ 公物管理法については、脚注 31 を参照。

1) 公表ロングリストの内容確認と発案 < 民間事業者 >

民間事業者は、公表されたロングリストの内容を踏まえ、ロングリスト掲載事業に限らず、提案を発意した事業については下記事項を含む提案書を、事務局に提出する。

- 発案の理由
- 事業内容
- ノウハウの活用方法と創意工夫の内容
- 事業スキーム
- 事業額と資金調達方法
- 事業において想定されるリスクと分担の考え方
- 採算性の根拠
- V F M実現の根拠（効率性と有効性の根拠）

2) 民間発案の受付 < 事務局 > < 事業担当課 >

事務局は、公表したロングリストを対象として、P F I事業として効率性等のメリットが確保できるような、創意工夫や新技術などの活用による民間からの発案を対象として受け付ける。ただし、ロングリストに掲載されていない事業であっても、市にとって有意義な民間発案についても受け付ける。そのため、ロングリストの公表に併せて、民間発案を受け付ける際の下記必要事項を公表する。

- 受付方法
- 処理方法
- 発案資料の提出内容
- 記入事項の留意事項
- 提案内容のヒアリング等

事務局は発案資料を民間発案者から受け付け、当該事業の事業担当課に送付する。事業担当課は、発案内容の妥当性・現実性について検討を行い、意見を付して事務に提出する。

3) ロングリストの修正・追加 < 事務局 > < P F I事業推進委員会 > < 政策会議 >

事務局は、受け付けた民間発案事業に対して、事業担当課から提出された検討結果に基づき、ロングリストの客観的絞り込み基準等により評価を行い、ロングリストに掲載すべきと判断した場合、適宜P F I事業推進委員会に諮り、ロングリスト選定時と同様に、評価の妥当性についての審議を経て、その答申を受け、政策会議で決定し、ロングリストの修正・追加を行う。

当該民間発案事業（あるいは事業内容の一部）が特定事業として選定された場合は、事業者選定を行う際に「事業の取組みの姿勢・意欲」等の評価について、競争性を阻害しない程度の加点を、当該事業者に対して考慮する。加点の考え方については、事業担

当課が作成し、事業者選定審査委員会で決定する。ただし、ロングリストの総合判定において「現時点において可能性がある事業」と判断された事業については、加点を行わない。

4) ロングリストの通知及び公表 <事務局>

事務局は、ロングリストの修正・追加の決定に基づき、財政課等の関連課及び当該事業に関連する事業担当課に通知する。

一方、提案を受け付けた民間事業者に対しては、ロングリストの修正結果や理由を通知するとともに、実施方針の策定に至らなかった事業については、その段階で当該事業の提案民間事業者に対し、その理由等を通知する。

また、ロングリストの修正・追加については新たに公表する。

(3) ショートリストの作成

1) P F Iを含めた手法についての検討 <事業担当課>

事業担当課は、ロングリストに掲載された事業に対しP F Iを含めた手法の検討を行い、検討結果をP F I判断調書(図 11を参照)として事務局に提出する。なお、P F I判断調書では、事業スキームと概略のキャッシュフロー分析を踏まえたV F M(現在価値L C C)を比較し、P F I可能性を検討する。

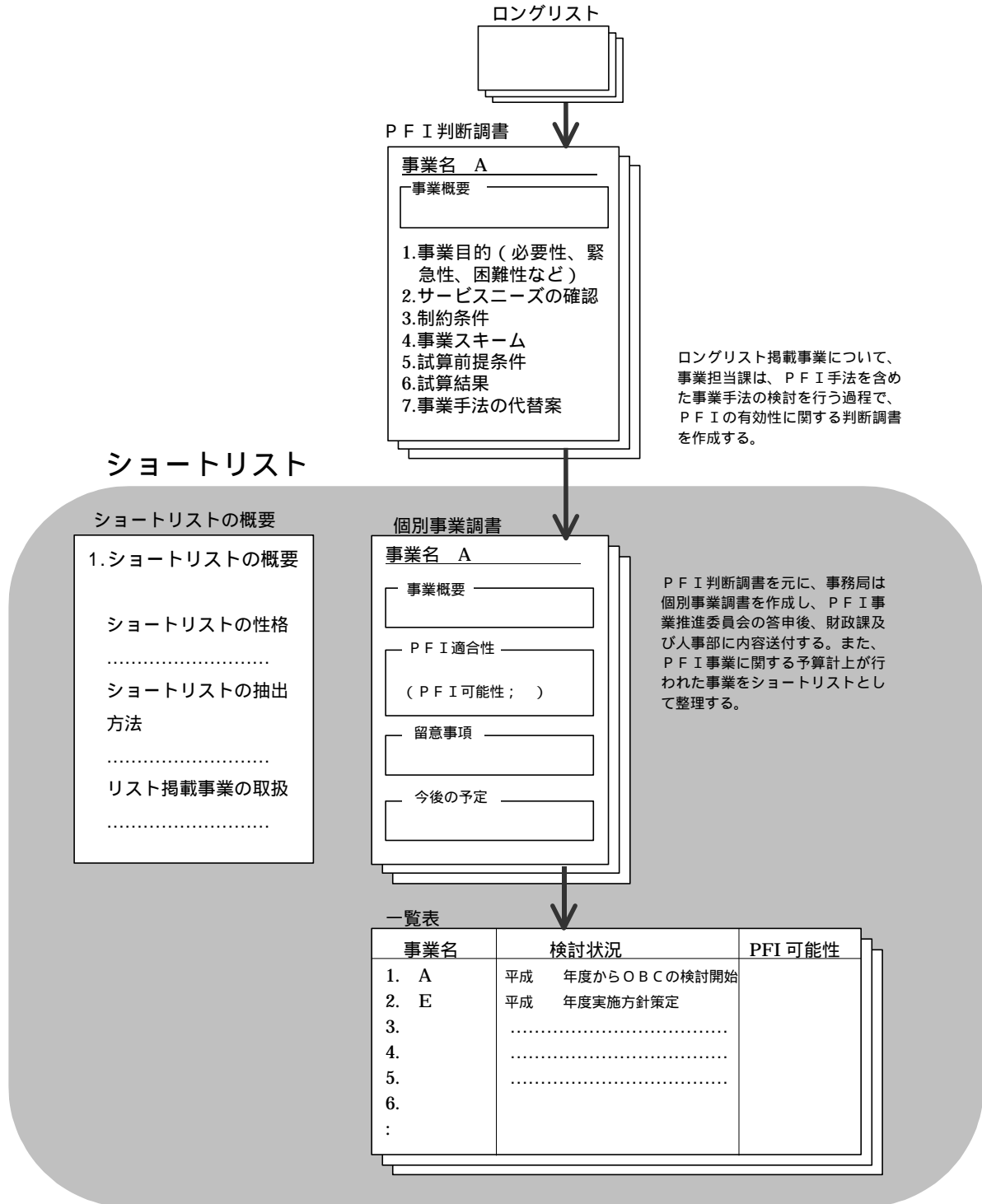
2) 予算要求、組織・人員要求 <事業担当課>

同時に、事業担当課は、ロングリストに掲載された事業に対する検討内容に基づき、事業スケジュールに合わせ、予算要求や組織・人員要求を、財政課及び人事部に行う。

3) ショートリストの確定・通知 <関連課><事務局><P F I事業推進委員会>

事務局は財政課との協力のもと、事業担当課からのP F I判断調書に基づき、「重要性(必要性・緊急性)」、「困難性」の観点から、財政状況や事業としての優先性等を考慮して、調査費を計上してP F I化の検討を行うべき事業を選定してショートリスト案を作成し、P F I事業推進委員会に諮問し答申を受け、財政課等に答申結果を内容送付する。その答申結果を踏まえ、予算編成過程などの意思決定過程の中で、調査費等予算を計上すべき事業を決定し、事務局に通知する。これを受けて事務局はショートリストを確定し、公表を行い、人事部は組織・人員を決定するとともに、各事業担当課はP F I化の検討を開始する。

図 11 ショートリスト作成過程のイメージ



4) ショートリストの公表 <事務局>

事務局は、下記内容を記載したショートリストを公表する。

ショートリストの内容

- ショートリストの性格
- ショートリストの抽出方法
- リスト掲載事業の概要
- リスト掲載事業の取扱

公表手続

- 公表に当たっては、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段の活用を図る。
- WTOへの対応にも配慮する。

1.2 P F I 化の検討

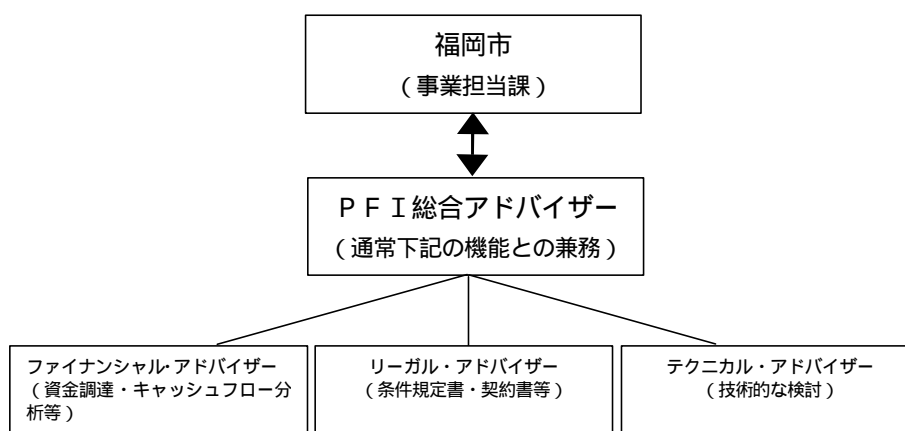
(1) 検討体制の構築 <事業担当課>

事業担当課は、事務局と協議の上、P F I 事業に精通した外部アドバイザーの調達を含む検討体制の構築を行う。外部アドバイザーの人選如何が、実現性と妥当性を兼ね備えたP F I 事業構築の可否を左右するほど重要である。そのため、P F I 関連の実績などを考慮し、複数のアドバイザーを対象として、当該事業への適合性を検討し、専門性、提案能力、業務能力、価格等を総合的に勘案し、決定を行う必要がある。

また、外部アドバイザーは、P F I 化の検討から契約に至る段階までの手続を適切に進めるためのサポート役であり、特に市場リスクを民間事業者に負担させる可能性のある案件（独立採算型など）については、民間事業者の参画意欲への影響が大きいため、適切な事業ストラクチャーを構築し、適正な価格でのサービスの調達を確保するためにも、当該市場に詳しい外部アドバイザーを選定することが重要である。

典型的なアドバイザー構成は、図 12の通り。

図12 外部アドバイザーの構成例^{51 52 53 54}



(アドバイザーの業務例)

- ・ O B C 作成全般支援 (事業ニーズ・範囲、事業スキーム、アウトプット仕様、コスト積算、リスク分析、V F M テスト、支払・モニタリング方法、市場調査、基本契約条件、事業管理計画書など)
- ・ 各ステップにおける必要書類等の作成
 要求仕様書、実施方針、特定事業の選定結果 (含む V F M 評価)、募集要項等募集用書類、審査基準、条件規定書、契約書
- ・ 提案書の評価
- ・ 契約書等の作成

福岡市・J P F 作成

(2) 相談窓口・情報収集 <事務局>

事務局は、事業担当課が P F I 化の検討体制を構築するにあたって、外部アドバイザーの調達等に必要の情報収集ならびに助言を行う。

⁵¹ ファイナンシャル・アドバイザーの必要性：市は、契約の相手方となる民間事業者の考えるプロジェクト・ファイナンス等の資金調達に関し経験が不足しており、変化の激しい金融情報を的確に入手できないため、O B C 作成等において、民間事業者の資金調達方法、資金調達の可能性、ダイレクト・アグリーメント (金融機関との直接協定) の設定、キャッシュフローモデルの構築・評価、キャッシュフローの適性、V F M の判定等を的確に検討するうえで、ファイナンシャル・アドバイザーを必要とする。

⁵² リーガル・アドバイザーの必要性：従来の仕様発注による工事、物品、サービス等の業種別の調達と異なり、P F I では性能発注による包括的発注を基本とした長期契約になるために、事業の不確定な要因が多くなる。そのために、事業開始から完了までの市と民間事業者の義務と責任を明確にし、それら不確定要因が発生した場合の対処方法を明確に規定しておく必要がある。こうした事象に対する市の経験が少ないために、法律の専門化 (リーガル・アドバイザー) が必要となる。具体的には、事業者選定段階の条件規定書及び契約書の作成において必要となる。

⁵³ テクニカル・アドバイザーの必要性：従来の仕様発注と異なり、P F I では性能発注によるため、市は、民間事業者の提案する技術内容がその性能を十分満足するかどうかを評価するとともに創意工夫を評価しなくてはならない、その場合、市の内部にその技術的評価ができる人材がいれば、アドバイザーは要らないが、技術的評価に関し問題が発生した場合のことを考慮すると、市としては、第3者評価者 (テクニカル・アドバイザー) を活用することが望ましい。

⁵⁴ P F I 総合アドバイザーの必要性：P F I 事業は、資金調達要素、技術要素、法制度要素が複合して構成されているために、P F I 事業化の検討を進めるためには、前述の個々の専門知識を総合的に調整、とりまとめを行う人材が必要となる。

(3) P F I 事業計画書 (O B C)⁵⁵の作成 < 事業担当課 >

事業担当課は、外部アドバイザーの支援を受け、「第 2 部 3. P F I 事業計画書(O B C)の作成マニュアル」(p.102) を参考にして、以下の項目の検討を行う。

- サービス・ニーズの特定
- 比較対象方式の設定
- P F I 事業方式の検討
 - ・ 法制面の制約条件
 - ・ 事業期間
 - ・ 契約方式
 - ・ 事業スキーム
 - ・ リスク分析・官民役割分担
 - ・ 市場調査 (市場サウンディング)
 - ・ 資金調達
 - ・ L C C 算定
- アウトプット仕様の作成
- V F M の検討
- 支払いシステム、モニタリング方法の設定
- P F I 契約の基本条件の整理
- 事業管理計画書の作成

1.3 実施方針の作成・公表

特定事業の選定の前に、事業担当課が、当該事業の実施方針を作成し、市としてそれを公表する。事業に関する情報が早く広く周知されるよう、なるべく早い段階での作成・公表が重要である。

(1) 実施方針案の作成 < 事業担当課 >

事業担当課は、先に作成した O B C の内容を踏まえ、実施方針案を作成し、事務局に提出する。

また、O B C の検討によって P F I 事業実施による V F M が見込めず、実施方針を作成するまでもない事業については、その検討結果を事務局に提出する。

作成の目的

実施方針の作成の目的は以下の通り。

- 当該事業を P F I 事業として選定する前に、事業内容を公表し、当該事業に関する

⁵⁵ 脚注 21 を参照。

る関係者の意見を求める。

- 当該事業への参加を希望する民間企業に対して、当該事業の内容に関して具体性をもって周知し、事業参加に関する検討作業を行う時間的余裕を与える。

作成内容

実施方針に定める項目は以下の通りである（詳細は表4を参照）。

- 特定事業の選定に関する事項
- 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- その他特定事業の実施に関し必要な事項

作成上の留意点

- あくまでも事業の実施方針なので、あまり詳細に書かずコメントの余地を残したものにす。
- 項目（例えば「事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項」や「事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項」）によっては法律専門家のアドバイスが必要なものがあるので注意が必要。
- 関係者からのコメントを求めるため、事業の選定までの時間的余裕を設けて公表する（少なくとも1~2ヶ月）
- 想定されるリスクやリスク分担を可能な限り明確にする。
- 募集、選定等の手続きは、なるべく具体的に記述する。
- 本市が行う支援について明確に記述する。
- 特に、事業の内容や検討の熟度等によって、PFI事業に適用される契約方式の妥当性やWTOの取扱を検討し、実施方針に反映させる。

(2) 実施方針案の内容確認 <事務局> <PFI事業推進委員会>

事務局は、事業担当課から提出された実施方針案の内容を確認の上、PFI事業推進委員会に諮問し答申を受ける。その後、事業担当課にその結果を通知する。

(3) 実施方針の決定 <事業担当課> <政策会議>

事業担当課は、事務局からの通知を受け、必要であれば修正を加えた上で政策会議に付議し、実施方針を決定する。

表4 実施方針の構成例

<p>1．特定事業の選定に関する事項</p>	<p>事業内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の種類 ・ 公共施設等の管理者等の名称 ・ 事業目的 ・ 提供される公共サービスの内容 ・ 事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等 ・ 想定される事業形態(公共施設等の管理者等の費用負担形態、利用者の料金負担のあり方及び民間事業者の併設事業の範囲、事業期間、事業終了時における施設の移管に関する方法や条件等) <p>選定に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定方法、選定の手順及びスケジュール ・ 選定基準(事業の適否の理由、事業のVFM(ライフサイクルコスト、民間へのリスク移転、割引率等))
<p>2．民間事業者の募集及び選定に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募等の具体的方法 ・ 募集期間 ・ 民間事業者が備えるべき参加資格要件 ・ 応募に係る提出書類 ・ 選定基準(総合評価方法の活用、田段階方式の採用・段階毎の選定基準等) ・ 選定結果及び選定における客観的評価方法の公共方法
<p>3．民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 ・ 提供されるサービス水準(性能に関する仕様) ・ 公共施設等の管理者等による支払いに関する事項 ・ 民間事業者による設計、建設、維持管理、運営に関する責任の履行に関する事項 ・ 事業の実施状況のモニタリング(主体、頻度、内容・基準、結果の公表)
<p>4．公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地、面積、地目、現況 ・ 施設の立地条件(都市計法等法令上の規制等) ・ 土地の取得等についての公共施設等の管理者等による措置 ・ 国公有財産を使用する場合の措置 ・ 公共施設等の規模、配置
<p>5．事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議、調停、仲裁、裁判 ・ 裁判管轄の指定
<p>6．事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される事業継続が困難となりうる事由の具体的列挙と対応措置 ・ 事業破綻事由に至った場合の具体的対応措置及び責任の負担(介入権、契約解除、事業引継(金融団との直接協議に関する事項等))、施設の移管等破綻事由に応じて事業計画又は協定において約定すべき事項
<p>7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</p>	<p>法制上の措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に必要な許認可に関連した措置がある場合は、その具体的内容 <p>税制上の措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用可能な税制上の特例措置がある場合は、その具体的内容 <p>財政上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (地方公共団体から)出資がある場合には、その内容及び条件 <p>金融上の支援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子融資枠が予算計上されている場合には、その対象となる事業の条件 ・ 日本政策投資銀行等の出融資制度の対象事業に該当する場合は、その制度概要 ・ 資金の融通のあっせんがある場合には、あっせん先の金融機関及び供与条件
<p>8．その他特定事業の実施に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約にあたって議会の議決を経る必要の有無 ・ 法の定めのあるもののほか情報公開の対象及び公開方法 ・ 環境保全への配慮及び環境アセスメントの実施に関する事項 ・ 実施方針に関する問い合わせ先

(4) 実施方針の公表 < 事業担当課 >

事業担当課は、実施方針の決定を受け、下記により公表する。

公表項目

以下の情報を公表する。

- 実施方針概要
- 実施方針閲覧方法、場所
- 実施方針説明会の開催内容（必要時）
- 実施方針本文
- 要求（アウトプット）仕様書案などを必要に応じて添付
- 意見・質問の受付期間、処理方法等

公表手続

- 公表に当たっては、記者発表はもとより、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段を活用するものとする。
- WTOへの対応にも配慮する。

(5) 実施方針の内容確認 < 民間事業者 >

民間事業者は、実施方針に関して、所定の様式により、意見・質問を提出する。

(6) 意見の受付・反映 < 事業担当課 >

事業担当課は、実施方針に関する民間事業者の意見・質問を下記により、受付、整理し、有用な意見は実施方針に反映させ、公表する。実施方針の公表から意見の受付までに少なくとも二週間以上確保し、民間事業者にとって十分検討が行える期間を確保する。

回収・整理方法

意見・質問は、電子メール、郵送、持参によって受付、回収を行い、意見の内容によって分類整理する。

回答方法

回答は、文書でもって意見・質問の提出者に対し行う。

受付項目

実施方針の内容に対する意見及び質問とする。

意見の反映方法

実施方針の内容を改善するなど有用な意見の採用にあたっては、事業担当課で実施方針の修正案を作成し、PFI事業推進委員会への諮問・答申を受け、政策会議で決定する。

公表

修正した実施方針は、特定事業の選定結果公表時にあわせて、公表する。

1.4 特定事業の選定

実施方針を公表して、民間からの意見を反映させた後、VFMの評価を中心とした事業評価を行い、本市の特定事業（PFI事業）として選定する。

(1) 評価資料の作成 < 事業担当課 >

事業担当課は、実施方針の公表結果を踏まえて、特定事業選定のための評価資料（表 5 に示すOBC 検討内容及び表 6に示す評価書（選定基準）の原案等）を作成し、事務局に提出する。事業担当課は、事業の評価にあたっては、「第 1 部 5.1(2)3特定事業の選定」（p.24）に記述されている、評価の方法（特にVFMの発生が微小の場合の精査など）に留意する。

表 5 OBC の検討内容

<ul style="list-style-type: none">● サービス・ニーズの特定● 比較対象方式の設定● PFI 事業方式の検討<ul style="list-style-type: none">・ 法制面の制約条件・ 事業期間・ 契約方式・ 事業スキーム・ リスク分析・官民役割分担・ 市場調査（市場サウンディング）・ 資金調達・ ライフサイクルコスト（LCC）算定● アウトプット仕様の作成● VFMの検討● 支払いシステム、モニタリング方法の設定● PFI 契約の基本条件の整理● 事業管理計画書の作成

福岡市・JPF作成

表 6 評価書（選定基準）の原案

<ul style="list-style-type: none"> ●事業の必要性 ●P F I 事業実施の妥当性（事業方式の確実性・安定性・安全性など） ●V F Mの妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・L C C ベースのコスト算定に基づく、定量的な V F Mの検証結果 ・民間事業者に移転するリスクの定量的な算定（リスク調整値）とそれを加えたV F Mの検証結果 ・P F I 事業として実施することの定性的な評価 ・総合評価の結果 ●リスク分担の妥当性 ●民間参加の可能性 ●事業管理計画の妥当性 ●想定される実行上の問題とその対応策

福岡市・J P F 作成

(2) 評価資料の確認・調整、評価・選定報告書の作成 < 事務局 >

事務局は、事業担当課から提出された評価資料について、必要に応じてヒアリングを行うなど、その内容に関する確認・調整を行い、財政課等の関連部署と調整の上、評価書の原案をもとに、評価書として作成する。この評価書に、P F I 事業計画書（O B C）及び実施方針の公表結果を添付して、評価・選定報告書として作成する。

(3) 特定事業の選定（案）の作成、特定事業の選定 < 事務局 > < P F I 事業推進委員会 >

事務局は評価・選定報告書をもとに、P F I 事業推進委員会に諮問し、特定事業としての選定の妥当性に対する答申を受けて、それを踏まえて、評価書をもとに特定事業の選定（案）を作成し、政策会議にそれを付議し、本市としての特定事業としての選定を行う。事業担当課は適宜、事務局、P F I 事業推進委員会等に対して、必要な補足説明を行う。

(4) 選定結果の公表 < 事業担当課 >

事業担当課は、特定事業の選定についての政策会議の決定を受けて、下記内容の公表資料を作成し、公表する。

公表内容

- 評価書（表 6を参照）
- 選定方法
- 選定結果（前節内容を参照）等

ただし、VFMの妥当性の評価結果については、PSCとPFI事業方式による負担額の比較結果を原則実額で公表するが、事業者選定に関して不都合が予想される場合は、比較結果を割合等で表現する（例えば、PFI事業方式による公共側の負担額は、PSCの %など）。

公表手続

以下の公表手続により公表する。

- 公表に当たっては、記者発表はもとより、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段を活用するものとする。
- WTOへの対応にも配慮する。

1.5 募集準備

本手続は、あくまで本市としての、標準的な手続を述べたものであり、実際の事業を担当する事業担当課は、事業分野、事業規模、事業の緊急性等を勘案して、公募（公告）方式、募集のスケジュール、募集に関わる説明会、質問回答の時期等を定める。

(1) 募集計画（募集スケジュール）・書類の作成 <事業担当課>

事業担当課は、下記の募集計画（募集スケジュール）・書類を作成する。

募集計画（募集スケジュール）の作成

募集計画（募集スケジュール）は、本市の内部手続（諸事項の決裁に必要な期間、公表の方法、議会日程など）と外部アドバイザーの作業工程を勘案して作成する必要がある。募集計画（募集スケジュール）は一度公表するとなかなか修正ができないので、細部にわたる詰めが不可欠である。

主なスケジュール項目は、事業者選定審査委員会の設置、公募（公告）、募集要項の配布と説明会の開催、質問受付と回答、事業者選定審査（第一次、第二次）、優先交渉権者の選定、契約交渉、事業者の選定、仮契約締結、議会の議決、契約締結などとなる。

募集用書類の作成

事業担当課は、募集にあたって、以下の書類を作成する。なお、各項目の詳細については、「第2部 1.7 事業者の選定・公表」(p.72)等を参照。

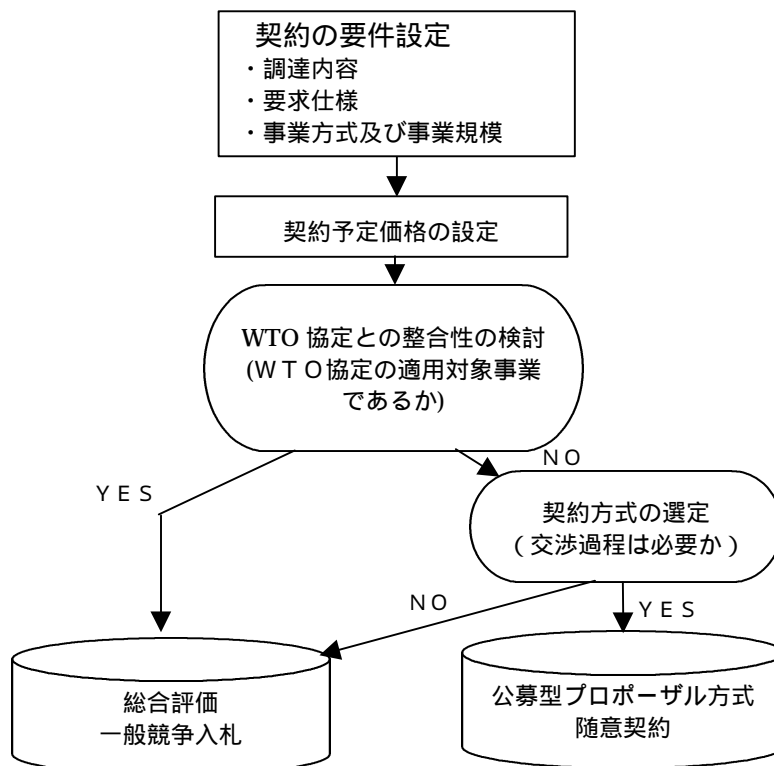
- 第一次募集要項（含む事業概要書、要求（アウトプット）仕様書、その他事業関連情報一式）、第一次募集要項様式一式、条件規定書
- 事業者選定審査委員会運営要項（含む委員リスト）
- 第一次審査要項（審査基準、審査方法）
- 第二次募集要項、第二次募集要項様式一式

•第二次審査要項（審査基準、審査方法）

(2) 契約方式の検討 <事業担当課>

事業担当課は契約方式について、図 13の流れに従って最も妥当な契約方式を選定する。

図13 契約方式検討の流れ



福岡市・P C K K作成

契約の要件設定

O B C、実施方針及び特定事業の選定の検討結果を踏まえて調達内容、要求仕様、事業方式及び事業規模について契約要件として設定する。

契約予定価格の設定

契約予定価格は、P F I 事業方式で実施する場合に市が民間事業者に対して契約期間に支払う支払い額の総額とする。

W T O との整合性の検討

福岡市の場合、公共調達においてある一定金額以上の調達（表 7を参照）を行う場合、W T O 政府調達協定⁵⁶に従わなくてはならない。

⁵⁶ 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定であり、公共調達に際して国内外の事業者を無差別に取り扱うことを定めており、適用にあたっては表 7に基づくため、福岡市もその適用を受ける。

表7 政府調達協定適用の基準額
(適用期間：平成12年4月1日から平成14年3月31日まで)

区分	国	都道府県 ・政令市	その他の 機関
物品等の調達契約	13万SDR	20万SDR	13万SDR
	邦貨換算額 2100万円	3300万円	2100万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	450万SDR	1500万SDR	1500万SDR
	邦貨換算額 7億5000万円	25億0000万円	25億0000万円
特定役務のうち建築のためのサービス エンジニアリング・サービスその他の 技術的サービスの調達契約	45万SDR	150万SDR	45万SDR
	邦貨換算額 7500万円	2億5000万円	7500万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	13万SDR	20万SDR	13万SDR
	邦貨換算額 2100万円	3300万円	2100万円
備考	上段の基準額は、国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）を単位としたもの。 下段は、上段の基準額を邦貨換算した額であり、2年ごとに大蔵大臣より示されるもの。		

出所：WTO

この協定に関するPFI事業の取り扱いについては、自治省の通知（「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付自治画第67号自治事務次官通知）により、PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、政府調達協定対象の役務（表8の役務を参照）と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となり得るため、こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額を超える場合に、特例政令⁵⁷の適用を受けることとされているので、都道府県及び政令指定都市においては留意することとされている。

従って、本市のPFI事業においても、建設工事をともなう場合、総額25億円を超える契約条件については、WTO政府調達協定の適用を受け、一般競争入札となる。

そのため、殆どのPFI事業は、建設工事を伴うため、総額25億円以上の契約案件となる可能性が高く、その場合は価格以外の評価が可能な「総合評価一般競争入札」とする。

この場合、本来「交渉時」に詳細に詰める内容は、入札以前に質問・回答という形で詰める以外に機会がないため、契約条件にトラブルが発生しない様、複数回設定し充分

⁵⁷ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年11月1日付政令第372号）」のことであり、WTO政府調達協定を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち、協定の適用を受けるものの取扱に関し定めたものである。これにより、一連の調達契約により調達をすべき主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む当該契約の全体の予定価格が、表7の基準額以上となる場合、一般競争入札の適用となる。

に情報交換を行うことが必要となる。その場合入札に至るまでの検討期間が、相当日数掛かることに留意する。

また、海外の事業者に対しての情報提供を行うため、ホームページ等への掲載など必要な措置を行うことに留意する。

更に、W T O 政府調達協定に対応する場合、公告から入札提案書の受領の日までの期間を 40 日間以上設定しなければならない(ただし、入札提案書の受領日に期間的な幅がある場合、同協定記載の規定の趣旨から、受領の初日までの期間を規定の対象とすることが望ましい。)ことや、落札後 72 日以内に市の公報を通じて、契約者名等必要な事項を公表しなければならないことに留意する。

表8 WTO 政府調達協定の対象となる特定役務

<p>(1991年の暫定的な中央生産物分類(CPC)による分類)</p> <p>51 建設工事</p> <p>6112 自動車の保守及び修理のサービス(注1)</p> <p>6122 モーターサイクル(原動機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス(注1)</p> <p>712 その他の陸上運送サービス(71235(郵便の陸上運送)を除く。)</p> <p>7213 運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス</p> <p>7223 海上航行船舶以外の船舶(運転者を伴うもの)の賃貸サービス</p> <p>73 航空運送サービス(73210(郵便の航空運送)を除く。)</p> <p>748 貨物運送取扱いサービス</p> <p>7512 クーリエ・サービス(注2)</p> <p>電気通信サービス</p> <p>MTN・GNS/W/120(対応するCPC)</p> <p>2・C・h 7523 電子メール</p> <p>2・C・I 7521 ボイスメール</p> <p>2・C・j 7523 情報及びデータベースのオンラインでの検索</p> <p>2・C・k 7523 電子データ交換(EDI)</p> <p>2・C・l 7529 高度ファクシミリ・サービス</p> <p>2・C・m 7523 コード及びプロトコルの変換</p> <p>2・C・n 7523 情報及びデータのオンラインでの処理 (トランザクション処理を含む。)</p> <p>84 電子計算機サービス及び関連のサービス</p> <p>864 市場調査及び世論調査のサービス</p> <p>867 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス(注3)</p> <p>871 広告サービス</p> <p>87304 装甲車による運送サービス</p> <p>874 建築物の清掃サービス</p> <p>88442 出版及び印刷のサービス(注4)</p> <p>886 金属製品、機械及び機器の修理のサービス</p> <p>94 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス</p> <p>注1) 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル(原動機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。</p> <p>注2) 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。</p> <p>注3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設計サービス(CPC86712)の実施設計サービス ・ 契約監理サービス(CPC86713) ・ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86722)、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86723)又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC86724)のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス ・ 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス(CPC86727) <p>注4) 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。</p>

出所：WTO

契約方式の選定

WTO 政府調達協定の適用を受けない場合は、事業担当課は対象とする事業の契約の相手側を決定する過程において交渉が必要であると判断される場合、公募型プロポーザル方式随意契約とし、必要でないと判断される場合は総合評価一般競争入札とする。⁵⁸

入札において交渉は認められていないが、随意契約においては、複数者から見積を取る以外に手続きに関する具体的な定めはなく、優先交渉権者という概念を導入することも可能と考えられる。実際に、優先交渉権者を選定したうえで事業者の特定を行うとしている PFI 事業の事例は、いずれも随意契約となっている。

PFI 事業は、「設計」「建設」「維持・管理」など、多種業務を一括して発注するものであり、また、その契約内容は個別の事業毎に必要な要件が異なり、その能力等を有する相手方の選定基準はその都度決定することになるため、現実的には公募型プロポーザル方式随意契約になると考えられる。

⁵⁸自治省の通知(「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12 年 3 月 29 日付自治画第 67 号自治事務次官通知)によって、PFI 事業の契約では、「総合評価一般競争入札」が一般的とされている。すなわち、PFI 法第 7 条第 1 項の規定により、PFI 事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており、一般競争入札が原則とされている【PFI 法第 7 条 1 項、PFI 基本方針二 1(2)参照】また、一般競争入札による場合、PFI 事業では価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることから、「総合評価一般競争入札」(地方自治法施行令 167 条の 10 の 2)の活用を図ることとし、落札者の決定基準については、あらかじめ学識経験者の意見を聴き適切に定め、公表を行うなど留意することとしている(「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」平成 11 年 2 月 17 日付け自治行第 3 号自治事務次官通知)。

他方で自治省の通知(「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12 年 3 月 29 日付自治画第 67 号自治事務次官通知)では、PFI 事業も通常の契約と同様に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合は、随意契約を行うことが可能であるとされている。

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとることが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり(昭和 62 年 3 月 20 日最高裁第 2 小法定判決)、PFI 契約についてもこれを踏まえて適切に判断することと通知されている。

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ、売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から判断しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できると解されており、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的な PFI 事業者が PFI 事業方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断することと通知されている。

公募型プロポーザル方式随意契約及び総合評価一般競争入札における主な手続き内容と留意点

図 14 主な手続き内容と留意点

	公募型プロポーザル方式随意契約の場合	総合評価一般競争入札の場合
手続き内容	<pre> graph TD A[事業者選定審査委員会設置 (審査基準等の審議)] --> B[公募] A --> C["(公告)"] B --> D[第一次募集要項配布] C --> E["(入札説明書配布)"] D --> F[事前資格審査(一次審査)] E --> G["(入札参加者審査)"] F --> H[一次審査結果公表] G --> H H --> I[二次募集要項配布] I --> J[二次提案書受付] I --> K["(入札)"] J --> L[二次審査] K --> L L --> M[優先交渉権者及び次点者の決定及び公表] L --> N["(落札者の決定及び公表)"] M --> O[交渉] O --> P[PFI契約締結] N --> P </pre>	
留意事項	<p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式選定理由の明確化 ・審査基準の明確化 <p>〔総合評価一般競争入札の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準を二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない(地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の3)。そのため、本市においては「事業者選定審査委員会」を当該任にあてる。 <p>〔WTO政府調達協定に対応する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告から入札提案書の受領の日までの期間を40日間以上設定しなければならない。(ただし、入札提案書の受領日に期間的な幅がある場合、同協定記載の規定の趣旨から、受領の初日までの期間を規定の対象とすることが望ましい。) ・落札後の翌日から72日以内に市の公報を通じて、落札者名等必要な事項を公表しなければならない。 	

福岡市・PCKK作成

(3) 審査方法案の作成 < 事業担当課 >

1) 審査方式

P F I の場合、提案書等の準備費用が大きいため、応募者全員にその負担を強いると、複数の P F I 事業に応募しようとする民間事業者の参加意欲を阻害する可能性がある。したがって、事業者の選定は、公募型プロポーザル方式随意契約の場合も総合評価一般競争入札の場合も二段階選定で行うことを原則とし、事業担当課の運営による外部委員を含めた事業者選定審査委員会で審査を行う。第一段階は、資格基準及び能力基準を前提に選定を行う事前資格審査（一次審査（入札参加者審査））であり、第二段階は、入札を含め詳細な事業経営・管理能力評価と事業提案書評価（二次審査）を行う。

但し、二段階にするか否かは、O B C 作成段階における市場調査において把握した潜在的応募希望事業者の数や、一括審査と段階審査の審査業務の時間、費用等に関する効率性により判断する。判断は、事業担当課が事務局に相談し、事業者選定審査委員会で決定する。

2) 審査基準等

事業担当課は、下記の考え方にに基づき、重み付け、評価シート案を作成する（表 9、表 10、表 11、表 12を参照）。

事前資格審査における審査の考え方（第 1 段階）

事前資格審査については、適性資格基準、基本能力基準、事業内容の理解度の評価基準に基づいて評価する（表 9、表 11を参照）。

評価にあたっては、評価基準のすべての項目に、下限値を設定し、各項目が下限値以上であるかどうかの審査を行う。なお、事業内容の理解度による評価は、基本的には第二段階で行うものであるが、応募者数が非常に多い場合や、第二段階への参加事業者を厳選したい場合に有効であるため、第一段階におけるその実施の有無についても検討する。

適性資格基準としては、違法行為や社会倫理違反などの欠格事項、財務状況、技術力について、また、基本能力基準としては、技術的性、品質保証能力、類似事業実績等の評価項目について審査を行う。

事業提案書等の評価基準と審査の考え方（第 2 段階）

二次審査においては、事業経営・管理能力評価基準、事業提案書評価基準等に基づいて評価する（表 10、表 12を参照）。

評価の方法には、価格と価格以外の項目を総合評価する方法と価格以外の項目

に関する下限値を設定し足切りを行った後に、価格で評価を行う方法がある。いずれの場合も、評価側における先入観をもった評点づけを回避するため、応募者からの提案書は 提案内容（価格以外）と 提案価格を別々に提出し、提案内容の評価が終了するまでは提案価格の封筒を開けない、ツーエンベロップ方式の採用が望ましい。

また、価格と価格以外の項目を総合評価する方法としては、まず提案内容（価格以外）のみで評点づけをした後、価格も含めた総合評価を行う。その総合評価の方法には「単位価格当たりの点数化方式」⁵⁹と「総合点数化方式」⁶⁰の2通りがある。

単位価格当たりの点数化方式は、提案に価格差が殆ど無い状況では問題は発生しないが、価格以外の評価項目を重視したいと発注者が意図したにもかかわらず、PFI市場の初期段階など民間事業者が提案価格を極端に低くした結果、提案価格にばらつきが発生する場合、総合評価の優劣が提案価格の優劣に支配されてしまう可能性が高くなる。

また、総合点数化方式では、価格及び他の評価項目間において、提案の優劣の違いを明確にすべき項目について、重く配分するなどの重み（ウェイト）付けを行って、意図したとおりの総合評価を行うことが可能であり、価格以外の評価項目を重視する場合、発注者が意図した評価項目間のウェイトと提案内容の優劣が、確実に審査結果に反映される。

一方、発電施設などのようなプラント事業に良く見られるが、発注者による性能発注がやり易い事業については、価格以外の項目に関する下限値を設定し足切りを行った後に、価格評価を行い事業者を選定する方法の採用も可能である。

これら審査方式の特性を踏まえ、事業特性や、発注者及び民間事業者の費用、時間及びリスクの負担軽減の必要性などを考慮し、審査方法を決定することとする。

⁵⁹ 脚注 40 を参照。

⁶⁰ 脚注 41 を参照。

〔例示〕

品質と価格についての3者（A、B、C）提案に関して品質を重視して総合評価する場合、単位価格当たり点数化方式と総合点数化方式の具体例を示し、その使用に際しての注意すべき点を明らかにする。

提案者	価格（円）	品質（点）
A社	50	100
B社	50	80
C社	20	60

単位価格当たりの点数化方式

評価結果

提案者	評価基準（品質 / 価格）
A社	2
B社	1.6
C社	3

この場合、C社の提案は、品質が十分に高いとは言えないが、価格に対する品質（品質 / 価格）の点数が高いため、採用されてしまう。このように単位価格当たりの点数化方式では、安い品質も低い提案が採用される恐れがあることに留意しなければならない。

総合点数化方式

総合点数化方式の場合は、単位価格当たりの点数化方式にみられるような問題点を回避することができる。

価格の点数化

価格については、提案価格のバラツキ状況を反映できる平均値を中心とした採点方式を取ると次のようになる。

提案者	価格点数（平均値：40円、そのときの点数を50点とする）
A社	25 $(50 - (50 - 40) / 40 \times 100)$
B社	25 $(50 - (50 - 40) / 40 \times 100)$
C社	100 $(50 - (20 - 40) / 40 \times 100)$

評価結果

ここで品質があまりにも低い提案を排除するために、品質を重視することとする。価格及び品質評価の重み（ウエイト）付けをそれぞれ0.3、0.7とすると、各社の提案は次のように点数化される。

提案者	評価基準（価格点数×0.3 + 品質点数×0.7）
A社	77.5
B社	63.5
C社	72.0

この結果、C社ではなくてA社の提案が採用されることとなる。

福岡市・PCKK作成

表 9 一次審査（入札参加者審査）（事前資格審査）の主な評価項目

<p>事業者選定の審査基準は、適性資格基準、基本能力基準及び事業内容の理解度の評価基準から構成される。各基準の内容は、以下に示す項目を配慮する。</p>	
・ 適性資格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事項：倒産、脱税、犯罪などの違法行為の有無、社会倫理違反の有無、提出書類の重大な虚偽記載等 ・ 財務状況：財務的位置、資産・負債内容、収益性等 ・ 技術力：資源、実務実績（パートナーリング（他事業者との協働）、リスクマネジメント）、品質管理、事業内容への技術的適応性、技術者の資格、人数
・ 基本能力基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術適性 ・ 品質保証能力 ・ 類似事業実績
・ 事業内容の理解度の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概略の技術提案 ・ 事業に対する考え方

福岡市・PCKK作成

表 10 二次審査の主な評価項目

事業経営・管理能力評価基準	ファイナンス能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達能力 ・ 資金運用能力
	経営・管理組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織力 ・ 事業に則した資格・ノウハウ・人的資源配分の有無 ・ 人事の安定性 ・ 職務分担の適切性 ・ 指揮命令システムの有効性
	契約管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理能力 ・ リスク管理能力 ・ スケジュール管理能力
事業提案書評価基準	技術提案とその実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能・機能 ・ 手段 ・ 外観（デザイン性、美しさ）
	パートナーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業参加者のパートナーリングによる事業効果の期待度
	価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理性 ・ 実現性 ・ 金額の高低
	事業計画とその実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期、スケジュール管理計画 ・ 設備計画 ・ 建設計画 ・ 維持管理計画 ・ 事業収支計画 ・ 資金計画（資金構成、償還計画等） ・ リスク管理（保険）計画 ・ 安全計画、労務管理計画 ・ 品質管理計画
	社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への配慮 ・ 安全への配慮 ・ 地域社会への貢献 ・ 公共性
	先見性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術動向の見方 ・ 経済社会動向の見方

福岡市・PCKK作成

表 11 一次審査の審査表例

表 1 選定手法の例					
事業名 建設事業			審査員 審査員 A 審査員 B		
組織名 A 業者			全体の品質基準値 50		
個別状況					
選定基準		品質基準値		基準を満たしているか?	
倒産、有罪経歴、違法行為、納税		各機関の最低基準値		満たしている	
経済状況					
選定基準		品質基準値		基準を満たしているか?	
過去 3 年間の利益と損失		?		満たしている	
公的債務保証		?		満たしている	
技術力 (またコンサルタントにとっては「能力」)					
選定基準	品質基準値	満たしているか?	重み (A)%	点数 (B)	重みを換算した点数 (A×B)
当該事業の技術適性	?	○	23	80	18.4
リスク・マネジメントの実績	?	○	7	5	3.5
パートナーリングの実績	?	○	17	35	6.0
当該事業に適した人材・資金等	?	○	14	65	9.1
当該事業に関連した特殊設計の実績	?	○	26	85	22.1
品質確保	?	○	13	40	5.2
重みの計			100	合計得点	64
合計得点は全体の品質基準値を満たしているか?					満たしている
注解					
審査員の署名 審査員 A 審査員 B				日付 XX/XX/XX	

注：斜体で記述された項目は、単に選定手法を説明するために用いたもので、実際は事業及び実施主体によって万別である。合計得点が重要な数値である。

出所：英国大蔵省 “Procurement Guidance”

表 12 二次審査の審査表例

表 2 落札方法の例											
事業名 建設工事			入札審議会のメンバー								
事業の品質の重み 60			審議会メンバー1								
事業の価格の重み 40			審議会メンバー2								
			全体の品質基準値 55								
品質評価											
基準	品質基準	重み	A 業者			B 業者			C 業者		
			基準を満たすか	点数	重み	基準を満たすか	点数	重み	基準を満たすか	点数	重み
革新性	なし	9		50	4.5		40	3.6		60	5.4
パートナリング	?	7		40	2.8		60	4.2		75	5.3
リスク・マネジメント	?	11		45	5.0		30	3.3		60	6.6
事業組織	?	5		35	1.8		70	3.5		50	2.5
美観性	仕様書	5		50	2.5		85	4.3		65	3.3
計画	?	12		45	5.4		50	6.0		60	7.2
機能性	仕様書	22		65	14.3		70	15.4		90	19.8
資格	?	5		60	3.0		55	2.8		95	4.8
CDM*の要素	?	9		80	7.2		50	4.5		90	8.1
維持管理性	?	15		60	9.0		70	10.5		70	10.5
合計		100			55.5			58.1			73.5
全体の品質基準値を満たしているか？											
価格評価 ⁶¹											
入札価格 (£)			1,835,673			2,467,390			2,134,532		
点数 (中間値£2,145,865)			64.5			35.0			50.5		
全体評価											
品質の重み × 品質評価の得点			60% × 55.5 = 33.3			60% × 58.1 = 34.9			60% × 73.5 = 44.1		
価格の重み × 価格評価の得点			40% × 64.5 = 25.8			40% × 35.0 = 14.0			40% × 50.5 = 20.2		
全体得点			59			49			64		
順位			2			3			1		
注解											
入札審議会のメンバーの署名 審議会メンバー1 審議会メンバー2							日付 XX / XX / XX				

*建設 (設計・運営) Construction(Design and Management)

出所：英国大蔵省 “Procurement Guidance”

⁶¹ 点数の計算は次の通り。

$$50 - (1,835,673 - 2,145,865) / 2,145,865 \times 100 = 64.5$$

$$50 - (2,467,390 - 2,145,865) / 2,145,865 \times 100 = 35.0$$

$$50 - (2,134,532 - 2,145,865) / 2,145,865 \times 100 = 50.5$$

(4) 事業者選定審査委員会の設置案作成 < 事業担当課 >

下記事項に留意し、審査委員を選定し、事業者選定審査委員会の設置案を作成する。

- 行政内部の委員のみの事業者選定審査委員会の組成は避けること
- 外部委員を過半数とすること
- 事業者選定審査委員会委員を事前（公募（公告）時）に公表すること
- 事業者選定審査委員会の位置付けを明確にすること
- 委員数は委員長を含め奇数名とすること
- 特定された事業内容に応じて審査に必要な専門分野から委員を選定すること
- 委員長、副委員長は外部委員とすること

(5) 募集準備内容の確認< 事務局 >

事務局は、事業担当課が作成した募集計画（募集スケジュール）、契約方式、審査方法、事業者選定審査委員会の設置案の提案を受け、内容の妥当性を確認する。

確認事項

- 募集計画（募集スケジュール）の妥当性
- 契約方式の妥当性
- 審査委員の専門分野の妥当性
- 審査方法、審査基準の妥当性

(6) 質問回答の準備 < 事業担当課 > < 事務局 > < 関連課 >

公募（公告）時に行われる民間からの質問に対する回答作業や提案書の評価に関して、関連部局の協力は不可欠であるため、事業担当課は事務局や関連課に協力要請を行い、事務局及び関連課はこれを受けて協力体制を整えておく。

1.6 公募（公告）

公募（公告）から選定に至る過程においては、国のPFI基本方針における以下の趣旨を踏まえる（「関連資料2.【PFI基本方針】二」を参照）。

- 競争性を担保し、透明性を確保した上での実施。民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
- 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
- 性能発注の重視
- 民間事業者の質問に対する公正・公平な情報提供
- 選定結果等の公表における透明性の確保
- 客観的な評価基準等についての透明性の向上の努力

(1) 事業者選定審査委員会の設置 < 事業担当課 >

事業担当課は、事業者選定審査委員会を設置し、委員会を開催して下記事項について審議する。

審議事項

- 事業者選定審査委員会の位置づけ
- 募集計画
- 契約方式
- 審査方法、審査基準
- 募集用書類 など

(2) 公募（公告） < 事業担当課 >

事業担当課は、以下により公募（公告）を行う。

公募（公告）内容

下記内容について公表し、募集する（詳細は「第2部 1.5(1)募集計画（募集スケジュール）・書類の作成」（p.56）を参照）。

- 募集用書類に関する内容
- 募集工程
- 審査方法、審査基準
- 契約方式
- 事業者選定審査委員会名簿 等

募集の留意点

「第1部 5.1(3)3実施ステップにおける公表」（p.26）を参照。

(3) 応募の判断・社内調整・応募準備開始 < 民間事業者 >

民間事業者は、実施方針の公表の段階から公募（公告）参加に関しての検討を開始し、参加意欲のある企業は、社内外調整、コンソーシアム⁶²の組成、提案書の作成準備等を開始する。

検討にあたっては、質問回答内容も含めて事業内容を精査し、応募の判断を行う。民間事業者がこの時点で行う作業は、一般的には以下のとおり。

- コンソーシアム内部での役割分担に関する協議・決定
- 第一次募集要項の読み込みと質問提出
- 応募
- 一次提案書作成及び提出

⁶² コンソーシアムとは、複数の企業からなる企業連合。PFI事業の場合、この連合が提案書を準備し、連合として事業に応募する。このコンソーシアムの特定企業（多くの場合複数）が、PFI事業を実行するSPC（特別目的会社）の出資者となる。

(4) 第一次募集要項（入札説明書）の配布と説明会の開催 < 事業担当課 >

事業担当課は、第一次募集要項の配布、説明会の開催を行い事業内容を潜在的な事業参加者に周知する。この説明会は、民間企業に事業の内容を理解してもらう上で、きわめて重要な機会となるため十分な準備をして、開催する必要がある。

第一次募集要項の配布

- 第一次募集要項は、O B C の検討結果、評価資料の内容、実施方針、特定事業の選定結果等を参考にして、特に、実施方針ならびに特定事業の選定結果として、公表された内容を正確に反映するものとする。
- 事業内容の記述は、事業者の創意工夫が最大限発揮できるように、性能発注を基本とするため、O B C における検討結果を踏まえ、調達するサービス内容や水準の記述を文章により詳細に行う。
- 応募書類には、事業者の非公開情報や創意工夫に関わるアイデアが含まれている場合もあるため、一次審査を通過しなかった応募者の提案書ならびにその他の応募書類は、返却する旨を明記する。
- 募集書類の配布にあたっては、第一次募集要項の受領者のリストを作成する。

説明会の開催

説明会を開催し、第一次募集要項等の内容説明会を行う。説明対象者は限定しない。

(5) 質問受付と回答 < 事業担当課 >

受付方法

説明会の開催の後、文書による質問を受け付ける。民間からの質問は、大量になるため、あらかじめ様式を統一したデジタルの形態（たとえば、ワードやエクセルの表形式でフロッピーディスクや電子メールの添付ファイルなど）で受領し作業効率を上げる。

質問回答書の作成

外部アドバイザー及び庁内の関係部局の協力を得て、質問回答書を作成する。質問回答は、外部アドバイザーも含めて庁内における多数の部局の協力を必要とするため、事業担当課は事務局と協議しつつ、庁内調整を行う。

質問回答書は、一覧性のある表形式で、質問内容別に整理する。

質問回答書の配布

事業担当課は、民間からの全ての質問に対する回答書を応募者全員に書面にて配布する。

配布方法

必要に応じて郵送または説明会などで質問に対する回答を行う。

1.7 事業者の選定・公表

事業者の選定にあたっては、契約方式の検討において述べたように、総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式随意契約の二つの方法がある。

ここではどちらの方法においても二段階選定方式を想定している。ただし、参加希望事業者数が少ないと予測される場合は、一括審査によって事業者選定作業の円滑化を図ることが薦められる。

総合評価一般競争入札及び公募型プロポーザル方式随意契約のいずれの場合でも、PFI事業の内容に応じ適正な事前資格審査基準を設定し、契約の相手方を選定することは法的に可能である。このように事前資格審査を経て契約の相手方を決定する手続は、通常二段階選定方式と呼ばれている。この方式には、最初の段階で望ましいと考える資格を持つ事業者を選別できるために、参加希望事業者が多く予想される場合に、発注者側における発注業務円滑化ならびに民間側における提案書準備費用の軽減のために有効である。また、この方式を採用する場合には、公募（公告）に際して事前資格審査基準（一次審査基準）を公示しておくことが必要である。

(1) 第一次提案書受付 < 事業担当課 >

事業担当課は、応募した民間事業者から第一次提案書を受け付ける。提案に関わる費用負担は、原則、応募者が負担する。

(2) 第一次評価案の作成 < 事業担当課 >

第一次提案書の評価を行う体制を庁内関連部局や外部アドバイザーの協力を得て整え、第一次評価案を作成する。

第一次評価案の内容

参加資格を判定する対象について、コアの企業種類（含む幹事会社）を特定して評価するか、全構成員全参加企業を評価するか、の方針を決定する。全構成員あるいは複数の構成員を評価する場合は、幹事会社とその他構成員の評価の重み付けなどの取り扱いを決めておく。

第一次評価案は、表 9（p.66）を参考として作成する。その主な内容は以下のとおりである。

- 適性資格基準に基づく評価
- 基本能力基準に基づく評価
- 事業内容の理解度の評価基準に基づく評価

(3) 事業者選定審査委員会による一次審査（入札参加者審査） < 事業担当課 >

事業者選定審査委員会を開催して、第一次評価案を審査委員に提示し、審議を行い二次審査に進む応募者を決定する。

一次審査（入札参加者審査）の目的を参加者の適格性の判定と同時に、参加者数自体を絞り込むことを意図し、第一次募集要項自体にその目途（何グループ程度）を明示している場合には、表 11（p.67）にあるように、全体の品質基準値（クリアすべき評価点）を予め決めておき、絞り込んだ数に対しての説明が、明確にできるようにしておくことが必要である。

(4) 二次審査対象者のリストアップと公表 < 事業担当課 >

事業者選定審査委員会による一次審査結果を受けて、事業担当課は、その内容をまとめ、二次審査対象者をリストアップし、以下の項目について公表する。落選者に対してもその理由を通知し、必要に応じて説明を行う。

公表項目

- 審査経緯
- 審査結果
- 審査項目と審査基準
- 審査委員構成等

公表手続

- 公表に当たっては、記者発表はもとより、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段を活用するものとする。
- WTOへの対応にも配慮する。

(5) 法律専門家の調達及び条件規定書の作成（公募型プロポーザル方式随意契約の場合のみ） < 事業担当課 >

条件規定書は、契約の構造と骨子を示すものであり、二段階選定方式では通常、二次募集要項に添付される。

事業担当課は、PFI事業に精通した法律専門家を契約関連書類作成のアドバイザー（リーガル・アドバイザー）として調達する（一般的には総合アドバイザーの一員として法律専門家がメンバーとして加わることになる）。

事業担当課は、リーガル・アドバイザーの協力を得て、OBC作成時に検討したリスク分担の考え方（「第1部 6.3(3)リスク分担」（p.32）をベースに条件規定書案を作成する。リーガル・アドバイザーは、通常、稼働時間単位の報酬体系となっているため、契約関連書類の作成全てをリーガル・アドバイザーに任せるのではなく、事業の履行内容や基本的なリスク分担、権利義務の関係は、事業担当課で予め整理し、契約書作成関連の費用を

軽減することに努める必要がある。

(6) 条件規定書内容の検討協力（公募型プロポーザル方式随意契約の場合） <事務局>
<関連課>

事務局は、外部アドバイザーや関連課の協力を仰ぎ、主に市としてのリスク管理の観点から条件規定書の内容を精査する。市のリスク負担が大きいほど、民間事業者にとっては魅力的となるため、民間参画の実現性と市としてのリスク負担のバランスを考慮して、条件規定書の内容を精査することが必要である。

(7) 第二次募集要項配布と説明会の開催 <事業担当課>

第二次募集要項を作成して、一次審査通過者に対して配布し、説明会を開催する。

第二次募集要項の配布

- 第二次募集要項は、価格とサービス提供内容の本格提案書である。したがって、事業者が詳細な提案書を準備するための、サービス内容に関わる詳細な要求仕様書が添付されている必要がある。
- P F I 事業の発注は、民間の創意工夫が発揮できるように、性能発注方式であるため、要求仕様書においては、従来の仕様発注方式の詳細なサービス提供や施設建設の方法論の規定ではなく、本市が要求するサービス内容や水準を、明確に規定する必要がある。この要求仕様書（アウトプット仕様書）の作成方法については、「第2部3.P F I 事業計画書（O B C）の作成マニュアル」（p.102）を参照。
- 提案書の準備には、サービス提供のリスク分担に関わる基本的な条件や契約内容が必要であり、条件規定書も添付が必要である。
- 評価をツーエンベロップ方式で行うかどうかについても明記する。
- 優先交渉権者ならびに次点者に選定されなかった応募者の提案書（総合評価一般競争入札の場合は、落札者以外の参加者）ならびにその他の応募書類は、返却する旨を明記する。
- 二次提案書提出にあたっては、資金調達の信頼度の確認のため、提案書とともに金融機関からの参加意思確認書（当該提案グループが優先交渉権者または落札者に選定された場合に、資金調達の検討を行う旨の意思表明書）を提出させることが望ましい。

説明会の開催

説明会を開催し、第一次募集要項等の内容説明を行う。二次対象者は、原則として一次審査（入札資格審査）通過者とする。

(8) 質問受付と回答 <事業担当課>

質問回答は、民間事業者からの要請があれば、スケジュールの支障の無い範囲で、適

宜複数回設けて、福岡市の要望の完全理解を図る。

質問受付

質問受付は、一次審査に関する募集要項と同様に、デジタルな形態（フロッピーディスクなど）及び書面で受け付ける。

回答書作成・配布

外部アドバイザー、庁内の関係部局の協力を得て、質問回答書を作成する。質問回答は、外部アドバイザーも含めて庁内における多数の部局の協力を必要とするため、事業担当課は事務局と協議しつつ、庁内調整を行う。

質問回答書は、一覧性のある表形式で、質問内容別に整理する。事業担当課は、民間からの全ての質問に対する回答書を二次審査対象者全員に配布する。

また、回答した内容は、そのまま、事業者への条件提示となるため、回答にあたっては、十分な配慮が必要である。公募型プロポーザル方式随意契約の場合であれば、重要事項については、拙速の回答を避け、契約の交渉事項とすることが望ましい。

(9) 要項の読込と質問作成・第二次提案書の作成 < 民間事業者 >

一次審査を通過した応募者は、第二次募集要項の配布と説明を受けて、以下の作業を行う。この時点において、コンソーシアム（企業グループ）の中での協議が本格化し、各企業内の稟議のための作業が各社発生し、コンソーシアム内の十分な調整と提案内容の検討に、十分な時間が必要となる。上場企業の多くは、PFI事業に対する出資等に関わる稟議の採択に4週間程度必要な場合が多い。

- 企業グループ内調整、作業・費用分担
- 質問書提出（含む法律専門家との調整）
- 各企業、分担分野による提案内容作成や提案価格の調整
- 第二次提案書の作成・提出

(10) 第二次提案書の受付 < 事業担当課 >

事業担当課は、二次審査対象者から第二次提案書を受け付ける。提案に関わる費用は、原則、応募者が負担する。

(11) 第二次評価案の作成 < 事業担当課 >

ここでは、図15に示すように、事業担当課が外部アドバイザーの協力を得て、評価を行い、第二次評価案を作成する。評価側における評点調整などの不正を回避するため、応募者からの提案書は提案内容と提案価格を別々に提出し、提案内容の評価が終了するまでは提案価格の封筒を開けない、ツーエンベロップ方式採用の是非についても考

慮し、評価案の作成を行う。

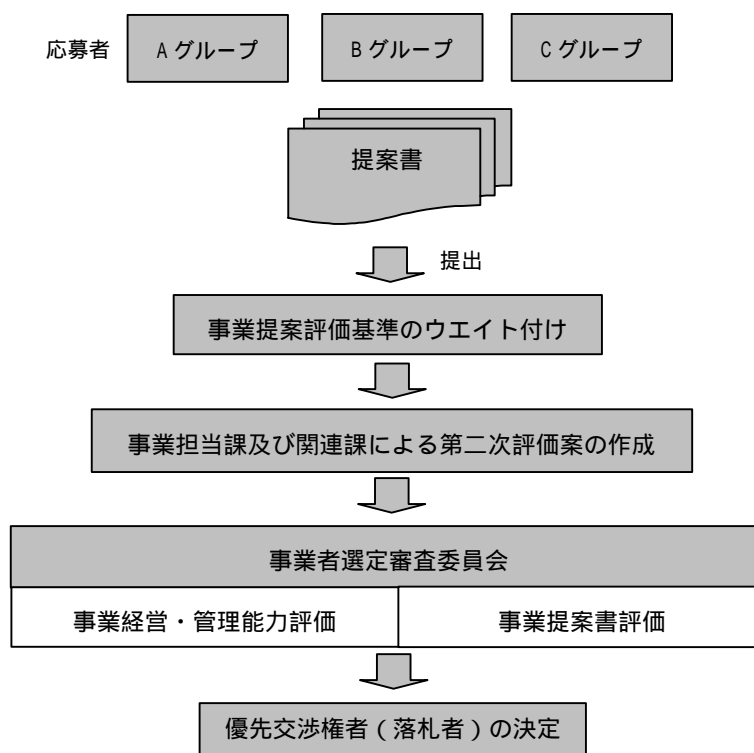
なお、評価案の作成にあたっては、「第1部 6.3(2)2)事業提案書等の評価基準と評価の考え方(第2段階)」(p.31)を参照するものとする。その主な内容は以下のとおりである。

- 二次審査の事業経営・管理能力評価基準に基づく評価
- 二次審査の事業提案書評価基準(技術提案とその実現性、パートナーリング、価格、事業計画とその実現性、社会性、先見性)に基づく評価

(12) 事業者選定審査委員会による二次審査 < 事業担当課 >

審査基準等については、表 10 (p.66) 表 12 (p.68) 図 15などを参照。

図15 2次審査のプロセス



福岡市・PCKK・JPF作成

二次審査

二次審査のための事業者選定審査委員会は、価格を含む定性的及び定量的評価を行うため、事業経営・管理能力評価基準と事業提案書評価基準に基づく第二次評価案の総合評価を行う。

審査の過程では、各提案者への質疑や提案者からのプレゼンテーションを実施し、提案内容の完全な理解を図る必要がある。

公募型プロポーザル方式随意契約の場合でも、優先交渉権者が決定した後に開

始される契約交渉の第一ステップは、提案内容の相互確認であるため、契約交渉が始まる前に「何が提案に含まれていて、何が含まれていないのか（特に大きな費用項目）」を明確にしておくことがきわめて重要である。

そのため、契約方式にかかわらず、情報収集や提案書理解のための場が、各提案者への質疑やプレゼンテーションである。著しい低価格での提案に関しては、費用面での対応とその妥当性を、提案者に確認して評価する必要がある。各提案は時間の制約から、全てが説明されていない場合が多いため、なるべく、各提案者にプレゼンテーションの機会を与え、行政側としても積極的な質疑を行い、提案内容を完全に理解する。そこで、そういうプレゼンテーションの場としての事業者選定審査委員会を必要に応じて開催した後、最終的な事業者選定審査委員会で、第二次評価案をもとに、総合評価を行い、事業者の選定を行う。

(13) 優先交渉権者と次点者の決定・公表（落札者の決定・公表） < 事業担当課 >

優先交渉権者と次点者の決定（落札者の決定）

公募型プロポーザル方式随意契約においては、複数者から見積を取る以外に手続きに関する具体的な定めはないため、優先交渉権者（優秀提案者）及び次点者（佳作提案者）という概念を導入するのが一般的である。次点者の確保は、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合の交渉対象を確保する目的であるとともに、優先交渉権者との交渉に緊張感を持たせる効果がある。優先交渉権者と次点者の評価点が僅差の場合は、提案内容を精査して、評点に誤りが無いことを確認して、優先交渉権者ならびに次点者を決定する。

同時に優先交渉権者の提案内容について、VFMを再度確認する。なお、次点者以降の決定が必要な場合は、その決定も併せて行う。

また、総合評価一般競争入札においては、落札者を決定する。

選定結果のまとめ

事業担当課は、二次審査の結果をまとめる。また、その主な項目は以下のとおりである。

- 審査の経緯
- 審査結果
- 審査項目と審査基準
- 審査方法
- 審査委員の構成

選定結果の通知・公表

二次審査を経て最高評点を獲得した提案者を優先交渉権者あるいは落札者と

して選定した時には、選定した優先交渉権者ならびに次点者あるいは落札者に選定結果を通知し、選から漏れた者に対しても同様な通知を行う。選定結果については、上記の作成内容にもとづき、遅滞無く、なるべく分かり易く、かつ詳細に公表する。

公表手続

- 公表に当たっては、記者発表はもとより、公報、インターネットの活用など本市の情報提供手段を活用するものとする。
- WTOへの対応にも配慮する。

応募書類の返却

優先交渉権者ならびに次点者、あるいは落札者に選定されなかった応募者の提案書ならびにその他の応募書類は、それぞれの応募者に返却する。

(14) 苦情申立⁶³の受付、対処 < 事業担当課 >

公募型プロポーザル方式随意契約及び総合評価一般競争入札のいずれの場合においても、落選者から苦情申立があれば事業担当課が受け付け、回答を行う。事務局や関連課は、内容によって、回答協力を行う。

1.8 契約

ここでは、発注方式として、交渉過程のある、公募型プロポーザル方式随意契約を想定している。総合評価一般競争入札方式の場合は、交渉に関連した手続き事項(1)(4)を除いた手続きとなる。

(1) 交渉方針の明確化 < 事業担当課 >

公募型プロポーザル方式随意契約においては事業担当課を中心にして、優先交渉権者との交渉を実施するが、交渉にあたっては、予め、交渉体制、交渉内容、交渉基準、留意事項等の交渉方針を明確にする必要がある。

交渉の必要性

- 長期の契約になるなどPFI事業の特性から、詳細な契約内容を詰めておく必要がある。
- 「リスク処理をどうするか」「支払いの仕方や維持管理方法などの詳細」などについて、提案段階の数頁の提案内容が、契約段階では優先交渉権者との協議で数十

⁶³ 「政府調達に関する協定」第20条において、入札結果等の調達手続に関して苦情を申し立てることができる旨定められている。また、国のPFI事業においても、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)が苦情の受付を行っている。そのため、これらのような国の措置に準拠した本市としての対応体制である。

頁から 100 頁を超える内容になる場合もある。

- 交渉により、契約内容を十分詰めておかないと、銀行側は、契約内容に不確定要素があるため資金融資を行わず、資金調達が原因で事業断念となる可能性がある。

交渉体制

P F I 事業の提案書の内容は、非常に多岐にわたるため、その交渉に関しても多くの専門性が要求される。したがって、事業担当課を中心として、適宜関連課の支援が必要であり、外部アドバイザーとともに必要に応じて交渉への参画を行う。

また、P F I 契約は、多くの意思決定事項が含まれるため、現場レベルでの決定権限と重要事項の決定の方法や体制を予め設定しておく必要がある。交渉組織の事務局機能や上位決定機関の位置づけを明確にして、条件交渉の効率化を図る。

交渉内容

交渉内容としては、要求仕様と提案内容の不一致やそれらの解釈の齟齬に関する調整やリスク分担の詳細や相違部分に関する調整である。

P F I 事業のような性能発注の場合、交渉の過程で提案内容の官民相互の認識が異なることがわかり、提案価格の変更要求につながるがよく起こる。したがって、提案価格が事業内容のどの範囲までを含むかの説明を詳細に行ってもらい、内容合意の上で条件交渉を開始することが重要である。その際 P F I 契約書案を踏まえる。

交渉における留意事項

•交渉方法

発注者が一方的に交渉を求めるのではなく、事前に交渉のルールを明確にしておくことが必要である。

提案内容の実行性の確認とその能力判断を重視する。交渉において市としての要望を交渉権者に十分に納得させる。交渉中に交渉権者選定の際の条件を変更しない。変更が必要な場合は、交渉権者選定の際の公正性が確保できるかの確認を行う。

•優先交渉権者及び次点者

契約の交渉を行うものを、事業者選定総合評価点の上位から優先順位を付けて優先交渉権者と次点者の 2 グループ（場合により 3 グループ）選定する。

優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次点者との交渉を開始する。

(2) 要求仕様と提案内容の精査 < 事業担当課 >

事業担当課は、要求仕様書に基づくサービスの内容や水準が、選定事業者（優先交渉権者あるいは落札者）の提案によって確実に実現するかの確認のため、内容面や費用面における詳細な精査を、選定事業者（優先交渉権者あるいは落札者）の協力のもとに、アドバイザーも含めて庁内の専門性を確保して行う。

(3) P F I 契約書案の作成 < 事業担当課 >

事業担当課は、P F I 事業に精通した法律専門家の協力を得て条件規定書を踏まえて P F I 契約書案を作成する。なお、作成にあたっては、事務局及び関連課の協力のもとに行う。

P F I 契約書案の構成内容

条件規定書に基づき、募集要項の内容、要求仕様書、事業者選定までの過程で、事業者の質問に回答した回答内容等を参考に、P F I 契約書案を作成する。P F I 契約書は、図 16、表 13に示すように、大きく以下の要素で構成されている。

- 事業者に履行を要求するサービスの内容（設計・建設、運営、維持管理、その他業務）
- モニタリング項目やその測定方法、報告義務等
- そのサービスの確実な履行を確保するための、インセンティブ（動機付け、金銭の支払等）やペナルティ（罰則規程、減額規定等）の取り決め
- そのサービス内容を変更するときの条件
- 協定を終了するときの条件や補償・賠償条件
- 上記の全てを支える一般的取り決め（表明保証及び誓約、税金、保険、契約上の地位の譲渡、秘密保持、紛争解決手続き、準拠法、裁判管轄地等）

契約書案の確定 < 事務局 > < 関連課 > < P F I 事業推進委員会 >

事業担当課は、契約書案の作成にあたっては、事務局及び関連課の協力のもとに行うとともに、事業担当課は、作成した契約書案を事務局に報告し、事務局は P F I 事業推進委員会に諮問し、答申の結果を事業担当課に通知し、内容を確定する。

融資者直接協定案の作成（必要時）

P F I 契約は、福岡市と民間事業者との間で特定サービスを調達するために交わされるものである。また、民間事業者と金融機関の間では融資契約が交わされる。

仮に、契約された P F I 事業が破綻し、福岡市が事業を継続するために事業を引き取ったとすると、金融機関は、その事業からの資金回収の道がなくなり、大

きな損失を被ることになる。逆に、金融機関として当然だが、融資契約に基づいて担保権を行使すれば、福岡市にとっては公共サービスの供給が停止することになる。

そこで、このような事態を回避するため、市がPFI契約で定められた事業への介入権（ステップ・イン）を行使する前に、金融機関に事業の建て直しを図る機会（治癒期間）を与えることを市と金融機関の間で直接契約することも可能である。その契約がダイレクト・アグリーメントである。この契約があると、事業の建て直しを図ることが可能になり、破綻した事業を引き取ることによって福岡市に費用が発生するリスクを抑えることができる。

図 16 PFI 契約の構造

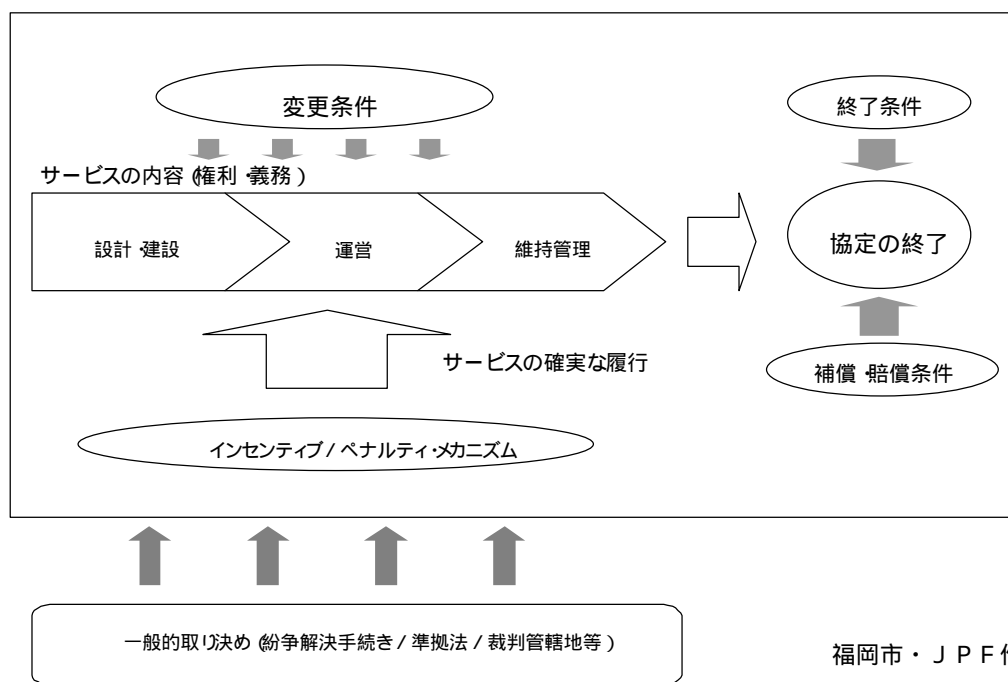


表 13 P F I 契約の構成例

1	一般的事項
	- 定義と解釈、事業の規定、契約期間、用地など
2	サービスの提供に関する規定
	- 一般的規定、設計、建設、運営及び維持管理に関する履行義務・権利
3	公的支援に関する規定
4	民間事業者への支払いに関する規定
5	契約内容の変更に関する規定
6	契約期間満了に伴う契約終了に関する規定
7	契約の中途終了に関する規定
8	事業の救済（継続）に関する規定
9	その他
	- 表明保証及び誓約、税金、保険、契約上の地位の譲渡、秘密保持監査と情報のアクセス、紛争解決手続き、準拠法、裁判管轄地等
附則	サービス提供の仕様書類（必要に応じて）、用地情報、支払い方式、その他詳細要件・情報

福岡市・J P F 作成

契約上の重要事項

P F I 契約の内容を検討する際に重要な視点のひとつは、事業のキャッシュフローに影響を与えるような重要な項目に関して、明確な対応を契約上で決めておくという点であり、その主な内容は以下のとおりである。

•リスク分担

事業の履行に関わる諸事項の官民間の義務と責任を明確に明文化する。こうして規定した諸事項に関する問題発生時の責任の所在と対応方法を明確にする。リスク分担に当たっては、余分な経費が発生しないように、官民それぞれがリスク管理の手馴れたリスクを分担し合うことが基本である。

この背景をなす考え方については、「第 1 部 6.3 契約の考え方」(p.30) を参照のこと。

•リスクに対する費用負担や賠償条件に関わる明確な取り決め

事業のキャッシュフローに大きな影響を与えるリスクである施設の完工も含む履行の遅延、費用の増加、契約の解除などの発生事由（民間事業者の責に帰する事由、公共セクターの責に帰する事由、不可抗力や法令変更による事由）にしたがって、費用負担や賠償条件などを明確に取り決める必要がある（個別

リスクの取り扱いについては、「第1部 6.3(3)リスク分担」(p.32)を参照)。

●事業の介入や事業破綻時の処理方法の明確化

公共セクターの事業への関与の中で、特に重要な事項は、事業に問題があった場合の公共性、安全性を確保するための市の事業への介入基準や、問題を解決するための金融機関による事業への介入条件を明確化することと、「第1部 5.2 継続性」(p.27)で述べたように、破綻した場合の対応方法について、破綻事由別に契約で明確に規定する必要がある。

●紛争処理方法

紛争が発生した場合の処理については契約で明確に規定するとともに、事業停止によって費用と時間の余分なコストの発生を回避するためのモニタリング内容については明確に規定する。

また、契約当事者だけで解決ができない場合は、中立的第三者の調停人(あるいは機関)等で対処することを予め契約で規定することが必要である。

●支払いシステム

契約上のサービス水準に対するモニタリング結果が支払いレベルに連動するシステムを明記するとともに、サービス水準が維持できる様なインセンティブが働くように、支払いシステムにボーナス・アンド・ペナルティ制度⁶⁴の内容を組み込む検討を行う。また、支払いに関するインフレーションリスクの取り扱いを明確に規定する。

●保険契約付保の義務付け

事業を円滑に推進する上で、保険によってカバーされるリスクについては必ず、保険契約することを義務付ける。

(4) 契約条件の交渉 <事業担当課>

外部アドバイザー(特に法律専門家)に、過去のPFI事業の契約交渉で、どのようなポイントが争点になるかを説明してもらい、事前に行政側で検討しておけること(たとえば、行政側が負担するリスク、あるいはシェアできるリスクの限度額や方法論など)を把握する。また、争点になるようなポイントについては、行政側に有利になるような交渉のシナリオ(たとえば、特定リスク負担の初期提示額と譲歩限度額など)を設定しておく。

交渉については、「第2部 1.8(1)交渉方針の明確化」(p.78)に基づき以下の手順で行う。

⁶⁴ 脚注 33 を参照。

交渉手順

- 交渉方法とスケジュールの原案を事業担当課が作成して、優先交渉権者に提示し合意を得る。
- 提案書の内容を精査し、確認する官民合同の組織を設置する（提案サブ分野ごとの部会方式など）。
- 上記組織とスケジュールにしたがって、提案内容と対応費用などの確認を行う。
- あらかじめ事業担当課が作成したP F I 契約書案を優先交渉権者に提示する。
- 上記組織に基づきP F I 契約の各条件を交渉する。

(5) P F I 仮契約の締結 < 事業担当課 >

契約締結には議会の承認が必要なため、一般的には、コンソーシアム（企業グループ）の幹事会社との間で仮協定を結び、議会承認後設立されたS P Cとの間で契約を締結することになる。

留意事項

公募型プロポーザル方式随意契約の場合は、事業担当課は、市でまとめた契約書案にもとづいた交渉によって合意された条件を反映させて、リーガルアドバイザーの協力のもと、仮契約書としてまとめる。

(6) 議会の議決 < 事業担当課 >

議会議決事項

仮契約や入札については、その実施以前に債務負担行為の設定を行うことが原則である。しかし、債務負担行為の議案は契約締結時と同じ議会かそれ以前に上程すれば、手続き上有効なものであり、また仮契約後の債務負担行為議案の議決も有効である。そのため仮契約後、契約締結議案の議決を経た時点で、契約の効力が発生する旨の記述を契約に明記することとする。

また、普通財産の貸付については、地方自治体法第96条第1項第6号で、条例で定める場合を除いて適正な対価なくして貸し付ける場合、議会の議決が必要であるとされていることにより、議会に付議することとする。

上程対象事項（付議事項）

- 債務負担行為の設定
- （長期）契約締結
- 土地の無償貸付

(7) S P C の設立 < 民間事業者 >

契約相手方となるS P Cは、一般的には契約締結前に、事業に関連する複数の民間事業者のメンバーで、事業目的などを限定した、商法上の株式会社として登記を行うもの

である。ただし、単独事業者の場合もありうる。

(8) P F I 契約の締結 < 事業担当課 > < 民間事業者 >

議会の議決後に、本市は P F I 契約を事業者（通常は S P C ）と締結する。制度的制約などによって、一本の契約にまとめることができず、複数の契約書の構成になる場合も多いため、P F I に精通した法律専門家に契約書の締結のプロセスを漏れのないように管理してもらうことが必要である。サービス提供の仕様書や支払予定表等の契約書に添付する別紙も P F I 契約の一部を構成するものとなるため、契約締結時には最終版を作成し添付する。契約締結後の別紙内容の修正はできない。

また、融資者直接協定締結が必要な場合は、P F I 契約の締結と同時に、本市は融資機関との間で、融資者直接協定を締結する。

土地利用等に関する契約が独立している場合は、同様にこの時点で締結することになる。

(9) 契約内容の公表

締結した P F I 契約の内容は、事業者の不利益となる部分を除いて、原則遅滞無く公開する。

(10) その他関連契約の締結 < 民間事業者 >

事業者は、本市との P F I 契約の交渉と平行して、事業実施に必要な、P F I 契約以外の事業関連契約（融資契約、下請け契約、株主関連協定、保険契約等）についてそれぞれの契約締結主体と交渉を行うことになる。そして P F I 契約の締結を受けてそれぞれの主体とこうした関連契約を締結することになる。

(11) 最終 P F I 事業計画書（F B C）⁶⁵の作成 < 事業担当課 >

事業担当課は、P F I 契約の締結を受けて、この時点までの当該事業に関する情報を集約し、最終 P F I 事業計画書（F B C）として作成する。

F B C 作成の目的は以下のとおり。

- 個々の P F I 事業の準備過程に係わる全ての内容を、定型のフォーマットに整理し、福岡市としての P F I 関連の経験や情報を蓄積するための基礎をつくる。
- F B C に基づいて分析・評価を行い、参考となる分析・評価結果をその後の P F I 事業の執行にフィードバックする。
- 行政としての事業管理計画書の作成と、事業の実施に係わる評価の目標・基準設定や評価の方法論設定。

⁶⁵ 脚注 21 を参照。

検討段階で作成したOBCを基に、募集、選定、契約などの過程で変更された事業の内容などを反映させて、最終PFI事業計画書（FBC）を作成する。FBCの主要構成は以下のとおり。

- OBC
- OBCの変更点（OBCの精緻化を含む）
- OBC作成から契約締結に至る全手続きの履歴（含む審査結果）
- 上記に掲載できない全分析結果
- PFI協定を含めた事業関連書類一式
- 民間事業者の提案書
- 本市としての当該PFI事業の事業管理計画書
- 事業実施評価基準・評価方法

PFI事業の契約の締結から当該サービスの提供開始までの期間は長く、その間の担当者変更などもあり得るため、関連資料が散逸しないように、予め資料管理の担当者や方法（可能な限りデジタルな形態でオリジナル・ファイルを保存する）を定めておく。

1.9 事業の実施・モニタリング

(1) モニタリング実施計画書の作成 <事業担当課>

設計、建設、運営・維持管理それぞれのモニタリング基準の設定

事業担当課はFBC（最終PFI事業計画書）で作成した本市としての事業管理計画書にしたがって、民間事業者は事業実施計画書を作成する。

また、事業担当課は、この事業実施計画書に基づいてモニタリング実施計画書を作成し、事務局による確認を経て、事業の進捗管理（モニタリング）を行う。

モニタリングは、大きく以下の4フェーズに分けられる。

- 設計フェーズ
- 建設フェーズ（含む試運転、完工確認）
- 運営フェーズ
- 事業の移管・終了フェーズ

モニタリング実施にあたっては、4つのフェーズごとにモニタリング実施基準等について、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- モニタリング時期
- モニタリング内容
- モニタリング組織
- モニタリング手続

- モニタリング様式
- 評価基準
- 評価組織

モニタリング実施計画書作成にあたっての留意点

可能な限り民間事業者のセルフ・モニタリング（民間事業者の報告書作成 行政側による報告事項の確認）方式を採用する。

必要に応じて、行政側からの検査・検収項目を設定して、第三者の専門家の利用も含めた、検査・検収手続きを採用する。

官民双方にとって、なるべく労力、時間、費用のかからない方式を採用する。

モニタリングの結果が支払に結びつく、モニタリング事項に関しては、可能な限りその内容や水準を数値化して、評価方法を設定して、モニタリング結果の客観性を確保する。

(2) モニタリング実施計画書の確認<事務局>

事業担当課から提出された、モニタリング方法や基準などのモニタリング実施計画書については、内容を事務局で確認を行う。

(3) 実施設計、建設工事・システム開発等に関するモニタリング <事業担当課>

精査が行われたモニタリング実施計画書に基づいて、モニタリングに関する具体的な手続きを行う。

モニタリング体制の構築

事業担当課は、事業者との協議を行い、調査・設計、実施設計、建設工事・システム開発等に関するモニタリング体制を構築する。

モニタリングの実施

事業担当課は、予め定めた報告様式や手続きに従って、事業者からの報告内容を確認する。

(4) 完工確認 <事業担当課> <民間事業者>

事業担当課は、契約の定めた完工基準や確認方法に従い、施設やシステム開発の完工を確認する。完工確認については、可能なかぎり中立的な第三者による完工検査を事業者の費用で行い、その内容を事業担当課が確認する方法が望ましい。事業担当課は、完工確認書の送付により、事業者に完工確認を通知する。また、事業担当課は完工確認の結果を、事務局に報告する。

(5) 完工確認状況の確認 <事務局>

事業担当課から提出された完工確認状況については、内容を事務局で確認し、問題点

があればその改善について指示を行う。

(6) 運営フェーズのモニタリング < 事業担当課 >

モニタリング体制の構築

事業担当課は、事業者との協議を行い、運営に関するモニタリング体制を構築する。

モニタリングの実施

事業担当課は、予め定めた報告様式や手続きに従って、事業者からの報告内容を確認する。

モニタリング内容の公表

モニタリング内容に対する評価について公表を行う。

モニタリングの基準

運営に関するモニタリングの基準としては、下記事項とする。なお、支払に結びつくモニタリング事項に関しては、可能な限り数値化して、モニタリング結果の客観性を確保する。(詳細は「第2部3.PFI事業計画書(OBC)の作成マニュアル」(p.102)を参照。)

- サービスの質：施設事例：部屋の空調レベル(室温、湿度、照度等)、清掃状況等
- サービスの量：上記事例：部屋の稼働可能日数、清掃回数等
- サービス提供のタイミング
- 提供方法(サービス・デリバリー)の妥当性
- 事業の健全性
- 市民満足度

モニタリング手続き

モニタリングの手続きは、できる限り官民双方に負荷のかからない、民間事業者からのセルフ・モニタリングを基本とする。

留意事項

- 可能な限り民間事業者のセルフ・モニタリング(民間事業者の報告書作成 行政側による報告事項の確認)方式を採用する。
- 必要に応じて、行政側からの検査・検収項目を設定して、第三者の専門家の利用も含めた、検査・検収手続きを採用する。
- 官民双方にとって、なるべく労力、時間、費用のかからない方式を採用する。

モニタリングの様式

アウトプット仕様で規定した、それぞれの機能・サービスの水準に関して、重要度で分類した機能ごとに、達成度を月次実績報告などにより評価し、表14に示

すような方法で、未達成度を算定し、支払い額（減額）に反映させる。

表14 達成度評価モデル（利用可能性支払の例）

		機能分類A	機能分類B	機能分類C
1	利用可能性基準	・物理的利用可能 ・法定基準の遵守 ・重要サービスの充足	・物理的利用可能 ・法定基準の遵守 ・重要サービスの充足	・物理的利用可能 ・法定基準の遵守 ・重要サービスの充足
2	修復期間	5分	8時間	24時間
3	期待利用可能性 時間 × 空間	A	B	C
4	実現利用可能性 時間 × 空間	X	Y	Z
5	未達成度	A - X	B - Y	C - Z

福岡市・J P F 作成

モニタリング内容のフィードバックシステム

モニタリング結果の支払いへの反映の方法の一例を、表15に示す。

表15 モニタリング結果の支払方法への反映

機能	利用可能性	サービス実績	利用量
日支払い額（月ごとに締めて、四半期で支払い）	総費用年額 / 260日 （Pとする）	D P A E ⁶⁶ を定める （Qとする）	・従量制
減額メカニズム	利用不能が全体面積の； ・10%以下：P × 10%減額 ・10～50%：その割合で減額 ・50%以上：P × 100%減額	達成基準の； ・10%以下：Q × 10%減額 ・10～50%：その割合で減額 ・50%以上：Q × 100%減額	・なし。しかし、キャップ・フロア条件のある場合が多い。
累積ペナルティ	・なし	月額で締めた時の、累積減額が、月全額の； ・5～15%：さらに5%減額 ・15%以上：さらに10%減額 ・3ヶ月にわたり、連続で全額の2.5%以上：3ヶ月目の支払いを、10%減額	・なし

福岡市・J P F 作成

(7) モニタリング手続きの進捗確認 <事務局>

事務局は、各フェーズにおける事業担当課によるモニタリングの進捗確認を行い、事業担当課が行う運営に関わる事業定期評価の結果についての確認を行う。

(8) 事業の定期評価・評価報告書作成・公表 <事業担当課>

事業担当課は、以下の点に留意して、事業の定期評価を行い、評価報告書を作成し公表する。

定期評価の実施方法

F B Cで設定した事業運営・管理の目標と評価基準にしたがって、事業の実施

⁶⁶ D P A E（Daily Performance Adjustment Element）：サービス実績減額の日限度額 = 年限度額 / 260日

にかかわる定期的な評価を行う。また、設定した目標との乖離などを分析し、その分析結果のうち参考になる事項を当該事業の民間事業者や今後の P F I 事業の執行に対してフィードバックする。

- 目標や評価基準にしたがって、設定した目標と実際の結果に、どのような差異が生じて、それは何が原因であったかを分析する。
- 事業計画内容や契約条件の変更が生じた場合は、それを記録し、原因分析を行う。
- 問題の是正措置が可能な場合は、必要な措置を講じる。
- 評価報告書を作成し、事務局へ提出する。

(9) 支払いの考え方

定期評価の結果に基づき支払いを行うが、その基本的な考え方は以下のとおりである。

三種類の支払方法

行政が P F I 事業者に対して行う支払いには、以下の 3 種類があり、程度や構成の差はあるが、P F I 支払いは、この 3 種類の組みあわせである。

利用可能性支払い (Availability Payment) : 行政側が必要とする施設やシステムを利用可能な状態にしておくことに対する支払い

サービス実績支払い (Service Performance Payment) : 行政が必要とするサービスが要求する水準で提供されたことに対する支払い

利用量支払い (Volume/Usage Payment) : 行政が必要とするサービスについて、提供された量や度合いに応じたかたちで行われる支払い

組み合わせ方法

3 種類の支払いの組み合わせ方法に関して、その一例を、表 16 に示す。

表16 支払いシステムの組み合わせ方法

機能	利用可能性要素	サービス実績要素	利用量要素
1. 建物			
教室	・ 物理的利用可能 (物理的利用、アクセス、照明、空調、冷暖房) ・ 法定基準の遵守 ・ 重要サービスの充足 (火災報知システム、消火設備、警備保障システム、緊急照明システム、電力・ガス・上下水システム、通信など)	・ 重要サービス以外の維持管理サービス (清掃、植栽管理、建物保守、設備点検など)	・ なし
職員室	・ 同上	・ 同上	・ なし
共用スペース	・ 同上	・ 同上	・ なし
2. システム			
システム	・ ハード、ソフトの基本性能	・ 通常の保守サービス	・ なし
システム	・ 同上	・ 同上	・ なし
サービス	・ なし	・ なし	・ サービス量
3. その他サービス			
	・ なし	・ 目標サービス水準	・ なし

福岡市・J P F 作成

支払方法

P F I 支払いの基本は、サービスの対価支払いを一つの支払いにまとめることである。その考え方を、表 17 に示す。

表17 P F I 支払いの考え方

行政側からの P F I 支払額合計 (ユニタリーペイメント)
施設の利用可能性に関する支払い額(目標支払額 × (目標水準 100% - X%))
+
システムの利用可能性に関する支払い額(目標支払額 × (目標水準 100% - X%))
+
維持管理サービス実績に関する支払額(目標支払額 × (目標水準 100% - X%))
+
公共サービス実績に関する支払額(目標支払額 × (目標水準 100% - X%))
+
利用量に対する支払い額 (円 / 利用単位)

福岡市・J P F 作成

1.10 事業の終了・事後評価 < 事業担当課 >

事業担当課は、あらかじめ P F I 契約に定められた、以下の内容の事業の終了・事後評価を行う。

(1) 事業の移管・終了フェーズのモニタリング < 事業担当課 >

事業完了時の各種検査 < 民間事業者 >

民間事業者は、P F I 契約に定められた以下の項目を含む各種検査を実施する。

- 必要更新投資、事業完了前の品質検査、事業終了確認検査

検査報告書の確認 < 事業担当課 >

事業担当課は、以下の検査結果に関する報告書の内容を確認し、事務局に報告する。

- 更新投資等必要性の確認検査
- 事業終了確認検査

検査内容の精査 < 事務局 >

事務局は、事業担当課が行った検査報告内容の精査を行う。

(2) 事業終了手続きの履行 < 事業担当課 > < 民間事業者 >

事業終了手続きを実行するにあたっては、事前に法律専門家と協議を行い準備をしてお

く。事業期間の満了に伴い、次の点に留意し事業移管の手続きとPFI契約の終了手続きを行う。

- 移管される事業資産の対象ならびに移管時に確保すべき品質の条件を明確に設定する。
- 事業期間の満了に先立ち、移管される事業資産等の品質を確保するために、事業期間の満了からある一定期間前（例えば、5年前（必要な大規模修繕の把握）、1年前（資産の状態の検査）、3ヶ月前（全ての移管対象事項の検収検査）など）に検査手続きを設定する。
- 事業資産の品質管理に関しては、大枠の品質管理計画（定期的大規模修繕に関する費用と工程、資産品質に問題が生じた場合の、帰責事由ごとの回復費用負担など）を設定し、その内容についてPFI契約締結前に、官民で合意しておく。
- 必要に応じて、費用精算手続きなどに第三者（例えば、公認会計士事務所）を活用する。

事業期間満了時の資産の移管に関する 無償譲渡（原則）と 有償譲渡の二つの考え方

事業期間終了時において、民間事業者が行政側に、残存の経済価値がある資産を無償譲渡（原則）する場合の留意点

- 民間事業者側が、その残存経済価値をPFI支払いのなかにどのように計上しているかの確認が必要である。
- 経済価値のある資産の無償譲渡は、資産の除却損が民間事業者側に発生する可能性があることをコスト比較を行う上で留意する必要がある。

事業期間終了時において、民間事業者が行政側に、残存の経済価値がある資産を有償譲渡するときの留意点

- 資産評価の方法論をPFI契約の中に織り込む必要がある。
- 費用の精算・相殺や負担方法を明確に定める必要がある。
- 買取り費用に関する予算措置について確認する。

(3) 手続き履行の精査 <事務局>

- 終了手続きの履行に関する助言・調整、内容の精査

(4) PFI契約の終了 <事業担当課> <民間事業者>

事業担当課及び民間事業者は、定められた事業終了手続きが確実に履行されたことを確認する。

(5) 事後評価報告書の作成 <事業担当課>

当該PFI事業終了時に、FBC、定期的な実施評価の報告書、事業移管やPFI契約の終了手続きの記録、なども含めた事後評価報告書を作成する。また、その内容につ

いては、本市のその他のPFI事業の執行にフィードバックする。

以下の事項に留意して、報告書をまとめる。

- F B Cで設定した目標内容の変更やその予想達成水準との乖離、事業内容の変更、官民のリスク分担条件の変更など当初の事業開始時点から変化した内容とその原因分析
- 発生した問題とその対応方法、改善結果
- V F Mの達成にとって大きな障害となった事項
- 数値の裏づけがある分析・評価
- 行政側の事業運営・管理体制の問題点と改善方法
- 事業特性に応じた問題点と今後の課題

(6) 事後評価結果のフィードバック・事後評価報告書の公表 <事務局> <PFI事業推進委員会>

事務局は、下記の項目を定め、事後評価と評価結果のフィードバック、福岡市としての全体NPM活動との連携等を検討し、PFI事業推進委員会の諮問・答申を経て、事後評価報告書の公表を行い、情報・ノウハウの蓄積を行う。

- 評価項目
- 評価方法、評価様式
- 評価基準
- 評価組織
 - 事務局の役割、事業担当課の役割
- 評価手続
 - 事務局の手続き、事業担当課の手続き
- フィードバック方法
- 情報管理の方法
- 市政運営に当たっての環境整備
 - 行政評価手法との連携
 - 経済評価手法の確立、予算配分システムへの活用
- 事後評価報告書の公表

(7) 事業終了後の対応検討 <事務局>

事務局は、下記事項について事業終了後の対応を行う。

- 終了後の対応検討に関する助言
- 事業終了後の対応開始

(8) S P Cの清算 <民間事業者>

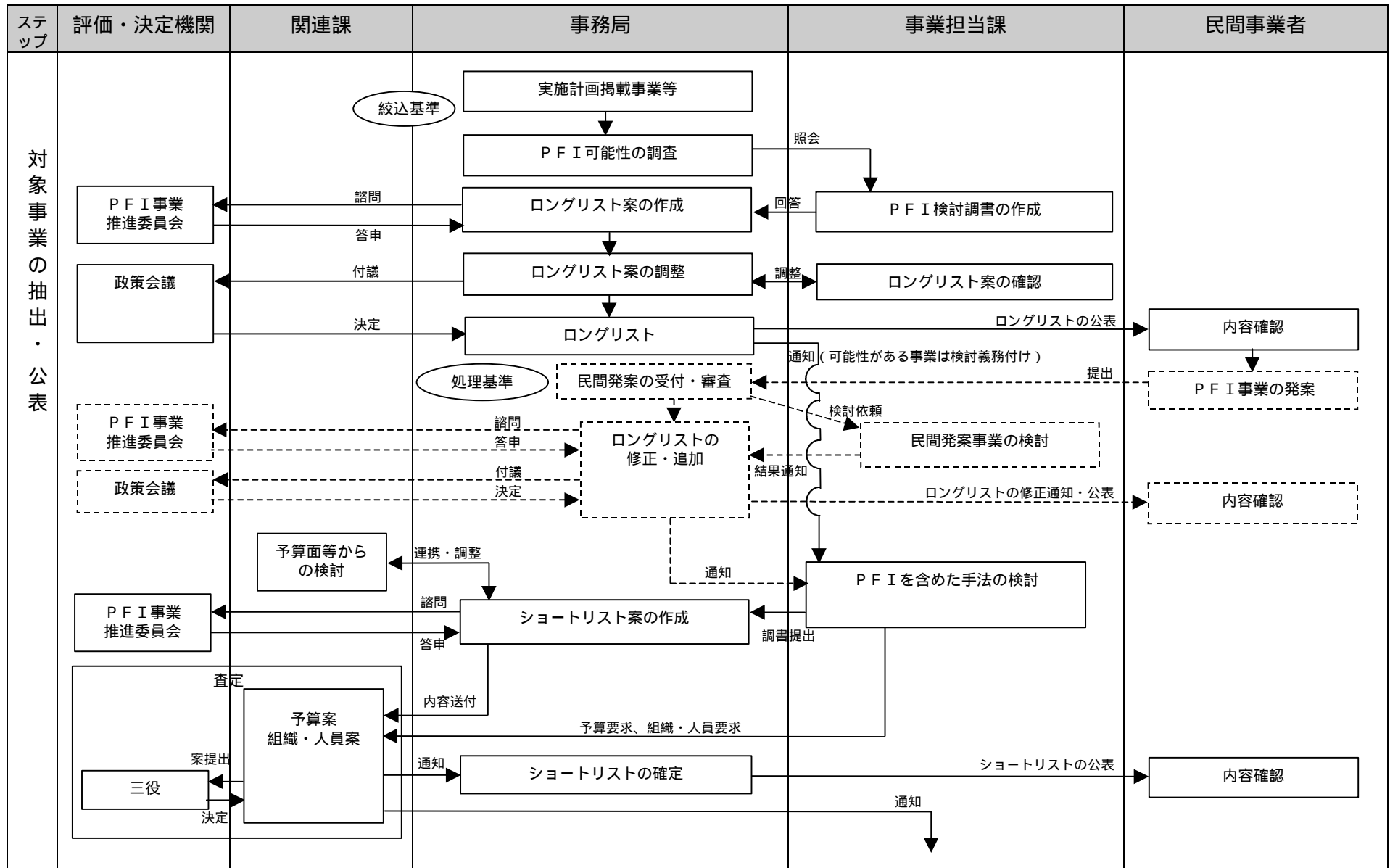
民間事業者は、S P Cを清算し、清算後の利益を出資者間で分割し事業を終了する。

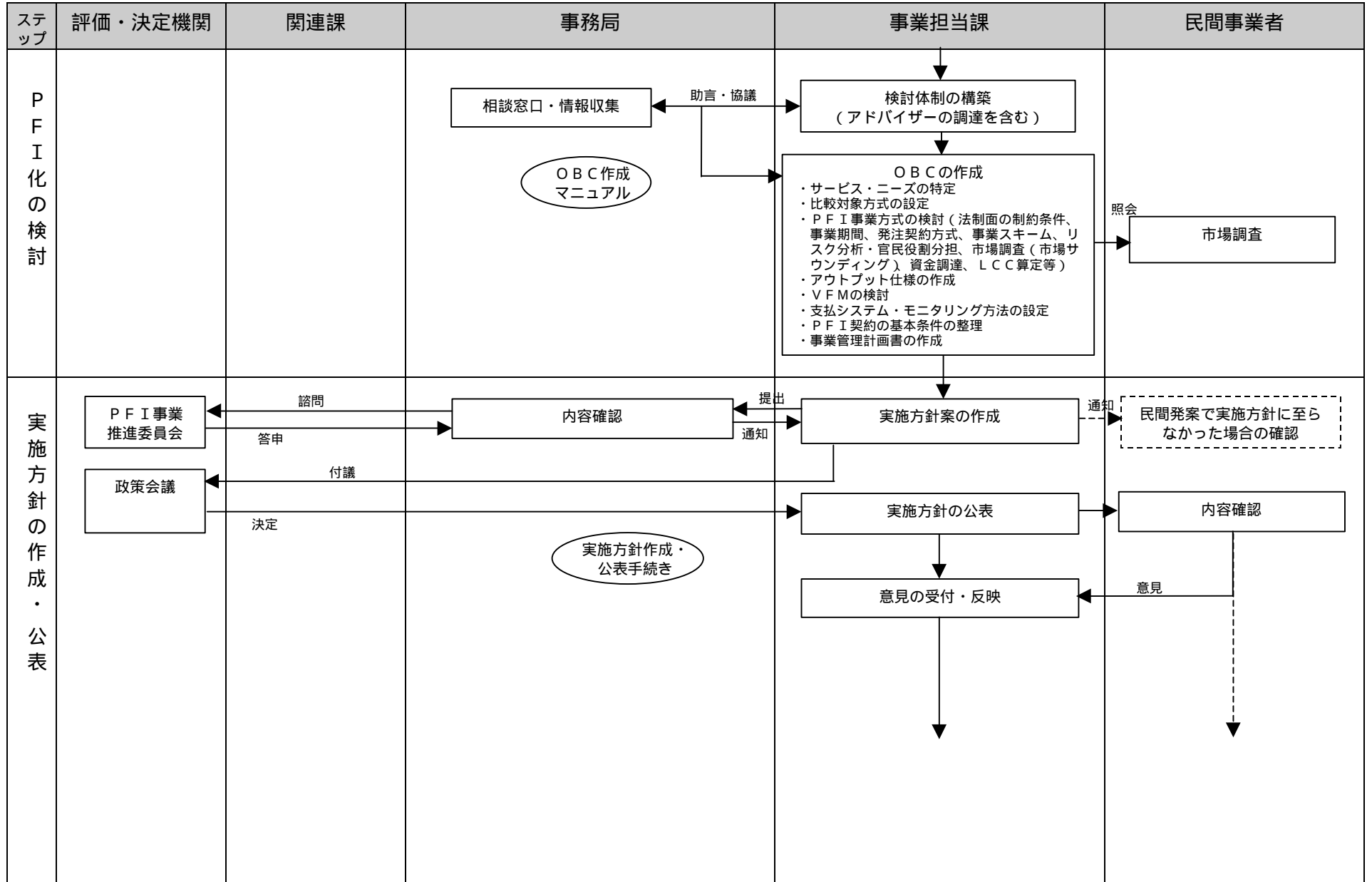
2. P F I 導入の標準的なフロー

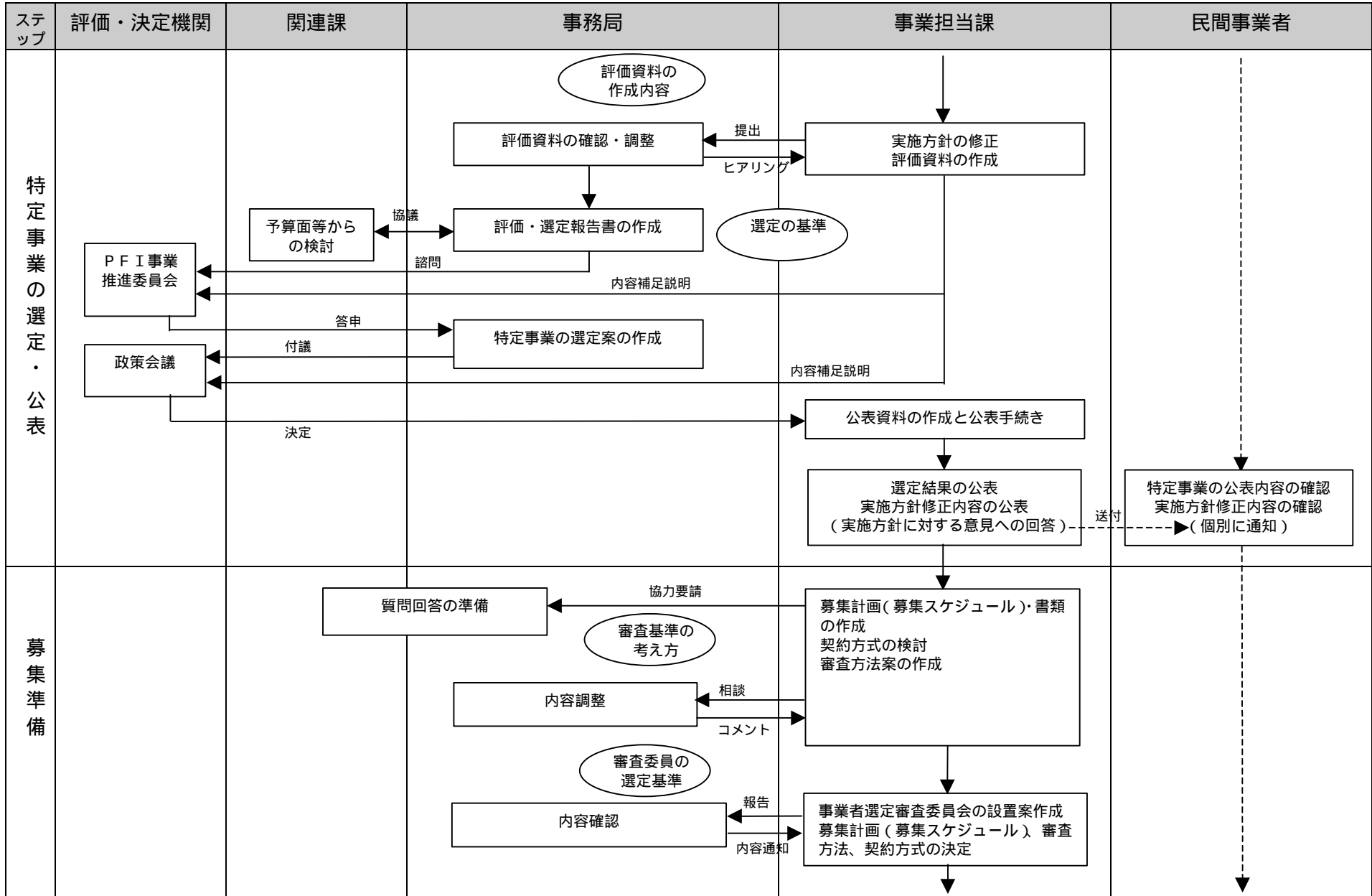
本市における P F I 導入手続きの詳細なフローを図 17に示す。

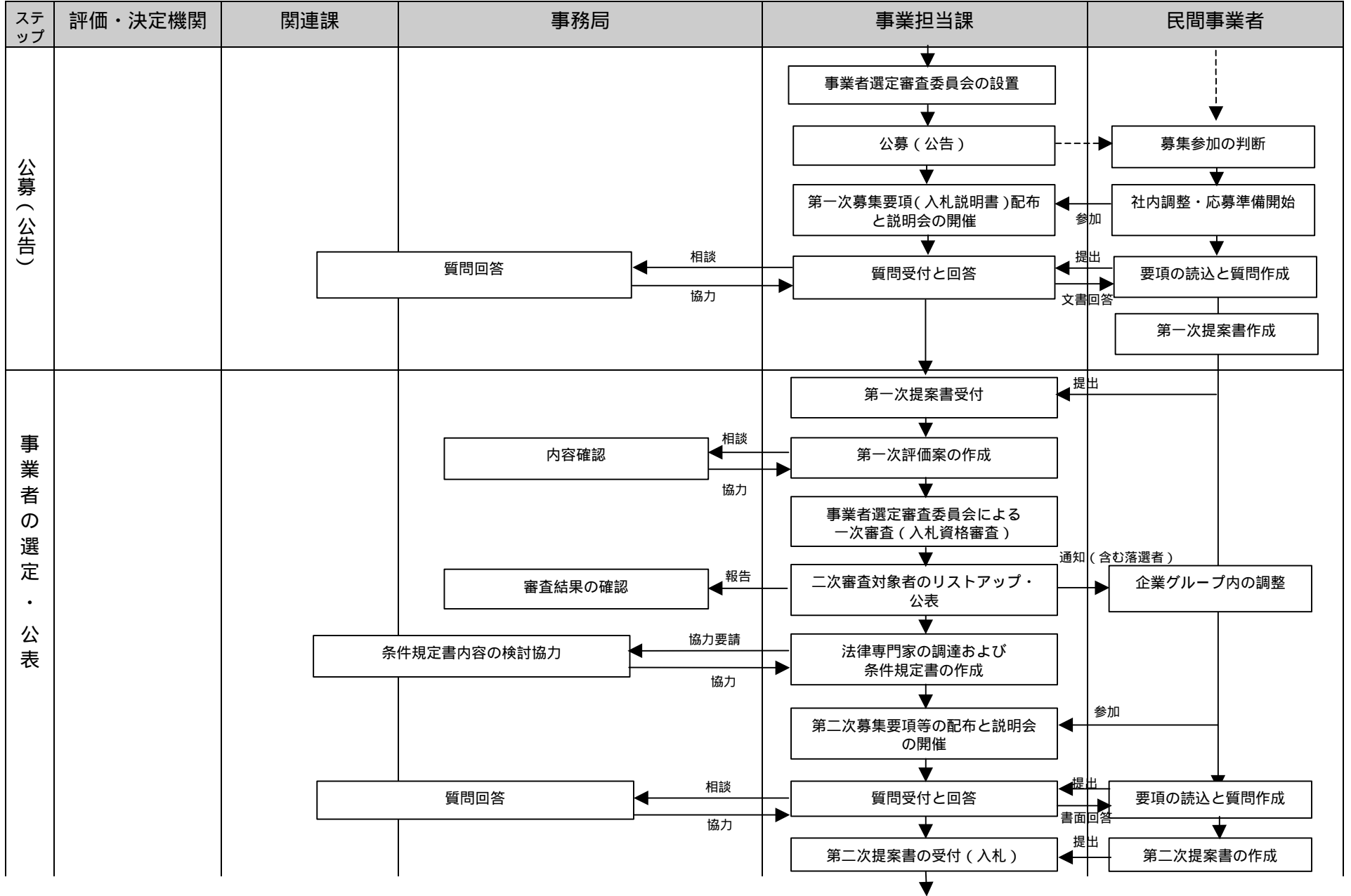


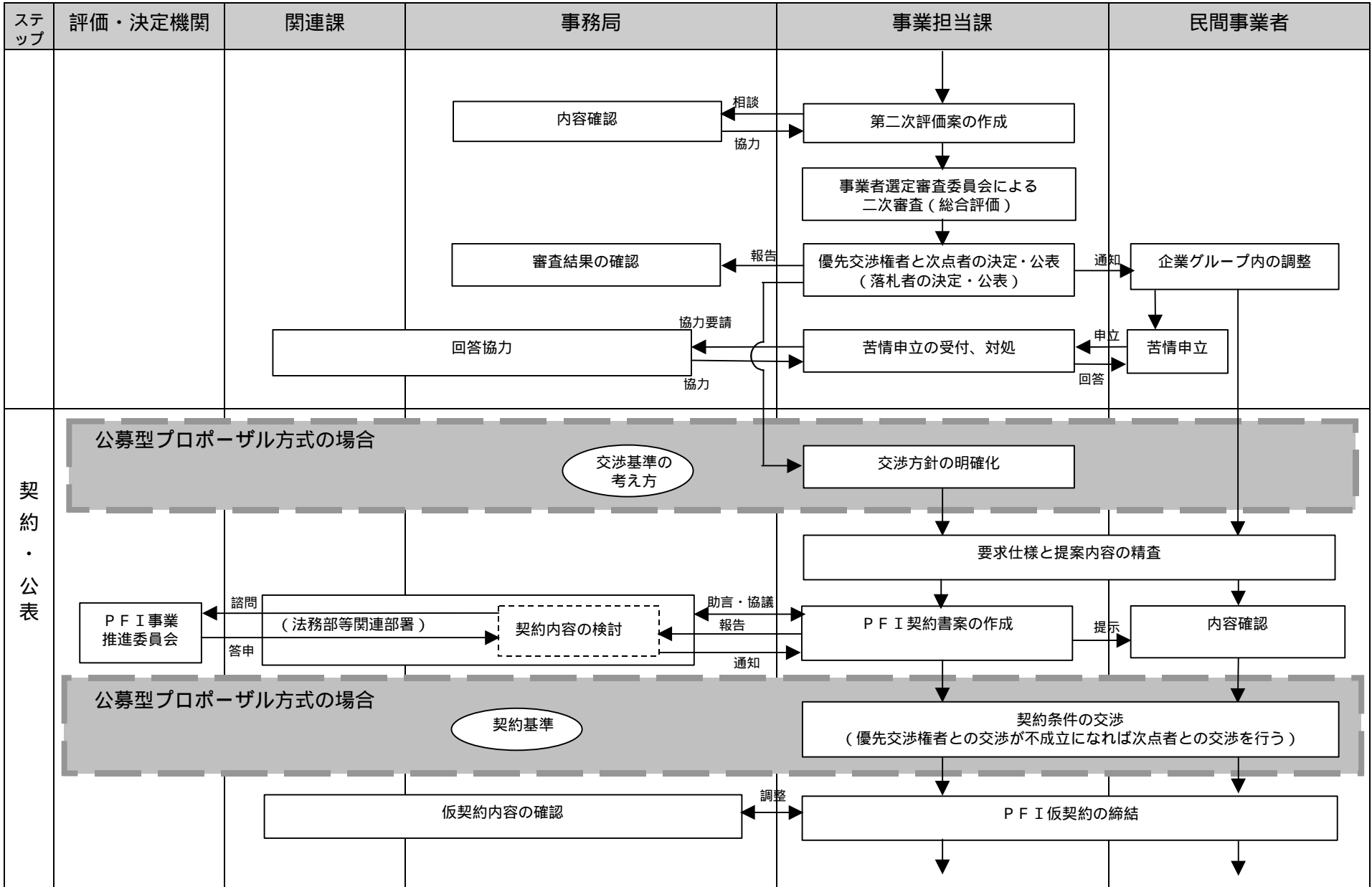
図 17 P F I 事業導入手続きの詳細標準フロー

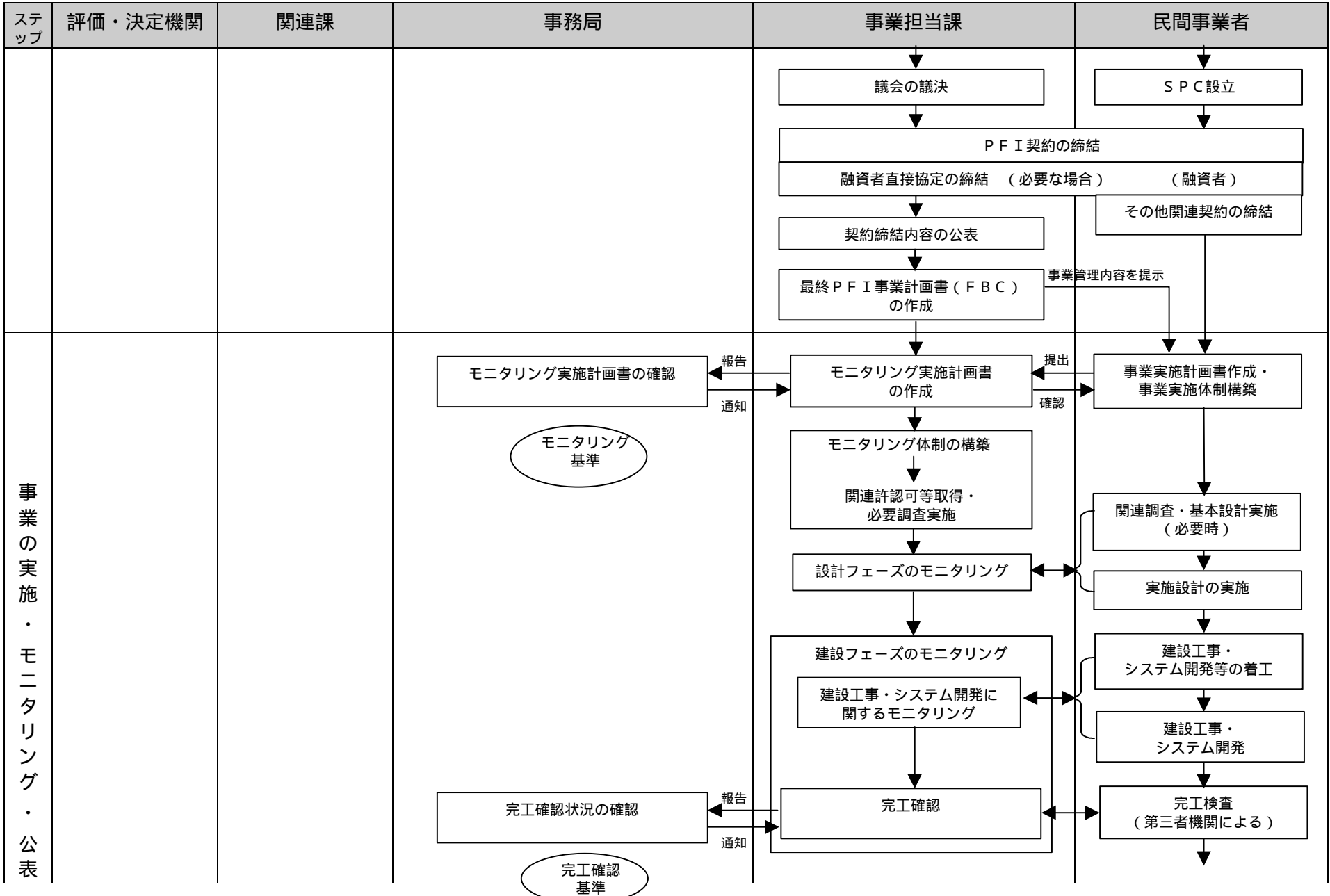


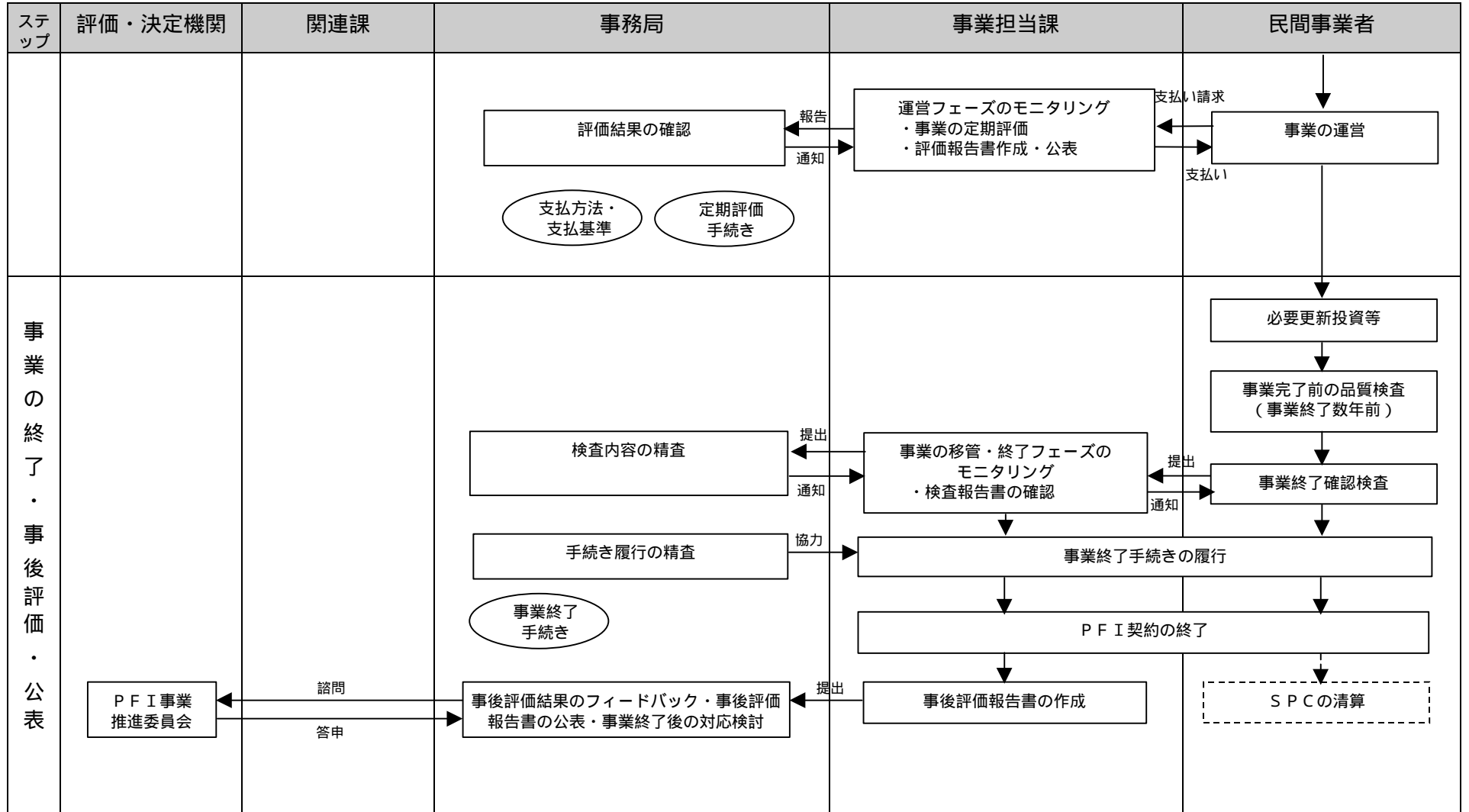












3. P F I 事業計画書（O B C）の作成マニュアル

3.1 O B C 作成の目的

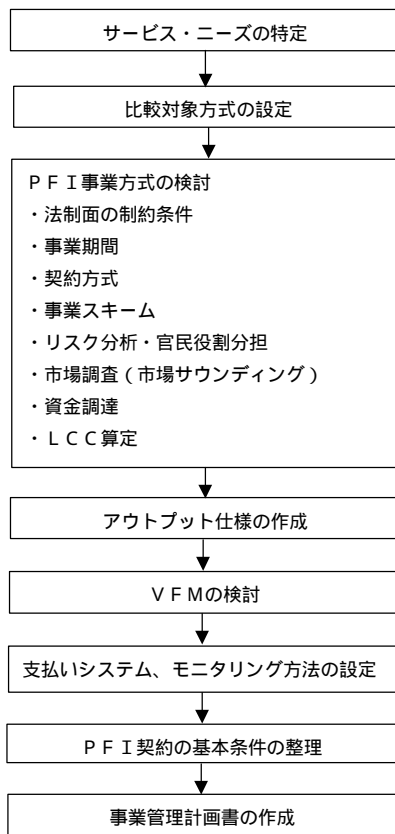
O B C 作成の目的は、以下のとおりである。

- P F I 事業導入の効果を確認するとともに、P F I 事業導入に関する検討項目及び方法を統一化する。
- P F I 事業の計画、準備、募集、評価、選定、契約、実施、実施評価、事業の終了など、P F I 事業実施に関わる全ての作業を記録するためのデータベースの基礎とする。
- 個別の P F I 事業に関する経験や情報を、市として蓄積・分析し、P F I 事業の手続きや実行体制の継続的改善を図っていくため、事務局等の関係部署にフィードバックする。

3.2 O B C の作成内容及び手順

O B C の作成すべき内容及び手順は、以下のとおりである。

図18 O B C 作成の手順



福岡市・J P F 作成

3.3 O B C 作成上の留意点

O B C 作成上、特に以下の点に留意する。

サービス・ニーズの観点から P F I 事業期間にわたって安定した市民の需要が存在し、行政上のプライオリティが高いことを、市民へのアンケート、ヒアリング、費用便益分析、類似事例分析などの手段により確認すること。

事業スキーム構築にあたっては、既存の法制度における整合性を確認し、実務的な実現可能性を探ること。特に、地方自治法、同施行令や個別法による制約など、必要に応じて所轄官庁に対して当該スキーム実行にあたっての可能性についての確認を行うこと。

事業スキームの構築にあたっては、市場調査（市場サウンディング）を十分行って、民間企業（金融機関も含む）が参加意欲を持ちうる条件設定の必要性を確認すること。

提供する公共サービスの範囲や条件、内容については、応募する民間企業から詳細な質問が予想されるため、要求すべきアウトプットの仕様は、可能な限り詳細に記述しておくこと。

リスク調整値算定の対象となるリスクについては、行政内外の専門家による検討を行い、適正かつ明確に設定しておくこと。

アウトプット仕様書を前提としたモニタリングシステムや、モニタリングの内容と連動した支払いシステムなどの仕組みについて、設定しておくこと。

P F I 事業を実施する全期間にわたる行政としての管理運営計画を作成すること。

3.4 O B C の検討内容

(1) サービス・ニーズの特定

P F I 事業を実施するにあたっては、その事業の必要性を市民に対して説明できることが重要である。そのためには、どういう市民ニーズに対し、どういうサービスをどのように提供するかを明確にしておく必要がある。

そのためサービス・ニーズの特定として、当該サービスにかかわる市民のニーズの確認と、そのニーズを満たすためのアウトプット（サービスの質・量・提供方法など）の想定を行うものである。

1) サービス・ニーズの確認

サービス・ニーズの確認のためには、以下の作業が必要である。

市民におけるサービス・ニーズの状況確認

当該事業に関わる調査資料、市民へのアンケート調査、当該事業分野の市場調査などの結果から、当該事業が提供するサービスニーズの状況を改めて検証する。

ニーズの長期安定性の確認

サービスの提供を委ねる全期間にわたって、当該サービスの需要が、安定的に存在することを、市場調査、市民意識調査等を通じて確認する。このサービス需要の安定性に関わる確認作業は、民間が行うPFI事業の安定性を確保するという意味で重要である。

2) ニーズを満たすためのアウトプットの想定

市民のニーズから出発して、PFI事業を組み立てていくためには、以下のステップを経て、特定の市民ニーズを充足させるための手段を具体化する必要がある。

充足されるべき市民の欲求（ニーズ）の中核（コア）部分は何で、その周辺の欲求や同時に充足されると相乗的な満足度を得られる欲求（例えば、コアニーズとしての高齢者向け公営居住空間に対する高齢者介護や配食ニーズなど）は何かを特定する。

このコアのニーズと周辺のニーズを含めて、これらのニーズが充足されるために、どのようなサービスが、どのように提供されなければならないかを、想定する必要がある。そのため、サービス提供の対象者、サービスの量、サービスの質などについて特定する。

特定された対象者に対して、特定された質と量のサービスを提供する手段は、複数存在するため、従来手法をはじめその提供手段を特定する。

例えば、託児ニーズに対しては、物理的な託児所を建設（資産形成）して公共セクターが直営で託児サービスを提供する方法や、民間の託児ビジネスを促進する枠組みを作り、補助金などによる誘導で市民に対して同等のサービス提供を行うなどが考えられる。また、資産形成の方法にしても、直接建設や民間が建設した施設の賃借など、多くのバリエーションが考えられる。

(2) 比較対象方式の設定

特定したコアサービスや周辺（付加）サービスの範囲やサービスの質・量に対して、現在本市が採用している事業方式をPSC方式⁶⁷（PFI事業方式と比較対照しVFMを算定するための事業方式）として設定する。また、PFI以外の方式の可能性を検討するために（PFIの最適性を検証するために）、PSC方式に基づいて、従来の法制度で可能な全ての方式のうち、優劣をつけ難い複数の事業方式についてもPFI事業との比

⁶⁷ 脚注 35 を参照。

較検討の対象として設定する。具体的には公設民営、民設公営（土地信託、事業信託、賃借、区分所有等）などの方式である。

P S C方式の設定には、P S C方式の条件整理、施設の基本設計（数量を出すための）、運営・維持管理計画の作成、建設費等の投資額の算定、運営・維持管理費用の算定が必要となる。

同時に、上記で設定したP S C方式以外の比較対象方式についても、P S C方式の検討に基づいて、同じ内容の作業を行なう。

1) P S C方式の条件整理

P S C方式の手続き（例えば、分離発注など）や契約条件を整理する。特に、P F I事業方式と異なる部分について明確にする必要がある。

2) 施設の基本設計

投資額や運営・維持管理費用を算定する根拠となる数量等を出すために概略的な施設の基本設計を行う。

3) 運営・維持管理計画の作成

P F I事業の期間全体にわたって、サービス提供のために公共セクターが従来行っている方式で行った場合に必要な運営・維持管理・設備や施設の更新に関わる方法や手続きを計画する。

4) 建設費等の投資額の算定

施設の基本設計等から施設の建設費を算定する。経験値や実績値などの㎡単価は、積上げ額をチェックする際の参考として用いて、投資額自体は基本数量ベースの積み上げ額とする。また参考となる類似施設が存在する場合（本市あるいは全国の自治体）は、時点修正や内容修正を行って、建設物価版等の価格参考資料を参考にしながら初期投資額やP F I事業期間全体の大規模更新投資等の算定を行う（「第2部 3.4(3)8)ライフサイクルコスト（L C C）算定」（p.119）を参照）。

5) 運営・維持管理費用の算定

作成した運営・維持管理計画に基づいて、運営・維持管理費用をP F I事業の期間全体で算定する（「第2部 3.4(3)8)ライフサイクルコスト（L C C）算定」（p.119）を参照）。参考となる類似施設が存在する場合（本市あるいは全国の自治体）は、時点修正や内容修正を行って、算定の参考とする。

(3) P F I 事業方式の検討

1) 法制面の制約条件

ニーズを満たすためのアウトプットの想定を踏まえて法制度面から「民間に任せられる部分」と「任せられない部分」を明らかにし、現実的な P F I 事業スキームを構築するための材料とする。

法制面における制約の可能性として以下の事項が存在する。

- 事業分野別の法律、省庁通知、市の条例・要綱における民間事業者の事業主体になることや事業執行権限についての制限（含む補助金や交付税に関する所轄官庁の見解）
- 道路法、都市公園法、下水道法などの公物管理法による、「設置」や「管理」主体についての制限
- 自治法上の「公の施設」に関する管理委託の範囲等についての制限
- 定期借地権制度に関わる制限⁶⁸
- 公有財産（土地）の使用・借用など本市の財産取扱規則における制限
- 本市の契約規則における制限等

2) 事業期間

事業期間については、以下の条件を勘案して（従って、事業スキーム設定と同時並行的な検討となる）合理的な設定が必要である。特に、市場調査によっても、事業期間についての意見を収集し、参考とする。

- 事業特性
- 需要予測
- 技術革新の可能性
- 事業者の実施意欲
- 金融機関の融資条件（特にプロジェクトファイナンスの場合の融資期間、現行では 15 年～20 年程度が上限）
- 本市における金利変動リスク負担の方針（例えば、将来の金利変動が不安定な場合、本市が 10 年ごとの借り替え時の金利上昇リスクをとるかどうかによる）
- 施設の実質的な耐用年数及び補修・更新の必要な頻度
- 併設事業がある場合はその事業特性や実施に伴う制限内容
- 市有地の賃貸借条件
- 民間事業者のプロジェクト・ファイナンスの実行能力
- ファイナンス市場の動向

⁶⁸ 定期借地法により、借地期間が制限されており、P F I の資金回収に必要な事業期間を制限する。

3) 契約方式⁶⁹

契約方式の設定は、事業スキーム、募集手続き、契約条件など、多くの事業要素に影響するため、なるべく早期に交渉過程の必要性、審査基準の要件の観点から詳細な検討を行う必要がある。検討にあたっての考え方は「第1部 6.3 契約の考え方」(p.30)及び図13(p.57)を参照。具体的にはOBC作成においては、以下の留意点を整理しておき、公募準備段階で契約方式や契約条件などの契約内容を決定することになる。

事業に関わる全体の準備時間の短縮を目的として、準備の簡素化や手続きの少ない契約発注方式を選択することは、公共側が損失を被る可能性が高まることから、避ける必要がある。

- WTOの規定
- 資産の所有条件
- 管理委託の条件
- 市有地の利用条件
- 性能発注方式による事業内容の確認の難易度
- 事業の実施能力を有する民間事業者の参加者数
- PFI実施実績のフィードバックによる事業内容の定型化の程度等

4) 事業スキーム

調達すべきサービス内容及び提供方法、当該事業に関係する全ての関係主体の抽出、取引関係、契約関係などの相互関連、などの下記事項について、条件設定を明確化した上で、事業スキームを具体的に検討する(事業スキーム例については図19を参照)。

- 事業期間
- 事業方式(BOT、BTOなど)
- 土地や施設の所有ならびに利用形態
- 事業参加主体と官民、主体間の役割分担、リスク・リターンの関係(表18)を踏まえた契約形態
- 受益者負担の有無や事業採算性を踏まえた、公共セクターの支援の有無
- サービス内容とその提供方法、サービス受益者、需要の大きさなど
- 支払方法
- ファイナンス方式など

特に全ての関係者間において、リスク・リターンの関係が現実的かつ妥当な事業スキームを構築することが重要である。

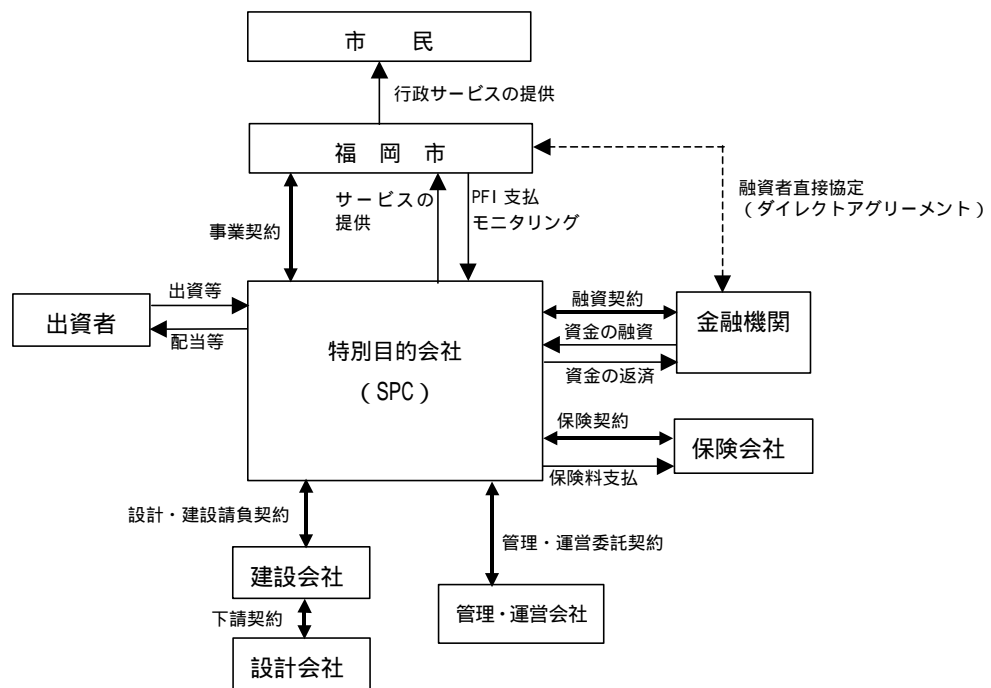
⁶⁹ 契約内容ではなく、発注、評価、契約の方式、すなわち総合評価一般競争入札や公募プロポーザル方式随意契約などの方式を意味する。

表 18 関係主体の役割の整理

関係主体	役割	リスク	リターン
福岡市			
事業担当課			
利用者			
所轄官庁			
建設会社			
メーカ			
維持管理会社			
運営会社			
金融機関			
在り企業			
その他			

福岡市・J P F 作成

図 19 事業スキームの例



福岡市・P C K K 作成

5) リスク分析・官民役割分担

リスク分担の考え方

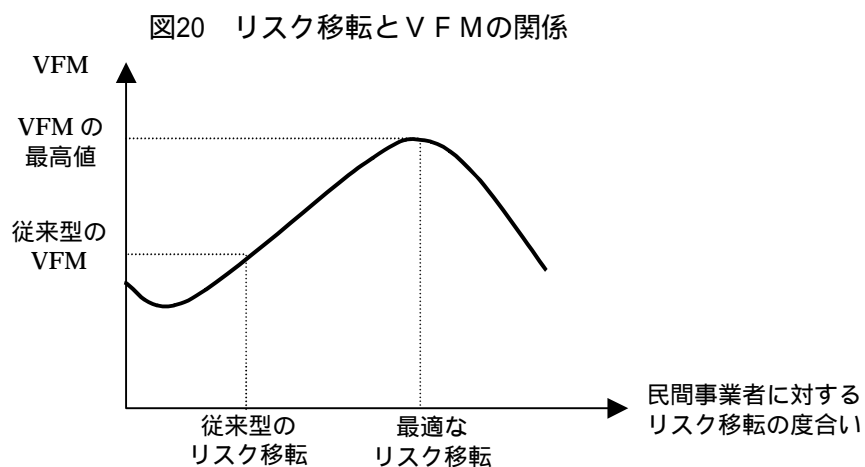
従来、公共セクターが主体的に進めてきた社会資本の整備等を、「民間のノウハウの活用によって、良質で低廉な公共サービスの提供ができる」場合に、民間事業者に公共サービスの提供を委ねるというPFIの基本理念を実現するためには、契約に基づき、役割・責任及び資金に関する適切かつ明確なリスク分担を行うことが必要である。

リスクとは、不確実性要因により、事業実施によって得られる収入または事業に要する支出に影響を与え、収支に関して不測の事態が生じる可能性である。PFI事業では、従来公共セクターが負担していたリスクのうち、民間セクターに移転できるリスクを移転し、VFMを最大化するように適切に官民リスクの分担を行い、契約の中で規定する。

リスク移転で注意しなければならないことは、公共セクターのリスク回避や民間セクターへのリスクの押し付けを目的化しては、効率的な公共サービスの提供ができないということである。

リスク移転とVFMの関係は図20のようになっており、民間事業者に対して過度にリスクを移転すれば、リスク管理のコストは増大し、VFMが低下することを示している。最大のVFMを達成するためには、事業のもつリスクの特徴を事前に把握し、官民のうち、より適切なリスク管理が可能である者へリスク移転をする必要がある。

そのため、OBCにおいて、考えられるリスクを極力洗い出し、官民どちらが分担すべきか等の検討を行い、整理しておく。



リスク分担の原則

リスク分担は、官民のうち、「最も適切に管理できる者」が負担することが原則である。「最も適切に管理できる者」の要件は以下の事項を満たすものである。

- リスクを顕在化させない、また顕在化したときの損害額を最小限に抑えるための手段、ノウハウを持っていること。
- リスクが顕在化したときの損害を適切に分散・回避する手段、ノウハウを持っていること。
- リスクを負担しても結果としてより高い収益性や効率性が確保できるという誘因が期待できること。

ただし、これらの基準を満たしているか直接測ることは難しいことから、リスクプレミアム(リスク負担の補償として上乗せしておくコスト)が最も少ない者が「より適切にリスクを管理できる者」であるという観点で検討を行う必要がある。

不適正なリスクを民間事業者に移転すると、民間事業者はその管理のために、高額な保険(適正ではないリスクヘッジ)を掛けたり、専門家を雇用したりするための余分なコストが発生し、VFMの達成が困難になる可能性が高い。

【リスク分担の例】

プラント工事等で導入されている設計・建設の固定工期・固定金額による一括発注(フルターンキー・ランプサム契約)は、工事遅延によるリスク、費用が計画された金額を超過するリスク(超過費用リスク)を受注者に移転するものである。これらのリスクについては、発注者よりも実際に現場を管理する受注者の方がリスクの顕在化を抑制するノウハウを持っており、必要となるコストも少ないと考えられるため、適正なリスク移転と考えられる。

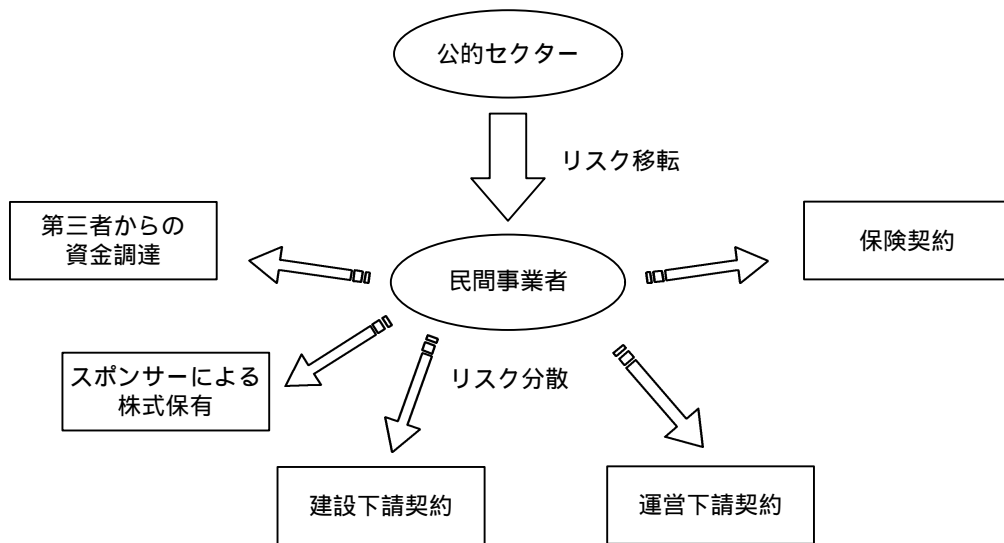
リスク分担の形態

リスクをどのように分担するかについては、最終的には契約(随意契約の場合は両者の交渉)により決定するが、官民双方で分担したり、ある限度以上のリスクは公共セクターが負担するなど、様々なリスク分担の形態があり得るため、VFMの観点を踏まえつつ、事業分野ごとまたは案件ごとに検討を行うことが必要である。

民間事業者によるリスク分散

PFI事業においては、公共セクターから民間セクターに移転されるリスクについても、そのすべてを、受注する民間事業者が負うわけではなく、その大部分のリスクは銀行団、保険会社、スポンサー、下請事業者(サブ・コントラクター)などに契約を通じて分散されるために、最終的に受注する民間事業者自身が負担するリスクレベルは低い。

図21 PFI事業会社によるリスク分散のイメージ



福岡市・JPF作成

リスク分析の考え方

リスク分析の目的

リスク分析は、PFI事業の成功不成功の鍵となる官民の適正なリスク分担の検討を行い、PFI契約を構成する基本的な事項として、リスク分担条件を整理するために実施する。また、従来方式などPSC方式で公共セクターが分担していたリスクのうち、PFI事業方式を採用することによって民間セクターに移転できるリスクが発生した場合の費用（リスク調整値）を算定し、VFMテストの際に、PSCの費用構成要素として組み入れるために実施する。

リスク分析の流れ

リスク分析は、表 20に示す手順に従い、リスク調整値算出の対象とする主要リスクの絞込みとそのリスクに関するリスク調整値算出の大きく二つの手続きにより行われる。

主要リスクは、事業特性を考慮して、表 21のようなリスク分析表を作成して、表 19に示すような考え方（対応費用の大きさとリスクの発生頻度ともに「中」以上で、どちらかの要素が「大」あるいは「高」と判定されるリスク）で、重要度のランク付けを行い、リスク調整値算出の対象リスクの範囲を決定する。

一般に表 19のランク 1 およびランク 2 を対象とすることが多い。

表 19 リスクの影響に関するランク付け

対応費用大きさ リスクの発生頻度	小	中	大
低	5	4	3
中	4	3	2
高	3	2	1

重要度のランク ; 1 > 2 > 3 > 4 > 5

なお、リスク調整値の算出方法には、以下のような二つの方法がある。

a. 簡便法

リスク調整値算出のために絞り込まれた主要リスクについて、リスクの発生確率と対応費用を乗じて算出する方法である。

例えば、建設費用超過リスクの発生確率が 50%、その対応費用が、建設費の 10%であることが特定されれば、当該リスクに関するリスク調整値は、 $0.5 \times 0.1 = 0.05$ で、建設費の 5%とするという方法である。この場合、時間の概念を考慮せず算定する方法と、リスクの発生時点（建設時、運営時など）を考慮して算定し、現在価値に換算する方法がある。

また、完工リスクや施設損害リスクの算定については、履行保証保険・履行ボンドの料率や火災保険の保険料などにより算定することも可能である。

b. 確率モデルによるシミュレーション

リスク調整値算出対象として絞り込まれた複数の主要リスクについて、各リスクの発生確率と対応費用の大きさを、確率分布の形態（正規分布、三角分布、一様分布など）や最小値、最大値の設定を行うとともに、各リスク間の関係を特定して、各リスクについて乱数発生によるシミュレーション（モンテカルロ・シミュレーション）を行って、リスク調整費を算定する方法である。

上記のいずれの方法を採用するかは、データの入手可能性や作業の難易度などを考慮して、決定する。

表 20 リスク分析の手順

作業項目	内容
1. リスクの抽出	表 21に示したフォーマットを参考として、当該事業に関わるリスクを机上で抽出する。
2. 固有の事業特性の反映	当該事業固有のリスクを特定して、机上で抽出したリスクに加える。
3. リスクの発生確率と対応費用の特定	抽出した全てのリスクに関して、特に建設費用増大、建設工期遅延、運営費用増大、維持管理費用増大、修繕費用増大、初期調整費用などの主要リスクに関して、類似事業の過去の事例、データなどを収集・整理し、各リスク発生の確率と発生したときの対応費用を特定する。
4. 契約条件の比較	従来方式の事業における施設整備・運営における契約書等（設計、建設、運営・維持管理委託など）を入手して、各リスクに関して官民のリスク負担がどのような条件になっているかを整理する。また、PFI事業方式で実施する場合のリスク負担条件を設定して、従来方式とPFI事業方式でリスク負担に関わる契約条件の比較を行う。
5. リスク分析表原案	契約条件の比較結果を踏まえて、各リスクに関して、表 21の様なフォーマットを可能な限り記入し、リスク分析表原案を作成する。PSC方式とPFI事業方式の官民のリスク分担の条件 ⁷⁰ も各リスクごとに想定する。
6. リスクの再検討	必要に応じ市場調査等の内容を加味し、リスク分析表原案の修正を行う。
7. リスク調整費算出の対象リスクの絞り込み	修正を行ったリスク分析表原案に基づき、民間に移転できるリスクで事業に大きな影響（発生確率及び対応費用がともに中以上でどちらかは大か高の場合）をあたえるリスクを調整値算出の対象リスクとして特定する。
8. リスク調整値算定	リスク調整値算定のための対象リスクの属性（発生確率、コスト、発生の確率分布形、残存リスクなど）を特定する。リスク調整値の算定方法（建設費や維持管理費の一定割合を積み増しする簡便法あるいは確率モデルによるシミュレーション）を決定して、リスク調整値を算定する。
9. リスク調整値の精査	算定したリスク調整値の内容や水準の精査を行い、リスク調整値を確定する。
10. リスク調整値最終化	最終的には、公募前の段階における時点修正を加えたリスク調整値を算定して、PSC方式のLCCの値に加えて、当該事業のパブリックセクター・コンパレーター（PSC）とする。

福岡市・PCKK・JPF作成

⁷⁰ リスク分担の条件とは、そのリスクを管理する主体は誰で、当該リスクが顕在化したときの、官民の役割分担と費用負担などの設定条件である。

表 21 リスク分析表例

リスク番号	段階	リスクの種類		リスク内容	発生 ⁷¹ 確率	対応 ⁷² 費用	ランク ⁷³	PFI ⁷⁴ 移転
1	共通	制度変更リスク	全事業に影響を及ぼす制度変更	消費税				
2				外形標準課税				
3				法人税				
4				その他税				
5				租税公課				
6				法令				
7				許認可				
8			P F I 事業あるいは本事業に特定して影響を及ぼす制度変更	租税公課				
9				法令				
10				許認可				
11				支援措置				
12		経済リスク(契約全体で規定する場合)		物価変動				
13				金利変動				
14		社会リスク	第三者賠償	調査・工事における騒音・振動・地盤沈下・電波障害等による場合				
15				運営・維持管理に関する第三者への事故、障害				
16			住民問題	建設・運営に関する住民反対運動、訴訟				
17				調査・工事に関する住民反対運動、訴訟				
18			安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保				
19			環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全				
20		パートナーリスク	構成員リスク	構成員の能力不足等による事業の悪化				
21		保険		施設の設計・建設における履行保証保険、及び維持管理期間のリスクを保証する保険負担				
22	計画・設計段階	計画リスク	初期調整リスク	構想・計画・設計段階における不十分な調整リスク				
23			測量・調査の誤り	市が実施した測量・調査				
24				事業者が実施した測量・調査				
25			物価	急激なインフレ、デフレ				
26			環境アセスメント・公聴会等による計画変更	施設建設そのものに関するもの				
27				事業者の提案内容に関するもの				
28			募集要項等入札関連書類の誤り	募集要項等入札関連書類の誤りによるもの				
29			入札費用リスク	市の入札実施コスト				
30				事業者の応募コスト				
31			資金調達リスク	契約段階での資金供給コミット取付不能				
32				金利変動				
33				補助金、低利融資の取付不能				
34		設計リスク	不可抗力	天災、暴動等による設計変更・中止・遅延				
35			物価	急激なインフレ、デフレ				
36			設計変更	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの				
37				事業者の指示、判断の不備によるもの				
38			事業中止リスク	市の事由による事業の中止				
39				事業者の事由による事業の中止				

⁷¹ 発生確率とは、当該リスクが事業期間内に発生する頻度を過去の事例等を参考として、高・中・低で表わしたものの。

⁷² 対応費用とは、当該リスクが顕在化した時に必要となる費用を過去の事例等を参考として、大・中・小で表わしたものの。

⁷³ ランクとは、リスクの重要度に応じてランク付けを行いリスク調整値の対象リスク（発生確率が高く、対応費用の大きいもの）の範囲確定の時、参考とするもの。

⁷⁴ P F I 移転とは、リスク調整値の対象リスクとして従来方式と比較して、P F I 事業において、民間に移転されるリスクのこと。

リスク番号	段階	リスクの種類		リスク内容	発生確率	対応費用	ランク	PFI移転
40	建設段階	建設リスク	不可抗力	天災、暴動等による工事遅延及び工事費超過				
41				天災、暴動等による契約の終了				
42			物価	急激なインフレ、デフレ				
43			用地リスク	建設地買収の遅れ				
44				建設用地費の予算超過				
45				作業用地の確保				
46				地質条件・地下埋蔵物				
47			設計変更	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの				
48				事業者の指示、判断の不備によるもの				
49			供用開始遅延	市の事由による遅延				
50				事業者事由による遅延				
51			事業の中止リスク	市の事由による事業の中止				
52				事業者事由の事由による事業の中止				
53			工事費の増大	建材価格や人件費単価の上昇				
54				建設資材・機器不足等				
55				下請け・雇用の不正行為				
56				市の提示条件、指示の不備・変更によるもの				
57			関係機関等調整リスク	関係機関との協議による予定外の変更				
58			性能リスク	要求仕様の不適合（施工不良含む）				
59			施設損害リスク	工事中の事故・火災				
60				使用ミスから生じる工事施設の損失・損害				
61				建設資材・機器類の盗難、損失				
62				建設資材納入業者等の施設の損壊				
63			電気・水道等の供給不足	工事用の電気・水道等の供給不足				
64	運営段階	関連インフラ整備リスク		市が実施すべき関連インフラの整備の不備によるもの				
65		マーケットリスク	需要リスク	需要による収入に依存する場合の需要低下による収入減少				
66			料金リスク	料金設定に収入を依存する場合の料金改訂等がなされない場合の収入減少				
67		運営管理リスク	運営コストリスク	管理・運営・維持管理コストの上昇				
68				コストの見積もりミス				
69			P F I 支払いリスク	市から P F I 支払がなされないリスク				
70			施設損害リスク	事故・火災等による施設・設備損害				
71			不可抗力	天災、暴動等による工事遅延及び工事費超過				
72				天災、暴動等による契約の終了				
73			計画変更・追加工事リスク	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの				
74				事業者の指示、判断の不備によるもの				
75			事業の中止リスク	市の事由による事業の中止				
76				事業者事由の事由による事業の中止				
77			性能リスク（瑕疵担保）	要求仕様の不適合（施工不良含む）				
78				仕様不適合による施設、設備の損傷、事業への障害				
79			技術革新リスク	将来の技術革新による施設・設備の陳腐化、無用化、不効率化				
80	事業移管段階	潜在的瑕疵リスク		事業者から移管された資産の瑕疵担保のリスク				
81		残存価値リスク		移管時の資産に関する残存価値の維持のリスク				
82		修繕リスク		移管時の必要な修繕のリスク				
83		移管手続きリスク		移管手続きの不備によるもの（契約上の不備を含む）				

福岡市・J P F 作成

6) 市場調査 (市場サウンディング)

市場調査の目的

従来の民活方式による失敗の多くは、市場の参加者からの意見を十分反映させないまま、事業を計画し、官民のリスク分担をあいまいにしたままで事業を実行したことにある。PFIでは、その反省を踏まえて、事業実施前に市場参加者の意見を十分に聞いてそれを事業スキーム構築に反映させるために、市場調査を行う。

市場調査の方法

市場調査の方法は、以下のとおりである。

- アンケート方式
- 聞き取り調査方式
- 勉強会方式 (潜在的参加者を、必要分野ごとに、公正な方法で選定して、事業に関わる意見を吸い上げる方法)

ただし、勉強会は、特定事業者への偏った情報提供にならないように配慮する必要がある。

アンケート方式の構成例を表 22 に示す。

表22 市場調査 (アンケート方式) の構成例

以下の項目についてお答え下さい。

1. 貴社の概要について
 - ・ 社名、業種、資本金、従業員数、指名登録、上場、類似事業参加実績
2. 当事業について
 - ・ 参加の意思、参加したい事業方式、事業期間についての意見、適切な支払い方式、資金調達、適当な契約形態
3. リスク分担について
 - ・ 行政が負担すべきリスク、負担形態に関する意見
4. 検討にあたって、行政が提示すべき条件
5. 検討にあたって必要になる情報
6. 当事業に対する自由意見
7. アンケート回答者名

添付資料： 事業概要、PFI 契約の基本条件

7) 資金調達

資金調達の考え方

資金調達リスクは、基本的に事業者の取るリスクであるが、PFI事業はプロジェクトファイナンス方式の融資を基本とし、それが成立しない限りPFI事業によるサービスの調達が実現しないため、本市にとっても、きわめて重要な要素である。

プロジェクトファイナンス方式による資金調達の重要な成立要件は、事業に関わるリスク分担の安定性と、それを実現するためのPFI契約も含めた関連諸契約の完成度（緻密性）である。

ただし、資金調達の方法は、民間の裁量に委ねるものであり、事業規模や特性によっては、必ずしもプロジェクト・ファイナンス方式に固執することなく、柔軟な対応が必要となるものであり、市としては、資金調達方法の確実性を確認することが必要である。確認方法としては、PFI事業方式の事業スキームと資金調達条件を設定して、金融機関等へのヒアリングを行う方法が考えられる。

民間資金活用の選択肢と方法論

a. 資金調達における融資方式

プロジェクト・ファイナンス方式

プロジェクト・ファイナンス方式は、返済原資を当該事業の収益に限定し、担保も当該事業の資産価値に置く融資方式である。この方式は、リスク分析（「第2部 3.4(3)5)リスク分析・官民役割分担」(p.109)を参照)とキャッシュフロー分析⁷⁵に基づき、詳細な事業条件とリスク分担を契約によって規定するファイナンス方式であるため、複数の事業参加者がそれぞれのノウハウを発揮して事業を実施する場合に有効であり、PFI事業においては、当該方式の採用が一般的である。

コーポレート・ファイナンス方式

コーポレート・ファイナンス方式は、借入主体の全ての収益を返済原資とし、貸付金の保全措置も事業資産の担保設定に限定されず、借入主体が有する当該事業以外の資産からの担保差入も行われ得る融資方式である。単一あるいは極めて少数の事業参加者が事業を行い、事業規模が小さく、事業参加者がファイナンスのリスクを負担できる場合に有効である。

b. 資金調達先

公的金融機関融資

PFI法に定める無利子融資、政策投資銀行融資、ふるさと財団融資など（「関

⁷⁵ 脚注 44 を参照。

連資料 1.【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）】第13条」を参照）。

市中金融機関融資

都市銀行、地方銀行などの普通銀行、信託銀行、在日外国銀行などの融資

リース会社

リース会社、生命保険会社、損害保険会社などの融資

その他の方式

民間ファイナンス型の公共サービス調達が定着している諸外国では、資本市場からの資金調達（債券発行、株式上場など）も行われており、今後、PFI市場が成熟していくにつれて、新たな資金調達方法が日本においても利用可能になってくることが予測される。

c. リファイナンス⁷⁶に関する考え方

PFI市場が成熟し、事業数が多くなれば、建設が終わって安定した運営を行う事業も増加してくる。こうした事業のうち、債券の発行や証券化等の手法により、当初のファイナンスをより安いコストの資金に置きかえること（リファイナンス）が可能な事業も出てくる。このような条件下では、リファイナンスの可能性も視野に入れた事業方式の検討も必要になる。

プロジェクト・ファイナンスの銀行実務

本市がプロジェクト・ファイナンスに関する銀行業務に直接関与することはないが、銀行業務の概略は、以下の通りである。

- ファイナンシャル・アドバイザー（事業者に対するファイナンスのアドバイスや資金調達スキームの構築。応募時等のアドバイザーとしての個別契約。）
 - リスク分析
- なお、以下の作業は融資時に行われる。
- タームシート（資金調達条件リスト）作成
 - シンジケーション（融資団⁷⁷の組成）
 - 融資者直接協定
 - 融資契約書
 - 事務管理
 - ・契約条件のチェック
 - ・金利の設定・金利期間の設定

⁷⁶ 脚注 43 を参照。

⁷⁷ 複数の金融機関が集まって融資を行うこと。通常その中の幹事行が全体のとりまとめを行う。

- ・貸出の実行
- ・金利の支払・元本の返済
- ・経営状況のチェック
- ・債務不履行時の処理

8) ライフサイクルコスト（LCC）算定

ライフサイクルコストの考え方

PFI事業においては設計、建設だけではなく維持管理、運営の段階までの全て又は一部を民間事業者が実施することになる。従って、PFI事業方式とPSC方式を含めた比較対象方式の中で、どの方式を適用するかの判断（VFMテストの実施）にあたっては、各方式における福岡市の支出総額の比較を行うことが必要となる。

PFI事業方式及びPSC方式を含めた比較対象方式のいずれの場合も、支払総額としては、通常、事業費といわれる設計費や建設費だけではなく、維持管理費及び運営費、市債償還や借入金に必要な金利までも含めた、事業期間中に発生する全ての費用を考慮する必要がある。ただしPSC方式においては、リスク発生時にかかる費用であるリスク調整値を加味して比較すべきである点に留意する。

また、事業期間中に発生する全ての費用を合計したものを一般にライフサイクルコスト（LCC）という。

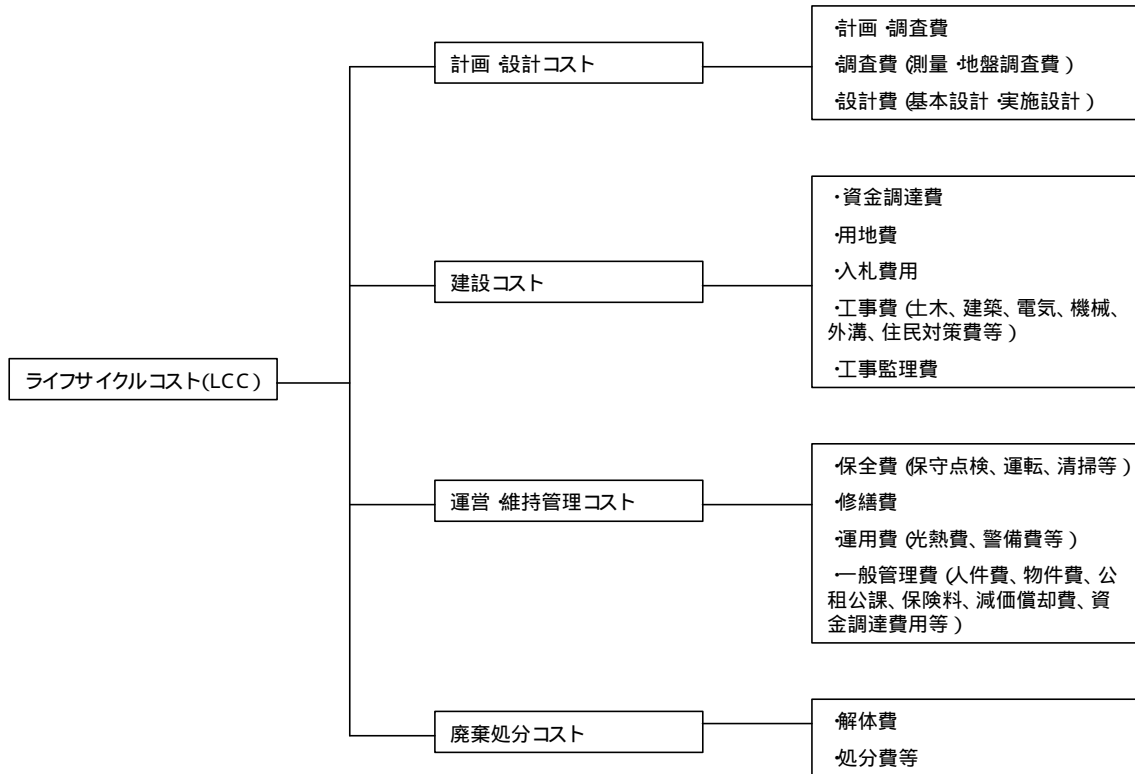
VFMテストを行うためには、まずPSC方式によるLCCを算定し、それにリスク調整値を加えて、パブリック・セクター・コンパレーター（PSC）を見積る。次に、そのPSCを、PFI事業及びPSC方式を除いたその他の比較対象方式のLCCに基づいて計算された公共セクターによる支出負担額と比較する。

以下では、PSC方式におけるLCCの算定（必要に応じてPFI事業の場合にも言及）とPFI事業方式の場合の特有なものとして必要となる公共セクターの支出に関して説明する。なお、PSC方式を除いた比較対象方式についても、それぞれの方式に応じてLCCを算出する。

LCCの算出対象項目

基本的に、「第2部3.4(2)比較対象方式の設定」(p.104)で検討した、従来最も採用されている事業方式（PSC）による計画・設計コスト、施設整備に関する投資コストや、運営・維持管理コストなどが、LCC算出のベースとなる。図22に一般的なライフサイクルコストの構成を示す。

図 22 ライフサイクルコストの構成



福岡市・PCKK・J P F 作成

事業実施のための検討費用や入札費用

P S C 方式においても入札などの準備費用が発生するが、P F I 事業では、特に P F I 事業方式の検討のための外部アドバイザー（P F I 総合アドバイザー、リーガルアドバイザー、財務アドバイザーなど）費用が、公共セクター側に発生する。また、それに伴って、追加的な人件費等が発生する。これらは、P F I 事業方式における、公共セクター側の負担額になる。

施設整備に要する費用

- 施設の整備に要する費用としては、設計費、施工監理費、建設費などが挙げられる。
- P S C 方式においては「第 2 部 3.4(2)比較対象方式の設定」(p.104)で行われた積算に基づき、必要経費を算出・設定することになる。
- P F I 事業では、市場価格ベースでの必要経費を算出・設定することになる。

施設の更新・維持管理費

施設に関わる更新経費、修繕費、日常的な維持管理費などが挙げられる。

サービス提供に要する費用

P F I 事業方式は施設の建設ではなく公共サービスの調達を契約対象としてお

り、サービスの提供に必要な人件費、物件費、委託費、諸経費（PFI事業の場合は、固定資産税、法人税等の民間事業運営に関わる租税公課費用も含む）等もライフサイクルコストの算出対象となる。

資金調達に要する費用

建設資金の調達には、市債の発行や金融機関からの借り入れなどの手段が考えられるが、いずれの場合も返済にあたっては金利が発生する。事業実施期間全体としてみると、金利についても資金調達に際してのコストとして考える必要がある。

収入がある場合の取扱

事業において利用料金等により収入が発生する場合、PSC方式の公共セクター側の負担額やPFI事業方式における公共セクター側の負担を算定するためには、総費用からこれらの収入を差し引いた額（正味の負担額）が、LCCとなる。

PFI事業における費用水準の調整

PFI事業方式のLCCを算定する場合は、従来方式の費用水準を基本として、市場調査やヒアリング等を民間側などに行って、民間事業で実施した場合の、各費用項目の水準を調整する。

[費用想定事例]

表 23 施設の費用項目とその内容例

	公設公営	民設公営	BOT	BTO
規模 費用概要				
・建物面積	m ²	同左	同左	同左
・調査設計費	千円	なし	千円	同左
・建設単価	千円/m ²	なし	千円/m ²	同左
・建設費	千円	なし	千円	同左
・運営管理単価	千円/m ² /年	なし	千円/m ² /年	同左
・運営管理費	千円/年	なし	千円/年	同左
職員入件費(人)	千円/年	同左	千円/年	千円/年
委託入件費(人)	千円/年	同左	千円/年	同左
・間接費	千円/年	同左	千円/年	同左
・賃貸料	なし	円/m ²	なし	なし
収入				
・収入合計	千円/年	同左	同左	同左
()	円/日 実質稼動: 日/月	同左	同左	同左
()	円/人 稼動: 人/日	同左	同左	同左
資金調達				
・調査設計費	(一般財源)	なし	(借入金) 建設費と同条件	同左
・建設費	(一般財源) 建設費の30% (起債) 建設費の70% 返済期間20年 10年目借換 年利1.9%(当初) 3.7%(借換 後)	なし	(資本金) 建設費の20% (借入金) 建設費の80% 返済期間20年 年利4.0%	同左
・運営費	一般財源から補填	なし	PFI支払を充当	同左
・賃貸料	なし	一般財源	なし	なし
その他				
・運営期間	・30年	同左	同左	同左
・租税公課	なし	施設の所有権の違い等によって租税公課の有無が異なる	(開業時課税) ・事業所税: 千円/m ² ・不動産取得税: 不動産評価額の4.0% ・登録免許税: 資本金額に対し0.7% (毎年課税) ・固定資産税: 資産残存価値に対し1.4% ・都市計画税: 資産残存価値に対し0.3% ・事業所税: 千円/m ²	なし
・法人税関連分 (経費扱いではない租税)	なし	なし	(合計):40.90% ・都道府県:1.37% ・市町村:3.37% ・事業税:8.76% ・法人所得税:27.40%	同左
・減価償却	なし	なし	建築:50年	同左
・割賦支払	なし	なし	なし	・元利金等返済 ・返済期間:20年 ・年利:4.0%

租税公課：経費扱いできる租税
表中の数字は仮想イメージ

LCCの算出方法

a.現価法

- LCCの算出に通常用いられる手法は、現価法と呼ばれる。これは、将来にわたって発生する全ての費用を現在価値に換算し、その合計額を評価する方法である。
- 金利やインフレ等を考慮すると、現在の1万円は将来の1万円より価値が高く、発生する時期の違う費用を単純に額面で比較することはできない。
- 発生時期の違う費用を比較するために、割引率という概念が用いられる。これは一年間の価値増加割合と言いかえることもできる。(割引率が4%の場合、現在の100円は、来年の104円と等しいと考えられる。)
- 割引率により、将来発生する費用の額面を現在の価値に換算したものを現在価値といい、現在価値に換算して合計額を算出することにより、一定の貨幣価値のもとで費用を扱うことが可能になる。

式で表すと次のようになる。

$$LCC = \sum_{t=1}^n (C_t - I_t) \frac{1}{(1+i)^t}$$

C_t : t年目に発生する全てのコストの合計

I_t : t年目に発生する全ての収入の合計

i : 割引率

n : 事業期間

割引率は通常、実質値で示されているため、 C_t も I_t もキャッシュフロー値は実質値を用いる必要がある。そのため、インフレーションを含む名目のキャッシュフロー値は、インフレ率で割り戻し実質値とする必要がある。

b.割引率について

割引率の概念については広く合意が得られているが、その算出手法については確立されていない。しかし、省庁協議により、長期国債などの長期金利の過去の平均値に対して、物価変動等の要素を勘案した実質値として定めた割引率を、社会的割引率として、4%に定めている。

我が国における費用便益分析等の経済分析においては、この社会的割引率が広く用いられているため、VFMの算定においては、この値を割引率として用いることが望ましい。

c.ライフサイクルにわたる費用変化の反映

ライフサイクルコストを算定する場合、特に重要な事項は、時間の経過に伴う費用変化の反映の方法である。PFI事業の事業期間は、20年や30年など長期にわたるため、その間に起こる以下のような費用変化に関して、建設大臣官

房官庁営繕部監修「改訂建築物のライフサイクルコスト」(財団法人建築保全センター、平成12年5月30日)や実績データ・類似施設データを参考にして、正確に算定する必要がある。また、可能な限り、このような費用変化に関する従来方式とPFI事業方式の違いも、LCC算定に反映させることが重要である。

- 各施設、設備毎の投資的大規模修繕経費
- 経常的維持管理費の事業期間にわたる逓増傾向
- 従業員年齢構成が影響する人件費等の逓増傾向 等

LCCの算出事例

a. PSC

PSC方式として設定した公設公営方式や民設公営方式のライフサイクル全体のキャッシュフローイメージを示すと、表24のようになる。

また、SPCの事業の成立を判定する事業シミュレーションは、表25のような損益計算書とキャッシュフロー分析ができるようにキャッシュフロー計算書で行われる。さらに事業検討が進む中では、資産価値や清算価値を見る上で貸借対照表の使用が必要になってくる。

表 24 福岡市の総支払額シミュレーション（従来方式）

公設公営方式

事業期間	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30	31
一般財源支出	780,000															
市償還額		84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000									
利子支払		31,920	30,324	28,728	27,132	25,536	23,940									
運営管理費		96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
職員人件費		27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
委託人件費		52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
間接費		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
料金収入		-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925

福岡市総支出
(現在価値) 5,080,057

民設公営方式

事業期間	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30	31
賃貸料		23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784	23,784
職員人件費		27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
委託人件費		52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
間接費		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
料金収入		-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925	-11,925

福岡市総支出
(現在価値) 1,605,721

〔計算の前提条件〕

- ・建設時の固定価格で算出
- ・大規模改修についての維持管理費用は計上せず

b. P F I 事業方式の L C C

P F I 事業方式の L C C は S P C の事業採算が可能な状況の下で、市が S P C に支払う額が L C C となる。なお、S P C が支払う税金のうち、市に納められる額は、L C C から控除されなくてはならない。

S P C の事業が成り立つかどうかの判定については、ローンライフ D S C R⁷⁸ や各年別 D S C R⁷⁹ による借入金返済の実行可能性と出資金 I R R (E I R R)⁸⁰ やプロジェクト I R R⁸¹ による事業の収益性に基づく。

その判定は通常、次のように設定されるが、事業特性を考慮し、下限値を設定する必要がある。

- ・各年別 D S C R (1.2 ~ 1.5) 目安
- ・ローンライフ D S C R (1.2 ~ 1.5) 目安
- ・ E I R R 5 ~ 15 % 程度 (事業リスクの度合いにより異なる)
- ・プロジェクト I R R 他人資本調達コストの加重平均

ただし、他人資本調達コストの加重平均を算定する際のウエイト付けは、調達額の割合に基づいて行うことに留意する。

P F I 事業方式の事業シミュレーションは、表 25、表 26 のようになる。

⁷⁸ ローンライフ D S C R (Loan Life Debt Service Coverage Ratio あるいは、Loan Life Coverage Ratio) は、融資期間を通じて、融資額が事業のネットキャッシュフローの現在価値でカバーされる倍率であり、1.0 を割ると元利金の返済が難しくなる。この場合の割引率は、通常、加重平均の借入コストを用いる。

⁷⁹ 各年別 D S C R (Debt Service Coverage Ratio) は、各年の元利金の返済が事業のネットキャッシュフローでカバーされる倍率であり、借入れ返済の実行可能性を示すものである。1.0 を割ると元利金の返済ができない状態となる。

⁸⁰ E I R R (Equity Internal Rate of Return) は自己出資金に対する内部収益率を示し、自社で設定した投資のハードルレート (事業投資リターンの目標水準) と比較してそのプロジェクトの事業成立の可能性を判断する。このハードルレートの水準は、当該企業における主たる分野の事業の投資回収率に事業リスクの危険負担率を上乗せして設定する場合が多い。

⁸¹ プロジェクト I R R は、資本構成の影響を排除した元利金返済前の事業キャッシュフローに基づいて算定される、全投資額に対する内部収益率であり、純粋な事業の収益性を判断するときの指標である。

表 25 財務シミュレーション (BOT型)

BOT型

<損益計算書>		建設期間		運営期間				
事業年度		1	2	3	4	5	6	7
損益計算	営業収入	0	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925
	施設使用料	-	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925
	PF支払	-	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	営業費用	0	302,880	199,200	198,625	198,049	197,473	196,897
	運営管理費	0	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800
	職員人件費	0	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
	委託人件費	0	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
	間接費	0	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	租税公課 (固定資産税)	-	18,342	17,868	17,394	16,919	16,445	15,971
	(都市計画税)	-	3,930	3,829	3,727	3,626	3,524	3,422
	(事業所税)	-	52,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	(不動産取得税)	-	55,104	-	-	-	-	-
	減価償却費 (建築・土木)	-	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104
	営業損益	0	89,045	192,725	193,300	193,876	194,452	195,028
	営業外収入	0	0	130	128	130	130	130
	内部留保金	-	0	130	128	130	130	130
	営業外費用	0	82,976	79,827	76,678	73,530	70,381	67,232
	減価償却費 (開業費)	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	支払い金利 市中銀行	0	62,976	59,827	56,678	53,530	50,381	47,232
	営業外損益	0	82,976	79,697	76,550	73,400	70,251	67,102
経常利益	0	6,069	113,027	116,750	120,476	124,201	127,926	
当期利益 (税引前)	0	6,069	113,027	116,750	120,476	124,201	127,926	
課税損益	0	6,069	111,456	116,622	120,346	124,071	127,790	
法人税等	0	2,482	45,585	47,698	49,222	50,745	52,268	
当期利益 (税引後)	0	3,587	67,442	69,052	71,254	73,456	75,658	

23	24	25	26	27	28	29	30	31
391,925	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925	391,925
11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925
380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
91,798	191,222	190,646	190,070	189,495	188,919	188,343	187,767	187,192
76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800
21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
11,771	11,297	10,823	10,349	9,875	9,400	8,926	8,452	7,978
2,522	2,421	2,319	2,218	2,116	2,014	1,913	1,811	1,710
4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104
200,127	200,703	201,279	201,855	202,430	203,006	203,582	204,158	204,733
0	50	50	50	50	50	50	50	50
0	50	50	50	50	50	50	50	50
6,912	6,144	5,376	4,608	3,840	3,072	2,304	1,536	768
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,912	6,144	5,376	4,608	3,840	3,072	2,304	1,536	768
6,912	6,094	5,326	4,558	3,790	3,022	2,254	1,486	718
193,215	194,609	195,953	197,297	198,641	199,984	201,328	202,672	204,016
193,215	194,609	195,953	197,297	198,641	199,984	201,328	202,672	204,016
193,246	194,571	195,915	197,259	198,602	199,946	201,290	202,634	203,978
79,038	79,580	80,129	80,679	81,228	81,778	82,328	82,877	83,427
114,178	115,030	115,824	116,618	117,412	118,206	119,001	119,795	120,589

<キャッシュフロー計算書>		建設期間		運営期間				
事業年度		1	2	3	4	5	6	7
営業活動によるキャッシュフロー	税引き前当期利益	0	6,069	111,456	116,622	120,346	124,071	127,796
	減価償却費戻し	-	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104
	開業準備金減価償却戻し	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	譲渡損等戻し	0	0	0	0	0	0	0
	法人税等	0	2,482	45,585	47,698	49,222	50,745	52,268
	投資活動によるキャッシュフロー	2,068,000	0	0	0	0	0	0
	建設費 (建築・土木)	1,968,000	0	0	0	0	0	0
	開業準備金	100,000	-	-	-	-	-	-
	財務活動によるキャッシュフロー	2,068,000	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720
	資本金	493,600	-	-	-	-	-	-
借入金 市中銀行	1,574,400	0	0	0	0	0	0	
借入金返済 市中銀行	0	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	
当期キャッシュフロー	0	133,411	195,694	198,748	200,949	203,150	205,351	
(配当法準備立前資金残高)	0	133,411	195,694	198,748	200,949	203,150	205,351	
配当	-	3,261	61,311	62,774	64,777	66,778	68,779	
法定準備金	-	326	6,131	6,277	6,478	6,678	6,878	
内部留保:単年度(法定準備金積立後)	0	129,824	128,252	129,696	129,694	129,694	129,694	

23	24	25	26	27	28	29	30	31
145,313	146,095	146,890	147,684	148,478	149,272	150,066	150,860	235,081
193,246	194,571	195,915	197,259	198,602	199,946	201,290	202,634	610,103
31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104	31,104
0	0	0	0	0	0	0	0	814,080
79,038	79,580	80,129	80,679	81,228	81,778	82,328	82,877	83,427
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
-	-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
164,513	165,295	166,090	166,884	167,678	168,472	169,266	170,060	254,281
293,408	294,191	294,985	295,779	296,573	297,367	298,161	298,955	304,547
103,798	104,573	105,295	106,016	106,738	107,460	108,182	108,904	0
10,380	10,457	10,529	10,602	10,674	10,746	10,818	10,890	0
50,335	50,266	50,266	50,266	50,266	50,266	50,266	50,266	254,281

評価指標	出資金IRR	8.1%	-	-	-	-	-	-
	各年別DSCR	1.00	1.09	1.31	1.33	1.35	1.37	1.39
	ローンライフDSCR	1.56	-	-	-	-	-	-

-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.83	6.01	6.20	6.40	6.61	6.84	7.09	7.35	11.81
-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 26 財務シミュレーション (B T O 型)

B T O 型

＜損益計算書＞		建設期間							運営期間								
		事業年度	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30
損益計	営業収入	0	346,734	346,734	346,734	346,734	346,734	346,734	01,925	201,925	201,925	201,925	201,925	201,925	201,925	201,925	201,925
	施設使用料	-	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925	11,925
	割賦支払	-	144,809	144,809	144,809	144,809	144,809	144,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	P F 支払	-	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	90,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	営業費用	0	245,400	245,400	245,400	245,400	245,400	245,400	47,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000
	運営管理費	0	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800
	職員人件費	0	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	委託人件費	0	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
	間接費	0	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	割賦原価	-	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業損益	0	101,334	101,334	101,334	101,334	101,334	101,334	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	
営業外収入	0	0	59	63	66	70	77	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
内部留保金	-	0	59	63	66	70	77	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
営業外費用	0	82,976	79,827	76,678	73,530	70,381	47,237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却費 (開業費)	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
支払い金利 市中銀行	0	62,976	59,827	56,678	53,530	50,381	47,237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業外損益	0	82,976	79,768	76,616	73,463	70,311	47,1	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
経常利益	0	18,358	21,566	24,718	27,871	31,023	54,1	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	
当期利益 (税引前)	0	18,358	21,566	24,718	27,871	31,023	54,1	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	54,984	
課税損益	0	18,358	21,546	24,695	27,844	30,993	54,1	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	
法人税等	0	7,508	8,812	10,100	11,388	12,676	22,144	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	
当期利益 (税引後)	0	10,850	12,754	14,618	16,482	18,347	32,037	32,520	32,520	32,520	32,520	32,520	32,520	32,520	32,520	32,520	

＜キャッシュフロー計算書＞		建設期間							運営期間								
		事業年度	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30
資金繰り	営業活動によるキャッシュフロー	0	129,250	131,134	132,995	134,856	136,717	130,398	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461
	税引き前当期利益	0	18,358	21,546	24,695	27,844	30,993	54,142	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925	54,925
	割賦原価戻し	-	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開業準備金減価償却戻し	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法人税等	0	7,508	8,812	10,100	11,388	12,676	22,144	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464
	投資活動によるキャッシュフロー	2,068,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設費 (建築 土木)	1,968,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開業準備金	100,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	財務活動によるキャッシュフロー	2,068,000	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本金	493,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金 市中銀行	1,574,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借入金返済 市中銀行	0	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	78,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期キャッシュフロー	0	50,530	52,414	54,275	56,136	57,997	51,677	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	32,461	
(配当法準積立前資金残高)	0	50,530	52,414	54,275	56,136	57,997	111,087	147,591	150,977	154,363	157,750	91,501	91,480	91,480	91,480	91,480	
配当	-	9,863	11,594	13,289	14,984	16,679	29,1	29,510	29,510	29,510	29,510	29,510	29,510	29,510	29,510	29,510	
法定準備金	-	986	1,159	1,329	1,498	1,668	2,9	2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	
内部留保単年度(法定準備金積立後)	0	59,406	62,849	66,235	69,621	73,008	77,8	59,019	59,019	59,019	59,019	59,019	59,019	59,019	59,019	59,019	
評価指標	出資金IRR	6.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	各年別DSCR		1.36	1.38	1.40	1.42	1.45	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ローンライフDSCR		1.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 27 福岡市の総支払額シミュレーション（BOT型）

BOT型

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30	31	支出総計 (現在価値)
PF支払	-	380,000	380,001	380,002	380,003	380,004	380,005	380,021	380,022	380,023	380,024	380,025	380,026	380,027	380,028	380,029	6,057,435
租税公課		130,176	26,496	25,921	25,345	24,769	24,193	19,094	18,518	17,942	17,366	16,791	16,215	15,639	15,063	14,488	
法人市民税		84	1,536	1,607	1,659	1,710	2,071	2,664	2,682	2,700	2,719	2,737	2,756	2,774	2,793	0	

表 28 福岡市の総支払額シミュレーション（BTO型）

BTO型

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	23	24	25	26	27	28	29	30	31	支出総計 (現在価値)
割賦支払	-	144,809	144,809	144,809	144,809	144,809	144,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,239,879
PF支払	-	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	
法人市民税		253	297	340	384	427	771	757	757	757	757	757	757	757	757	757	

民間事業者が支払う市に対しての租税公課や法人市民税は、本市の収入となるため、PFI支払から控除される。租税公課は、費用として計上できる租税であり、政令指定都市の場合、総支払額の計算対象としては、固定資産税、都市計画税、開業時の事業所税などが該当する。一方、経費計上できない法人税等のうち、政令指定都市の場合、総支払額の計算対象となるのは、法人市民税のみである。

(4) アウトプット仕様の作成

1) アウトプット仕様書の位置付け

PFI事業方式を適用する最大の目的は、民間のノウハウを活かし「求められるサービスを提供するための」施設（資産：アセット）を整備し運営することである。従って、従来の方式においては不可欠な、施設の仕様（形状、配置等）を明確にする手続きに代わり、「要求されるサービス内容とその水準（：アウトプット仕様）」を明確にする事が重要な手続きとなる。つまり、仕様発注から性能発注へ手続きを転換することが必要になるが、これは以下の3点を目的としている。

民間の自由な発想を引き出す

アウトプット仕様を明確にすることにより、従来であれば公共セクターが定めていた詳細な仕様に縛られることなく、自由な、幅広い観点から、施設の仕様やマネジメント方式に関する提案を得ることができる。

寄せられた提案の評価項目となる

寄せられた提案がアウトプット仕様を満足するかどうかを評価することにより、事業者選定を行うことができる。

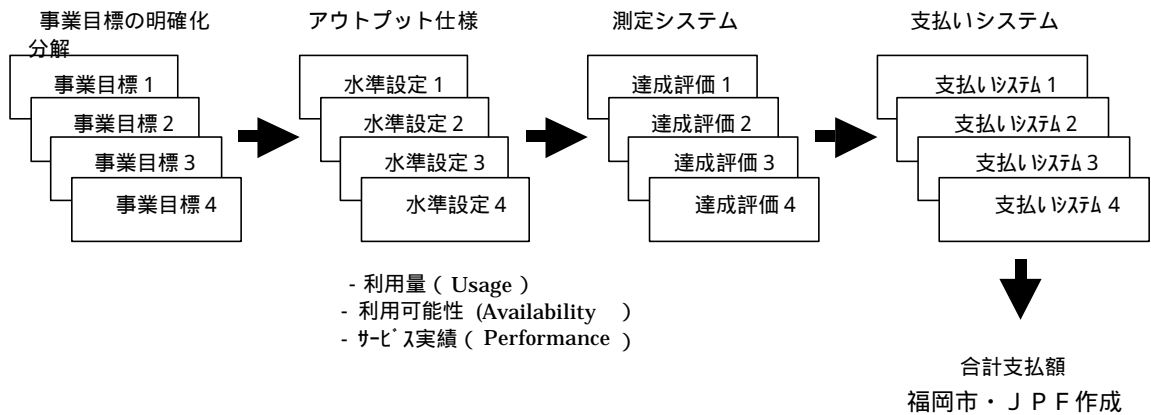
代替案の比較を容易にする

通常、代替案を比較する場合には、それぞれの案について、便益と費用を把握する必要があるが、一般的に便益の測定は難しい。しかし、アウトプット仕様を満足する提案は、等しい便益が得られると仮定することが可能であり、この仮定により、各代替案をコストのみで比較することが可能になる。

2) アウトプット仕様の作成方法

アウトプット仕様とは、本市が必要とするサービス内容の記述であるため、サービス提供に関わる行政目的と明確に結びついている必要がある。アウトプット仕様は、事業目標を明確化（あるいは項目分け）し、それぞれの項目についてさらに細分化（レベル設定）を行って、それぞれの項目が目標とする達成水準を定義することで作成される。最終的には、その水準を測定システムを介して支払いシステムに結びつけることにより、官民のリスクの分担や民間事業者へのインセンティブ付与（あるいはペナルティの賦課）を行うベースとなるものである。

図 23 アウトプット仕様と支払いシステム



a. 事業目標の明確化 (項目分け)

一つの例として、以下のように事業目標を分解する。

< 清掃工場事業の事業目標 >

本事業は、 廃棄物処理システムを構成する総合的な中間処理施設 (必要であれば量や対象地域の記述) として、 高度な技術による施設の信頼性と安全性を確保し、 環境保全対策の徹底と 快適な都市環境の創造により、 現存の清掃工場を代替し、 焼却時の熱エネルギー活用を含めた、 ごみのリサイクルや 減容化に貢献することを目的とする。

- | | |
|------|--------------------------|
| 事業目標 | 廃棄物処理システムを構成する総合的な中間処理施設 |
| 事業目標 | 高度な技術による施設の信頼性と安全性を確保 |
| 事業目標 | 環境保全対策の徹底 |
| 事業目標 | 快適な都市環境の創造 |
| 事業目標 | 焼却時の熱エネルギー活用 |
| 事業目標 | ごみのリサイクル |
| 事業目標 | 減容化 |

この事例の事業目標は、それぞれの項目を独立させた記述方式をとったが、一つの目標が包括的に記述したいいくつかのサブ目標に分解できるような場合もある。

b. 目標項目の細分化 (レベル設定)

分解した事業目標ごとに、以下の支払方法の分類を考慮に入れながら、一つの項目が数量的に評価可能なレベルに細分化する (通常 3 ~ 4 レベル程度)。

- 利用量 (Usage) に対応した支払い
- 利用可能性 (Availability) に対応した支払い

サービス実績（Performance）に対応した支払い

たとえば、事業目標は、ごみの減容化であるが、通常これはプラント単位のごみの焼却量×灰生成率（あるいは灰固化後の容量比率）に比例する。従って、上記利用量（Usage）の分類である、ごみの引き取り量（正確には焼却する量）に連動したトンあたり引き取り料と、上記利用可能性（Availability）の分類である、灰生成率水準を確保することに対応したプラント維持管理料の支払いの組み合わせに分解できる。

すなわち、以下のように、アウトプットに対する支払いを行うことが考えられる。

$$\text{ごみの減容化} = \text{ごみの焼却量（トン）} \times \text{灰生成率（\%）}$$

$$\text{行政側からの支払い} = (\text{利用量対応の支払い}) + (\text{利用可能性対応の支払い})$$

事業目標の細分化と支払方法の結びつけの例を、表 29に示した。

表 29 事業目標の細分化と支払方法の結びつけ

事業目標	支払い基準		
	利用量	利用可能性	サービス実績
事業目標 廃棄物処理システムを構成する総合的な中間処理施設		・廃棄物受け入れ、焼却残さ搬出に係わる設備維持管理基準値/手続きの確保	・市の担当部署や他施設との連携の仕組みの適切な遵守 ・定められた記録・報告義務の遵守
事業目標 高度な技術による施設の信頼性と安全性を確保		・設定した維持管理基準値/手続きの確保	
事業目標 環境保全対策の徹底		・設定した環境基準値の確保	
事業目標 快適な都市環境の創造		・都市アメニティ性の高い施設の確保	・周辺住民対応として策定した施策の実施
事業目標 焼却時の熱エネルギー活用	・(売電収入)	・発電、熱利用設備の維持管理・稼働水準目標	
事業目標 ごみのリサイクル			・ごみのリサイクル水準
事業目標 減容化	・トンあたりごみ引き取り量(焼却量)	・灰生成率水準の確保	

福岡市・J P F 作成

3) アウトプット仕様作成上の留意点

アウトプット仕様は、応募者が提案書を準備するために十分な詳細さを必要とする。アウトプット仕様が性能規定的に詳細に作成されていないと、民間事業者の作成する提案書の内容が、本市が必要とする内容と乖離する可能性が高くなり、提案書の評価や事業内容の契約交渉段階で問題が生じる可能性がある。

したがって、公募（公告）前の段階で、アウトプット仕様は限りなく詳細に作成しておくことが重要である。

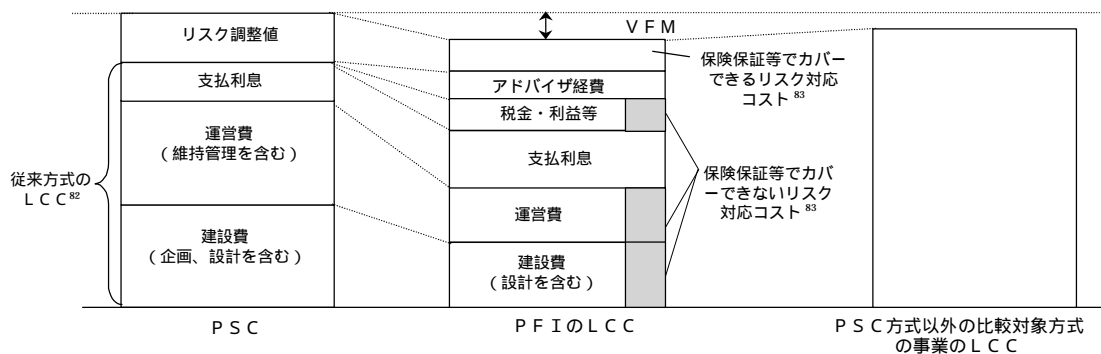
また前述のとおり、提案書評価や支払メカニズム構築のベースとなるため、要求しているサービスの質や量について、可能なかぎり、数量的な水準を設定できることが望ましい。また、支払いメカニズムとの結びつきを考慮して、アウトプット仕様の構成を、施設の利用可能性、サービス実績、利用量などの要素にわけて考えることも重要である。

(5) VFMの検討

1) パブリック・セクター・コンパレーター（PSC）の考え方

事業実施にあたって、PFI事業方式とPSC方式を含めた比較対象方式のどれを適用するかを判断する手続きがVFMテストであり、この際に判断の基準となるのが図24に示すPSCである。

図24 VFMテストのイメージとLCC



福岡市・JPF作成

PSCの構成要素として、先に紹介した「PSC方式の総事業コスト(LCC)」と「リスク調整値」がある。

PFIの特徴は、「第2部3.4(3)5)リスク分析・官民役割分担」(p.109)の部分で紹介したように、従来公共が負担していたリスクを適正に民間事業者に移転することにより、コストの最適化を図ることにあるが、「リスク調整値」とは、PFIにおいて公共から民間に移転されるリスクの発生時の対応費用である。

なお、PFI事業は新しい事業であり、実際に20年、30年と事業期間が経過した事業の実績も無いため、PFIとして民間に任せることによって行政側に発生する可能性のあるリスク(民間に責任を問えない問題が発生したときの行政による対応費用など、例えば、不可抗力リスクに対する公共側の対応費用など)を現時点で、特定することはできない。

⁸² 脚注8を参照。

⁸³ 「第2部3.4(3)5) リスク分担の考え方」(p.109)を参照。

特にPFIの立ち上がり期で、事業のスキーム自体も十分完成されていない時期においては、こうしたリスクが発生することも予想されるため、VFMテストにおいては、このようなリスクの発生も考慮した余裕のある明確なVFMの発生を確認することが望ましい。

2) VFMテストの実施

VFMテストの最終段階において、PSCを基準としてPFI事業方式を評価し、PSC方式とPFI事業方式のどちらが経済的に有利であるかを判断する。ただし、その前に、LCCベースで、PSC方式以外の比較対象方式として設定した事業方式についても、PSC方式のLCCおよびPFIのLCCとの比較を行なって、PFI事業方式が、それら方式に比べても比較優位があることを確認する必要がある。つまり、市場システムを活用する可能性のある方式における、PFI事業方式の最適性を確認する。

LCCベースでのPFI事業方式の最適性の確認

VFMテストの前に、リスクの定量化を含めないLCCベースでPSC方式、PFI事業方式およびPSC方式以外の比較対象方式における福岡市としての支払総額の現在価値を比較して、PFI事業方式の財政負担上の比較優位を確認する。

ただし、この段階でPSC方式も含めた比較対象方式が優位と判断された場合は、PFI事業方式での検討を中断し、当該比較対象方式による検討を開始することになる。

比較の対象

前節で求めたPSCと比較すべきものは、PFI事業方式で実施した場合の福岡市の事業期間を通じた総支払い額である。

図 24に示した通り、VFMテストでは、従来採用している方式による建設費、運営費、支払利息を含む事業期間全体の総コストを現在価値化したLCCにリスク調整値を加えたものを、パブリックセクター・コンパレーター(PSC)として設定し、そのPSCを、PFI事業方式で行った場合の、建設費、運営費、支払利息、税金・利益、リスクの処理コスト(保険など)を含む事業の総コストを公共セクターが支払うときの総負担額を現在価値化したPFIのLCCと比較して、VFMの発生を確認する。

ただし、PFIは公共サービスを調達することを目的としており、事業の内容によって本市がどのような形で支払を行うかも変わってくる。

本市にどのような支払が生じるかについては、全体の「事業スキーム」で規定され「支払システム」の部分で明らかにされるべきものである。

定性的要素の取扱

V F Mテストにおいては、リスク調整値を加味した定量的な比較とともに、P F I事業方式で実施した場合に想定される、早期開業便益や安全性の向上便益などの付加的なP F I事業方式実施の効果についても、評価の対象要素とする。こうした定性的な効果については、その確実性を精査して、こうした効果が認識される場合は、P F I事業選定の際の重要な選定根拠とする。

P S CとP F I支払が僅差の場合のV F Mテスト

P S CとP F I事業方式の支払の差がP S Cの2%以下である場合、評価者は再度P S C及びP F I事業方式の支払の算定内容を確認し、その結果が同様であれば、把握できないリスクが存在する可能性もあるため、P F I事業方式におけるV F Mは発生しないとみなすことが望ましい。

(6) 支払いシステム、モニタリング方法の設定

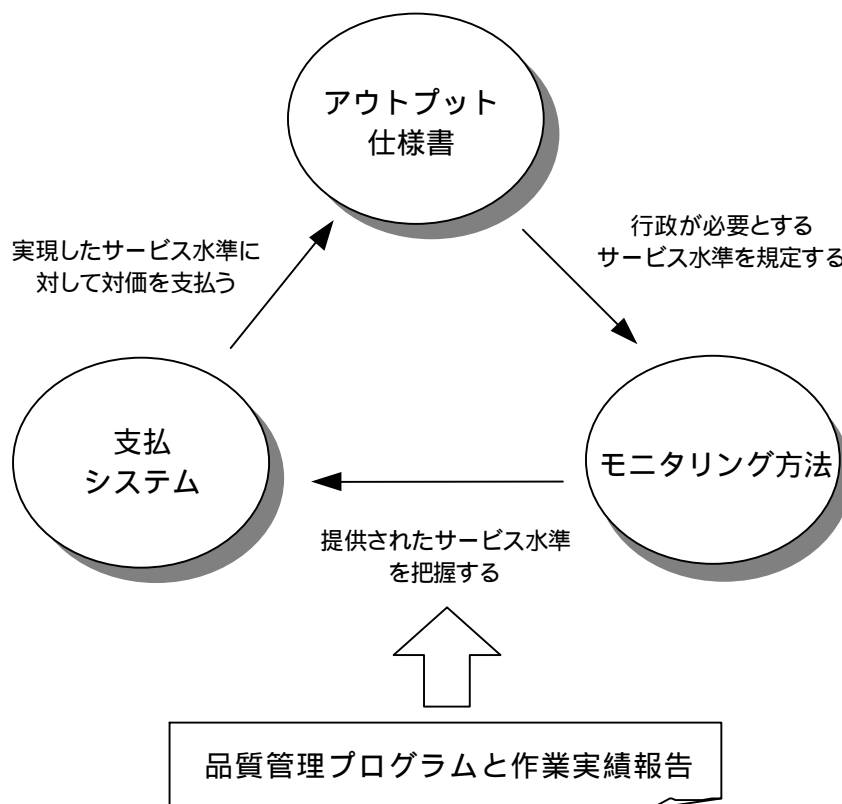
1) アウトプット仕様、モニタリング方法、支払いシステムの相互関係

3つのシステムの間には、図25に示す相互関係があり、P F I事業の最も重要な仕組みを構成している。

つまり、アウトプット仕様書で、公共セクターが必要とするサービス内容とその水準を明確に規定して、民間事業者の提供するサービスが規定した水準に達しているかどうかを、モニタリングシステムで把握・評価し、その結果を支払いシステムに反映（例えば、減額）させて、サービスの対価（P F I支払）を支払う仕組みである。

モニタリングシステムは、民間事業者が作成する品質管理プログラムや内部監査の仕組みと連動し、かつ、作業実績報告書とリンクするように設定することが望ましい。

図25 アウトプット仕様、モニタリング方法、支払いシステムの相互関係



福岡市・J P F 作成

2) 支払いシステム

三種類の支払方法

行政が P F I 事業者に対して行う支払いには、以下の 3 種類があり、程度や構成の差はあるが、P F I 支払いは、この 3 種類の組み合わせである。ただし、必ず 3 種類全てが用いられる必要はない。

- a. 利用可能性支払い (Availability Payment) : 行政側が必要とする施設やシステムを利用可能な状態にしておくことに対する支払い
- b. サービス実績支払い (Service Performance Payment) : 行政が必要とするサービスが要求する水準で提供されたことに対する支払い
- c. 利用量支払い (Volume/Usage Payment) : 行政が必要とするサービスについて、提供された量や度合いに応じたかたちで行われる支払い

組み合わせ方法

3 種類の支払いの組み合わせ方法に関して、その一例を、表 16 (p.90) に示す。提供する公共サービスの水準に関する民間事業者からの実績報告書に基づき、必要に応じて適宜モニタリングを行い、表 16 に例示しているような公共サービス提供の

状況を把握し、次節に説明するユニタリーペイメント方式による支払いを行う。

支払方法

P F I 支払いの基本は、公共サービス提供に関する対価の支払いを一つの支払いにまとめることである。その考え方は、ユニタリーペイメント（支払を一つにまとめる意味）と呼ばれる。その内容を表 17（p.91）に示す。

3) モニタリング方法

モニタリングは基本的に本市が実施するが、なるべく労力、時間、費用がかからず、事業者からの規定の事業実績の報告書や報告フォーマットを活用したモニタリング方法を構築することが重要である。前述したように、このモニタリングシステムには、アウトプット仕様書で規定したサービス水準の評価に基づいて、支払いが行われる仕組みを組み込んでおくことが重要である。費用負担（モニタリングに関わる人件費等）は、基本的に本市が行うが、第三者による検査や実績調査が必要な場合は、募集条件として規定するか、契約交渉事項とするかは、事業担当課が判断する。

アウトプット仕様とのつながり

アウトプット仕様で規定した、それぞれの機能・サービスの水準に関して、重要度で分類した機能ごとに、達成度を月次実績報告などにより評価し、表 14（p.89）に示すような方法で、未達成度を算定し、支払い額（減額）に反映させる。

モニタリング結果の支払方法への反映

モニタリング結果の支払方法への反映の方法の一例を、表 15（p.89）に示す。

モニタリングに関する留意点

モニタリングは、以下の各フェーズで発生する。

- 設計・建設フェーズ
- 完工・試運転・検収フェーズ
- 運営フェーズ
- 事業の移管・終了フェーズ

モニタリング実施にあたっては、4つのフェーズごとにモニタリング実施基準等について、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- モニタリング時期
- モニタリング内容
- モニタリング組織
- モニタリング手続
- モニタリング様式

- 評価基準
- 評価組織

モニタリングの実施にあたっては、以下の点に留意する。

可能な限り民間事業者のセルフ・モニタリング(民間事業者の報告書作成 行政側による報告事項の確認)方式を採用する。

必要に応じて、行政側からの検査・検収項目を設定して、第三者の専門家の利用も含めた、検査・検収手続きを採用する。

官民双方にとって、なるべく労力、時間、費用のかからない方式を採用する。

モニタリングの結果が支払に結びつく、モニタリング事項に関しては、可能な限りその内容や水準を数値化して、評価方法を設定して、モニタリング結果の客観性を確保する。

(7) P F I 契約の基本条件の整理

O B C 作成時点においては、P F I 契約の草案自体は必要ないが、P F I 契約を構成する基本的な事項として以下の事項を整理する必要がある。

- 基本的なリスク分担条件
- 実施方針作成に必要な事項

1) 基本的なリスク分担条件

リスク分担条件は、個々のケースによって異なるが、基本的なリスク分担例を表 30 に示す。リスク分担についての詳細は、「第 2 部 3.4(3)5)リスク分析・官民役割分担」(p.109)を参照。

2) 実施方針作成に必要な事項

実施方針の構成内容として、以下の事項の記述が定められている。

- 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

実施方針における具体例を、表 31 に示す。

表30 基本的なリスク分担表の例

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の誤りによるもの		
	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更		
		その他		
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		
	住民問題	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動，訴訟		
		調査・工事に関わる住民反対運動，訴訟		
	事故の発生	設計・建設・運営する上での事故の発生		
	環境の保全	設計・建設・運営する上での環境の破壊		
	測量・地質調査の誤り	市が実施した測量・地質調査部分（想定部分を除く）		
		事業者が実施した測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期	市の指示，議会の不承認によるもの		
		施設の建設に必要な許認可などの遅延によるもの		
事業者の事業放棄，破綻によるもの				
物価	開業前のインフレ・デフレ			
	開業後のインフレ・デフレ			
金利	金利変動			
不可抗力	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画設計	設計変更	市の提示条件・指示の不備，変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	落選時の応募コストの負担		
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		
建設段階	用地の確保	建設に要する資材置き場の確保に関すること		
	設計変更	市の提示条件・指示の不備，変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任			
運営	計画変更	用途の変更等，市の責による事業内容の変更		
	運営費の上昇	物価，計画変更以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷	事故・災害による施設の損傷		
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
仕様不適合による施設・設備への損傷，公共複合施設運営への障害				
移管	移管手続き	施設移管手続きに伴う諸費用，事業会社清算手続き		

福岡市・P C K K 作成

表31 実施方針作成に必要な事項（実施方針の記載例）

事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- (1) 市がPFI事業者と締結する契約もしくはその規定の解釈又はかかる契約に規定のない事項について疑義が生じた場合、契約に基づき、学識経験者から市及びPFI事業者各自の指名により選任される2名の委員と、かかる委員の合意による指名に基づき選任される委員1名から構成される計3名の委員からなる委員会の斡旋に基づき、市とPFI事業者とはその解決のために協議するものとする。
- (2) かかる委員の斡旋が不調に終わった場合は、裁判手続によって紛争を解決するものとする。
- (3) 斡旋手続の詳細については契約において規定する。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 PFI事業者の債務不履行の場合の措置

- (1) PFI事業者の提供するサービスが契約に規定する市の要求する基準を下回る場合、その他契約の定めによる場合、市はPFI事業者に対し、一定の期間内にその改善を図るように求めるものとし、PFI事業者が当該期間内にかかる改善をすることができなかつたときは、市は契約を解約することができるものとする。
- (2) PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に従った事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解約できるものとする。
- (3) 上記により市が契約を解約した場合、PFI事業者は原則として原状回復義務を負うほか、市に生じた損害を賠償するものとする。ただし、市は契約の規定に従い算出した額で公共複合施設及び民間事業施設を買い取ることができるものとする。

2 市の債務不履行の場合の措置

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合には、PFI事業者は契約を解約することができるものとする。
- (2) この場合、市は、PFI事業者に発生した損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置

不可抗力その他市及びPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及びPFI事業者双方は、事業継続の可否につき協議するものとする。この場合、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれその相手方に書面によるその旨の事前の通知をすることにより、市及びPFI事業者は、契約を解約することができるものとする。

4 その他

上記の解約事由や損害賠償金額の詳細等は、契約で規定するものとする。

3.5 事業管理計画書の作成

(1) 事業管理計画書作成の目的

事業管理計画書作成の目的は、その事業実施を市として長期間にわたって、調達するサービスの安定性と品質を管理するための計画・体制を示すことにある。これは、PFI事業が契約通りに実行されているかどうかをモニタリング、評価するために必要不可欠なものである。

(2) 事業管理計画書の内容

OBC作成において、本市が準備すべき事業管理計画書の内容は以下のとおりである。また、この事業管理計画書はOBC作成以降ならびに、FBC（最終PFI事業計画書）作成以降も定期的に見直しが必要であり、事業の管理のために常に利用され、関係スタッフ間のコミュニケーションの媒体としても重要な役割を持つ。

事業の工程（スケジュール）

事業の概要（準備、事業の選定、体制、募集、評価・選定、協定締結、設計、建設、運営、維持管理、事業の終了・移管など）

アドバイザーや外部専門家などを含む事業実行・管理に係わる人員・組織、役割分担

各ステージでの資源・人員配置

サービス成果のモニタリング方法

コストのコントロール方法

リスク管理プロセス等

あとがき

P F I手法は、「良質・低廉な公共サービス」を実現するための手法であり、効率的な行財政システムの構築にあたっての有効な道具の1つである。

そのため、本市でP F I事業を進めるにあたって、P F I事業実施における迅速適切な手続処理を行うための統一的な基準として、本ガイドラインが寄与するものと考えられる。

しかし一方、法制度的には、P F I法と整合を図った公物管理法の改正や政府調達協定における交渉を伴う公募型プロポーザル方式随意契約の採用制限の緩和など、P F I事業を推進して行く上で、様々な課題が未解決である。

P F Iの先進国である英国においては、制度内容の啓発・普及と実際の事業推進の相談・指導を行うP F I専担機関として大蔵省内にタスクフォースが設立され、ガイドライン及びマニュアル等が整備されるなど国主導で事業推進が図られた。

また2000年6月からは、その機能が政府100%出資のP U K⁸⁴に引き継がれ、プロジェクトの開発や資金援助など、P F I事業推進の環境整備が拡充されてきた経緯がある。

そのため、本市としては、法制度的な課題等P F Iに関する課題を自治体共通の課題として捉え、本ガイドラインの作成を基礎として、各自治体と協調を図りながら、P F I事業の推進に必要な環境整備に向けた貢献を果たして行きたいと考えている。

また、本市のガイドライン作成にあたっては、P F Iに関する国内外の具体的な事業推進や各種委員会などの方針作成に貢献を果たしてきた実績を持ち、世界的に活躍している「塩原英雄⁸⁵氏」及び「岩崎正義⁸⁶氏」をアドバイザーとして迎え、その技術協力を得ることで取りまとめを行うことができたものであるが、発展途上にある日本のP F Iの環境整備に向けては、官民の協調的協力もまた不可欠なものと考えられる。

⁸⁴ P U K (Partnership U.K.)は、P F I事業に対する技術支援や資金融資及びP F I事業の発掘などを行う支援機関である。

⁸⁵ 塩原英雄：パンフィックコンサルタンツ株式会社 N P M開発室長、亜細亜大学経済学部非常勤講師 【主要業務】国連アジア太平洋経済委員会「Interregional Workshop on Development Project Financing」参加、カントリー報告（平成9年度）、(財)海外建設協会 BOT方式案件の育成・実現化促進のためのチェックリスト作成、OECD コンサルテーション会議関連調査委員（平成10年度）、建設省 P F I 研究会及び有料道路 WG 委員（平成11年度）、国土庁・経済企画庁等の P F I 関連調査に参画、社団法人海外コンサルティング企業協会（ECFA）、千葉市、枚方市等開催の P F I セミナーの講師

⁸⁶ 岩崎正義：株式会社日本プロジェクトファイナンス 代表取締役社長 【主要業務】建設省所管日本版 P F I のガイドラインおよび「日本版 P F I のガイドライン解説」作成（平成9年度、10年度）、建設省 P F I 研究会金融 WG 座長（平成9年度）、建設省 P F I 研究会及び有料道路 WG 委員（平成10年度、11年度）、(財)海外建設協会 BOT方式案件の育成・実現化促進のためのチェックリスト作成（平成11年度）、藤沢市総合防災センター事業（平成11年度～）、千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業（平成11年度～）、高知県ポートパーク整備 P F I 導入検討調査（平成12年度～）、調布市市立調和小学校整備並びに運用および維持管理事業（平成12年度～）など、公共側のアドバイザーとして、数多くの P F I 事業を手がけている

関連資料

- 関連資料1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成11年7月30日成立 9月24日施行 法律第百十七号) 資料 - 1
- 関連資料2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(PFI基本方針)(平成12年3月13日 総理府告示第11号) 資料 - 12
- 関連資料3 自治省通知(自治画第67号 平成12年3月29日) 資料 - 21
- 関連資料4 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(平成13年1月22日 PFI推進委員会) 資料 - 32
- 関連資料5 PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(平成13年1月22日 PFI推進委員会) 資料 - 44
- 関連資料6 行政関与の基準(平成8年12月16日 行政改革委員会) 資料 - 55
- 関連資料7 公物管理法 資料 - 67
- 関連資料8 第2次福岡市行財政改革大綱(平成11年11月 福岡市) 資料 - 79

関連資料 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成 11 年 7 月 30 日成立 9 月 24 日施行 法律第百十七号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成十一年 法律第百十七号)

(目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)観光施設及び研究施設
- 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。)

4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るもの)を定めるものとする。

- 一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

- 五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
- 一 特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
 - 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
 - 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

- 第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うおとすときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
- 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
 - 八 その他特定事業の実施に関し必要な事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

- 第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

- 第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。
- 2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

- 第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

(地方公共団体の議会の議決)

- 第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

- 第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が

策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者（当該施設の管理者である場合を含む。）が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

- 2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（国の債務負担）

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

（国有財産の無償使用等）

第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

（無利子貸付け）

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

- 2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあっせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

- 2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

（協力）

第十八条 国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力的体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

（啓発活動等及び技術的援助等）

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する

技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三」とあるのは、「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三並ニ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 総理府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の組織)

第二十二条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、「緑化施設、」を削り、同項に次の一号を加える。

四 緑化施設

第十七条第一号中「並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設」を削る。

(日本開発銀行法の一部改正)

第五条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

21 日本開発銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項の選定事業者に対し、第十八条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

22 国は、前項の規定により日本開発銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)に要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第六条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

12 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第八条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項第一号若しくは第四号」を「、第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「が第一項各号」の下に「、第二項各号」を、「場合には」の下に「、第四条第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則

第十四条第三項第一号」とを加え、「「その他の業務」とあるのは「、附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、その他の業務」を「「第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理と」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、」と、第九条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号」に、「及び附則第十四条第二項各号」を「並びに附則第十四条第二項各号及び第三項第一号」に、「及び第二項各号」を「、第二項各号及び第三項各号」に、「並びに第二項第一号、第三号及び第四号」を「、第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」に、「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第四条第一項各号に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務並びに第一項各号及び前項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第四項の選定事業のうち次号から第四号までに規定するものを施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てるための長期かつ低利又は無利子の資金の融通を行うこと。

二 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三 土地地区画整理法による土地地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第二号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事業（第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。）で都市機能の維持及び増進に寄与するもののうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第十五条の見出し中「又は第二項第一号若しくは第四号」を「、第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同条第一項及び第二項中「及び第五項」を「、第四項及び第六項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前二項の規定によるもののほか、前条第三項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものの全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

附則第十六条第四項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第十七条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

（港湾整備緊急措置法の一部改正）

第九条 港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第十条 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

九 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第五号に規定するものに係る貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

第七条第一項中「及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」を「、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和三十九年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「、第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

（都市開発資金融通特別会計法の一部改正）

第十二条 都市開発資金融通特別会計法（昭和三十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五項」を「第六項」に改め、附則に次の一項を加える。

6 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十三条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を「、水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付けに係るもの」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第十四条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

六 法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

第七条第一項中「並びに同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金」を「、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十五条 道路整備特別会計法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」を「、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条」に改める。

附則第十八項中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは「、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」を「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定のうち同項第一号の二十七中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

（日本政策投資銀行法の一部改正）

第十七条 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

附則第十六条に次の二項を加える。

4 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

附則第四十八条中「（昭和六十二年法律第六十二号）」を削る。

附則第六十五条を附則第六十六条とし、附則第五十五条から第六十四条までを一条ずつ繰り下げ、附則第五十四条の次に次の一条を加える。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第五十五条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に改める。

P F I 法関係政令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日を定める政令
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令
民間資金等活用事業推進委員会令

政令第 278 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日は、平成十一年九月二十四日とする。

政令第 279 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。)第九条に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県	500,000 千円
	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000 千円
	市(指定都市を除く。)	150,000 千円
	町村	50,000 千円

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

附則第二条の見出し中「附則第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第一項中「及び」を「又は」に改め、「同項第二号」の下に「若しくは同条第三項第二号若しくは第三号」を加え、同条第二項中「附則第十四条第一項第三号」の下に「又は第三項第四号」を加える。

附則第三条（見出しを含む。）中「附則第十五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「附則第十五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附則第五項中「附則第二項」の下に「又は第四項」を加える。

附則第六項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

(建設省組織令の一部改正)

第四条 建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号中「附則第十五条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第八条第四号中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十五条第四号中「附則第十五条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十五条第九号中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

政令第 280 号

民間資金等活用事業推進委員会令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(委員の任期)

第一条 民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 専門委員は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、内閣総理大臣官房内政審議室において処理する。

(補則)

第六条 この政令に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行の日(平成十一年九月二十四日)から施行する。

(総理府本府組織令の一部改正)

2 総理府本府組織令(昭和二十七年政令第三百七十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「男女共同参画審議会」を「男女共同参画審議会 民間資金等活用事業推進委員会」に改める。

関連資料 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(PFI基本方針)(平成 12 年 3 月 13 日 総理府告示第 11 号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

前文

- 一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- 五 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項
- 六 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項
- 七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

21 世紀を迎えるに当たり、本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者にゆだねることが求められている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI 事業」という。）は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）さらに、PFI 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施を PFI 事業として民間事業者にゆだねることが望まれる。

この PFI 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、近年国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、着実に財政構造改革を進めていく必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、PFI 事業による公共サービスの提

供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設（設計を含む。）維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このPFI事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。PFI事業は、民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施するものである。このことによって、財政資金の効率的利用が図られ、また、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくものと期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。PFI事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせることで実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながる事が予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重したPFI事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第2条第3項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 特定事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるもの

とする。

2 実施方針の策定及び公表

(1) 国等は、P F I事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみ、P F I事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、民間事業者からの発案のあった事業については、下記4に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うこととする。

(3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。

3 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第6条に基づく特定事業として選定することとする。法第6条に基づく特定事業の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者にゆだねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。

(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。

(3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。

(4) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。

(5) 上記(4)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

4 民間事業者の発案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

(1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。

(2) 民間事業者からの発案に対してこれを実施に移すことが適当であると認めるときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者等が発案したPFI事業の場合と同じ手続を行うこととする。

(3) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知すること。さらに、これらの事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に適宜公表すること。

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国(法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、法第7条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

(1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。

(2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。

(3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。

(4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとり客観的な評価を行うことを条件とすること。

(5) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。

(6) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。

(7) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料(公表することにより、民間事業者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)と併せて速やかに公表すること。

(8) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記一3(4)及び(5)に準じ、公表すること。

2 特殊法人その他の公共法人(法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。)は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(8)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。

3 国は、上記1(3)及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、PFI事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

1 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。

2 事業計画又は協定等(以下「協定等」という。)において、以下の諸点に留意して規定し、協定等は公開すること(ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ協定等で合意の上、これを除く。)

(1) 協定等は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他協定等の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。

(2) 公共施設等の管理者等は、協定等において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等、協定等の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が協定等の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。

(3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。

(イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。

(ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求められることができること。

(ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書(選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。)の提出を定期的に求めることができること。

(ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求められることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求められることができること。

(ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。

(ハ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく協定等の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

(4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(5) 選定事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における協定等の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。

(7) 協定等の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。

(8) 上記(4)から(7)までに規定する協定等の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。

(9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取決めを行うこと。

(10) 協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。

3 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。

4 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、こ

の影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、P F I 事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。

(1) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。

(2) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること。

(3) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。

(4) 法第 17 条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないよう、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第 3 条の規定を踏まえ、整備を図ること。

(5) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第 12 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。

(6) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、P F I 事業の円滑な実施に資することにかんがみ、選定事業に係る協定等の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。

(7) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、協定等の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な協定等を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。

(8) P F I 事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第 20 条第 1 項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10 年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること。

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

(1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

(2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等

(3) 適用可能な税制上の優遇措置

(4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることに関する事項

五 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第 21 条の規定に基づき、政府と協力して、P F I 事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下五において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図る。

2 推進委員会は、政府とともに、内外の P F I に関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民の P F I 事業に対する理解や P F I 事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。

3 推進委員会は、上記 1 のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国が P F I 事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。

4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。

5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民の P F I 事業についての理解を深め、P F I 事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。

6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集された P F I 事業に関する情報について分析し、P F I 事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要な P F I 事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。

六 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

1 支援

(1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができること。

(2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあっせんに努めること。

(3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。

なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。

3 P F I 事業の推進

(1) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。

(2) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。

(3) 民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。

(4) P F I 事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。

(5) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。

(6) 協定等に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。

(7) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I 事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のP F Iに関する情報、選定事業の実施状況、P F I事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のP F I事業に対する理解やP F I事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。

2 政府は、広く国民のP F I事業の理解を深め、P F I事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

関連資料 3 自治省通知(自治画第 67 号 平成 12 年 3 月 29 日)

自治画第 67 号
平成 12 年 3 月 29 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

自治事務次官

地方公共団体における P F I 事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 4 条第 1 項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当：自治大臣官房企画室
満田企画官
mitsuta-h@mha.go.jp
野村係長
nomura-m@mha.go.jp

記

第 1 総括的事項

1 P F I 法は、平成 11 年 9 月 24 日に施行され、同法第 4 条第 1 項に基づき、内閣総理大臣が、平成 12 年 3 月 13 日、別添のとおり基本方針を定めたところであること。

基本方針は、国（特殊法人その他の公共法人を含む。）が公共施設等の管理者等として行う P F I 事業について主として定めたものであり、地方公共団体については、本基本方針の定めるところを参考として、P F I 事業の円滑な実施の促進に努めるものとされていること。

2 以下、本通知において、次の用語は、それぞれ下記のとおりとする。

(1) P F I 事業 地方公共団体が P F I 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する P F I 法第 2 条第 4 項に定める「選定事業」をいう。

(2) P F I 事業者 P F I 法第 7 条第 1 項の規定により P F I 事業を実施する者として選定された者をいう。

(3) P F I 契約 地方公共団体と P F I 事業者の間で締結される、P F I 事業に係る契約をいう（P F I 法第 9 条に定める議会の議決が必要な契約にあっては、これを経たものに限る。）。

(4) 政府調達協定 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

(5) 特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）をいう。

3 P F I 法第 9 条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律施行令に定めるとおり、以下の P F I 契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこと。これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号に定める議会の議決との均衡を考慮するとともに、P F I 事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックする趣旨であること。また、この場合における金額は、P F I 契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであること。

		千円
法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

4 P F I法が、いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮のうえ立法された経緯も踏まえ、P F I契約において、P F I事業者とのリスクの分担(P F I事業の継続が困難になった場合の措置を含む。以下同じ。)を明確にしておくとともに、P F I事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

5 自治省は大臣官房企画室を窓口として相談に応じることとしているので、P F I事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。また、(財)地域総合整備財団において、平成12年度からP F Iアドバイザーの派遣、P F I研修会、民間事業者との意見交換会を実施することとしているほか、相談窓口を設置することとしているので、適宜活用を図ること。

なお、P F I事業に対する貸付であって現行のふるさと融資の要件を満たすものについては、これを対象とするものであること。詳細は(財)地域総合整備財団に照会すること。

第2 P F I事業に係る債務負担行為の位置付け

P F I法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」(「債務負担行為の運用について」(昭和47年9月30日付け自治導第139号))に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、P F I事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

第3 P F I事業に係る地方財政措置

P F I事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がP F I事業者に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じること。なお、具体的内容については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)を参照すること。

1 要件

ア当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。)するもの又はP F I契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

イ通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、P F I事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。

2 財政措置の内容

ア国庫補助負担金が支出される事業

当該国庫補助負担金の内容に応じて、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じること。

イ地方単独事業として実施されるP F I事業

地方公共団体が直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設(公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。)については一定の範囲で、地方交付税措置を講じること。

第4 税制上の措置

(1) P F I事業者がP F I事業の用に供する土地については、特別土地保有税の非課税措置が講じられていること。(地方税法第586条第2項第1号の27)

(2) P F I事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けてP F I事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のものについて、平成12年度税制改正により固定資産税の課税標準の特例措置が講じられていること。(地方税法附則第15条第51項)

第5 契約関係

1 契約の相手方の選定方法の原則(一般競争入札)

総合評価一般競争入札の活用等

P F I事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており(P F I法第7条第1項)一般競争入札によることが原則とされていること。

この場合において、P F I契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の手続について十分留意すること。(「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知)を参照のこと。)

2 随意契約による場合の留意点

上記1によらず、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要すること。この場合において、以下の点に留意すること。

(1)地方自治法第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり(別紙昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照)、P F I契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであること。

(2)同条第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解されており、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的なP F I事業者がP F I方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断するものであること。

3 政府調達協定の適用を受けるP F I契約についての留意点

(1)P F I契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となりうるものであること。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格(主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。)が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされているので、都道府県及び指定都市においては留意すること。(「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」平成7年11月1日付け自治行第84号行政課長通知参照)

(2)特例政令第10条本文において引用する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること。

(3)特例政令第10条第1項第6号は、設計契約について随意契約によることができるとしているものであり、建設、維持管理、運営等、設計以外の内容を一体的に含むP F I契約は、その対象ではないものと解されること。

4 その他

(1)P F I契約の相手方の決定の手続に際しては、特定目的会社に対する出資予定者等により構成される、法人格の無い共同企業体の形式で参加し、P F Iの選定事業者となった後に、初めて法人格を持った特定目的会社を設立して、地方公共団体との間でP F I契約を締結することも差し支えないこと。

(2) 民間事業者による発案が可能とされている(P F I法第4条第2項第1号)が、提案を行った民間事業者を相手方として、随意契約によるP F I契約を締結するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号(政府調達協定の適用を受ける場合においては、特例政令第10条第1項各号)に該当する必要があること。

(3) P F I契約の相手方となる民間事業者の選定手続に参加した民間事業者に対し、一定のコンペ料等を支払うことを妨げるものでないこと。

第6 公の施設関係

1 P F I事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置及びその管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。

2 地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者に対しても、例えば下記の諸業務をP F I事業として行わせることは可能であり、かつ一の民間事業者に対してこれらの業務を包括的にP F I事業として行わせることも可能であること。

下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

私人の公金取扱いの規定(地方自治法第243条、同法施行令第158条)に基づく使用料等の収入の徴収

当該施設運営に係るソフト面の企画

3 地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。(地方自治法第244条の2第4項、第5項)

第7 公有財産関係その他

(1) P F I事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

当該施設の所有権が当該施設を整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。

当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、P F I事業者に対して用地を貸し付けるときは、普通財産として貸し付けるものであること。この場合、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。

(2) 公共施設と民間施設を一体で整備するP F I事業の場合、所有権がそれぞれ移転する際に、行政財産の合築に関する規定(地方自治法第238条の4第2項、同法施行令第169条及び第169条の2)の適用について留意すること。

(別紙)

最高裁第二小法廷判決(昭和62年3月20日)

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方が

おのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号(注:昭和49年改正前の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号。現同項第2号)に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

(別添)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

(平成12年3月13日 総理府告示第11号)

21世紀を迎えるに当たり、本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実現できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者にゆだねることが求められている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「PFI事業」という。)は、公共性のある事業(公共性原則)を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して(民間経営資源活用原則)民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり(効率性原則)、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され(公平性原則)、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない(透明性原則)。さらに、PFI事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ(客観主義)、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり(契約主義)、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない(独立主義)。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をPFI事業として民間事業者にゆだねることが望まれる。

このPFI事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、近年国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、着実に財政構造改革を進めていく必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、PFI事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設(設計を含む。)維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能に

するものである。このP F I事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I事業は、民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施するものである。このことによって、財政資金の効率的利用が図られ、また、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくものと期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながる事が予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重したP F I事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてP F I事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うP F I事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、P F I事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 特定事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 実施方針の策定及び公表

(1) 国等は、P F I事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみ、P F I事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第 5 条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、民間事業者からの発案のあった事業については、下記 4 に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うこととする。

(3) 国等は、実施方針において、法第 5 条第 2 項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。

る。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。

3 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第6条に基づく特定事業として選定することとする。法第6条に基づく特定事業の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

(1) 特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者にゆだねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。

(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。

(3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。

(4) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。

(5) 上記(4)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

4 民間事業者の発案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

(1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。

(2) 民間事業者からの発案に対してこれを実施に移すことが適当であると認めるときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者等が発案したPFI事業の場合と同じ手続を行うこととする。

(3) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知すること。さらに、これらの事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に適宜公表すること。

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第7条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

(1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。

- (2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
- (3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- (4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとった客観的な評価を行うことを条件とすること。
- (5) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
- (6) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。
- (7) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。
- (8) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記一(3)(4)及び(5)に準じ、公表すること。

2 特殊法人その他の公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。）は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(8)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。

3 国は、上記1(3)及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、PFI事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

- 1 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- 2 事業計画又は協定等（以下「協定等」という。）において、以下の諸点に留意して規定し、協定等は公開すること（ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ協定等で合意の上、これを除く。）
 - (1) 協定等は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他協定等の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
 - (2) 公共施設等の管理者等は、協定等において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等、協定等の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が協定等の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。
 - (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。
 - (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
 - (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
 - (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。

(二) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求められることができること。

(ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。

(ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく協定等の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要なとされる合理的な範囲に限定すること。

(4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基いて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(5) 選定事業の終了時期を明確にするるとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における協定等の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に依りて、的確な措置を講ずることを規定すること。

(7) 協定等の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。

(8) 上記(4)から(7)までに規定する協定等の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に依りて適切な取決めを行うこと。

(9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取決めを行うこと。

(10) 協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に依りて、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。

3 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。

4 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じてい

くものとする。

- (1) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。
- (2) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること。
- (3) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。
- (4) 法第 17 条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないよう、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第 3 条の規定を踏まえ、整備を図ること。
- (5) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第 12 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
- (6) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、P F I 事業の円滑な実施に資することにかんがみ、選定事業に係る協定等の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。
- (7) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、協定等の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な協定等を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。
- (8) P F I 事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第 20 条第 1 項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10 年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること。

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることに関する事項

五 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第 21 条の規定に基づき、政府と協力して、P F I 事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下五において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図る。

2 推進委員会は、政府とともに、内外の P F I に関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民の P F I 事業に対する理解や P F I 事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。

3 推進委員会は、上記 1 のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国が P F I 事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。

4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、P F I事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。

5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民のP F I事業についての理解を深め、P F I事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。

6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集されたP F I事業に関する情報について分析し、P F I事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要なP F I事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。

六 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

1 支援

(1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者の使用させることができること。

(2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあっせんに努めること。

(3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。

なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。

3 P F I事業の推進

(1) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。

(2) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。

(3) 民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。

(4) P F I事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。

(5) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。

(6) 協定等に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。

(7) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のP F Iに関する情報、選定事業の実施状況、P F I事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のP F I事業に対する理解やP F I事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。

2 政府は、広く国民のP F I事業の理解を深め、P F I事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

関連資料 4 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(平成 13 年 1 月 22 日 PFI 推進委員会)

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン

平成 13 年 1 月 22 日

本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、P F I 事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとり、状況に応じて工夫を行い、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によって P F I 事業を実施することを妨げるものではない。

また、P F I 事業はこれから本格的に実施されるものであり、今後の P F I 事業の実施状況や同事業に係る調査・検討の進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更し、又は新たなガイドラインを示すこととする。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。

P F I 事業のプロセス

【特定事業の選定】

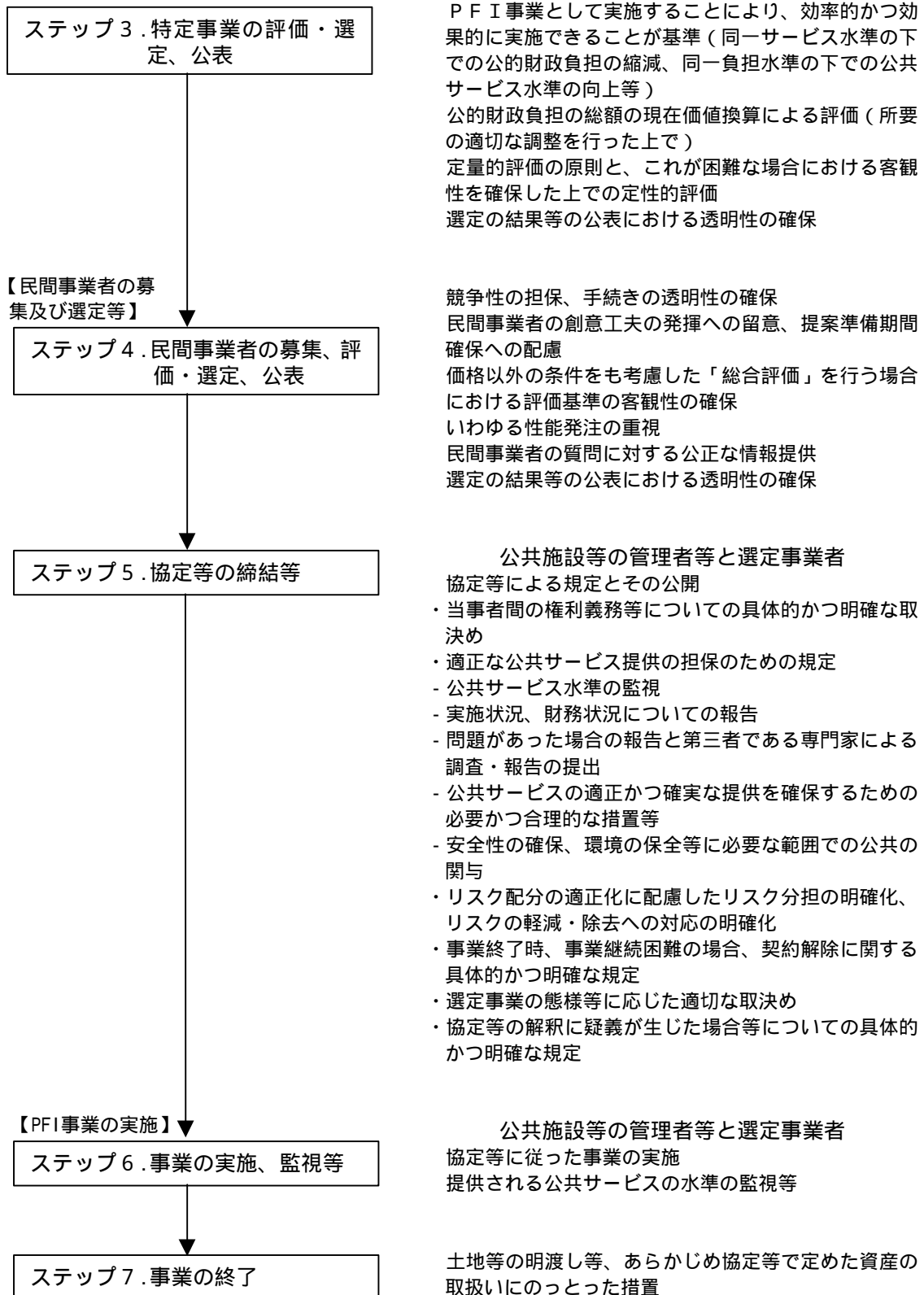
ステップ 1. 事業の発案(民間事業者からの発案を含む)

ステップ 2. 実施方針の策定及び公表

公共施設等の管理者等

P F I 事業として実施することの検討、民間事業者からの発案の積極的な取り上げ
民間事業者の発案に係る受付、評価等を行う体制の整備等
P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続に着手

公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表
民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容
公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化
必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化



ステップ1．事業の発案

1 - 1 P F I事業の検討

- (1) P F Iは、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合の実施方法の一つである。したがって、P F I事業の検討を行う場合、まず実施すべき公共施設等の整備等に関する事業が想定されていることが前提であり、その上で、P F Iの可能性を検討することとなる。
- (2) P F I事業として実施するかどうかの評価を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限りその実施を民間事業者にゆだねることとなっている。したがって、このような事業については、P F I事業として実施することを積極的に検討していくことが必要である。^{注)1}
- (3) また、P F I事業の円滑な実施を促進していく観点から、公共施設等の整備等に関し、本来公共施設等の管理者等が行うべき事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみP F I事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続に着手することとしている。
- (4) P F I事業は、単なる施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するものであるという認識のもとに、P F I事業によって調達しようとする公共サービス及びP F I事業の範囲を明確にすることが重要である。また、民間収益施設を併設するP F I事業の場合には、民間収益施設の経営リスクによりP F I事業の実施に支障を生じるおそれがあるため、P F I事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離する必要があるが、完全に分離できない場合においても民間収益施設の経営リスクが最小限となるよう協定等において適切に措置することに留意する必要がある。
- (5) P F I事業に関し、補助金の交付の手続等が必要な場合は、契約に至るまでのスケジュールの設定やP F I事業の実施スケジュールの設定において配慮する必要がある。
- (6) P F I事業の検討に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、公共施設等の管理者等が外部のコンサルタント又はアドバイザー（以下「コンサルタント等」という）を活用することも有効である。この際、公共施設等の管理者等が活用するコンサルタント等の関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、特に秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保に留意する必要がある。この場合、コンサルタント等との協定等において、公共施設等の管理者等が活用するコンサルタント等と関係企業等との間で当該P F I事業に関する一切の情報提供や情報交換等が行われぬよう担保する等の措置を採ることが考えられる。また、公共施設等の管理者等が活用するコンサルタント等が、当該事業に応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となることは、利益相反等の観点から適切ではない。
- (7) P F I事業の検討においては、後述するように、民間事業者からの発案がある場合を想定している。このような発案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、発案内容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。

法2

法3

基-2(1)

基-2(1)、-4

1 - 2 民間事業者からの発案

注) 本ガイドラインにおいて、法又は基本方針に定めがあるものについて、その該当箇所を右欄外に参考として示している。なお、表記に当たって、法の該当箇所は「法」の後に条を、アラビア数字、項を丸付きアラビア数字で示し、基本方針の該当箇所は「基」の後に基本方針の項目番号を示した。

民間事業者から公共施設等の管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての発案、又は既に実施方針が出された事業に関する発案が行われ、公共施設等の管理者等による検討、評価の結果、発案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第 6 条に基づき特定事業の選定（*）が行われることが考えられる。

このように P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、下記に留意して対応する。

(1)民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整えるとともに、発案があった場合、これについて検討、評価を行うために必要な資料の提出を求める等適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずる。 基一 4 (1)

(2)民間事業者の発案について、公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施することが適当であると認めるときは、自らの発案による事業と同様に、実施方針の策定等の手続を行う。ただし、特殊な技術、ノウハウ等を活用する提案等について、当該提案者と契約することが想定される場合も、同様の手続を行うことが必要であるが、公表することにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある特殊な技術、ノウハウ等に係る事項については公表しないといった配慮が必要である。 基一 4 (2)

(3)民間事業者の発案を受けて、相当の期間内に実施方針の策定又は変更に至らなかった場合には、この判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知する。さらに、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、次の事項を適切な時期に適宜公表する。 基一 4 (3)

ア事業案の概要

イ公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要

* 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。 法 2

* 「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。 法 6

法 2

ステップ 2 . 実施方針の策定及び公表

2 - 1 実施方針の策定及び公表

(1) P F I 事業の検討により、法第 6 条に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければならない。選定事業として選定される可能性がどの程度明確になれば実施方針の策定・公表を行うかということについての定めはないが、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をなるべく早い段階で行うことが大切である。早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することは、民間事業者に対する準備期間の提供、関係住民に対する周知に資することとなる。 法 5 、 基一 2 (2)

(2)実施方針には次の事項を具体的に定めることとなっている。 法 5

特定事業の選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

法第 1 0 条第 1 項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
その他特定事業の実施に関し必要な事項

2 - 2 実施方針策定に当たっての留意事項

実施方針の策定に当たっては、下記に留意する。

- (1)実施方針の策定に当たっては、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにするとともに、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項等について、なるべく具体的に記載する。

ア特定事業の事業内容

イ民間事業者の選定方法

ウ選定事業の実施に当たって必要な許認可等

エ選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

オ適用可能な選定事業者への補助金、融資等

なお、この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完してもよい。

- (2)実施方針の策定や特定事業の選定に当たって、所要の情報を得るため市場調査を実施することが考えられる。この場合、調査内容・方法によっては、当該PFI事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する危惧があるため、市場調査の実施に当たっては配慮が必要である。

- (3)実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当である。このため、これらに配慮したスケジュールの設定が必要である。

また、実施方針の公表後の市場調査民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針の変更を行うことも考えられる。

- (4)上記(1)の順次詳細化して補完した実施方針及び上記(3)の変更された実施方針については、遅滞なく公表しなければならない。

ステップ3 . 特定事業の評価・選定、公表

3 - 1 特定事業の評価・選定

実施方針を策定、公表した後、法第6条に基づく特定事業の選定を行うかどうかの評価が必要となる。この評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定を行うこととする。この評価の考え方は下記のとおりである。（詳細については「VFMに関するガイドライン」に示す。）

(1)選定基準の基本的考え方

特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設（設計を含む。）維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっている。

具体的には、民間事業者にゆだねることにより、

ア公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。

又は、

イ公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること。

等が選定の基準である。

基三 1

基一 2(3)、四 2

法 5

法 6、基一 3

基一 3 (1)

(2) 公的財政負担の見込額の算定
 公的財政負担の見込額の算定については、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する。
 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行うこと。
 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案すること。

基-3(2)

(3) 公共サービスの水準の評価
 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望まれる。ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

基-3(3)

3-2 選定結果等の公表

(1) 選定結果等の公表
 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表する。この際、上記3-1(2)の公的財政負担の見込額については、原則として公表することとするが、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、上記3-1(1)アの公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えない。
 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表する。
 公表に当たっては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、公表する。
 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。

法8、基-3(4)

基-3(4)

基-3(4)

基-3(4)

(2) 詳細資料の公表
 上記(1)で公表した資料のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表する。

基-3(5)

3-3 公的財政負担の見込額の算定及び公共サービスの水準の評価の客観性、透明性の向上

特定事業の選定において必要となる公的財政負担の見込額の算定及び公共サービスの評価について、公共施設等の管理者等は、PFI事業の経験等を踏まえ漸次その客観性、透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

基-3

ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

(基本的な考え方)

(1) 特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者の募集、評価・選定を行う。民間事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなるが、いずれの場合においても、次の事項に留意する。
 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。
 できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。
 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。
 応募者の負担を軽減するように配慮すること。

法7

基二(1)

基二(1)

基二(1)

(2) 上記(1)の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定につ

基二1(5)

いては必要最小限にとどめるという、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫にゆだねることが適当である。

なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要である。

- (3) 性能発注を行うに当たっては、これに応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価することが必要である。このため、民間事業者の提案を評価するための客観的な評価基準の設定が必要となる。さらに、公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要である。

基二 1 (3)

このような評価を行う場合には、次の事項に留意する。

価格及びその他の条件により選定を行おうとする場合には、評価項目、評価基準、配点等を募集の際にあらかじめ明示すること。

提供されるべき公共サービスの水準等を示した仕様書に対する追加の提案事項として評価の対象とするものについては、募集の際にあらかじめ明示すること。原則として明示されていないものについては評価をしないこと。

定性的な評価項目についても、できる限り具体的に評価基準を示すこと。

なお、事業によっては、例えば意匠のような定性的な評価項目の優劣が民間事業者の評価・選定の大きなウェイトを占めることがある。このような場合において、事業全体を実施する民間事業者の選定が当該評価項目によって左右されることが適当でないと考えられるときには、当該評価項目に係る部分のみを事前に公募等によって決定した上で、これを民間事業者の募集の際に仕様として提示し、民間事業者の募集、評価・選定を行うことも考えられる。

評価に当たっては、応募者間の順位付けにより評価するのではなく、設定された評価基準に従ってそれぞれの提案を個別に評価すること。

- (4) 上記(1)の期間の確保については、民間事業者が応募するに当たって、性能発注に対応する仕様の検討、創意工夫及び長期の事業期間に対応する事業計画の検討を行う必要があること等、また、契約を締結するに当たって、選定された民間事業者が提案した事業計画に基づく契約書の作成を行う必要があること等から配慮が必要である。

- (5) 上記(1)の応募者の負担の軽減については、募集の際に明示する評価項目・評価基準以外のものを評価しないことを明記すること、当該提案書について必要とする内容を明確にし、必要以上のものを求めないこと等が有効であると考えられる。

- (6) 募集内容に関する公共施設等の管理者等の意図が応募者に的確に伝わるように、募集に当たっては、契約書案を添付すること又は入札説明書等において契約条件の基本的な考え方をできる限り具体的に示すことが必要である。

また、民間事業者への支払方法や民間事業者に課すペナルティについても同様に事前に示すことが重要である。一方、当該支払方法やペナルティについて、民間事業者が提案できるものとして募集の際にあらかじめ明示した上で、民間事業者の選定のための評価項目の対象とすることも考えられる。

- (7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に対する回答については、公平性を確保するため他の応募者にも公表することが適切である。ただし、応募者の特殊な技術ノウハウ等に係る質問・回答については、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといった配慮が必要である。

基二 1 (6)

また、公共施設等の管理者等と応募者の間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましい。

なお、質問に対しては十分検討した上で回答する必要があるが、民間事業者が応募に当たって必要とする回答については、民間事業者の応募の検討に間に合うように回答

する必要がある。

(8) 契約の締結に至るまでの手続を適切に進めるため、提案書の提出に加えて、資金調達計画及びその実効性確保のための方法等について報告させることが望ましい。

(9) 応募した民間事業者が選定後 P F I 事業を実施するために新たに法人を設立することが想定される場合、民間事業者の募集に当たっては、応募した民間事業者が選定後新たな法人を設立して当該 P F I 事業を実施しても差し支えないこと及び当該民間事業者が、当該法人の設立を含め、当該 P F I 事業を適正かつ確実に実施する役割を果たすことを条件とすることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが必要である。

(会計法令の適用を受ける場合)

(10) 会計法令の適用を受ける契約によって実施される事業については、次の事項に留意する。

民間事業者の選定については、会計法令に基づき、一般競争入札によることが原則である。

基二 1 (2)

一般競争入札において、民間事業者の創意工夫を評価する選定を行う場合、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこと(いわゆる「総合評価一般競争入札」)が可能である。

基二 1 (3)

一般競争入札において、一般競争参加者の資格要件を設定する場合、調達しようとするサービスの種類、内容に応じて、資金調達に関する能力、長期間のリスク管理能力やマネジメント能力等の要件を含め、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定することが必要である。

なお、意欲のある民間事業者の参加機会を制限しないためにも、資格要件として応募者の P F I 実績を過度に評価しない工夫も、当面必要と考えられる。

さらに、上記の資格要件に加え、応募者の負担の軽減も考慮し、民間事業者が提案しようとする事業計画が、募集する事業に関して一定の性能を有しているかどうかの審査を事前に行うことにより、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみが、より詳細な事業計画等を作成の上、一般競争入札に参加できるようにすることが適当と考えられる。なお、その資格審査のための提出資料については必要最小限の内容のものにとどめるものとする。

契約の相手方となるべき民間事業者の申込みに係る価格で提案内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、その実現可能性を確認することが必要である。

入札後、契約の締結に当たっては、民間事業者が提案できるものとして募集の際にあらかじめ明示された事項や軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意する必要がある。

会計法令の適用を受ける契約に基づく P F I 事業においては、一般競争入札が原則であるが、競争によることが不可能又は困難な場合、随意契約によることが可能である。また、競争に付した結果、入札者がいない、落札者がいない又は落札者が契約を結ばない場合、再び入札を実施するほか、会計法令に従い随意契約によることが可能である。なお、随意契約による場合にも、4 - 1 (3) の考え方にのっとった客観的な評価が必要である。

基二 1 (4)

なお、これら民間事業者の選定等の手続に当たっては、政府調達協定(*)との整合性の確保が必要である。

* 「政府調達協定」とは、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

(審査方法)

(11) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。

外部のコンサルタント等を活用する場合は、上記 1 - 1 (6) に留意する。

また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。

ア審査委員会委員を事前に公表すること。
イ審査委員会の位置付けを明確にすること。
ウ設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講ずること。
なお、いずれの場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は公共施設等の管理者等にあることに留意する。

4-2 民間事業者の選定結果の公表

- (1)民間事業者の選定を行ったときは、その結果を速やかに公表する。
- (2)公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表する。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除く。
- (3)選定されなかった応募者に対し非選定理由の説明機会を設けることは、PFIの適切な推進の観点からも必要である。
- (4)選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減等の公表
当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等についても公表することが適当であるが、その公表方法は、通常の入札結果等の公表と同様の手続で差し支えない。

法8,基二1(7)

基二1(7)

4-3 民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合

- (1)民間事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要である。
なお、民間事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要である。
- (2)特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料とあわせて、速やかに公表する。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除く。
- (3)特定事業の選定を取り消した場合においても、当該事業の必要性、事業内容、実施方法等を再検討の上、適切に対応することが必要である。

基二1(8)

ステップ等5. 協定等の締結

ステップ4. で選定された民間事業者と協定等を取り決める。

法7

5-1 協定等の取決めに当たっての留意事項

協定等の取決めに当たっては、下記に留意する。

- (1)具体的かつ明確な取決め
協定等は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他協定等の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
- (2)協定等の当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等
協定等において、当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等について次の事項を定めること。
ア選定事業者により提供されるサービスの内容と質

基三2(1)

基三2(2)

イ 選定事業者により提供されるサービス水準の測定と評価方法
ウ 料金及び算定方法等
上記に加え、当事者が協定等の規定に違反した場合における措置について次の事項を定めること。
ア 選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置
イ 債務不履行の治癒及び当事者の救済措置

- (3) 公共施設等の管理者等の民間事業者への関与 基三 2 (3)
公共施設等の管理者等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、次の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。
ア 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
イ 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
ウ 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。
エ 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができること。また、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
オ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するため、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
カ 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記の各事項の関与と協（定等の規定に基づくことが必要）以外の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

- (4) リスク分担等 基三 2 (4)
協定等において、リスク分担等について次の事項を定めること。（詳細については「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」に示す。）
ア 選定事業のリスク分担（想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。）
イ 経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクとして措置を講ずるものの範囲及びその内容

なお、従来のPFIによらない公共施設等の整備等に関する事業と同様、リスクが顕在化し、国において当初予算措置により負担した債務を超える債務の負担が必要となったときは、当該債務の負担について、新たな予算措置が必要となることに留意すること。

- (5) 選定事業の終了時の取扱い等 基三 2 (5)
協定等において、
ア 選定事業の終了時期を明確に定めること。
イ 事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについて、経済的合理性を勘案の上できる限り具体的かつ明確に定めること。

- (6) 事業継続困難時の措置等 基三 2 (6)
協定等において、事業継続困難時の措置等について次の事項を定めること。
ア 事業継続が困難となる事由（できる限り具体的に列挙すること。）
イ 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれ強いと認められる場合において協定等の当事者のとるべき措置（その責めに帰すべき事由の有無に

<p>応じて具体的かつ明確に規定すること。) ウ事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置（その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定すること。) 工事業破綻時における公共サービスの提供の確保について、当該事業の態様に応じて、的確な措置（上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含む。）を講ずること。</p>	
<p>(7)協定等の解除条件等 協定等において、協定等の解除条件となる事由について、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置（上記(5)、(6)に留意の上具体的かつ明確に規定すること。）を定めること。</p>	基三 2 (7)
<p>(8)資金調達への影響への留意 上記(4)～(7)に規定する協定等の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。</p>	基三 2 (8)
<p>(9)融資金融機関等との間の直接交渉についての取決め 当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。</p>	基三 2 (8)
<p>(10)第三者による選定事業の継承の要求についての取決め 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取決めを行うこと。</p>	基三 2 (9)
<p>(11)協定等の疑義等の解消手続き等 協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。</p>	基三 2 (10)
<p>5—2 協定等の公開 公共施設等の管理者等は取り決めた協定等を公開する。ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ協定等で合意の上、これを除いて公表する。 なお、上記5 - 1 (9)の公共施設等の管理者等と金融機関との取り決めについても、同様に公開することが望ましい。</p>	基三 2
<p>5—3 選定事業者が第三セクターである場合の特段の配慮 選定事業者が第三セクター（国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人。当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をする。</p>	基三 3
<p>5—4 選定事業者が、当該選定事業以外の事業等に従事する場合の措置、又は、新設法人である場合における別途合意</p>	
<p>(1)選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれが</p>	基三 4

あるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずる。

- (2)選定事業者が、選定事業を実施するために新たに法人を設立して事業を実施する場合で、選定事業の実施に係る懸念を解消する必要があるときは、公共施設等の管理者等は、新たに設立された法人の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこととする。

基三 4

6．事業の実施、監視等ステップ

- (1)選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、協定等に従って実施される。

法 1 0

- (2)公共施設等の管理者等は、協定等に定める範囲内で次のような事業の監視等を行う。
ア選定事業者により提供される公共サービスの水準の監視。
イ選定事業者からの協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出。
ウ選定事業者からの公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書(選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。)の定期的な提出。
エ選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、選定事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること。

基三 2 (3)

- (3)公共施設等の管理者等は、当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、上記(2)で述べた監視等の結果について、必要に応じ住民等に対し公開することが望ましい。ただし、公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ協定等で合意の上、これを除いて公表する。

7．事業の終了ステップ

- 協定等に定める事業の終了時期となったとき、選定事業は終了となる。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ協定等で定められた資産の取扱いにのっとり措置を講じる。

基三 2 (5)

関連資料5 PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(平成13年1月22日 PFI推進委員会)

PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

平成13年1月22日

本ガイドラインは、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。国がPFI事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)にのっとり、本ガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、PFI事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとり、本ガイドラインに示したものの以外の事項にも留意してPFI事業の適正かつ確実な実施の確保を図ることを妨げるものではない。

また、PFI事業はこれから本格的に実施されるものであり、今後のPFI事業の実施状況や同事業に係る調査・検討の進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更し、又は新たなガイドラインを示すこととする。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。

一、リスクの分担等の基本的留意点

1 協定等の締結の時点では、選定事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

2 選定事業の適正かつ確実な実施を確保するうえで、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実必要となると見込まれることがある。このため、公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。

選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で「リスク

を最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考、え方に基づいて協定等で取り決めることに留意する必要がある。

リスク分担の検討に当たっては、公共施設等の管理者等と選定事業者の業務分担に基づき、以下の諸点に留意しつつ行うことが考えられる。

(1) リスクとその原因の把握

当該選定事業の実施に係るリスクとその原因をできる限り把握する。

(2) リスクの評価

(イ) 抽出したリスクが顕在化した場合の必要と見込まれる追加的支出のおおよその定量化が望ましい。

(ロ) 定量化が困難な場合には定性的に選定事業への影響の大きさの評価を行うことが望ましい。

(ハ) また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクの有無の確認、当該軽減又は除去に係る費用を見積もることが望ましい。

(3) リスクを分担する者

公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが、

(イ) リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力

(ロ) リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担する者を検討する。

(4) リスクの分担方法

リスクの分担方法としては、

(イ) 公共施設等の管理者等あるいは選定事業者のいずれかが全てを負担

(ロ) 双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることがあり得る）

(ハ) 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合(イ)又は(ロ)の方法で分担

(ニ) 一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合(イ)の方法で分担

といった方法が考えられる。リスクが顕在化した場合の必要となる追加的支出の分担の方法を、当該者がリスクが顕在化した場合に負担し得る追加的支出の負担能力はどの程度かも勘案しつつリスクごとに検討する。

3 リスク分担の検討に当たっては、リスクが選定事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となることに留意する必要がある。

また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについて措置を講ずる場合には、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。

なお、協定等の当事者のリスク分担における対応が、選定事業における資金調達のコスト等

の条件に大きな影響を与えることに留意し、経済的合理性を勘案して適切かつ明確な内容とすることに留意することが必要である。

- 4 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な業務の責任分担及びリスク分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすることが必要である。

二、リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等

以下は、リスク分担の検討に資するよう、選定事業の実施に当たって、公共施設等の管理者等及び選定事業者が協定等で、リスクが顕在化した場合の追加的支出の負担について規定することがあり得る事項について、例示したものである。

リスク分担の検討に当たっては、リスクが選定事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となることに留意する必要がある。したがって、以下の項目から適宜取捨選択又は別途追加して、個別事例に基づいて検討することが必要である。

1 調査、設計に係るリスク

- (1) 選定事業に測量若しくは地質等調査又は設計（以下「設計等」という。）の一部又は全部が含まれる場合に、「設計等の完了の遅延」、「設計等費用の約定金額の超過」、「設計等の成果物の瑕疵」等が主なものとして想定される。

（参考）

設計等の完了の遅延とは、協定等に設計等の履行期間が定められている場合に、その履行期間内に設計等の成果物を完成させることができず完成が遅延することであり、設計等費用の約定金額の超過とは、協定等に設計等に係る金額が定められている場合に、設計等の成果物の完成に要する費用がその金額を超えることである。

民間事業者の募集及び選定の過程での現場説明等が不十分なため、設計等費用や工事費用が約定金額を超過することとなる場合があり得る。このようなリスクを軽減するため、公共施設等の管理者等は当該過程での民間事業者への選定事業に対する十分な説明等を行うことが望ましい。

選定事業に地質調査等が含まれる場合の業務実施に関連して第三者に及ぼす損害については、3(1)の参考アを参照。

選定事業の事業期間中に公共施設等の所有権が公共施設等の管理者等に移転する場合等においては、調査の成果物の瑕疵は設計、建設、維持管理・運営の段階へ、設計の成果物の瑕疵は建設、維持管理・運営の段階へと、後段階に影響を与える場合があることから、選定事業者への瑕疵の修補、損害賠償の請求期間を定めるとともに、瑕疵の修補に要する期間に応じた後段階の措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

- (2) 公共施設等の管理者等は、個々の選定事業に即して、選定事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、その権利義務を協定等に明確に規定し、関与の選定事業に与える影響の程度に応じて、公共施設等の管理者等のリスク分担を検討することが望ましい。

（参考）

運営開始までの工程で見込んだ設計等の工程が遅延する場合や設計等費用が見込金額を超過する場合で

あっても、選定事業者の対応能力に応じ、運営開始までの間その自主的な業務の施行に委ねることで選定事業全体に与える影響が小さいと見込まれるときには、公共施設等の管理者等による超過費用の負担や遅延に伴う損害金等の徴収、細かな報告の求め、指示等が不適當な場合があることに留意することが望ましい。ただし、この場合においても、業務の分担に基づく費用負担について明示しておくことが望ましい。

通常の公共工事のために用いられる設計業務等委託契約書において、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答等の書面に示された自然的、人為的な履行条件が実際と相違する場合等、何らかの理由で発注者がこれらの書面を変更したときは、必要に応じ履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担することとしている例がある。

選定事業に設計等が含まれていない場合であっても、公共施設等の管理者等の設計等の遅れ、設計等の成果物の誤謬・脱漏によって、建設、維持管理・運営の各段階の遅延・中断や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、設計等を公共施設等の管理者等が行う場合の遅延に係る措置、公共施設等の管理者等への瑕疵の修補、損害賠償の請求期間を定めるとともに、瑕疵の修補に要する期間に応じた後段階の措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

- (3)環境影響評価に係る手続等、手続期間が長く、その手続の結果、公共施設等の内容に大きな変更が加えられる可能性のある手続が選定事業の実施上必要となる場合には、設計の変更、確保すべき事業用地の変更等、選定事業の実施に影響を与えることがあることから、公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが当該手続をいつまでに行うか、その遅延、公共施設等の内容の変更に係る措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

2 用地確保に係るリスク

選定事業に公共施設等の敷地の取得、工事の施工上必要な用地の一定期間の使用権の取得等、事業用地等の確保の一部又は全部が含まれる場合には、用地確保の遅延や、用地確保費用が約定金額を超過することが起こることが想定される。

選定事業に事業用地等の確保が含まれていない場合であっても、事業用地等の確保の遅れ、事業用地等の変更によって、設計等、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。

したがって、事業用地等の確保について公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが責任をもって行うか、その遅延、事業用地等の変更に係る各段階での措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

3 建設に係るリスク

- (1)選定事業に建設の一部又は全部が含まれる場合に「工事の完成の遅延」、「工事費用の約定金額の超過」、「工事に関連して第三者に及ぼす損害」、「工事目的物の瑕疵」等が主なものとして想定される。

(参考)

工事の完成の遅延には、選定事業者の不適切な工程管理等による遅延、公共施設等の管理者等の何らかの事由による設計変更等による遅延、当該公共施設等の管理者あるいはその他の者の選定事業に係る公共施設等に密接に関連する施設整備の遅れによる遅延、不可抗力等協定等の当事者の合理的な措置にかかわらず避けられない双方の責めに帰しがたいものによる遅延等がある。工事の完成が遅延する場合には、選定事業者には労務費等の追加的負担、借入金利子払増等の損失が、公共施設等の管理者等には代替サービスの購入費等の損失が発生する場合がある。なお、選定事業者が公共施設等の完成の通知をした場合において、設備、機器の試運転の結果、当該公共施設等の状況では協定等や仕様書等で示された提供されるべき公共サービスの水準を達成することができない場合には、工事は完成しておらず、その修補の完了が工事の完成となることを協定等で合意しておく必要がある。

工事費用の約定金額の超過とは、様々な原因により当初協定等で定めた工事金額では工事の完成ができず、工事費用が約定金額を超過することであり、例えば工事工程の一定部分を短縮するために必要な費用増、設計変更による工事材料等の変更による費用増、主要な建設資材費の上昇に伴う費用増により発生する場合がある。

選定事業の事業期間中に公共施設等の所有権が公共施設等の管理者等に移転する場合等においては、公共施設等の瑕疵が維持管理・運営の段階に影響を与える場合があることから、選定事業者への瑕疵の修補、損害賠償の請求期間を定めるとともに、当該瑕疵の修補に要する期間に応じた措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

通常の公共工事に用いられる工事請負契約書においては、以下のような例がある。

- ア. 工事の施工に関連して第三者に及ぼす損害については、原則受注者が当該第三者に対して損害の賠償を行うこととし、ただし発注者の指示、貸与品等の性状等発注者の責めに帰すべき事由による場合や、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等による損害については、原則として発注者が賠償額を負担することとしている例。
- イ. 工事目的物、工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた一般的損害（第三者に及ぼす損害及び不可抗力による損害を除く。）について、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き受注者が負担することとしている例。
- ウ. 不可抗力等で工事を施工できないとき、必要に応じ工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事中止に伴う受注者の増加費用等を負担することとしている例。（不可抗力が生じた場合の工事目的物等の損害の分担については6(1)参考を参照。）
- エ. 物価上昇等が生じた場合の費用分担については6(2)参考を参照。
- オ. 工事目的物、工事材料について受注者が火災保険等を付すこととしている例。

- (2) 公共施設等の管理者等は、個々の選定事業に即して、選定事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、その権利義務を協定等に明確に規定し、関与の選定事業に与える影響の程度に応じて、公共施設等の管理者等のリスク分担を検討することが望ましい。

(参考)

通常の公共工事のために用いられる工事請負契約書において、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答等の書面に示された自然的、人為的な施工条件が実際と相違する場合、明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等何らかの理由で発注者がこれらの書面を変更したときは、必要に応じ工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担することとしている例がある。

既存施設の小規模な修繕等を公共施設の管理者等が行って選定事業者に貸与する場合等、選定事業に建設が含まれていない場合であっても、公共施設等の管理者等の貸与の遅れ、当該施設の瑕疵によって、維持管理・運営の遅延・中断や、維持管理・運営に必要な費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、当該遅延に係る措置、公共施設等の管理者等への瑕疵の修補、損害賠償の請求期間を定めるとともに、当該瑕疵の修補に要する期間に応じた措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

4 維持管理・運営に係るリスク

選定事業に維持管理・運営の一部又は全部が含まれる場合に検討を要し「運営、開始の遅延」、「公共サービスの利用度の当初の想定との相違」、「維持管理・運営の中断」、「施設の損傷」、「維持管理・運営に係る事故」、「技術革新」、「修繕部分等の瑕疵」等が想定される。

- (1) 運営開始の遅延としては、前段階である設計等、用地確保、建設の遅れによるもの、公共サービスの提供に必要な選定事業者の態勢整備の遅れ、公共サービスの提供開始までに経ておくべき諸手続の遅れによるものが想定され、その遅延に係る措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

- (2) 公共サービスの利用度の当初の想定との相違に係るリスクが顕在化する場合としては、

(イ) 社会経済状況の変化により、選定事業により提供される公共サービスの必要性が低減し、

現実の利用度が当初の想定を下回る場合

(D)同種のサービスが提供されることにより、選定事業により提供される公共サービスの現実の利用度が当初の想定を下回る場合

などが想定される。このため、選定事業者の収入（公共施設等の管理者等の選定事業者へのサービス料の支払、選定事業者自らが徴収する使用料等）を協定等で取り決めるに当たっては、公共サービスの利用者からの使用料等の徴収の有無等、個々の選定事業の態様を勘案して、どのような方法を採用するかを検討し、公共サービスの利用度の当初の想定との相違が生じた場合の適切なリスク分担がなされるよう取り決めておくことが望ましい。

(参考)

選定事業に運営部分が含まれている場合に、公共施設等の管理者等の選定事業者へのサービス料の支払、選定事業者自らが徴収する使用料等の取り決め方が、公共施設等の管理者と選定事業者のリスク分担を決めることになることから、特に検討を要する。

公共施設等の管理者等が選定事業者に支払うサービス料等の支払方法としては、

ア.一定の固定的金額（例えば、選定事業全体に必要な費用に対し、建設コスト等初期投資の占める割合が大きく、運営に必要な費用の占める割合、金額が小さい場合）

イ.一定の単価に公共サービスの利用度を乗じて得る金額（例えば、選定事業全体に必要な費用に対し、運営に必要な費用の占める割合が大きい場合）

ウ.一定の固定的金額に公共サービスの利用度に応じた変動的金額を加えた金額（例えば、選定事業全体に必要な費用が多額で、かつ初期投資費用、運営に必要な費用とも多額で、利用度が時間的に変動する見込みが高い場合）

といった方法（それぞれについて、時間的、段階的に固定的金額又は単価等を変動させることがあり得る）が考えられる。アの場合には、公共サービスの利用度と収入が連動しなくなるが、将来の費用の増大との連動も切れることに留意する必要がある。またイの場合には、利用度に応じて収入が大きく変動する可能性があるが、利用度が大きい場合には単価の構成要素の変動をカバーできること、単価の変動により利用度の変動をカバーできることがあること、ただし単価と利用度はトレードオフの関係になりうることに留意する必要がある。

(3)維持管理・運営の中断に係るリスクが顕在化する場合としては、

(イ)現実の保守点検等に要する回数、期間が当該公共施設等の性格から当初想定した回数、期間を上回る場合

(ロ)公共サービスの提供に不可欠な原材料等の入手が困難となる場合

(ハ)下記の(4)施設損傷、(5)事故、6(3)の場合

などが想定され、それぞれの場合における分担を含む措置について予め検討し、できる限り協定等で規定しておくことが望ましい。

(参考)

維持管理・運営の中断については、協定等で定めた業務全部の中断か一部の中断か、また中断期間に応じた検討を行っておくことが望ましい。

維持管理・運営の中断が選定事業者の責めに帰しがたい事由による場合には、中断により公共サービスの提供期間が短くなることから、当該期間の公共施設等の管理者等の選定事業者へのサービス料等の支払いのあり方、事業期間の延長についても予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(4)施設の損傷としては、

(イ)施設の設置の隠れた瑕疵から生ずるもの

(ロ)施設の管理の瑕疵から生ずるもの

(ハ) 第三者の行為から生ずるもの

などが想定され、施設の修復に必要な資金等の程度、公共施設等の管理者等及び選定事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるか、追加的支出の当該者の負担能力を勘案して、それぞれの場合における分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(参考)

施設が損傷した場合に、施設の修復のための費用に加え、公共サービスの提供を施設修復前に仮施設等で行う場合の費用、中断期間中の利益喪失といった損失が発生する場合がある。施設の損傷に関連して、公共サービスの利用者等第三者に損害を及ぼす場合もあり得ることから、当該場合についても、選定事業者及び公共施設等の管理者等の帰責事由、負担能力を勘案して、その分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(5) 維持管理・運営に係る事故としては、

(イ) 施設の設置の瑕疵から生じる事故

(ロ) 施設の管理の瑕疵から生じる事故

(ハ) 運営業務自体から生ずる事故

が想定され、第三者に対する損害賠償に必要な資金の程度、公共施設等の管理者等及び選定事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるか、追加的支出の当該者の負担能力を勘案して、それぞれの場合における分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(参考)

施設の設置の瑕疵から事故が発生した場合には、施設の改善に要する費用が発生することから、その分担のあり方についても予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。運営業務自体から発生する事故としては、自動車の運行による事故、何らかの生産物を生み出す選定事業の場合の当該生産物の瑕疵による事故、公共サービスの利用者からの預かり品の毀損、紛失などが考えられる。

(6) 技術革新に係るリスクが顕在化する場合としては、

(イ) 協定等の締結の時点で、一定期間後に公共施設等の整備等で採用した技術の陳腐化が想定され、技術代替、一部の施設・設備の変更費用について協定等で定めているものの、現実に必要となる施設・設備等の変更費用が当初の想定を上回る場合

(ロ) 協定等の締結の時点では想定しない技術革新により、公共施設等の整備等で採用した技術が陳腐化し、効率性、競争性を失った等のため、選定事業を継続するため新しい技術を採用した公共施設等の整備等のための追加投資が必要となる場合

が想定され、施設・設備等の変更に必要な資金の程度を勘案して、それぞれの場合における分担を含む措置について予め検討し、できる限り協定等で規定しておくことが望ましい。

(参考)

当初、協定等の締結の時点では想定しない技術革新があり、当該公共施設等の整備等で採用されている技術が最新のものでなくなった場合においても、効率性、競争性が確保され、社会的に有用な場合には、施設・設備の一部変更が必ずしも必要とならない場合があることに留意する必要がある。(ロ)の追加投資が必要となる場合としては、当該公共施設等の補修部品の供給の停止、当該公共施設等に

よる公共サービスの提供に密接不可分な他の第三者によるサービス提供の停止などの場合もあり得る。選定事業が長期間にわたる場合、(ロ)の事態が生じたときの必要となる追加投資額を、協定等の締結の時点で予め見込むことは極めて困難な面があり、(ロ)の事態が生じた場合の協定等の当事者の協議手続、第三者の専門家の調査の実施、その費用分担等、必要と見込まれる事項について協定等に規定しておくことも有益であると考えられる。

公共施設等の一部の施設・設備等の変更に必要な資金の程度を勘案する場合には、追加投資に必要な資金に併せ、追加投資後の効率性の向上による維持管理・運営費用の減少分をも考慮して、当該施設・設備等の変更後の選定事業全体における各当事者の負担を比較考量する必要がある。

(7)公共施設等の修繕等に関連して第三者に及ぼす損害、修繕部分等の瑕疵については、工事に
関連して第三者に及ぼす損害、工事目的物の瑕疵の取り決めに準じて、協定等で取り決めて
おくことが望ましい。

(8)上記(3)から(7)まで以外にも維持管理・運営費用が約定金額を超過する場合として、

(イ)下記6(2)により維持管理・運営費用が当初の想定を上回る場合

(ロ)公共サービスの利用度が当初の想定を上回り、維持管理・運営費用が当初の想定を上回る
場合

などが想定され、維持管理・運営費用の当初の想定を上回る程度、公共施設等の管理者等及
び選定事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるかを勘案して、それぞれの場合における
分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(参考)

公共サービスの提供の開始後、環境影響評価に係る手続において予測された環境への影響の内容及び程
度と異なる事実等が発生し、公共施設等の修補に要する相当の費用が発生する可能性がある場合には、
予め、その場合の分担のあり方について検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

5 事業終了段階でのリスク

選定事業の終了段階においては、選定事業者が公共施設等を公共施設等の管理者等に譲渡する
場合、公共施設等を撤去、原状回復する場合がある。この場合、長期間にわたる選定事業の事業
期間の終了時での修繕費用又は撤去・原状回復費用を、協定等の締結の時点で予め具体的金額と
して想定したとしても、事業終了段階での当該公共施設等の周辺状況、撤去等に係る規制の状況
によって、現実に必要な費用と乖離することも想定されることから、協定等において、事業
終了時の一定期間前における修繕費用、撤去・原状回復費用の確保手続について取り決めておく
ことが適当と考えられる。

(参考)

事業終了段階で、公共施設等の撤去、原状回復を選定事業者の業務とする場合には、選定事業者の解散・
清算手続前の選定事業に含まれる選定事業者の債務として、協定等に定めておくことが望ましい。
公共施設等そのもの又は当該公共施設等の設計の成果物が著作権法(昭和45年法律第8号)第2条第1
項第1号に規定する著作物に該当する場合があることから、著作権法に規定する作者の権利(著作
人格権及び著作権)についての取扱いを協定等に予め定めておくことが望ましい。選定事業者が選定事
業の実施のため第三者に設計を委託する場合には、協定等の当事者と作者の権利を有する当該第三者
との間で、別途合意しておくことが望ましい。これらの場合において、公共施設等の所有権の移転の時
期、選定事業の事業期間内の増改築等にも留意しておくことが望ましい。

6 各段階に共通に関連するリスク

(1) 不可抗力

不可抗力とは、協定等の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものと考えられる。公共施設等の管理者等及び選定事業者のいずれの責めにも帰しがたい天災等の不可抗力事由によって、例えば調査段階における仮設物等の損傷、建設段階における工事目的物等の損傷、維持管理・運営段階における施設の損傷が生じ、設計等、用地確保、建設の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こるなど、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営のいずれの段階においても、選定事業の実施に影響を与えることがあることから、その場合の追加的支出の分担のあり方、事業期間の延長について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(参考)

天災等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号で「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と規定され、同法施行令第1条において政令で定める原因として「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」が規定されている。また通常の公共工事に用いられる工事請負契約書には、天災等は「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象」とされている例がある。また通常を超える長期降雨又は長期降雪、雪崩、埋蔵文化財の発見、予見できない軟弱地盤、有毒ガスの噴出なども併せ検討しておくことも有益と考えられる。

協定等に基づき現実に追加的支出を行う場合に係争が生じないよう、天災等の内容の基準、負担対象範囲、保険等による補填の取扱い、累積損害の取扱いや損害の通知・確認等の手続を予め協定等でできる限り定めておくことが望ましい。

近年、火災保険、地震保険に加え、天候保険等が商品化され、保険・金融技術の向上や市場の整備等に伴ってリスクを軽減することが可能な範囲が広がっていることから、適宜、当該時点でのリスク軽減措置について幅広く検討することが望ましい。また公共施設等の管理者等は、不可抗力が発生した場合の現実の追加支出額に係る係争が生じないよう、予め協定等において、付保した際の保険証券等の提示を選定事業者に求めることができるよう規定しておくことも有益である。

通常の公共工事に用いられる工事請負契約書において、工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者、受注者双方の責めに帰すことができないもの（「不可抗力」という。）により、工事目的物等に損害（受注者の善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりて補填された部分を除く。）が生じたときは、発注者は当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、工事請負代金の 分の を超える額を負担することとしている例がある。

(2) 物価の変動、金利の変動、為替レートの変動、税制の変更等

物価の変動、金利の変動、為替レートの変動、税制の変更等は選定事業者の費用増やその利益の減少の原因となり得ることから、変動等の選定事業に与える影響の程度を勘案して、分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

(参考)

協定等に基づき現実に追加的支出を行うこととなる物価変動等が発生しているか否かについて係争が生じないよう、協定等の当事者が指標とする物価水準、金利、為替レート等を予め協定等で定めておくことが望ましい。

選定事業に与える影響の程度は、当該選定事業の費用を構成する主要な要素（例えば、主要な建設資材費、人件費、運営に要する原燃料費等）ごとに、物価、金利、為替レート等のいずれが大きな影響を与えるかを検討することが有益と考えられる。

民間事業者は、現状では金利スワップ（短期変動金利と長期固定金利の交換取引）や金利キャップの購入（短期変動金利の上限設定取引）により金利の変動によるリスクの軽減を図ることが、為替予約（将来の通貨交換レートを現時点で確定する取引）や通貨オプション（将来の通貨交換レートのある水準で実施する権利を購入・売却する取引）の購入により為替の変動によるリスクの軽減を図ることが可能な場合があるが、公共施設等の管理者等は、現状では、民間事業者の10～15年を超える長期間での固定的

な金利での資金調達には相当の困難があることや、上記の取引には取引の規模等の制約があること、民間事業者の信用に応じて条件が異なることに留意する必要がある。また長期間にわたる選定事業の場合には、融資金融機関等の状況によってはリスクの軽減措置の実効性が阻害される可能性があることにも留意しておく必要がある。

通常の公共工事に用いられる工事請負契約書において、契約締結の日から12月を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更の請求があったときは、残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した残工事代金額に相応する部分。）との差額のうち、残工事代金額の 分の を超える額を発注者が負担することとしている例がある。また一定の期間経過を条件としない急激なインフレーションが発生した場合、一般的な賃金水準又は物価水準の変動がないものの主要な工事材料の価格の著しい変動が生じた場合について規定している例がある。

(3)施設等の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更等

当該公共施設等の設置基準、管理基準が法令等に規定されている場合であって、当該基準が変更されたことに伴い、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、当該基準が変更された場合の各段階における公共施設等の管理者等と選定事業者のとりべき措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

(4)許認可の取得等

工事の着手、運営の開始までに経ておくべき法令等に定められた手順の完了の遅れ又はその更新の遅れ、手続を経た結果による公共施設等の内容の変更、また工事の着手、運営の開始までに経る地元関係者との交渉等の完了の遅れ、当該交渉等による公共施設等の内容の変更によって、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営の各段階の中断・遅延や、各段階で必要となる費用が約定金額を超過することが起こることがある。したがって、どの段階でどのような手続等が必要であるか、手続等が必要である場合又は必要となった場合に当該手続等を公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが責任をもって行うか、その遅延、公共施設等の内容の変更に係る措置を予め検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

三、その他の留意事項

1 選定事業として、設計等、用地確保、建設、維持管理・運営の一部又は全部にわたる長期間の事業となるものが想定され、公共施設等の管理者等は、民間事業者の創意工夫と自主性を尊重し、民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることに配慮して、従来公共施設等の管理者等が公共施設等の整備等に用いてきた請負契約、委託契約でのリスク分担と異なるものとなり得ることに留意して、選定事業のリスク分担を検討すること。リスクは選定事業ごとに異なり、個々の選定事業に即してその内容を評価、検討すべきであり、二で示した参考には、従来の公共工事等での分担例を例示しているものがあるが、PFI事業を実施しようとする公共施設等の管理者等の検討の素材のために示したものであって原則ではないことに留意すること。

2 法に基づき策定、公表される実施方針において、公共施設等の管理者等と民間事業者の業務の責任分担、予想されるリスク及びその分担の基本的考え方を示す場合には、当該実施方針に係る特定事業のリスク分担が競争に基づく民間事業者の合理的提案によって変更することが適当な場合があることに鑑み、市場調査等を踏まえ、必要に応じ適切な時期までに詳細化又は変更することにも留意することが望ましい。

(参考)

実施方針の策定、公表の時点において、その発生する可能性を予測できずその影響を想定できない不確実性のある事由による損失が定かではないが、

ア. 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、選定事業を実施する者として選定されなかった民間事業者の応募等に要した費用又はいずれの民間事業者も選定されなかった場合の公共施設等の管理者等のそれまでの過程の実施に要した費用

イ. 選定事業を実施する者として選定されたものの何らかの理由により協定等の締結に至らない場合に、選定事業者及び選定事業者たる新たな法人を設立した民間事業者並びに公共施設等の管理者等のそれまでに要した費用がそれぞれの者の損失として発生する場合が考えられる。このため実施方針等において、必要に応じ、民間事業者の負担する費用項目を明示しておくことも民間事業者にとって有益な場合がある。

3 選定事業者が、選定事業以外の他の事業等に従事する場合においては、他の事業等に伴うリスクにより選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与えるおそれがあることから、この影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、経済的合理性を勘案の上必要な措置を講ずることに留意すること。

(参考)

選定事業の態様に応じ経済的合理性を勘案の上、新たに設立された法人に選定事業を実施させることや、事業部門の区分経理上の独立性を確保させることなどの措置が考えられる。選定事業者が新たに設立された法人であって選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当な場合には、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済的合理性を勘案の上、別途合意しておくことに留意することが望ましい。

選定事業者が、民間収益施設等の付帯的施設を併設し選定事業以外の他の事業を行う場合には、他の事業に係るリスクにより選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与えるおそれがあるとともに、公共施設等の損傷が付帯的施設に影響を与える場合があることも想定される。このため、選定事業に係るリスクと他の事業に係るリスクをできる限り分離して、一方の事業に影響を与える他方の事業に係るリスクのその影響の程度等を勘案して、その分担を含めた措置を検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

4 選定事業者の公共施設等の建設の終了まで公共施設等の管理者等から選定事業者への支払いがなく、運営の開始後、サービス料等として選定事業者への支払いが開始される場合には、公共施設等の管理者等は、選定事業の規模によっては選定事業者が相当の民間資金等を調達することになることに留意し、資金調達が困難となるおそれが強いと認められる場合又は困難となった場合における選定事業者及び公共施設等の管理者等のとるべき対応について、予め検討し、できる限り具体的かつ明確に協定等に規定しておくことが望ましい。

5 公共施設等の管理者等は、選定事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、協定等で予め分担を取り決めたリスクの顕在化又はそのおそれを速やかに認知できるよう、協定等で選定事業の実施状況報告等について合意しておく必要がある。

行政関与の在り方に関する基準

平成 8 年 12 月 16 日
行政改革委員会

目 次

- .問題意識
- .基本原則
- .判断基準
 - 1.全般的な基準
 - (1) 民間活動の優先
 - (2) 行政活動の効率化
 - (3) 行政による説明責任の遂行と透明性の確保
 - (4) 定期的な見直しの実施
 - 2.行政の関与の可否に関する基準
 - (1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給
 - (2) 外部性
 - (3) 市場の不完全性
 - (4) 独占力
 - (5) 自然(地域)独占
 - (6) 公平の確保
 - 3.行政の関与の仕方に関する基準
 - (1) 政策手段・形態に関する基準
 - (2) 行政による利害調整等の活動
 - (3) サンセット制
- .判断基準の適用に当たって
 - 1.判断基準の適用とその監視について
 - 2.立法・司法・地方への要望
 - (1) 立法・司法への要望
 - (2) 地方への要望
 - 3.民間に求められる課題
- .今後に向けて

I.問題意識

戦後 50 年を振り返ると、1970 年代半ばまでの欧米先進諸国へのキャッチ・アップ過程においては、政府は「追いつけ、追い越せ」をスローガンとして、生産・供給面に重点を置きながら、経済活動に大きく関与してきた。しかし、今や我が国は、世界のトップレベルの経済力を備えたフロント・ランナーになるとともに、国際化や国民ニーズの多様化が進展し、行政の果たすべき役割は大きく変化した。

それにしても、行政内部からの自浄作用による改革が十分に行われてきたとは言えない状況にある。

そこで、行政の活動領域やその関与の在り方を再整理することが必要不可欠となっている。

このような認識のもと、当委員会は、本年3月18日に官民活動分担小委員会を設置した。同小委員会は、31回にわたり会議を開催し、7月24日にはそれまでの主要意見をとりまとめた「論点整理」を公表するとともに、行政全般を対象として官民活動分担に関する判断基準について検討を進め、12月11日には「行政関与の在り方に関する基準」と題する報告書を取りまとめ、同日、当委員会に報告書を提出した。

当委員会は、官民活動分担小委員会から提出された報告書を検討した結果、現在の民間活動が必ずしも理想的なものではないものの、市場原理には効率性や機会均等などの観点から優れている面が大きく、行政活動を含む経済活動全般を可能な限り市場原理との調和を図ったものに大胆に変革する必要があると考えるに至った。

当委員会は、行政の関与の在り方を整理するための基準の必要性を認識し、あらゆる行政活動は財政的措置や経済活動への関与など経済的側面を有しているという点に着目して、行政全般を対称する基準」と題する報告書を取りまとめ、同日、当委員会に報告書を提出した。

当委員会は、官民活動分担小委員会から提出された報告書を検討した結果、現在の民間活動が必ずしも理想的なものではないものの、市場原理には効率性や機会均等などの観点から優れている面が大きく、行政活動を含む経済活動全般を可能な限り市場原理との調和を図ったものに大胆に変革する必要があると考えるに至った。

当委員会は、行政の関与の在り方を整理するための基準の必要性を認識し、あらゆる行政活動は財政的措置や経済活動への関与など経済的側面を有しているという点に着目して、行政全般を対象とする汎用性のある判断基準を策定した。今後、ここに示す判断基準を適用し、行政が何をなすべきか、なすべきでないかについて整理することが必要不可欠であると確信している。

以下、行政関与の在り方に関する基準について、基本原則と判断基準に分けて示している。また、当委員会の基本的な考え方について、別途、「行政関与の在り方に関する考え方」をまとめている。判断基準の適用に当たっては、これを踏まえて検討されることを要望する。

II.基本原則

市場原理は、競争を通じ、「機会均等の原則」を満たすだけでなく、「効率的な資源配分」と「創造性の発揮、活動の改善などのインセンティブ(誘因)」を提供する能力を持つ極めて優れた仕組みであると言える。

しかしながら、競争だけでは、所得分配の不公平性が発生する可能性があることを初め、一定の条件の下では資源配分の効率性をも実現できないという意味での「市場の失敗」が発生することから、行政には、市場を補完してこれらの市場の失敗を是正し、効率的な資源配分と公平な所得分配を実現するものとして一定の役割が期待されている。

その反面、行政にも様々な「政府の失敗」が指摘されている。例えば、行政は、組織と権限を拡大するのではないかと、既得権益を擁護するのではないかと、責任が追求されることを回避するために情報を秘匿するのではないかと、縦割り組織により全体の整合性が喪失するのではないかと、また、政府には、破産が想定されていないため、活動が無原則に拡大するのではないかとこのこ

とが挙げられる。

主権はあくまで国民にあり、行政は国民からの負託に基づいて、市場の失敗を補完するために行政活動を代行する存在である。しかし、民間と異なって、行政の場合には、競争による淘汰を通じる市場規律や効率化のインセンティブが働きにくく、負託者である国民のコントロールが有効に機能しない可能性が常に存在する。

従って、今後の行政関与の在り方については、特に次の三つの点に留意しなければならない。

第一に、「市場の失敗」ばかりを強調するのではなく、「政府の失敗」を十分に認識し、行政活動の範囲を必要最小限にとどめる。

第二に、行政活動を遂行するに当たっては、行政活動に対する国民のコントロールを強めるとともに、可能な限り市場原理を活用して、行政サービスの需要者たる国民に、より効率的で質の高いサービスを提供する。特に、国民のコントロールを担保するため法律で縛ろうとすれば行政活動が硬直的になる一方、法規制が比較的緩やかな組織を用いることによって活動の弾力性を高めようとするれば、組織の規律が失われ、非効率な組織運営が行われるおそれがある。後者の問題に対する対応としては、市場原理を可能な限り活用し、行政活動に対する国民のコントロールを競争規律によって補完することや活動の目標を明確化して成果の評価を行うことが求められる。

第三に、行政の各機関は、国民の負託に応えるため、事前・事後において、その活動内容を国民に対し常に積極的に説明するという責任を負っていることを改めて認識することが重要である。

上記の観点に立ち、行政関与の在り方を見直すに当たっての基本原則を次の三つに集約する。

(1) 基本原則 A

「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方にに基づき、行政の活動を必要最小限にとどめる。

(2) 基本原則 B

「国民本位の効率的な行政」を実現するため、行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う。

(3) 基本原則 C

行政の関与が必要な場合、行政活動を行っている各機関は国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たさなければならない。

III. 判断基準

当委員会は、上記の基本原則に則り、行政の関与の在り方を判断するための基準を策定した。

行政活動については、今後、基本原則を念頭に置きつつ、基本的に次に示す基準に従って、行政の関与の在り方を判断することとする。なお、複数の基準に該当する場合は、それぞれの基準を用いて総合的に判断する必要がある。

判断基準は、大きく分けて、次の三つに分類される。

1. 基本原則を具体化したもので、次に示す 2 及び 3 に共通して適用される「全般的な基準」
2. 行政が関与する必要があるかどうかを判断するための「行政の関与の可否に関する基準」

3.上記2の基準に従って行政が関与する必要があると判断される場合に、その関与の手段・形態が適切かどうかを判断するための「行政の関与の仕方に関する基準」

1. 全般的な基準

(1) 民間活動の優先

可能な限り市場原理に任せる。さらには、非営利団体・非政府団体の活用についても検討する。

(2) 行政活動の効率化

a.行政における市場原理の活用

- 1.行政の関与について、同様の成果をもたらす複数の選択肢が想定される場合には、市場原理を可能な限り活用した手段・形態を優先する。
- 2.競争が存在しない場合には、可能な限り競争を作り出すなど効率化のインセンティブが働く手段の導入を図る。その際、行政の関与は競争が有効に機能する環境整備に重点を置く。

b.権限と責任の明確化

行政活動については、権限と責任が複雑に絡み合い、重層化していることから、行政の権限とそれに見合う責任を明確にするとともに、権限の濫用を防止する。

c.政府の失敗の考慮

行政活動については、効率化のインセンティブが失われ易いことに加え、既得権益の発生等による歪みが生じ易いことに留意する。

(3) 行政による説明責任の遂行と透明性の確保

a.行政の説明責任

行政活動を行っている各機関は、当該機関の施策・業務に関して、行政が関与する必要性について常に説明する責任を負う。また、行政活動の内容が国民のニーズに適切に応えていることや効率的に行われていることについても説明する責任を負う。

b.便益と費用の総合評価

行政が関与する場合には、それによって生じる社会的便益と社会的費用とを事前及び事後に総合的に評価し、その情報を積極的に公開する。なお、評価に当たっては、副次的効果を含めるとともに、市場の失敗、政府の失敗の双方に留意して分析する。

c.数量的評価の導入

- 1.行政が関与する場合には、可能な限り数量的評価を実施する。社会的便益及び費用を数量的に分析する際には、副次的効果も含めるとともに、事前の推計値、事後の実績値、推計手法や推計に用いたデータなどの試算根拠を明らかにする。なお、数量的評価を実施する際には、国民に選択肢を示すために、可能な限り代替的な関与の仕方を明示し、それらとの比較を行う。

また、施策の適否を判断するため、所得階層・産業・世代・地域・性別に行政活動に関する受益と負担の実情を経常的かつ定量的に明らかにしておく。

- 2.数量的評価を行えない場合には、行政活動を行っている各機関はその理由を説明する。

d.情報公開の一層の推進

- 1.行政活動を行っている各機関は、別途、当委員会から提出された「情報公開法制の確立に関する意見」に示された情報公開法要綱案の趣旨に則り、積極的に情報の提供及び開

示を行う。

- 2.行政の施策・業務に関する評価については、事前推計及び事後評価の結果について、積極的に情報を提供する。その際、可能な限り社会全体にとっての費用も明示する。
- 3.特に、財務関連情報については、民間の基準を参考としつつ、会計基準の整備を図るとともに、積極的に情報の提供を行う。その際、事業区分毎の情報、関連法人を含む連結決算及び時価評価に関する情報も提供する。なお、連結決算の対象となる関連法人については、単に資本的結びつきだけでなく、人的結びつきや事業的結びつきなどにも着目して基準の整備を図る。

(4) 定期的な見直しの実施

行政活動を行っている各機関は、当該機関の施策・業務について、あらかじめ期間を設定の上、定期的に見直しを行い、その結果を公表する。その際、可能な限り定量的な評価を実施する。

2. 行政の関与の可否に関する基準

行政の関与は、市場原理が有効に機能しない「市場の失敗」がある場合に限り、関与も必要最小限にとどめる。市場の失敗には、資源配分の効率性にかかわるものと、所得・富の分配の公平性にかかわるものがあり、当委員会ではこれら双方に関する基準を示している。資源配分の効率性にかかわる基準については、財・サービスの特性や市場参加者の性格に着目したものとする。

(1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給

- 1.民間による供給が不可能であるか、あるいは、民間による供給では極めて問題である理由を説明する。なお、その際には、施策・業務の内容について、真に受益者が特定されず料金の徴収ができないこと、各需要者が受ける便益に比較して料金徴収費用が高いので料金の徴収が合理的でないこと、多数の消費者（企業を含む。）によって集散的に消費されること（すなわち、ある人が消費しても他の人の消費を減少させないこと）または、紛争処理や法的拘束など公権力に基づく関与が必要であることのいずれかを説明する。
- 2.公共財については、その社会的便益及び費用を十分に勘案し、その供給量が過大にならないようにするとともに、費用の最小化を図る。
- 3.なお、次に示す特定の公共財については、上述した基準に加え、それぞれに示す基準を満たす必要がある。

a. 経済安全保障

- 1.安全保障に関するリスクを分析し、経済安全保障を確保する施策について社会的便益及び費用を明示の上、それらに基づき行政関与の必要性を示す。その際、確保する安全の水準や実施可能な施策について複数の選択肢があればそれらを提示し、比較検討する。
- 2.また、真にリスク軽減に寄与する施策であることを説明する。
- 3.市場原理を歪める施策、所得再分配効果あるいは業界保護的効果の強い関与は必要最小限にとどめる。行政が関与する場合には、水平的公平の確保（同一の所得・資産の者に対しては、同一の受益（負担）となるように取り扱い、職業・世代・居住地などによって異なる扱いをしないこと）に特に留意する。

b. 市場の整備

- 1.市場の整備が必要な理由とともに民間では市場整備できない理由を説明する。

2.市場整備の目的・対象を明確化し、当該目的・対象に適した施策に限定する。その際、市場整備のために必要な期間をあらかじめ設定の上、徐々に当該施策から撤退することとし、そのためのタイムスケジュールを明示する。

3.市場の整備のうち、特に市場のルール作り及び監視機能の在り方に関しては、次に示す基準を満たす必要がある。

a. 市場のルール作りについては、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。

ルールの策定に当たっては、市場原理の働きを歪める度合いが小さく、より競争制限的でないルールを優先するとともに、裁量の余地を最小化する。

b. 監視機能についても、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。

また、市場の監視に当たっては、監視・チェック機能の有効性、独立性を高める。

c.情報の生産

1.行政が関与しなければ情報の生産が過少（あるいは過大）となること、さらには、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを明らかにする。

2.行政が関与するに当たっては、情報生産に適切なインセンティブを与える施策に重点を置く。同時に、行政は生産された情報の効率的かつ公平な利用を促進するための環境整備を図る。

d.文化的価値

1.社会の伝統や文化等の文化的価値を有する財・サービスに対する行政の関与は、その維持のために最低限必要なものに限定する。

2.行政が関与する場合には、地域による施策を優先する。国として行政の関与が必要とされる場合には、原則として、数量的評価を実施の上、コスト意識の明確化を図る観点から、財政的措置については基金・補助金制度を活用するなど補助を外部化することとし、補助を外部化できない場合は、内部補助について実質的な補助額を明確化する。

(2) 外部性

1.外部性が存在（すなわち市場取引が成立せず、価格付けを行うことができない）しており、それによって発生している資源配分のロスが極めて大きいこと、さらに、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを示す。

2.所得再分配的効果が強い場合、当該施策・業務から原則として撤退する。

3.行政が関与する場合は、受益者負担の徹底を図るとともに、市場原理の歪みを小さくし、市場原理を活用するという観点に立って、代替的な施策について比較検討を行う。

(3) 市場の不完全性

1.ある特定の財・サービスについて市場取引が成立しないなど市場が不完全であることを説明する。その際、市場が不完全であるために発生している問題点を具体的に明示の上、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを示す。

2.特に、不確実性と情報の偏在（非対称性）による市場の失敗に対応するための行政の関与については、次の基準を満たす必要がある。

a.不確実性

1.将来の不確実性によって市場の機能が不完全になっており、それが重大な問題を発生させていることを説明する。

2.行政が関与する場合、それが民間による対応を阻害しないように留意する。そ

のため、不確実性によって発生している問題点を具体的に明示し、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを説明する。その際、市場原理を歪める度合いが小さい手段の活用を図るとともに、市場環境の整備にも重点を置く。

3. 特に、資本市場の不完全性に関連して、事業リスクを伴う投資については、特に採算性及びリスクの観点から検討を加え、民間だけでも投資可能なものからは撤退する。行政が関与する必要があるとされたものについては、民間だけではできない理由を説明するとともに、可能な限り数量的評価を実施して、社会的便益及び費用を分析する。なお、数量的評価の結果、社会的費用が社会的便益を上回ると見込まれる場合には、行政の関与は厳に慎まなければならない。

b. 情報の偏在（逆選択、消費者保護など）

1. 市場参加者（特に、売り手と買い手）の間で、情報が偏在していることよって、逆選択（悪貨が良貨を駆逐すること、つまり、品質の劣悪な供給者が増える結果、当該財・サービスの価格が低下し、良質な財・サービスの供給者の供給インセンティブが損なわれること）などの現象が起こり、市場が有効に機能しないこと、あるいは消費者保護など情報面で不利な者の保護の観点から行政の関与が必要であることを説明する。
2. 行政が関与する場合、それが民間による情報の生産と伝播を抑制するなど過剰な関与とならないように留意する。そのため、情報の偏在によって発生している問題点を具体的に明示し、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを説明する。その際、市場原理を歪める度合いが小さい手段の活用を図るとともに、基準制度の充実など市場環境の整備にも重点を置く。

(4) 独占力

1. 市場参加者が大きな独占力を持っている場合には、行政の関与が許容される場合があるが、その際には、当該関与が必要最小限であり、これによって市場の効率性が高まることを説明する。
2. たとえ供給者あるいは需要者が独占であっても、潜在的な市場参加者がいる場合には実質的な独占力が小さい場合も存在するので、行政が関与する場合には、サンク・コスト（市場から退出する際に回収不能となる費用）が大きいなど新規参入が困難であって、大きな独占力が実際に発生していることを説明する。

(5) 自然（地域）独占

固定費用が巨大である等の理由で極めて大きな規模の経済が存在していて、複数の事業者による競争が過剰な二重投資をもたらす自然（地域）独占の場合には、価格規制や助成措置等の行政の関与が許容されるケースがある。ただし、その際には、規模の経済が著しく大きく、実際に自然（地域）独占の状態になっていることを示すと同時に、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを説明する。特に、現在、行政が財・サービスを直接に供給している場合については、原則として、民間に任せる、あるいは民営化し、必要があれば、価格情報の公開の徹底や価格規制を課すことについて検討する。なお、自然（地域）独占に対する規制政策については、経営効率化のインセンティブが最大限確保されるように留意する。

(6) 公平の確保

1. 公平の確保を図るための施策については、機会の均等を図ることを第一とし、事後的な公平については、所得と富の垂直的な再分配、すなわち、所得・資産の多寡を基準とし

た再分配に原則として限定し、それ以外の施策からは原則として撤退する。

2. 特定の者を対象として補助を与える施策については、ナショナル・ミニマムの確保(注)に限定し、真の弱者を対象としていることを説明する。また、当該施策の実施に当たっては、補助の対象者(以下、「有資格者」と呼ぶ。)に対し直接に金銭で支給する直接的助成の方策を優先する。

なお、特定の財・サービスの提供に対して補助を行うベネフィット・イン・カインド型補助(有資格者に対して財・サービスの提供を行う機関を通ずる補助を含む。)については、ナショナル・ミニマムの提供に原則として限定する。

(注)ここでいう「ナショナル・ミニマムの確保」とは、憲法第25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために真に必要な場合に限る。以下、同じ。

3. 所得再分配効果の強い施策については縮小させる。当該施策を縮小させる際には、水平的公平の確保に最大限の配慮を行う。

所得再分配効果の強い施策を実施する場合には、ナショナル・ミニマムの確保に原則として限定し、当該施策の対象が真の弱者であることを説明する必要がある。同時に、当該施策の目的・目標を明確化するとともに、当該施策を縮小させるためのタイムスケジュールを明示する。

4. 公平の確保にかかわる行政の関与のうち、特に地域間、産業間、世代間での所得再分配の施策に関しては、次に示す基準を満たす必要がある。

a. 地域間の所得再分配

1. 地域間の格差を是正するための所得再分配を目的とした施策からは原則として撤退する。なお、当該施策から撤退するためのタイムスケジュールを明示する。止むを得ず地域間の格差是正が必要な場合は、原則として地方自治体間の一般的な財政調整による。
2. 地方分権を推進し、地方の特色を生かした地方自治体間の競争を促進する観点から、地域間の所得再分配効果の強い施策についても縮小させる。なお、当該施策を縮小させるためのタイムスケジュールを明示する。
3. 特に、ユニバーサル・サービスは、地域間の所得再分配効果を持つ施策の一例であるが、これについては民間による供給を原則とする。

止むを得ず行政が直接供給する必要がある場合は、民間ではできない理由を説明するとともに、当該供給がナショナル・ミニマムの確保のために必要最小限であることを説明する。これに加え、数量的評価を導入することとし、また、可能な限り補助を外部化する。補助を外部化できない場合は、事業別・地域別収支に関する情報などを提供して実質的な内部補助額を明らかにする。

b. 産業間の所得再分配

1. 産業間の所得再分配を目的とした施策や産業保護的な施策から原則として撤退する。
2. 衰退産業の保護・延命効果の強い施策からは撤退する。ただし、経済環境の変化に対して資源の有効な活用を図り、当該産業の縮小を促す観点から、緊急避難的施策として行政が関与する場合には、当該関与が必要である理由を説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。

なお、この場合、期間の延長は認められない。

3. 特定産業の育成政策からは撤退する。ただし、将来有望な幼稚産業の育成など生産性の向上を目的とした施策が止むを得ず必要な場合は、行政が関与しなければならない理由について説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。なお、この場合、期間の延長は認められない。

c. 世代間の所得再分配

世代間の負担の公平を確保する観点から、若年世代と老年世代、あるいは現在の世代と将来の世代の間の世代間の所得再分配効果の強い施策からは原則として撤退する。当該施策が止むを得ず必要な場合には、数量的評価を実施した上で、その他の手段がないことを説明する。なお、当該施策の実施に当たっては、原則として期間を限定するとともに、補助を外部化するなどの方策を講じて、若年世代あるいは将来の世代の負担を明確化する。

3. 行政の関与の仕方に関する基準

ここで示す行政の関与の仕方に関する基準については、(1) 政策手段・形態が適切であるかどうかを判断するための一般的な基準、(2) 行政による利害調整等の活動に関する基準、及び(3) 行政の関与の仕方全般に当てはまるサンセット制の三つの基準に大別される。

今後、行政が関与する際には、行政活動を行う各機関は、原則として複数の選択肢を検討の上、次に示す基準に従い、最も適した政策手段・形態を選択する。また、選択した関与の仕方が最適なものであることを説明する。

(1) 政策手段・形態に関する基準

1. 行政が関与する場合、その政策目的を明確化するとともに、その目的に応じて最も適切な手段・形態を選択の上、その理由を説明する。
説明に当たっては、代替的な政策手段・形態について、それぞれの長所・短所を比較検討し、その詳細を明らかにする必要がある。その際、可能な限り定量的に分析する。
2. 政策目的に照らして最も適切な政策手段・形態を選択する際には、次に示す視点に留意しなければならない。

a. 民間活動の優先

1. 市場原理の働きを歪める度合いが小さく、より競争制限的でない手段・形態を優先する。
なお、その際、行政の関与の形態を理念的に分類し、それぞれの特性を示している別表の考え方に沿った検討を行う。
2. 自由意思による対価収入のある事業的活動については、数量的評価を実施するとともに、当該事業による収入がその費用を上回る場合には、まず民間活動でできないかについて検討する。

b. 行政活動の効率化

行政活動の効率化を図るためには、次に示す視点に立って、行政組織のマネジメントが適切に行われることが必要である。

a. 権限と責任の明確化と成果の評価

行政活動については、権限と責任が複雑に絡み合い、重層化していることが

ら、行政の権限とそれに見合う責任が明確となる手段・形態とする。

特に、事業的活動を行っている機関の組織運営に当たっては、競争原理を導入したり、目標を設定しその達成度合いによって成果を評価したりするなどの仕組みを取り入れる方向で検討するとともに、権限とそれに見合う責任を確立した上で、運営の弾力化の可能性について検討する。

b. 擬似市場原理の導入

行政の関与が必要な場合、市場が存在しない分野についても、可能な限り擬似的な市場原理が働く仕組みを導入する。特に財・サービスの提供に対して補助を行うベネフィット・イン・カインド型の補助の場合には、擬似的な市場原理を導入する方向で検討する。

なお、行政活動について、市場テスト（民間からの入札を募集して、その内容を既存の政府部門と比較し、民間の方がコストと品質の面で優れていれば民間に委託する制度）の導入について検討する。

c. 採算性の重視

1. 行政が関与する場合、受益者負担を徹底する観点から、可能な限り受益者を特定し、受益の大きさやそのために必要となる費用を推計し、その結果を明らかにする。なお、受益者が特定できる場合には、受益者（すなわち利用者あるいは地域住民など）に可能な限り負担を求めることとする。特に、実現される便益が受益者負担金（利用者の場合は料金）の徴収費用を上回る限りは、受益者負担を原則とする。

2. 行政が関与するに際し、基金・補助金制度を活用するなど可能な限り補助を外部化する必要がある。補助を外部化できない場合は、実質的な内部補助額を明らかにする。

d. 費用最小化

1. 代替的な政策手段・形態を検討の上、同様の成果が得られる場合には、その中で費用が最小となる手段を優先する。なお、検討結果については、その詳細を明らかにする。

2. 行政が関与する場合、国が負わなければならないリスクの管理を徹底する。そのため、リスク分析を実施し、その詳細を明らかにする。

e. 業務区分別の検討

活動の実施が幾つかの業務・段階に区分できる場合は、業務区分毎に民間ではできないかについて検討する。

c. 政府の失敗の考慮

行政活動には、破産が想定されていないなど市場規律が働きにくいことから、経営努力や効率化のインセンティブを確保する方策が求められる。また、行政の関与の手段・形態の選択に当たっては、既得権益の排除のほか、情報の偏在に留意する。

d. 地方分権の推進

地方分権を推進し、地域の特色を生かした地域間の競争を促す。

e. その他の留意点

この他、行政が関与する場合、民間部門のモラルハザード（規律の喪失）が起こりにくい手段を優先する。

(2) 行政による利害調整等の活動

1. 行政による事前的な調整政策については、事後の紛争解決や事後的なチェックに転換する。

特に、行政による利害調整については、不確実性の高まりなどを背景に行政の情報優位が低下していることを勘案して、原則として撤退する。

2. 行政が利害調整等を目的に関与する場合、裁量の余地を最小化しつつ、機会均等の原則のもと、市場原理に基づく手段を活用する。
3. 行政による利害調整等のための関与のうち、産業調整、あるいは公益法人・業界団体等に任せている行政代行については、次の基準を満たす必要がある。

a.産業調整

- 1.産業保護的な施策からは原則として撤退する。
- 2.特に、衰退産業の保護・延命効果のある施策からは撤退する。ただし、経済環境の変化に対して資源の有効な活用を図り、当該産業の縮小を促す観点から、緊急避難的施策として行政が関与する場合には、当該関与が必要である理由を説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。なお、この場合、期間の延長は認められない。

また、特定産業の育成政策からも撤退する。ただし、将来有望な幼稚産業の育成など生産性の向上を目的とした施策が止むを得ず必要な場合は、行政が関与しなければならない理由について説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。なお、この場合も、期間の延長は認められない。

b.行政代行

1. 公益法人・業界団体等を通じて行っている行政の関与については、事後の紛争解決や事後的なチェックに転換する。
2. 特に、利害を調整する関与については、不確実性の高まりなどを背景に行政の情報優位が低下していることを勘案して、原則として撤退する。

止むを得ず行政の関与が必要な場合は、必要最小限の関与に縮小の上、行政代行機関に委託している行政機関自体が行うことを原則とする。

(3) サンセット制

1. 行政が関与する場合、施策・業務毎に、あらかじめ期間を限定するサンセット制の導入を検討する。
2. サンセット制を導入した場合、期間の延長は原則として認めない。止むを得ず期間の延長が必要であるとしても、社会・経済情勢の変化等の場合に限定し、期間を延長しなければならない理由を説明する。

IV.判断基準の適用に当たって

1.判断基準の適用とその監視について

行政活動を行っている各機関は、まず、自らが行っている活動をここに示した判断基準に基づき早急かつ抜本的に見直す必要がある。その際、見直しの結果に基づく改革の推進は、施策・制度改革に的確に対応して民間が行動様式を変更できるよう、当該改革のタイムスケジュールを明確に示す必要がある。

また、社会・経済情勢は絶えず変化していることから、行政活動の見直しは経常的に行われなければならない。

しかしながら、行政には効率化のインセンティブが働きにくいことも勘案すると、行政活動を行っている各機関に見直しを委ねるだけでは、その実効性が確保されないおそれがある。

従って、行政活動に対する監視機能が必要であり、それを有効なものとするための方策について引き続き検討してまいりたい。

2. 立法・司法・地方への要望

(1) 立法・司法への要望

単に行政自らがここに示す判断基準に基づき見直しを行うだけでは十分でなく、立法・司法を含めた三権の間の相互チェックが有効に機能することが重要である。

1. 立法に対しては、ここに示す判断基準を踏まえつつ、その時々々の社会・経済に適切に対処するために政府全体として取り組むべき課題・目標を示すとともに、行政活動に対する監視機能を充実させることを期待する。
2. 司法に対しても、国民ニーズに適切に対応するため、行政と民間の間のトラブルの迅速な解決を含む紛争処理機能の充実を期待する。

(2) 地方への要望

地方における行政活動については、国と地方の権限と責任を明確化した上で、国と同様、ここに示した判断基準を参考としつつ、行政改革を推進することを期待する。

3. 民間に求められる課題

判断基準に基づき、行政の関与を必要最小限にとどめるなど行政改革を推し進めていく場合、単に行政部門だけが取り組むものではなく、民間部門が、その変化に対応して、自らの役割を十分に果たすことが必要である。その際、今後、民間部門では、とすれば行政に依存するというこれまでの意識を変革し、自助努力と自己責任に基づき活動することが、まず重要である。また、当然のことながら、国民自身がそれぞれ、社会の一員であることを自覚することも必要である。そのためには、自己責任原則の確立など自己改革に早急に取り組むことが期待される。

これと同時に、可能な限り市場原理に委ねるのであれば、それを有効に機能させるため、民間自身も業界団体等によるいわゆる「民規制」を排除するとともに、企業会計の改善や内部監査の確立を通じて情報公開を一層進めることが必要となる。

V. 今後に向けて

現内閣においては、行政改革を最重要課題の一つに位置づけ、総理直属の機関として行政改革会議を創設し、国の行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的な事項に取り組んでいるところであるが、当委員会がここに示す判断基準は、まさにその実現にも大いに資するものと考えらる。

当委員会としては、ここに示す判断基準に対する行政の対応を監視するとともに、行政改革会議における審議の状況を見極め、判断基準の適用についての方針を決定し、活動してまいりたい。

関連資料 7 公物管理法

福岡 P F I 根拠法一覧

法律名	条 項		対象（事業例）
河川法	第 3 条	この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。	一級河川、二級河川（河川改修、河川改良、河川環境整備など）
	第 3 条	この法律において、「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された建設省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。	
	第 9 条	一級河川の管理は、建設大臣が行う。	
	第 10 条	二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統括する都道府県知事が行う。	
砂防法	第 2 条	【指定土地】砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ拠リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス	砂防設備を要する土地
	第 3 条	【指定土地以外に対するこの法律の規定の準用】此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ主務大臣ノ指定シタル土地ノ範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得	
	第 5 条	【都道府県知事の責任】都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス	
	第 6 条	【主務大臣の直轄管理等】砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工事至大ナルトキハ主務大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得	
	第 6 条	前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得	
	第 6 条	本条ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職権ヲ直接施行スルコトヲ得	

法律名	条 項		対象（事業例）
海岸法	第2条	この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。	公共海岸
	第3条	都道府県知事は海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。	
	第3条	都道府県知事は、前項のただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第二十五条の二の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事に）協議して、海岸保全区域として指定することができる。	
	第5条	海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。	
	第5条	前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。	
	第5条	前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存在するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。	

法律名	条 項		対象（事業例）
海岸法	第 5 条	第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は港湾管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。	
	第 5 条	前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設としての一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基づきその管理を所轄する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。	
	第 5 条	市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。	
	第 37 条の三	一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する区域を統括する都道府県知事が行うものとする。	
	第 37 条の三	前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域（以下この条及び第四十条において、「特定区域」という。）に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長（以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。）が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。	
	第 37 条の三	前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事（前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあっては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者）との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行うことができる。	
港湾法	第 2 条	この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。	重要港湾、地方港湾

法律名	条 項	対象（事業例）
港湾法	<p data-bbox="336 309 421 338">第2条</p> <p data-bbox="477 309 1142 439">この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="477 443 959 472">一 水域施設 航路、泊池及び船だまり <li data-bbox="477 477 1142 544">二 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 <li data-bbox="477 548 1142 616">三 けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場 <li data-bbox="477 620 1142 687">四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート <li data-bbox="477 692 1142 759">五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設 <li data-bbox="477 763 1142 831">六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋 <li data-bbox="477 835 1142 902">七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 <li data-bbox="477 907 1142 974">八 保管施設 倉庫、野積場、貯水場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設 <li data-bbox="477 978 1142 1077">八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）船舶修理施設並びに船舶保管施設 <li data-bbox="477 1081 1142 1180">九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設 <li data-bbox="477 1184 1142 1319">九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。） <li data-bbox="477 1323 1142 1391">九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設 <li data-bbox="477 1395 1142 1462">十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 <li data-bbox="477 1467 1142 1565">十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。） <li data-bbox="477 1570 987 1599">十一 港湾施設用地 全各号の施設の敷地 <li data-bbox="477 1603 1142 1671">十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設 <li data-bbox="477 1675 1142 1809">十三 港湾荷役提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両 <li data-bbox="477 1814 1142 1859">十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他港湾の管理のための移動施設 	

法律名	条 項		対象（事業例）
港湾法	第 2 条	前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、運輸大臣かが港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。	
	第 4 条	現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。	
	第 4 条	前項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、水域施設及び外かく施設の全部又は大部分を維持管理している港湾においては、その者が関係地方公共団体のいずれかに港務局の設立を求めた場合を除きこれを適用しない。	
	第 12 条	<p>港務局は、左の業務を行う。</p> <p>二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）</p> <p>三 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全のため必要な港湾施設（第十一号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。）の建設及び改良に関する港湾工事を行うこと。</p> <p>三の二 前号に掲げるものの外、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。</p> <p>四 委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設（港湾の運営に必要な土地を含む。）であつて一般公衆の利用に供するものを管理すること。</p> <p>五 一般公衆の利用に供するけい留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対しけい留場所の指定その他使用に関し必要な規制を行うこと。</p> <p>六 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の除去に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。</p> <p>八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適当且つ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。</p>	

法律名	条 項		対象（事業例）
港湾法	第12条	<p>十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の除去により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）及び廃油処理施設（同法第三条第十四号に来て用する廃油処理施設をいう。）を管理運営すること。</p> <p>十二 船舶乗組員又は港湾労務者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。</p>	
	第33条	<p>関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設置されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。</p>	
	第34条	<p>港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。</p>	
特定多目的ダム法	第2条	<p>この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もっぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。</p>	多目的ダム
水道法	第3条	<p>この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。</p>	水道
	第3条	<p>この法律において、「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。</p>	
	第6条	<p>水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。</p>	
	第6条	<p>水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。</p>	

法律名	条 項	対 象 (事 業 例)	
下水道法	第 2 条	<p>三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当分が暗渠である構造のものをいう。</p> <p>四 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。</p> <p>五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。</p>	公共下水道、流域下水道、都市下水路（合流式下水道の改善、水処理センターの整備、下水処理水循環利用の推進、下水道整備を含む土地区画整理など）
	第 3 条	公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うものとする。	
	第 25 条の二	流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。	
	第 25 条の二	前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。	
	第 26 条	都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うものとする。	
	第 26 条	前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められた場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持、その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。	
	第 27 条	前条の規定により都市下水路を管理する者（以下「都市下水路管理者」という。）は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。	
	第 27 条	都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に関係のある土地改良区（土地改良区の存しない地域にあっては、農業共同組合その他の水利関係団体）の意見をきかなければならない。	

法律名	条 項		対象（事業例）
道路法	第 5 条	<p>（一般国道の意義及び路線の指定）</p> <p>第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。</p> <p>一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路。</p> <p>二 重要都市又は人口十万人以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路</p> <p>三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路</p>	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（道路の新設・改良、橋梁の新設・改良、街路整備、道路整備を含む市街地開発事業など）
	第 7 条	<p>（都道府県道の意義及び路線の指定）</p> <p>第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p> <p>一 市又は人口五千人以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）鉄道若しくは軌道の主要な停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>二 主要港とこれに密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>四 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場と連絡する道路</p> <p>五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号の一に規定する都道府県道とを連絡する道路</p> <p>六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路</p>	
	第 8 条	<p>第三条第四号の市町村道とは、市町村区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。</p>	

法律名	条 項		対象（事業例）
道路法	第 12 条	国道の新設又は改築は、建設大臣が行う。ただし工事の規模が小であるものでその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。	
	第 13 条	前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業その他の管理は、政令で指定する区間内については建設大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。	
	第 15 条	都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。	
	第 16 条	市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。	
高速自動車国道法	第 4 条	高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。 一 国土開発幹線自動車道の予定路線うちから政令でその路線を指定したもの 二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの	高速自動車国道
	第 6 条	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業その他の管理は、建設大臣が行う。	
駐車場法	第 2 条	この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。	路外駐車場
	第 4 条	駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めなければならない。	
	第 5 条	第四条第一項の規定により駐車場整備計画が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。	
共同溝の整備等に関する特別措置法	第 2 条	この法律において、「共同溝」とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。	共同溝

法律名	条 項	対象（事業例）	
都市公園法	第2条	この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（口に該当するものを除く。） ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市公園施設である公園または緑地	都市公園
	第2条の二	都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置される。	
	第2条の三	都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては建設大臣が行う。	
卸売市場法	第2条	この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点になるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。	中央卸売市場
	第8条	次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。 一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの 二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの	

法律名	条 項		対象（事業例）
社会福祉事業法	第2条	この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。	第2条 参照（救護施設の整備、児童養護施設の整備、特別養護老人ホームの整備、身体障害者授産施設の整備、知的障害者更正施設の整備など）
	第2条	次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 生活保護法にいう救護施設、更生施設その他の生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業 二 児童福祉法にいう乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を営む事業 二の二 老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営む事業 三 身体障害者福祉法にいう知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を営む事業 四 知的障害者福祉法にいう知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を営む事業 五 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）にいう婦人保護施設を営む事業 六 公益質屋又は授産施設を営む事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	
	第4条	社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が営むことを原則とする。	
	第57条	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。	
学校教育法	第2条	学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園（校舎、講堂など学校施設の整備）
社会教育法	第21条	公民館は、市町村が設置する。	公民館
	第21条	前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもって民法第三十四条の規定により設立する法人でなければ設置することができない。	

(備考) 公物・公共施設に関する法律(公物管理法)

「公物管理法」は行政法などの学問分野で用いられる呼称であり、明確な定義は確立されていないが、一般には以下の法律が該当する。

河川法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、海岸法、港湾法、公有水面埋立法、水資源開発促進法、特定多目的ダム法、水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、工業用水法、工業用水道事業法、下水道法、温泉法、道路法、幹線道路の沿道の整備に関する法律、日本道路公団法、道路整備特別措置法、道路整備緊急措置法、高速自動車国道法、駐車場法、共同溝の整備等に関する特別措置法、都市公園法

関連資料 8 第2次福岡市行財政改革大綱(平成 11 年 11 月 福岡市)

第 2 次福岡市行財政改革大綱

- 21 世紀・新時代における行財政システムの確立に向けて -

平成 11 年 11 月

福岡市

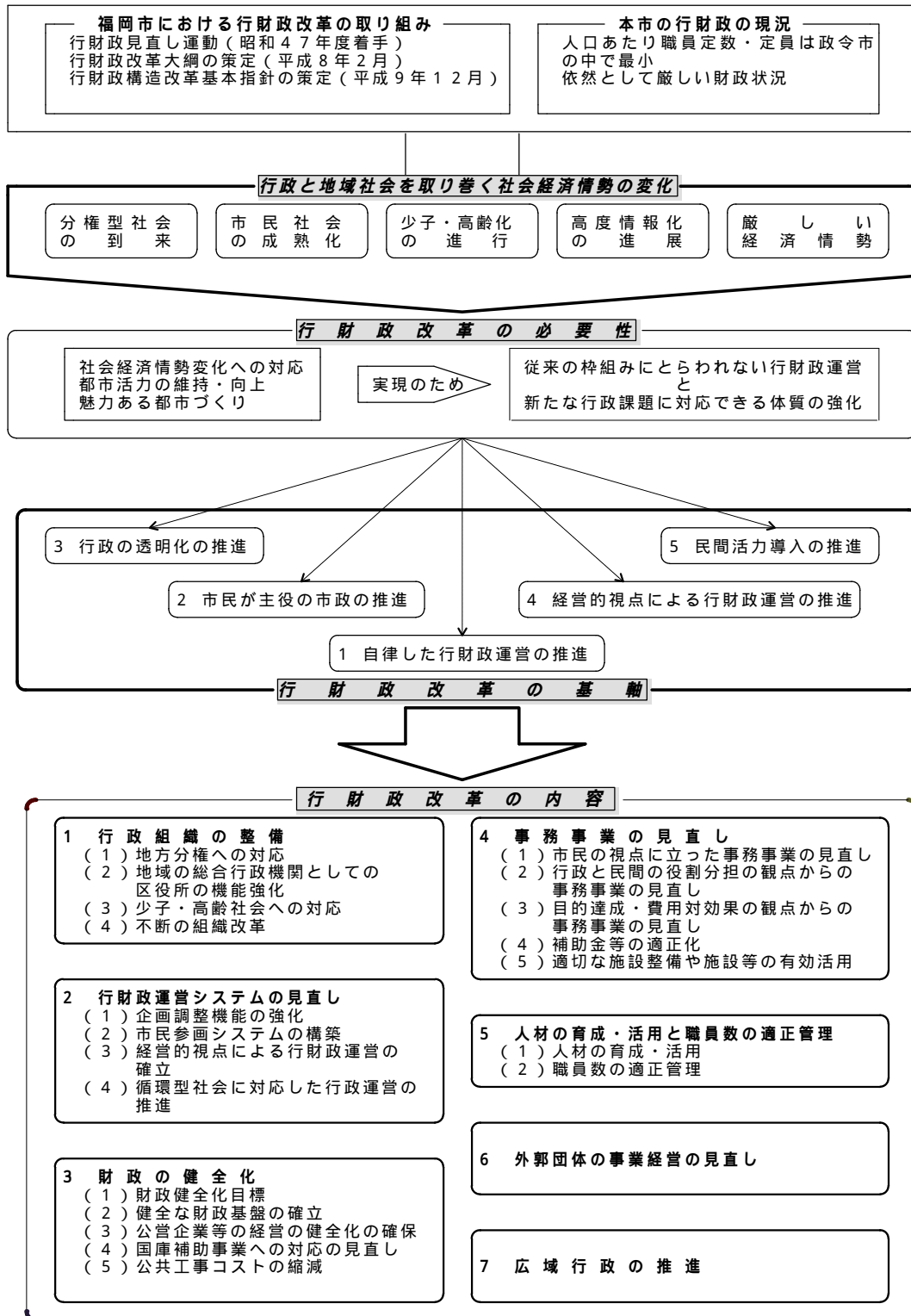
目 次

第 2 次福岡市行財政改革大綱体系図

	頁
第 1 行財政改革の必要性.....	1
1 福岡市における行財政改革の取り組み.....	1
2 本市の行財政の現況.....	1
3 行政と地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化.....	2
(1) 分権型社会の到来.....	2
(2) 市民社会の成熟化.....	2
(3) 少子・高齢化の進行.....	2
(4) 高度情報化の進展.....	3
(5) 厳しい経済情勢.....	3
4 行財政改革の必要性.....	3
第 2 行財政改革の基軸.....	5
1 自律した行財政運営の推進.....	5
2 市民が主役の市政の推進.....	5
3 行政の透明化の推進.....	5
4 経営的視点による行財政運営の推進.....	5
5 民間活力導入の推進.....	6
第 3 行財政改革の内容.....	7
1 行政組織の整備.....	7
(1) 地方分権への対応.....	7
(2) 地域の総合行政機関としての区役所の機能強化.....	7
(3) 少子・高齢社会への対応.....	7
(4) 不断の組織改革.....	7
2 行財政運営システムの見直し.....	8
(1) 企画調整機能の強化.....	8
(2) 市民参画システムの構築.....	8
ア 行政の透明化の推進.....	8
イ 市民参画の推進.....	8
ウ 地域コミュニティ・市民ボランティアの支援等の推進.....	8
(3) 経営的視点による行財政運営の確立.....	9
ア 行政評価システムの構築.....	9
イ 予算編成手法の改善.....	9
ウ P F I の導入等の新たな事業手法の検討.....	9
エ 事務改善運動の推進.....	9
オ 事務の簡素・効率化と高度情報化の推進.....	10
(4) 循環型社会に対応した行政運営の推進.....	10
3 財政の健全化.....	10
(1) 財政健全化目標.....	10
(2) 健全な財政基盤の確立.....	10
(3) 公営企業等の経営の健全性の確保.....	11
(4) 国庫補助事業への対応の見直し.....	11
(5) 公共工事コスト縮減.....	11
4 事務事業の見直し.....	11
(1) 市民の視点に立った事務事業の見直し.....	11
(2) 行政と民間の役割分担の観点からの事務事業の見直し.....	12

(3) 目的達成・費用対効果の観点からの事務事業の見直し	1 2
(4) 補助金等の適正化	1 2
(5) 適切な施設整備や施設等の有効活用	1 2
5 人材の育成・活用と職員数の適正管理	1 3
(1) 人材の育成・活用	1 3
ア 職員の意識改革と人材の育成	1 3
イ 高齢職員の活用	1 3
(2) 職員数の適正管理	1 3
6 外郭団体の事業経営の見直し.....	1 4
7 広域行政の推進	1 4
第 4 行財政改革の推進と進行管理	1 5

第2次福岡市行財政改革大綱体系図



第1 行財政改革の必要性

1 福岡市における行財政改革の取り組み

本市では、昭和47年度を初年度として、昭和55年度までに5次にわたる行財政見直し運動を展開するとともに、昭和56年度からは行財政改革推進本部を設置し、全庁を挙げて行財政改革に取り組んできた。

平成8年2月には、地方分権の進展に備えた行政システムの改善・強化、市民本位の行政運営を行うための市民参加システムの構築、社会経済情勢の変化への対応という3つの改革の視点を掲げ、平成8年度から平成10年度までを推進期間とする「福岡市行財政改革大綱」を策定し、行政システムの改革に主眼をおいた改革を実施するとともに、職員定数の適正管理や事務事業の見直しなどを推進してきた。

また、行財政改革大綱を策定して以後、国の行政改革や地方分権推進委員会の勧告など、地方行財政に大きな影響が見込まれる改革が実施の段階を迎えたほか、経済情勢の動向が一層不透明さを増してきたことなど、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したため、平成9年12月に、財政面を中心とした「行財政構造改革基本指針」を策定し、平成14年度を目標年度とする財政の健全化などに取り組んでいるところである。

2 本市の行財政の現況

以上のように、これまでの行財政改革への積極的な取り組みの結果、職員数を例にとると、本市は、他の政令指定都市との比較において、職員定数だけでなく、外郭団体への出向職員等を含む定員数についても最も少ない水準となっている。(平成11年4月1日現在の人口1万人当たりの定員数：福岡市82人、12政令指定都市平均127人) また、普通会計の歳出総額に占める人件費の割合を比較しても最も小さくなっているなど、12政令指定都市の中でも最も簡素・効率化が進んでいる。

一方で、財政面に目を転じると、バブル経済の崩壊以降、市税収入が低迷する中でも、市民生活の向上に向けた諸施策の着実な推進を図るため、基金や市債の活用など様々な工夫による財政運営を行ってきた結果、基金残高は、ピークであった平成4年度末の942億円から平成10年度末には256億円に減少する一方、一般会計における市債残高は平成10年度末には1兆681億円に、市全体では2兆2,285億円にも上るなど、依然として厳しい財政状況が続いている。

3 行政と地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 分権型社会の到来

今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、今まさに地方自治に関する仕組みが大きく変わろうとしている。

市民に身近な行政は、できる限り身近な自治体が処理するという地方分権の基本的な考え方により、機関委任事務制度の廃止や国の地方に対する関与のルール化、必置規制の見直し、権限移譲などが実施されることとなる。これに伴い、国と地方が従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係となるとともに、国の地方に対する関与の縮小に伴って自治体の自己決定権が拡充し、まちづくりにおける自治体の役割と責任は増大していくこととなる。

また、分権型社会の実現に向けた取り組みを真に実効性のあるものとするためには、市民に開かれた市政を実現するとともに、生活者の視点に立った施策の展開が一層求められることとなる。

(2) 市民社会の成熟化

市民社会が成熟化し、人々の価値観も多様化することに伴い、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化してきている。市政は市民の意思とその信託に基づいて誠実に遂行されねばならないが、行政だけでは解決できない課題も多い。今後、ゆとりや豊かさを実感できる地域社会の形成や循環型社会の実現などを図っていくためには、行政の取り組みに加え、市民にも主権者としての自覚と責任のもと、市民自治に向けた自らの取り組みが求められるところである。

このような中、近年、福祉や環境、防災などの幅広い分野においてボランティアやNPO等による市民活動が活発化するとともに、地域住民や企業が地域活動へ積極的に参加するなど、市民自治に対する意識や活動が高まりを見せている。

(3) 少子・高齢化の進行

少子・高齢化の波は、大きな潮流となって押し寄せてきている。

少子・高齢社会の到来に伴い、高齢者の保健・医療・福祉に関わるニーズの多様化や量的拡大が見込まれるとともに、未来を支える新しい世代の健全育成、安心して子どもを産み育てる環境づくりなど、子どもにかかわる行政需要は男女共同参画社会の確立の観点からも増大することが予想される。

(4) 高度情報化の進展

今日、情報処理技術・通信技術の飛躍的な発展と、利用者のニーズの高度化・多様化が相まって、地域においても高度情報化が急速に進んできている。特にインターネット等の新しいコミュニケーションの手段は、企業だけではなく広く市民生活に浸透してきており、情報ネットワーク社会が形成されつつある。

高度情報化は、行政サービスの迅速かつ効率的な提供や、市民との双方向のコミュニケーションによる豊かで活力ある地域社会の実現に大きな役割を果たすことが期待されており、行政としても高度情報化に向けた一層の取り組みが求められている。

(5) 厳しい経済情勢

我が国の経済は、バブル崩壊後、ほぼ一貫して低成長を続けるとともに、ここ数年は、生産、所得、需要の減少を通じた通常の不況期の悪循環に、金融システムへの信頼の低下、家計の不安が重なり、景気後退を一層深刻なものとした。現在、各種の政策効果の浸透などにより、このような情勢は若干改善の兆しが見えてきたものの、依然として不透明感は否めず、大幅な改善は見込めない状況である。

このような厳しい経済情勢は、本市経済においても例外ではなく、本市の財政運営にも大きな影響を及ぼしている。今後右肩上がりの経済成長が見込みにくい中で、市税収入などの伸びは期待できず、一方で、公債費、扶助費等の義務的経費の増嵩などを勘案すると、本市の財政運営は、今後一層厳しくなることが見込まれる。

4 行財政改革の必要性

以上のように、分権型社会の到来により国と地方の関係はまさに大きな転換期を迎え、行政に対する市民意識も大きな変容を遂げようとしている。また、少子・高齢化の進行などに伴う行政需要の増大や高度情報化の進展は、今後の行財政運営に大きな影響をもたらすことが予想される。

今後一層厳しくなることが見込まれる本市の財政状況において、これら社会経済情勢に的確に対応し、かつ、都市活力の維持・向上や市民の視点に立った魅力ある都市づくりを推進していくためには、時代の潮流を見極め、従来の枠組みにとらわれない行財政運営に果敢に取り組みとともに、新たな行政課題に対応できるよう体質を強化していかなければならない。

このため、本市の今後の行財政改革の基本的な考え方を示す「第2次福岡市行財政改革大綱」をここに策定し、

自律した行財政運営の推進、市民が主役の市政の推進、行政の透明化の推進、経営的視点による行財政運営の推進、民間活力導入の推進、を基軸に、具体的な取り組みを強力に推進していくものとする。

第2 行財政改革の基軸

1 自律した行財政運営の推進

地方分権の進展に伴う機関委任事務制度の廃止や必置規制の見直し、国の関与の廃止・縮減、権限移譲などにより、自治体の自己決定権は大きく拡充することになる。この自己決定権の拡充は、自己責任の範囲の拡大をもたらすものであり、自治体は市民の負託に応えて責任ある施策を展開していかなければならない。

このため、自主的かつ総合的な行財政運営、本市の特性や市民のニーズに適切に対応した豊かで個性的なまちづくりの展開などを進めていく。

2 市民が主役の市政の推進

市民社会が成熟化する中、市民の自発的なまちづくりへの取り組みや市政への参加意欲が高まりをみせるとともに、今後の地域社会の大きな課題である少子・高齢社会や循環型社会に的確に対応していくためには、市民ボランティアや非営利団体(NPO)の担う役割がますます重要になるものと予想される。また、従来からの施策を展開するにあたっては、発想の起点を「市民」に置くことが強く求められるようになっている。

このため、市民の自主的な活動の促進に向けた支援を強化するとともに、主権者である市民の満足度を向上させるなど、市民が主役となる市政を、市民と行政が目標を共有しながら推進していく。

3 行政の透明化の推進

分権型社会において、自律した行財政運営を推進していくとともに、市民が主役の市政の推進を図っていくためには、市民と行政との信頼・協力関係の構築が不可欠である。

このため、行政情報の積極的な提供を行うなど、市民に分かりやすく透明性の高い行政を推進し、市民への説明責任を果たしていく。

4 経営的視点による行財政運営の推進

地方分権の進展、厳しい財政状況の中で、自律し、責任ある行財政運営がこれまで以上に強く求められている。「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に則って、職員一人ひとりがサービス精神、コスト意識などの経営感覚を持つとともに、組織として行政の簡素・効率化の徹底、高度情報化の推進、明確な方針に基づいた計画的な行財政運営、民間部門活用の推進など、「経営」の視点に立った行財政運営を推進していく必要がある。

施策の選択にあたっては、的確にニーズを把握し、費用対効果の検証を行って優先度を検討し、効率的・重点的な財源の配分を図る。

多様な市民ニーズへの対応にあたっては、行政の肥大化を招くことのないよう、行政と市民の責任領域に留意しながら、市民にも必要かつ適正な役割や負担を求めるものとし、民間によるサービスの提供も含め、情報の提供や人材の育成、コーディネート機能の支援など、基礎的サービスを中心に対応していく。

5 民間活力導入の推進

近年、民間セクターによる財・サービスの提供は質的に向上し、従来、行政が取り組んできた分野への参入の事例も多くなっている。一方で、景気低迷を背景とした厳しい雇用環境のもと、雇用創出に向けた積極的な取り組みが急務となっている。

このような、民間の役割の増大や深刻化する雇用情勢を踏まえつつ、行政としては、民間における就業機会の拡大や新たな民間市場の形成をも視野に入れた市政運営に努めていく必要がある。民間セクターと競合すると認められる分野については、積極的に民間セクターに委ねるものとする。

また、行政が責任を持って実施することが適当と判断される施策や事業の実施にあたっては、民間の専門的な知識・ノウハウや弾力的・機動的な執行体制の活用により、市民サービスの向上や経費の節減・合理化が図られる分野においては、従来どおり、公共性の確保等に十分配慮しながら、極力、民間委託化を図るとともに、新たな民間活力の導入方法についても検討を行う。

第3 行財政改革の内容

1 行政組織の整備

(1) 地方分権への対応

国の関与・必置規制の見直し、国や県からの権限の移譲等地方分権の流れに積極的かつ的確に対応し、本市自らの責任において自律的、主体的な行政運営ができるよう組織の整備を図る。

特に、地方分権に伴う自己決定権の拡充を受け、地域の特性や市民ニーズを踏まえつつ、より計画的・総合的な施策展開が可能となるよう、従来、国の事業目的別になりがちであった行政組織について、移管、再編、統合等を見直しを行う。

また、経営の視点に立った簡素で効率的な組織整備など既存の枠組みにとらわれない組織整備を推進する。

(2) 地域の総合行政機関としての区役所の機能強化

市民の視点に立った行政の実現及び市民との協働関係の構築のため、住民に直結する行政は可能な限り区役所で行う。そのため、市民生活に密着したサービス提供の拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点として、区役所の機能強化を図っていく。

(3) 少子・高齢社会への対応

高齢社会に的確に対応していくため、介護保険制度の円滑な実施に向けた組織整備を行うとともに、少子社会等の情勢の変化に対応して、子どもを産み育てやすい環境づくりや、健全育成等について、子どもの視点から総合的に施策を推進するため、これまで縦割りとなっていた組織の見直しを図る。

(4) 不断の組織改革

民間委託や情報化の推進、内部事務の集約化、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等により組織の簡素・効率化を図るとともに、行政ニーズの変化に柔軟に対応した組織づくりや市民の視点に立った分かりやすい組織づくりなど不断の組織改革を引き続き推進する。

また、組織をまたがる行政課題等に的確に対応していくため、プロジェクト制の積極的かつ効果的な活用を図るなど、所属を超えた連携の強化に努める。

2 行財政運営システムの見直し

(1) 企画調整機能の強化

本市では、従来から各局区に計画部門の組織を整備するとともに、企画調整部門による機動的・弾力的な総合調整機能の強化を図ってきたところであるが、今後の地方分権の進展に対応するため、引き続き、企画調整機能の強化を図る。

また、機関委任事務制度の廃止等に伴う自治立法権の拡大に適切に対処するとともに、市民と地域のニーズに対応した責任ある施策を主体的に立案・推進するため、職員の資質向上に併せて政策法務機能の強化を図る。

(2) 市民参画システムの構築

ア 行政の透明化の推進

市民に分かりやすく透明性の高い行政を推進していくため、市民に行政情報を積極的に提供していくとともに、効果的な広報のあり方の見直しなどを行う。

また、情報公開制度や行政手続制度などの積極的な運用を行うとともに、公共工事の透明性の向上を図るため、入札予定価格の事前公表を推進する。

イ 市民参画の推進

市民の意見を市政に反映させ、市民の視点に立った事務事業を展開するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進する。そのため、広聴機能の強化を図るとともに、市政全般にわたり市民参画を推進する。

特に、福祉活動や市民に身近な施設の整備にあたっては、ワークショップなど新たな方策による市民参画の推進を図る。

ウ 地域コミュニティ・市民ボランティア等の支援の推進

地域コミュニティを基礎とする市民主体のまちづくり活動に対して、市民利用施設、地域組織、支援・育成事業などのあり方の見直しを踏まえ、より効果のある支援を行うとともに、市民ボランティアや非営利団体(NPO)に対しても、その自発的、自主的な活動の促進に向けて支援を行う。

さらに、これらと行政との明確な役割分担の下、市民と行政との協力関係に基づくまちづくりの推進を図るとともに、地域コミュニティに関する分野において、市民が主体性と責任を持って取り組む方が大きな効果が期待できる分野については、地域コミュニティに積極的に委ねる。

公民館、市民センターについては、社会教育施設としての枠組みを超えて、地域コミュニティ活動の拠点としての役割を高める。

(3) 経営的視点による行財政運営の確立

ア 行政評価システムの構築

施策や事務事業の客観性、透明性、市民満足度を高め、サービス精神と経営感覚に立脚した自治体経営を推進していくため、指標に基づく行政評価システムを構築する。

イ 予算編成手法の改善

予算編成作業の前段階で、重要課題等の抽出を行い、施策の重点化を図るなど、メリハリのある予算編成を目指す。

また、行政評価と連携して、事業の相対的な比較を行いながら、ゼロベースの視点に立ち、すべての事務事業を見直し、社会経済情勢の変化に即応した予算編成に取り組む。

ウ PFIの導入等の新たな事業手法の検討

民間の資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る観点から、PFI(Private Finance Initiative:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進)等の新たな事業手法の導入について検討していく。

エ 事務改善運動の推進

市民サービスの向上や事務の効率的・効果的な執行を図るため、職員一人ひとりが業務について問題意識を持ち、その見直しや改善を行う「事務改善運動」を全庁的に展開する。

オ 事務の簡素・効率化と高度情報化の推進

簡素で効率的な行政運営を図るため、事務の集約化・一元化や情報化を推進する。

また、行政情報のデジタル化、標準化を進め、情報の共有化等を通じた事務の効率化、高度化を図るため、全庁OAシステムの整備を推進するとともに、インターネット等を活用した、市民への行政情報の提供を進める。

(4) 循環型社会に対応した行政運営の推進

持続可能な循環型社会を構築するため、行政が率先して、省資源・省エネルギー、リサイクル、水の有効利用等、環境に配慮した行政運営の推進を図る。

3 財政の健全化

(1) 財政健全化目標

目標年次を平成14年度とした財政健全化に向けた次の取り組みを着実に推進する。

財源に見合った財政歳出構造の確立を目指す。

市債償還額と市債発行額の均衡を図り、市債残高を増加させない。

目標を達成するために、行財政構造改革基本指針における集中健全化期間(平成10年度～平成12年度)の経常経費については、事業の10%程度の統廃合を行い、総額100億円の縮減を着実に進める。

(2) 健全な財政基盤の確立

市税や国民健康保険料等における収入率の向上や滞納に対する迅速・的確な対応などによる歳入の確保、必要な分野への重点的な投資を通じた地域経済の活性化による税源のかん養、受益者負担のあり方の見直しなどにより、自主財源の確保に努める。また、今回の分権改革に伴い拡充した課税自主権の活用についても研究を進める。

経常経費については、市民サービスの質の維持を念頭におきながら、集中健全化期間後も縮減に努める。

投資的経費では、各種プロジェクトについて、事業効果などの点検を行い、事業実施手法などについて再検討を行う。

(3) 公営企業等の経営の健全性の確保

水道、交通、病院、下水道事業等の経営の健全化に向けて不断の見直しを推進するため、経営管理のあり方を見直しを行い、効率的な経営の推進とサービス水準の向上に積極的に取り組むとともに、将来にわたる財政負担の見通しを踏まえた適正な投資を図る。

なお、料金の改定に当たっては、効率的な経営に基づく適正な原価を基礎とするとともに、その改定の必要性や妥当性など、市民に分かりやすい情報を提供する。

(4) 国庫補助事業への対応の見直し

安易に国の補助制度の存否等を施策や事業の選択にあたっての判断基準とすることなく、市民ニーズを的確に把握し、その必要性や緊急性について市民の視点に立って慎重に見極め、投資の重点化・効率化を図るなど、国庫補助事業についても積極的に見直しを行う。

(5) 公共工事コストの縮減

引き続き公共工事コストの縮減に努めるとともに、今後の施設建設にあたっては、適当な施設水準のあり方の検討、民間類似施設との価格比較等を行い、コストの縮減を図る。

4 事務事業の見直し

(1) 市民の視点に立った事務事業の見直し

市民の視点に立って、行政窓口の一元化や申請手続きの簡素化、高齢者・障害者などに配慮した住みやすいまちづくり、市民が利用しやすい公共施設の管理運営などの観点から事務事業の見直しを行う。

(2) 行政と民間の役割分担の観点からの事務事業の見直し

施策や事業手法の選択にあたっては、行政と民間の役割分担を踏まえ、可能なものについては積極的に民間セクターに委ねていく。

なお、すでに民間委託を実施しているものについては、そのメリットである市民サービスの向上と経費の節減・合理化が図られているかなどについて検証を行う。

(3) 目的達成・費用対効果の観点からの事務事業の見直し

目的達成や費用対効果の観点から、事務事業全般にわたって様々な角度から検証を行い、施策の重点化等を進める一方で、縮小、廃止、凍結等を見直しが必要なものは具体化を図る。目的、効果、対象などが重複している類似事業は、効率的な市民サービスの提供という観点から、事業体系の再編などの整理を行い、事業の統合を進めていく。

(4) 補助金等の適正化

補助金等については、各種の行政目的や公益性に応じて支出するものであるが、全額補助や著しい高率補助についての補助率の総合的な見直し、団体運営補助についての計画的縮減・廃止による当該団体の自立促進、奨励的補助についての施策目標の明確化と終期の設定、零細補助についての必要性・効率性・効果等の検証による整理を行うとともに、新規補助金についても真に必要なものだけに厳しく限定し、終期を設定するなど、その適正化を図る。

(5) 適切な施設整備や施設等の有効活用

施設整備については、その必要性・緊急性及び的確な需要予測と適正な管理コスト等の十分な検討に加え、民間、県、周辺市町村を含めた整備状況を踏まえ、真に必要な施設についてのみ整備を進めるとともに、障害者・高齢者等に配慮した施設づくりを行う。

また、既存公共施設については、多目的利用の促進や利便性の向上の観点から、施設の弾力的な運用の検討を行うとともに、その効果が薄れてきたと判断される施設や、他の施設との連携等により効率化が図れる施設については、機能転換や統廃合の検討を進める。

なお、当面利用予定がない公有地については、民間等への処分・一時貸付け、公有地信託制度の活用など、有効活用を積極的に進めるとともに、売却益等については、将来の新たな市有財産の形成のための財源として基金への積み立て等の検討を行う。

5 人材の育成・活用と職員数の適正管理

(1) 人材の育成・活用

ア 職員の意識改革と人材の育成

分権型社会への対応と経営の視点に立った行財政運営の推進を図っていくためには、経営感覚や市民の視点に立ったサービス精神の醸成など、職員、特に組織風土に大きな影響を持つ管理職職員の意識改革を図ることが必要である。

また、新しい時代の流れや地域・住民のニーズの変化に対応して的確に課題を把握し、独自の政策を推進するためには、創造的な政策形成能力・問題解決能力を有する士気の高い人材が求められる。

このため、これらの人材育成の視点に立った職員研修の充実や人事制度の見直しを行う。

イ 高齢職員の活用

本格的な高齢社会を迎え、高齢職員の能力と経験の活用や公務の能率的運営が求められているため、平成13年度の国の新再任用制度の導入を踏まえ、本市への同制度の導入も含めて、高齢者雇用のあり方の研究を行い、高齢職員の活用を図る。

(2) 職員数の適正管理

本市においては、これまでも職員定数の適正管理に努め、12政令指定都市の中でも最も簡素・効率化が進んでいる状況である。

しかしながら、今後、引き続き人口増が見込まれるとともに、介護保険制度の実施をはじめ、地下鉄3号線の建設・運営、臨海清掃工場の建設・運営、国際スポーツイベント等の開催、福祉・環境行政の推進など、行政需要もますます多様化、増大することが見込まれており、最少の経費で最大の効果を挙げるという行政運営の基本理念に則り、職員定数のさらなる適正管理を推進していく。

事業の縮小・終了、廃止にあたっては、確実に減員を行うことはもちろん、情報化・委託化の推進など事務事業の執行方法の見直し、スクラップ・アンド・ビルドの原則に則った対応などにより、平成12年度から平成16年度までの5か年間で、職員定数の5%（約500人）以上の見直しを行い、減員分は新たな行政需要に振り替えるとともに、増員と減員の差し引きで職員定数を50人以上純減する。

また、補助職員として活用している臨時的任用職員等についてもさらなる適正管理を推進していく。

6 外郭団体の事業経営の見直し

外郭団体については、本市行財政運営において必要な協力団体であり、柔軟なサービスの提供や民間資金・実知的知識の活用といった観点から引き続きその効果的活用を図っていく必要があるが、一方ではその経営の健全化・効率化の観点から、団体のあり方や事務事業の見直し、経営の改善などを推進していく必要がある。

このため、所期の目的を達したものを、民間においてサービス等の提供が可能なもの、類似・関連するものについて統廃合を推進し、平成9年度の43の外郭団体を平成14年度までに2割程度削減する。今後はさらに、事務事業の見直しなどによる外郭団体の経営の健全化と活性化を図るとともに、市の指導・監督、支援のあり方についても見直しを行うほか、外郭団体の経営評価システムの構築に向けて検討を進める。

また、経営の視点に立った公の施設の管理運営を推進するため、外郭団体に管理委託をしている公の施設について、当該施設の利用に係る料金を外郭団体自らが定め、自らの収入として収受する利用料金制度の導入を推進する。

7 広域行政の推進

本市には、福岡都市圏の母都市として、水、交通、廃棄物、福祉などをはじめとして広域的に解決を図っていくべき課題に主体的に取り組む役割が期待されており、今後とも福岡都市圏広域行政推進協議会を中心として、近隣の市町村との連携を視野に入れた行財政運営を推進していく。

第4 行財政改革の推進と進行管理

本行財政改革大綱に基づく改革の推進期間は、原則として平成12年度から平成14年度までとし、これに基づく実施計画を毎年度改定しながら、計画的に行財政改革を推進する。

また、行財政改革の具体的な取り組みについては、市議会をはじめ市民の理解と協力を得ながら推進していくとともに、取り組み状況について市民への公表に努める。

この大綱に基づく改革が実効あるものとなるよう、職員一人ひとりが自ら意識改革を行い、新たな発想と展望を持って取り組んでいくものとする。

索引 (ゴシック体は主要記載箇所)

アルファベット

AHP (階層分析法) 25
 BLT (Built Lease Transfer) 型 7
 BOO (Built Operate Own) 型 7
 BOT (Built Operate Transfer) 型 6, 107, 122, 127, 129
 BTO (Built Transfer Operate) 型 6, 7, 8, 107, 122, 128, 129
 DP AE 89
 EIRR 126
 FBC (最終PFI事業計画書) 14, 85, 86, 89, 92, 93, 141
 LCC (ライフサイクルコスト) 3, 29, 46, 50, 52, 105, 113, 119, 120, 121, 123, 124, 126, 133, 134
 NPM 1, 93
 OBC (PFI事業計画書) 14, 18, 50, 54, 55, 57, 63, 71, 73, 74, 86, 88, 102, 103, 107, 109, 138, 141
 PFI 1
 PFI 仮契約 84
 PFI 基本方針 10, 19, 23, 25, 26, 44, 61, 69
 PFI 契約 19, 24, 34, 35, 36, 50, 58, 61, 62, 79, 80, 81, 82, 84, 85, 91, 92, 102, 111, 117, 138
 PFI 事業計画書(OBC) 14, 18, 50, 54, 55, 57, 63, 71, 73, 74, 86, 88, 102, 103, 107, 109, 138, 141
 PFI 事業推進委員会 17, 18, 19, 21, 24, 26, 39, 45, 46, 51, 53, 55, 80, 93
 PFI 法 4, 10, 18, 19, 20, 30, 33, 35, 38, 61, 117, 118
 PSC (パブリック・セクター・コンパレーター) 25, 26, 56, 111, 113, 119, 124, 133, 134, 135
 PSC 方式 26, 104, 105, 111, 113, 119, 120, 121, 124, 133, 134
 ROT (Rehabilitate Operate Transfer) 型 8
 SPC (特別目的会社) 5, 70, 84, 85, 93, 102, 124, 126, 134
 VFM (バリュー・フォー・マネー) 2, 3, 11, 12, 19, 21, 23, 24, 25, 26, 28, 32, 44, 45, 46, 49, 50, 52, 54, 56, 77, 93, 104, 109, 110, 111, 119, 123, 133, 134, 135
 VFM テスト 111, 133, 134
 WTO 政府調達協定 14, 57, 58, 59, 60, 61, 62

ア行

アウトプット仕様 29, 50, 74, 88, 103, 130, 131, 132, 133, 135, 136, 137
 一次審査(事前資格審査) 27, 31, 56, 62, 63, 66,

67, 71, 72, 73, 74, 75

カ行

階層分析法(AHP) 25
 官民役割分担 50, 109, 117, 133, 138
 管理委託 3, 4, 44, 106, 107, 113
 議会議決 33, 34, 35, 84
 客観性 4, 10, 11, 12, 18, 24, 25, 39, 69, 87, 88, 138
 キャッシュフロー 10, 36, 82, 123, 124, 126
 キャッシュフロー分析 37, 46, 117, 124
 業務委託 3
 苦情申立 78
 契約 2, 3, 7, 10, 18, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 43, 48, 50, 51, 52, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 69, 70, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 90, 102, 105, 106, 107, 109, 110, 113, 114, 115, 117, 118, 120, 132, 137, 141
 契約相手方 5, 84
 現価法 123
 コーポレート・ファイナンス 10, 37, 117
 固定金額による一括発注(フルターンキー・ランブサム契約) 110
 交渉権者 30, 79
 公共関与 5, 28
 公設公営 122, 124, 125
 公物管理法 23, 44, 106
 公平性 10, 11, 12, 18, 24, 25
 公募(公告) 14, 15, 18, 26, 28, 29, 30, 31, 52, 56, 59, 61, 62, 63, 69, 70, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 84, 107, 113, 132
 公募型プロポーザル方式随意契約 13, 30, 31, 57, 61, 62, 72, 78
 コミュニティボンド 10
 コンソーシアム 70, 75, 84

サ行

サービス購入型 5
 サービス実績支払い 90, 136
 サービス水準 6, 11, 22, 29, 36, 43, 52, 83, 90, 137
 最終PFI事業計画書(FBC) 14, 85, 86, 89, 92, 93, 141
 債務負担行為 33, 34, 35, 84
 仕様発注 3, 49, 74, 130
 市場調査(市場サウンディング) 28, 29, 50, 60, 63, 103, 104, 106, 113, 116, 121
 事業スキーム 5, 45, 46, 50, 103, 106, 107, 108, 116, 117, 134

事業管理計画書 50, 85, 86, 102, 141
事業者の選定 14, 15, 30, 56, 61, 63, 72, 77
事業者選定審査委員会 17, 18, 24, 27, 31, 46, 56,
62, 63, 69, 70, 73, 76, 77
事業破綻 27, 36, 52, 83
実施手続き 14
実施体制 14, 17
実施方針 14, 18, 19, 24, 26, 29, 46, 50, 51, 52, 53,
54, 55, 57, 70, 71, 138, 140
従来方式 3, 4, 9, 10, 12, 21, 23, 24, 25, 26, 29,
111, 113, 114, 121, 124, 125, 133
ジョイントベンチャー型 6, 28
条件規定書 49, 56, 73, 74, 79, 80
性能発注 2, 3, 22, 29, 32, 43, 49, 64, 69, 71, 74,
79, 107, 130
ショートリスト 17, 19, 20, 21, 22, 26, 39, 40, 46,
47, 48
シンジケーション(融資団) 118
3E 1, 11
政策会議 20, 21, 26, 39, 45, 51, 53, 55
総合点数化方式 32, 64, 65
総合評価一般競争入札 30, 31, 57, 58, 61, 62, 63,
72, 74, 77, 78, 107

タ行

第3セクター 8
ダイレクト・アグリーメント 28, 49, 81
単位価格当たりの点数化方式 32, 64, 65
段階別・工種別発注 3
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続き
の特例を定める政令 58
特別目的会社(SPC) 5, 70, 84, 85, 93, 102,
124, 126, 134
ツーエンベロップ方式 32, 64, 74, 75
テクニカル・アドバイザー 49
透明性 4, 10, 11, 12, 18, 24, 25, 69
特定事業の選定 17, 18, 19, 24, 26, 50, 51, 52, 54,
55, 57, 71
独立採算型 6, 31, 48
土地の無償貸付 35, 84

ナ行

二次審査 27, 31, 57, 62, 63, 66, 68, 73, 75, 76,
77
二段階選定 63, 72, 73

ハ行

パブリック・セクター・コンパレーター(PSC)
25, 26, 56, 111, 113, 119, 124, 133, 134, 135
パートナーシップ 1, 11, 12
バリュー・フォー・マネー(VFM) 2, 3, 11, 12,
19, 21, 23, 24, 25, 26, 28, 32, 44, 45, 46, 49, 50,
52, 54, 56, 77, 93, 104, 109, 110, 111, 119, 123,

133, 134, 135
ファイナンシャル・アドバイザー 49, 118
不可抗力 13, 36, 82, 114, 115, 133, 139
プロジェクト・ファイナンス 10, 37, 49, 106, 117,
118
紛争処理 27, 36, 83
包括的発注 3, 49
ボーナス・アンド・ペナルティ制度 25, 36, 83

マ行

民間発案 17, 19, 20, 23, 26, 39, 40, 42, 44, 45
モニタリング 18, 27, 28, 29, 36, 43, 50, 52, 80,
83, 86, 87, 88, 89, 91, 102, 103, 135, 136, 137,
138, 141
モニタリング実施計画書 86, 87, 137

ヤ行

優先交渉権者 27, 30, 56, 61, 74, 77, 78, 79, 80,
84
ユニタリー・ペイメント 91, 137

ラ行

ライフサイクル 2, 9, 21, 29, 123, 124
ライフサイクルコスト(LCC) 3, 29, 46, 50,
52, 105, 113, 119, 120, 121, 123, 124, 126, 133,
134
リーガル・アドバイザー 49, 73, 120
リース 7, 8, 38, 118
リスク 1, 2, 3, 8, 9, 11, 13, 24, 25, 30, 32, 33, 36,
43, 45, 48, 51, 52, 64, 66, 68, 74, 79, 81, 82, 83,
103, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114,
115, 117, 119, 126, 130, 133, 134, 135, 139,
141
リスク調整値 24, 103, 111, 112, 113, 114, 119,
133, 134, 135
リスク分析 24, 37, 50, 102, 109, 111, 113, 114,
117, 118, 133, 138
リスク分担 2, 3, 8, 14, 24, 32, 33, 36, 37, 51, 61,
73, 74, 79, 82, 83, 93, 109, 110, 111, 113, 116,
117, 133, 138, 139
リターン 24, 107, 108, 126
リファイナンス 37, 118
利用可能性支払い 90, 136
利用量支払い 90, 136
ローンライフDSCR 126
ロングリスト 17, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 39, 40, 41,
43, 45, 46
ロングリストの客観的絞り込み基準 20, 22, 43,
45

ワ行

割引率 52, 123, 126